

令和元年度

包括外部監査結果報告書

(広島県の少子化対策事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について)

広島県包括外部監査人

奥野修士



<b>第 1</b>	<b>包括外部監査の概要</b>	<b>1</b>
1	外部監査の種類	1
2	選定したテーマ	1
3	選定の理由	1
4	監査対象機関	1
5	監査対象期間	1
6	補助者の氏名及び資格	1
7	利害関係	2
<b>第 2</b>	<b>監査の要点</b>	<b>2</b>
1	合規性, 経済性, 効率性, 有効性	2
2	内部統制	2
3	広島県のビジョンとPDCA	3
4	「少子化対策」事業における指標・目標について	4
5	契約	4
6	補助金, 負担金	5
7	市町・国との関係	5
<b>第 3</b>	<b>監査の結果について</b>	<b>6</b>
1	指摘, 意見	6
2	数値について	6
3	監査の結果の一覧	6
<b>第 4</b>	<b>広島県の人口等の推移と予測</b>	<b>11</b>
1	概要	11
2	少子化の影響	12
<b>第 5</b>	<b>広島県の少子化対策</b>	<b>13</b>
1	チャレンジビジョンにおける少子化対策	13
2	チャレンジビジョンにおける少子化対策の位置づけ	15
3	本外部監査の対象	17
4	県の少子化対策と合計特殊出生率との関係	17
5	「ひろしまファミリー夢プラン」	19
6	ワークを構成する事業の一覧と監査結果	21
7	予算・決算の推移	24
8	健康福祉局の組織図	25
<b>第 6</b>	<b>本外部監査における経済性・効率性・有効性(3E)及び指標・目標の考え方</b>	<b>27</b>

1	前提	27
2	経済性	27
3	効率性	27
4	有効性	28
5	まとめ	28
<b>第7</b>	<b>指標・目標と3Eの関係</b>	<b>29</b>
1	指標・目標が適切であること	29
2	指標の性質(ストック指標とフロー指標等)	30
3	因果関係と相関関係, ロジックモデルと指標	30
<b>第8</b>	<b>広島県における少子化要因調査分析事業</b>	<b>32</b>
1	概要	32
2	内容	32
3	活用方法	32
4	公益財団法人中国地域創造研究センターとの業務委託契約	33
5	委託契約の変更	34
6	問題点(調査分析結果の活用がなされていないことについて)	34
7	指摘(公益財団法人中国地域創造研究センターとの業務委託契約を随意契約により行ったことについて)	37
8	指摘(少子化要因調査分析結果の利用・活用について)	37
<b>第9</b>	<b>ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業</b>	<b>37</b>
1	概要	37
2	「ひろサポ」の活動内容	37
3	予算・決算の推移	43
4	指標・目標	43
5	ひろしまこども夢財団への委託	44
6	課題・問題点(ひろサポ会員の登録者数を指標とすることについて)	45
7	課題・問題点(成婚の事実の把握の困難性)	46
8	課題・問題点(成婚(有配偶率増加)のためのコスト)	47
9	課題・問題点(「抽選」の表示と実態の乖離)	49
10	課題・問題点(個人情報取得と利用目的)	50
11	課題・問題点(バナー広告収入の取扱い)	51
12	意見(ひろサポ会員の登録者数を目標とすることについて)	52
13	意見(有配偶率増加のための各種事業の評価, 再検討について)	53
14	指摘(成婚数把握のための経費について)	53

15 指摘(「抽選」と表示することについて) .....	54
16 指摘(個人情報の利用目的の表示について) .....	54
17 指摘(ひろサポのホームページのバナー広告収入について) .....	54
<b>第 10 みんなでおせっかい「こいのわ」イベント事業 .....</b>	<b>54</b>
1 概要 .....	54
2 事業内容 .....	55
3 予算・決算の推移 .....	55
4 指標・目標 .....	55
5 課題・問題点 .....	56
<b>第 11 みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業 .....</b>	<b>56</b>
1 概要 .....	56
2 事業内容 .....	56
3 予算・決算の推移 .....	57
4 指標・目標 .....	57
5 株式会社第一エージェンシーへの業務委託 1(みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェ クト業務) .....	58
6 株式会社第一エージェンシーへの業務委託 2(みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェ クト業務(追加分) .....	60
7 問題点(当初の契約の変更により, 別の委託を追加することについて) .....	61
8 問題点(委託契約の成果物が活用されていないことについて) .....	62
9 指摘(変更契約により実質的に新たな契約内容を追加することについて) .....	63
10 意見(変更契約の許容範囲について) .....	63
11 指摘(委託契約の成果物の活用について) .....	63
<b>第 12 ライフデザイン啓発事業 .....</b>	<b>64</b>
1 概要 .....	64
2 業務委託契約 .....	64
3 事業の実施状況 .....	65
4 課題・問題点 .....	65
5 意見(委託契約を単価契約的要素を含む内容にすることについて) .....	66
<b>第 13 ひろしま出会いサポーターズ構築事業 .....</b>	<b>66</b>
1 概要 .....	67
2 事業内容 .....	67
3 予算・決算の推移 .....	67

4 課題・問題点.....	67
<b>第 14 婚活システムの維持管理事業.....</b>	<b>67</b>
1 概要 .....	68
2 株式会社 KG 情報への業務委託.....	68
3 委託業務の内容.....	68
4 課題・問題点.....	68
5 意見(ひろサポの WEB サイトの運営に要する, KG 情報に対する委託費と夢財団への委託費の関係の精査について) .....	69
<b>第 15 市町少子化対策支援事業.....</b>	<b>70</b>
1 概要 .....	70
2 事業内容 .....	70
3 予算・決算の推移.....	72
4 課題・問題点(低調な予算執行) .....	72
5 課題・問題点(実績報告確認のあり方) .....	73
6 指摘(市町が自ら実施主体となっている補助対象経費の確認について) .....	74
7 意見(地域少子化対策重点推進交付金及び結婚新生活支援事業費補助金の活用について) .....	74
<b>第 16 不妊治療支援事業.....</b>	<b>74</b>
1 概要 .....	74
2 不妊治療支援事業を構成する事業.....	74
3 予算・決算の推移.....	75
4 指標・目標 .....	75
<b>第 17 不妊検査・一般不妊治療費助成事業.....</b>	<b>76</b>
1 事業概要 .....	76
2 申請件数等.....	77
3 各市町の助成制度との比較.....	78
4 課題・問題点(夫婦共同要件について) .....	79
5 課題・問題点(申請期限遅延の取扱いについて) .....	80
6 課題(制度の周知・広報について) .....	82
7 課題・問題点(各市町の助成制度との関係について) .....	84
8 課題・問題点(徴求資料について) .....	88
9 課題・問題点(目標の設定について) .....	88
10 課題・問題点(年齢要件について) .....	88

11 意見(本事業のあり方の再検討について).....	89
12 意見(各市町の助成制度との関係について).....	91
13 意見(前年度目標値に増加率を乗じた目標を設定することについて).....	91
<b>第 18 不妊検査・一般不妊治療費助成事業プロモーション業務.....</b>	<b>91</b>
1 概要.....	91
2 事業の内容.....	92
3 課題・問題点.....	93
<b>第 19 不妊検査・一般不妊治療費助成金管理システム改修業務.....</b>	<b>93</b>
1 概要.....	93
2 事業の内容.....	94
3 課題・問題点.....	94
<b>第 20 妊娠・出産・不妊に関する相談対応事業.....</b>	<b>94</b>
1 概要.....	94
2 事業の内容.....	94
3 問題点(実績報告書の提出時期と収受印について).....	95
4 課題・問題点(対象経費の按分方法について).....	95
5 指摘(対象経費の決定根拠資料について).....	97
6 指摘(按分により経費を支払う場合の経費総額の確認について).....	97
<b>第 21 不妊治療助成事業.....</b>	<b>97</b>
1 事業概要.....	97
2 指標・目標.....	98
3 課題・問題点(治療費の確認方法について).....	99
4 課題・問題点(成果目標の設定について).....	101
5 意見(領収書の提出について).....	102
6 意見(特定不妊治療による出生数(推計値)を目標とすることについて).....	103
<b>第 22 産科医等確保支援事業.....</b>	<b>103</b>
1 概要.....	103
2 事業内容.....	104
3 予算・決算の推移.....	104
4 事業実績.....	104
5 問題点(補助金に係る消費税仕入控除額の報告について).....	105
<b>第 23 周産期母子医療センター運営支援事業.....</b>	<b>105</b>

1	概要	105
2	事業内容	106
3	予算・決算の推移	108
4	実績	108
5	課題(消費税仕入控除税額の報告及び返還義務について)	109
<b>第 24 1・2 歳児受入促進事業</b>		<b>109</b>
1	概要	109
2	事業内容	110
3	指標・目標	110
4	執行状況	111
5	問題点(申請書及び実績報告書に収受印が押印されていないことについて)	111
<b>第 25 魅力ある保育所づくり推進事業</b>		<b>111</b>
1	概要	111
2	事業内容	111
3	指標・目標	112
4	株式会社第一エージェンシーとの委託契約及び変更契約	113
5	問題点(当初契約の契約変更により委託額を増額することについて)	114
6	指摘(契約変更により委託額を増額することについて)	115
7	意見(「ハタラクまいく ひろしま」の位置づけの明確化や掲載施設の増加について)	115
<b>第 26 保育士キャリアアップ研修事業</b>		<b>116</b>
1	概要	116
2	指標・目標	116
3	予算・決算の推移	116
4	研修の概要	117
5	株式会社ニチイ学館への委託	117
6	広島県保育連盟連合会への委託	118
7	意見(キャリアアップ研修の受講者数を目標とすることについて)	120
<b>第 27 ひろしま型自然保育推進事業</b>		<b>120</b>
1	概要	120
2	指標・目標	120
3	予算・決算の推移	120
4	ひろしま型保育認証制度	121
5	ひろしま自然保育推進事業補助金	122

6	安全管理研修	123
7	自然体験活動アドバイザー派遣事業	123
8	「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」の設立	124
9	乳幼児期の自然体験の充実に向けた講演会(平成30年3月10日実施)	124
10	株式会社第一エージェンシーとの委託契約	124
11	問題点(第一エージェンシーとの随意契約による委託)	125
12	課題・問題点(リーフレット在庫管理について)	125
13	指摘(ひろしま型自然保育推進事業のPRのため、第一エージェンシーとの間で随意契約による委託契約を行ったことについて)	126
<b>第28</b>	<b>いつでも安心保育支援事業</b>	<b>126</b>
1	概要	126
2	予算・決算の推移	126
3	事業内容	127
4	指摘(随意契約の理由が不明確であることについて)	127
5	課題・問題点(執行率が低いことについて)	128
6	意見(いつでも安心保育支援事業の執行率が低いことについて)	128
<b>第29</b>	<b>認定こども園等整備事業</b>	<b>128</b>
1	概要	128
2	事業内容	129
3	予算・決算の推移	129
4	執行状況	129
5	課題・問題点(敷地利用権が使用貸借である場合の確認について)	130
6	指摘(事業計画書や補助金申請額明細書の「用地の状況」の記載について)	131
7	意見(施設の敷地要件が使用貸借である場合の権利内容の確認について)	131
<b>第30</b>	<b>認可外保育所の認可促進事業</b>	<b>131</b>
1	概要	131
2	事業内容	131
3	課題・問題点(当初予算と最終決算の乖離)	131
4	意見(認可外保育所の認可促進事業の執行率の低さについて)	132
<b>第31</b>	<b>県庁内保育所設置モデル事業</b>	<b>132</b>
1	概要	132
2	事業内容	132
3	県の費用負担と予算・決算等	133

4	事業の実施状況.....	133
5	指標・目標 .....	134
6	課題・問題点(モデル事業として継続することについて) .....	134
7	指摘(契約保証金の免除の理由不記載) .....	135
8	意見(県庁内の保育施設「イクちゃんち」をモデル事業として継続することについて) ..	136
<b>第 32</b>	<b>保育コンシェルジュ配置事業.....</b>	<b>137</b>
1	概要 .....	137
2	事業内容 .....	137
3	予算・決算の推移.....	138
4	指標・目標 .....	139
5	事業の実施状況.....	139
6	課題・問題点(「1・2 歳児の待機児童数を前年度よりも減少させること」という指標・目標について) .....	140
7	意見(本事業の指標・目標設定のあり方について) .....	141
<b>第 33</b>	<b>保育士人材確保事業.....</b>	<b>142</b>
1	概要 .....	142
2	事業内容 .....	142
3	予算・決算の推移.....	143
4	指標・目標 .....	143
5	株式会社広島情報シンフォニーとの委託契約 .....	144
6	広島市私立保育園協会との委託契約 .....	144
7	広島県保育連盟連合会との委託契約 .....	145
<b>第 34</b>	<b>地域子ども・子育て支援事業.....</b>	<b>145</b>
1	概要 .....	145
2	病児保育・延長保育運営費補助事業.....	146
3	市町子育て支援事業 .....	148
4	放課後児童クラブ事業 .....	158
5	課題・問題点(実績報告書の提出期限) .....	160
6	課題・問題点(実績報告書の別表の様式について) .....	161
7	問題点(文書の收受印について) .....	162
8	指摘(文書收受印について) .....	163
9	意見(実績報告書の提出期限について) .....	163
10	意見(実績報告書の別表の様式について) .....	163
<b>第 35</b>	<b>放課後児童クラブ室整備費補助金.....</b>	<b>164</b>

1	概要 .....	164
2	事業内容 .....	165
3	予算・決算の推移 .....	165
4	実績 .....	165
5	課題・問題点 .....	166
<b>第 36 病児保育の拡充に向けた取組(病児保育施設整備費への補助金) .....</b>		<b>166</b>
1	概要 .....	166
2	実績 .....	166
3	課題(病児保育の拡充に向けた取組の内容について) .....	167
4	意見(病児保育の拡充に向けた取組みとして何を行うべきかについて) .....	167
<b>第 37 放課後児童支援員研修事業 .....</b>		<b>167</b>
1	概要 .....	167
2	指標・目標 .....	168
3	予算・決算の推移 .....	169
4	委託契約 .....	169
5	実績 .....	169
6	問題点(国に対する事業実績報告書の記載の誤り) .....	171
7	指摘(転記ミスの防止について) .....	172
8	意見(複数の関係者で同一のファイルを取り扱う場合や, 同一の書面を複数のファイルに印刷保存する場合のルールについて) .....	172
<b>第 38 子育て支援員研修事業 .....</b>		<b>173</b>
1	概要 .....	173
2	事業内容 .....	173
3	予算・決算の推移 .....	173
4	指標・目標 .....	174
5	カリキュラム内容等 .....	174
6	委託契約 .....	176
7	問題点(見積書のチェックについて) .....	176
8	意見(子育て支援員研修の指標設定について) .....	177
9	指摘(見積書の費目・内訳と合計額の整合性のチェックについて) .....	177
10	意見(見積書のチェックの方法について) .....	177
<b>第 39 ひろしま版ネウボラ構築事業 .....</b>		<b>178</b>
1	概要 .....	178

2	予算・決算の推移.....	180
3	指標・目標 .....	181
4	ひろしま版ネウボラ構築モデル事業補助金.....	181
5	ひろしま版ネウボラ構築モデル事業推進会議.....	183
6	課題(「ひろしま版ネウボラ」のアウトカムやロジックの設定, 検証について) .....	184
7	意見(ネウボラの効果の検証について).....	186
<b>第 40</b>	<b>子育て環境改善事業 .....</b>	<b>186</b>
1	概要 .....	186
2	事業内容 .....	186
3	予算・決算の推移.....	187
4	夢財団との委託契約 .....	187
5	問題点(消費税の計算と内訳の表示について).....	189
6	問題点(倉庫の使用料について) .....	190
7	指摘(夢財団が使用する倉庫の使用料について).....	191
8	意見(精算書の記載等について) .....	191
<b>第 41</b>	<b>子育てポータルサイト運営事業.....</b>	<b>191</b>
1	概要 .....	191
2	事業内容 .....	191
3	予算・決算の推移.....	193
4	株式会社ザメディアジョンに対する再委託について.....	193
5	課題・問題点(ザメディアジョンに対する再委託と夢財団の臨時職員の職務内容につい て) .....	194
6	意見(イクちゃんネットの保守管理に要する費用について) .....	196
<b>第 42</b>	<b>広島キッズシティ補助金 .....</b>	<b>197</b>
1	概要 .....	197
2	事業内容 .....	197
3	予算・決算の推移.....	198
4	課題・問題点(本事業の目的, 効果, 指標について) .....	198
5	指摘(広島キッズシティ補助金の効果の検証について) .....	200
6	意見(広島キッズシティ補助金の継続について) .....	200
<b>第 43</b>	<b>将来世代応援知事同盟事業 .....</b>	<b>200</b>
1	概要 .....	200
2	事業内容 .....	200

3	予算・決算の推移	201
4	課題・問題点	201
<b>第 44</b>	<b>寄付を活用した子育て応援事業</b>	<b>201</b>
1	概要	201
2	予算・決算の推移	202
3	事業内容	202
4	課題・問題点等	203
<b>第 45</b>	<b>広報資料等, 委託の成果物の在庫管理について</b>	<b>203</b>
1	概要	203
2	課題・問題点(在庫管理と計画的な活用について)	204
3	意見(委託により作成したチラシ等の作成, 配布, 在庫管理について)	205
<b>第 46</b>	<b>補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額(返還額)の報告事務について</b>	<b>205</b>
1	概要	206
2	報告対象事業・事業者	207
3	課題・問題点(補助金支給に係る消費税等の還付について)	209
4	指摘(消費税等の還付がなされる可能性がある補助金の要綱について)	211
5	意見(補助金と消費税等の還付に関する要綱の整理等について)	211
<b>第 47</b>	<b>「ワーク」と「ワーク別管理シート」について</b>	<b>211</b>
1	概要	211
2	課題・問題点(ワークを構成する事業とワークの目標との関連性, ロジックの整理と明確化について)	215
3	意見(ワークとワークを構成する事業の関係, ロジックの整理と明確化について)	224
<b>第 48</b>	<b>総括</b>	<b>224</b>
1	少子化対策関連ワークと事業の指標, 目標の設定, 管理について	224
2	再検討の余地があると思われる事業	224
3	改善すべき委託契約	225
4	内部統制について	225
5	終わりに	226



## 第1 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査。

### 2 選定したテーマ

広島県の少子化対策事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について。

### 3 選定の理由

広島県は、平成 22 年に『将来にわたって「広島に生まれ、育ち、住み、働いてよかった」と心から思える広島県の実現』を基本理念とした「ひろしま未来チャレンジビジョン」を策定し、「人づくり」、「新たな経済成長」、「安心な暮らしづくり」、「豊かな地域づくり」という 4 つの政策分野を設定してこれらを相互に関連させて、様々な事業を行ってきた。平成 27 年には、このチャレンジビジョンを改定し、従前「人づくり」分野や「安心な暮らしづくり」分野において行われていた少子化対策を一つの領域として新設し、出会い・結婚から子育て期までの切れ目ない支援など、人口の自然減対策に集中的に取り組んでいる。

このように少子化対策は、県が「人づくり」の政策分野において重点的に取り組んでいる領域であるとともに、県民にとっても関心の高い分野であるため、少子化対策事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について、合規性、有効性、効率性及び経済性の観点から監査を行うことは意義が大きいと判断し選定した。

### 4 監査対象機関

健康福祉局

### 5 監査対象期間

原則として、平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日）を対象とし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とした。

### 6 補助者の氏名及び資格

檜崎晶子 税理士

安部貴之 公認会計士

藤岡達麻 弁護士

前田有紀 弁護士

## 7 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本件監査対象とした事件（テーマ）について地方自治法 252 条の 29 に定める利害関係を有していない。

## 第2 監査の要点

主として次のような観点から監査を行った。

### 1 合規性，経済性，効率性，有効性

財務事務の執行及び事業の管理が法令その他の規定に適合しているか否か（合規性），無駄な支出となっていないか，または財源確保に努めているか（経済性），成果に対して最少の経費・労力で事業が執行されているか（効率性），目的に見合った成果が表れているか（有効性）という観点から監査を行った。

具体的な考え方については後述する（27 頁）。

### 2 内部統制

(1) 平成 29 年 6 月の地方自治法の改正により，都道府県知事及び指定都市の市長は，財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針（内部統制に関する方針）を定め，これに基づき必要な体制（内部統制体制<sup>1</sup>）を整備し（改正地方自治法 150 条 1 項），内部統制に関する方針を定め，又はこれを変更した時は，遅滞なく，これを公表しなければならないものとされている（同法 150 条 3 項）<sup>2</sup>。

---

1 内部統制体制とは，地方公共団体における事務が適切に実施され，住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう，事務を執行する主体である長自らが，行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし，事務の適正な執行を確保する体制である。

2 そのほか，都道府県知事，指定都市の市長及び内部統制に関する方針を定めた市町村長は，毎会計年度少なくとも 1 回以上，当該方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書（内部統制評価報告書）を作成しなければならない（改正地方自治法 150 条 4 項），都道府県知事又は指定都市の市長及び内部統制に関する方針を定めた市町村長は，内部統制評価報告書を監査委員の審査に付し，その意見を付けて議会に提出し，かつ，公表しなければならない（同法 150 条 5 項，6 項，8 項）とされている。内部統制に関する改正は，令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなっている。

- (2) 内部統制の目的は、①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③法令等の遵守、④資産の保全であり、これらは、本外部監査の目的（合規性、有効性、効率性、経済性の検証）と一致するものである。

したがって、適切な内部統制体制が整備され、これに従って業務が行われているかという観点、すなわち、内部統制の基本的要素である、①統制環境（基本方針の策定、組織体制の整備）、②リスクの評価と対応、③統制活動（責任の所在の明確化）、④情報と伝達（情報の正確性、内部の伝達、外部への公表、外部からの情報提供）、⑤モニタリング（日常的評価と独立的評価）、⑥ITへの対応といった観点から、監査を行った。

なお、内部統制は手段であって目的ではないから、内部統制自体が自己目的化してかえって非効率になったり、形骸化したりすることがないか、という点にも留意した。

### 3 広島県のビジョンとPDCA

- (1) 広島県は、県の目指すべき将来の姿（ビジョン）として「ひろしま未来チャレンジビジョン」（以下「チャレンジビジョン」という。）を策定しているところ、限られた人的・物的資源を有効・適切に配分して目標を達成するためには、現状分析、問題の構造化を行って解決すべき課題を設定し、その課題の解決策（仮説）を構築して実行計画を策定してこれを実行していくこと（戦略）が必要である。

また、成果の有無を検証するためには、適切な目標を設定する必要があるし、設定された課題は仮説であるから、モニタリングを行って適時に改善を行うことも必要である<sup>3</sup>。

- (2) 包括外部監査は、政策や施策の当否を直接論じることを目的とするものではないが、個々の事業は、広島県の目標とするビジョン（チャレンジビジョン）を実現するために体系化された戦略のもと実施されるものであるから、事業の有効性、効率性、経済性の検討にあたっては、ビジョンや戦略を踏まえてPDCAが実践できているか否かの検証を行うことが必要かつ有益である（チャレンジビジョンと戦略や

---

3 このような考え方は、「広島県マネジメント研究会」編著（湯崎英彦広島県知事監修）『しごとの「強化」書』においても示されている。

事業の関係は「第5 広島県の少子化対策，2 チャレンジビジョンにおける少子化対策の位置づけ」（15頁）参照。

したがって，例えば，当該事業単体で見ればその執行状況に特段の問題がなくても，前提となる仮説が適切に設定されていないとか，正しく検証されていないければ，当該事業の有効性を適切に評価することはできないし，当該事業をそのまま継続することについて3Eの観点から疑問が生じることもあり得る。

#### 4 「少子化対策」事業における指標・目標について

限られた資源を有効に配分し，経済的・効率的・効果的に事業が実施されているのかをチェックするためには，仮説や指標・目標が適切に設定されていなければならない。その際の指標や目標は可能な限り定量的なものであることが望ましい。

ところで，「少子化対策」事業についてみると，少子化の原因として，未婚化，晩婚化，晩産化等いくつもいわれているが，様々な要因が結果（少子化）とどのように関連しているのかという因果関係については必ずしも明確とはいえないから，目標達成のための仮説を立てることや，当該事業が目標達成のためにどの程度有効なものかの評価，検証も容易ではないと考えられる。

本外部監査においては，上記のような問題意識をもって，目標の設定自体が適切であるのか，どのような目標を設定すべきであるのかという観点からも検討を行った。

#### 5 契約<sup>4</sup>

次のような観点から検討を行った。

- ① 契約締結までの手続が法令や県の定める要領，手引等に従っているか
- ② 入札，随意契約<sup>5</sup>，プロポーザル方式等，当該方法を採用した根拠が適切か

---

4 契約に関する県の規則として「広島県契約規則」（昭和39年4月1日規則第32号。以下「契約規則」という。）が定められているほか，「委託・役務業務契約事務の手引（平成31年4月）」がある。

5 指名競争入札，随意契約又はせり売りは，政令で定める場合に該当するときに限り，これによることができる（地方自治法234条2項）。

地方自治法施行令167条の2において，随意契約によることができる場合として，予定価格が施行令に定める額の範囲内で，普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき（1号），その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（2号），緊急の必要により競争入札に付することができないとき（5号），競争入札に付することが不利と認められるとき（6号），時価に比して著しく有利な価格で契約を締結

- ③ 予定価格が適切に積算されているか
- ④ 見積合わせの場合、参加者の選択、参加者数は適切か
- ⑤ プロポーザル方式の場合、委託する業務等の内容が慎重に検討されているか
- ⑥ 契約完了後、契約条件にしたがって完了したか否かを確認しているか
- ⑦ 必要に応じて現地調査や証憑の確認をしているか

## 6 補助金、負担金

次のような観点から検討を行った。

- ① 法令、要綱その他の基準、規程に準拠しているか
- ② 要綱において要件が適切に定められているか
- ③ 補助金交付先の事業、財務状況等を把握しているか
- ④ 補助対象となる経費は適切か
- ⑤ 事業実績見込みの確認が十分なされているか
- ⑥ 周知方法が有効、適切か
- ⑦ 補助金の使途を確認しているか
- ⑧ 成果を確認しているか

## 7 市町・国との関係

- (1) 県が少子化対策として行っている事業には、市町を経由した補助事業等が多く含まれる。県からみると補助金等の交付先は市町であるが、市町に対する直接補助の場合もあれば、市町がさらにこれを民間事業者等に補助金等として交付する（間接

することができる見込みのあるとき（7号）、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき（8号）、落札者が契約を締結しないとき（9号）等が定められている。

広島県契約規則 29 条及び別表において、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の額は、契約の種類に応じ次のとおりとされている。

(別表)

一 工事又は製造の請負	2, 5 0 0, 0 0 0 円
二 財産の買入れ	1, 6 0 0, 0 0 0 円
三 物件の借入れ	8 0 0, 0 0 0 円
四 財産の売払い	5 0 0, 0 0 0 円
五 物件の貸付け	3 0 0, 0 0 0 円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	1, 0 0 0, 0 0 0 円

また、見積書の徴取について「契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されている（契約規則 32 条）。

補助) の場合もあり、これらの補助にあたって県と市町において適切な連携がとれているか、非効率な二重行政となっていないか<sup>6</sup>、逆に、双方が相手任せになっていないかといった観点からの検証を行った。

- (2) 県の事業の多くは、国からの補助金・交付金を活用したものであり、国との関係において、県は補助金・交付金を受ける側となるため、国に対する適切な申請、報告がなされているか等の観点からの検証を行った。

また、国が全額を補助する事業については、県財政に直ちに影響するものではないが、補助金の適正な執行の観点や、県の人的資源・物的設備を用いて行われている以上、効率的な事務処理がなされているかという点からも検討を加えた。

### 第3 監査の結果について

#### 1 指摘、意見

法律、条例、規則、規定、規程等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものについては「指摘」、組織及び運営の合理化や、より経済的、効率的、効果的な事業となるよう、改善や検討が望まれるものについては「意見」とした。

また、指摘や意見の前提となった課題や問題点を「課題」「問題点」として記載した。

指摘や意見にあたっては、その摘示だけではなく、可能な限りその原因を探求して根拠を示すこと、これを踏まえて考えられる改善策の例も示すように努めた。

#### 2 数値について

報告書の数値は端数を切捨て又は四捨五入して表示していることがあるため、合計が一致しない場合がある。

#### 3 監査の結果の一覧

本外部監査の指摘及び意見の一覧は次のとおりである。

---

6 「都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。」  
(地方自治法2条6項)

事業名	頁	結果	頁	
第8 広島県における少子化要因調査分析事業	32	指摘	公益財団法人中国地域創造研究センターとの業務委託契約を随意契約により行ったことについて	37
		指摘	少子化要因調査分析結果の利用・活用について	37
第9 ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業	37	意見	ひろサポ会員の登録者数を目標とすることについて	52
		意見	有配偶率増加のための各種事業の評価, 再検討について	53
		指摘	成婚数把握のための経費について	53
		指摘	「抽選」と表示することについて	54
		指摘	個人情報の利用目的の表示について	54
		指摘	ひろサポのホームページのバナー広告収入について	54
第11 みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業	56	指摘	変更契約により実質的に新たな契約内容を追加することについて	63
		意見	変更契約の許容範囲について	63
		指摘	委託契約の成果物の活用について	63
第12 ライフデザイン啓発事業	64	意見	委託契約を単価契約的要素を含む内容にすることについて	66
第14 婚活システムの維持管理事業	67	意見	ひろサポのWebサイトの運営に要する, KG情報に対する委託費と夢財団への委託費の関係の精査について	69
第15 市町少子化対策支援事業	70	指摘	市町が自ら実施主体となっている補助対象経費の確認について	74
		意見	地域少子化対策重点推進交付金及び結婚新生活支援事業費補助金の活用について	74
第17 不妊検査・一般不妊治療費助成事業	76	意見	本事業のあり方の再検討について	89
		意見	各市町の助成制度との関係について	91

事業名	頁	結果		頁
		意見	前年度目標値に増加率を乗じた目標を設定することについて	91
第 20 妊娠・出産・不妊に関する相談対応事業	94	指摘	対象経費の決定根拠資料について	97
		指摘	按分により経費を支払う場合の経費総額の確認について	97
第 21 不妊治療助成事業	97	意見	領収書の提出について	102
		意見	特定不妊治療による出生数（推計値）を目標とすることについて	103
第 22 産科医等確保支援事業	103	意見	補助金と消費税等の還付に関する要綱の整理等について	211
第 23 周産期母子医療センター運営支援事業	105	指摘	消費税等の還付がなされる可能性がある補助金の要綱について	211
第 25 魅力ある保育所づくり推進事業	111	指摘	契約変更により委託額を増額することについて	115
		意見	「ハタラクほいく ひろしま」の位置づけの明確化や掲載施設の増加について	115
第 26 保育士キャリアアップ研修事業	116	意見	キャリアアップ研修の受講者数を目標とすることについて	120
第 27 ひろしま型自然保育推進事業	120	指摘	ひろしま型自然保育推進事業のPRのため、第一エージェンシーとの間で随意契約による委託契約を行ったことについて	126
第 28 いつでも安心保育支援事業	126	指摘	随意契約の理由が不明確であることについて	127
		意見	いつでも安心保育支援事業の執行率が低いことについて	128
第 29 認定こども園等整備事業	128	指摘	事業計画書や補助金申請額明細書の「用地の状況」の記載について	131
		意見	施設の敷地要件が使用貸借である場合の権利内容の確認について	131
第 30 認可外保育所の認可促進事業	131	意見	認可外保育所の認可促進事業の執行率の低さについて	132

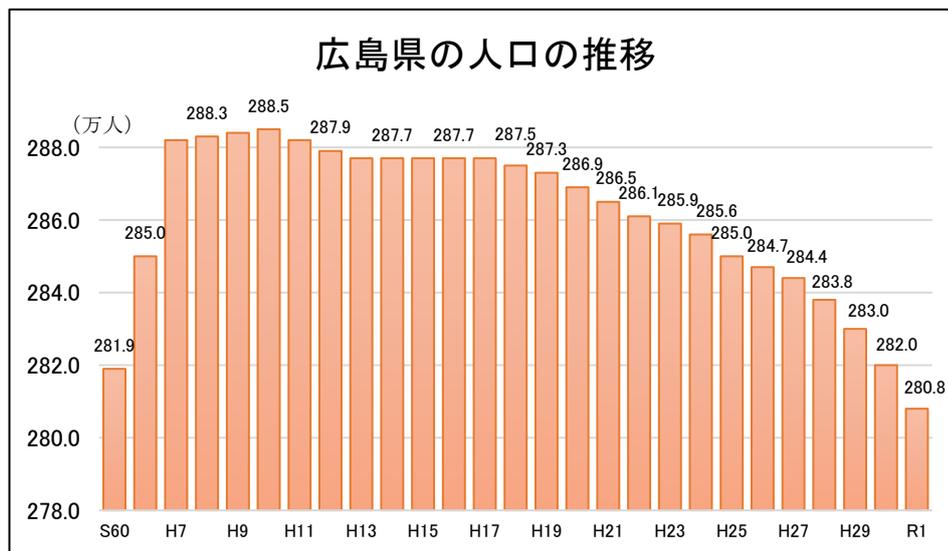
事業名	頁		結果	頁
第 31 県庁内保育所設置モデル事業	132	指摘	契約保証金の免除の理由不記載	135
		意見	県庁内の保育施設「イクちゃんち」をモデル事業として継続することについて	136
第 32 保育コンシェルジュ配置事業	137	意見	本事業の指標・目標設定のあり方について	141
第 33 保育士人材確保事業	142	指摘	随意契約の理由が不明確であることについて	127
第 34 地域子ども・子育て支援事業	145	指摘	文書收受印について	163
		意見	実績報告書の提出期限について	163
		意見	実績報告書の別表の様式について	163
第 36 病児保育の拡充に向けた取組（病児保育施設整備費への補助金）	166	意見	病児保育の拡充に向けた取組みとして何を行うべきかについて	167
第 37 放課後児童支援員研修事業	167	指摘	転記ミスの防止について	172
		意見	複数の関係者で同一のファイルを取り扱う場合や、同一の書面を複数のファイルに印刷保存する場合のルールについて	172
第 38 子育て支援員研修事業	173	意見	子育て支援員研修の指標設定について	177
		指摘	見積書の費目・内訳と合計額の整合性のチェックについて	177
		意見	見積書のチェックの方法について	177
第 39 ひろしま版ネウボラ構築事業	178	意見	ネウボラの効果の検証について	186
第 40 子育て環境改善事業	186	指摘	夢財団が使用する倉庫の使用料について	191
		意見	精算書の記載等について	191
第 41 子育てポータルサイト運営事業	191	意見	イクちゃんネットの保守管理に要する費用について	196

事業名	頁	結果		頁
第 42 広島キッズシティ補助金	197	指摘	広島キッズシティ補助金の効果の検証について	200
		意見	広島キッズシティ補助金の継続について	200
第 45 広報資料等，委託の成果物の在庫管理について	203	意見	委託により作成したチラシ等の作成，配布，在庫管理について	205
第 46 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）の報告事務について	205	指摘	消費税等の還付がなされる可能性がある補助金の要綱について	211
		意見	補助金と消費税等の還付に関する要綱の整理等について	211
第 47 「ワーク」と「ワーク別管理シート」について	211	意見	ワークとワークを構成する事業の関係，ロジックの整理と明確化について	224

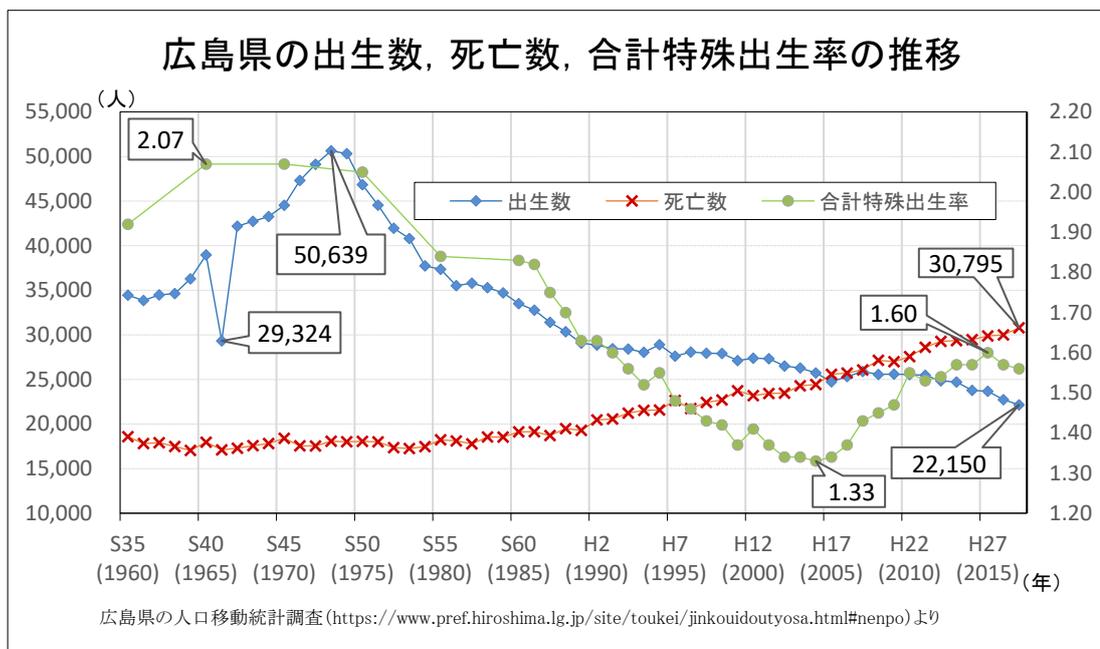
## 第4 広島県の人口等の推移と予測

### 1 概要

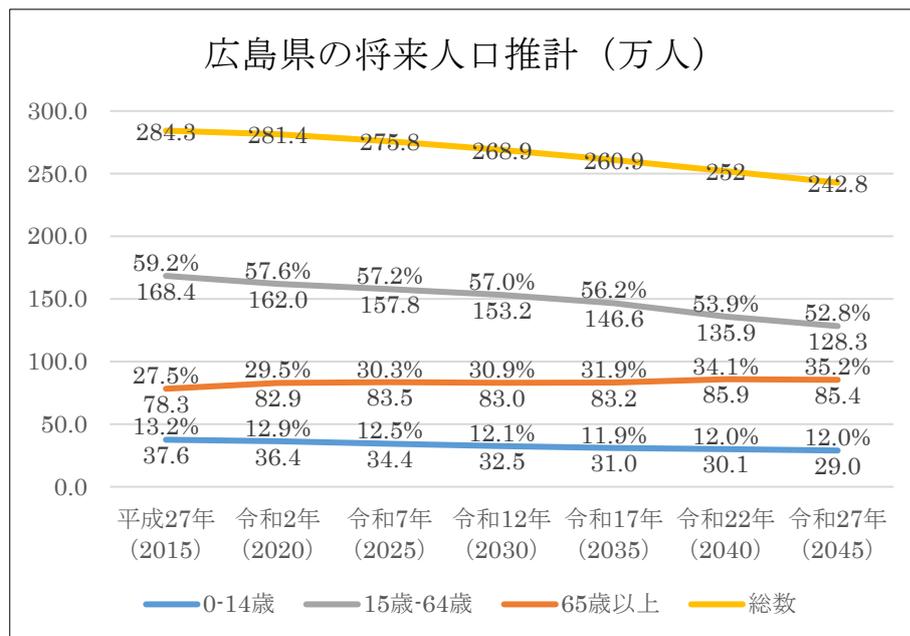
広島県の人口は、平成10年（1998年）をピークに減少し続けており、令和元年（2019年）11月時点における推計は280.8万人である。



県の合計特殊出生率は、平成16年（2004年）が最も低く、その後平成27年（2015年）頃まで回復傾向にあった。出生数は年々減少しており、平成17年（2005年）には出生数と死亡数が逆転している。



国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）によれば、この傾向は今後も続き、2045年（令和27年）には、人口は約242.8万人、65歳以上の割合は35.2%、15歳から64歳は52.8%、0歳から14歳は12.0%になると推計されている。



## 2 少子化の影響

少子化が県民生活に与える影響について、「チャレンジビジョン」では、自然減と社会減<sup>7</sup>を合わせた地方における人口減少問題は、生産年齢人口の減少による経済活動の縮小、高齢者人口の増加による社会保障費負担の増大、医療機能や生活交通の確保といった日常生活を支える機能の低下を招き、社会・経済活動に深刻な影響を与えるおそれがあるとする（「チャレンジビジョン」18頁参照）。

7 人口の変動には、死亡数と出生数の差による「自然増減」と、流出数と流入数の差による「社会増減」の二つの側面がある。死亡数より出生数が多い（少ない）場合は自然増（自然減），流出数より流入数が多い（少ない）場合は社会増（社会減）である。

## (社会保障への影響)

▶このまま高齢化が進むと、2060年には、現役世代1.3人で1人の高齢者を支える社会へ

人口に占める生産年齢人口の割合が減少し、高齢者人口の割合が増加することで、経済の規模が縮小し、

- 生活インフラに係る費用について、県民一人当たりの負担が増加
- 現役世代2人で1人の高齢者を支える状況となり、社会保障費の負担が増加

などの影響により、県民の実質所得が低下し、地域における社会・経済活動に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

(図表15) 高齢者を支える生産年齢の人数模式図(図表13 広島県の年齢3区分別人口の推移による)



## (経済への影響)

- ▶県内需要の減少による労働市場の縮小、更なる人口流出といった負のスパイラルが生じる
- ▶人口の東京一極集中に起因する、地域の産業やコミュニティの担い手不足、イノベーションの促進に不可欠な多様性の喪失

県全体の人口が減少すると、消費市場としての相対的な魅力を失うことで、対人サービス関連業種を始めとする企業の県外転出が進むと考えられます。その結果、労働市場は縮小に向かい、失業と人口の流出が起こり、そのことが更に地域経済の縮小を招くといった、負のスパイラルに陥るおそれもあります。

また、東京圏を中心とする県外への転出超過は、若年層の大学進学や大学卒業後の就職に伴う移動を主因としており、こうした若者の人口の流出は、地域の人口再生産力を徐々に低下させることとなります。今後も若者の人口流出が続けば、人口減少・少子高齢化に拍車がかかり、地域の産業や社会の担い手、後継者の不足を招き、地域の活力・持続性を損なうことにもなりかねません。

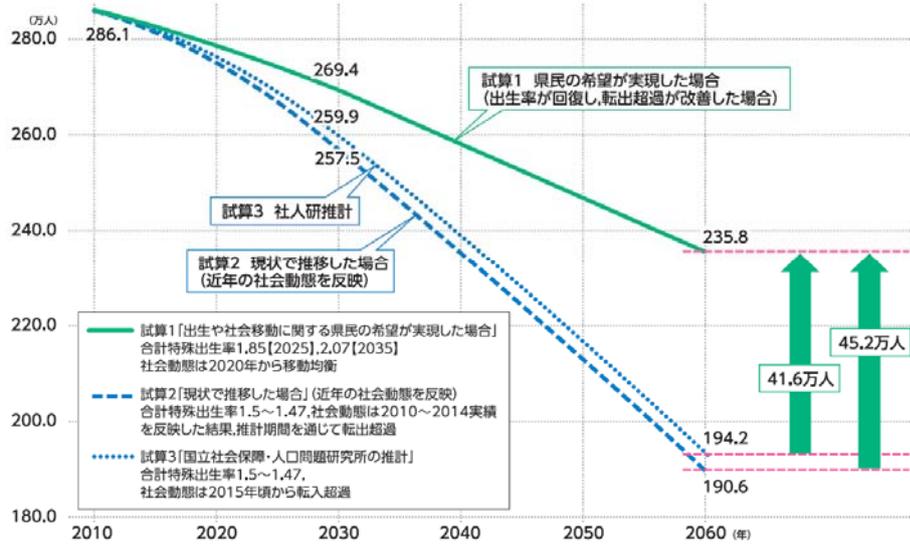
(チャレンジビジョン 25 頁より抜粋)

## 第5 広島県の少子化対策

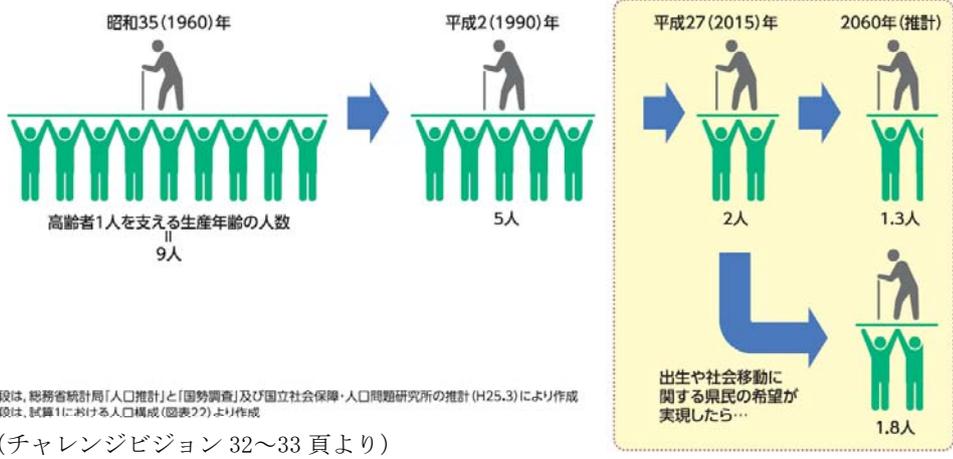
### 1 チャレンジビジョンにおける少子化対策

前述した人口減少による問題（社会保障費や経済への影響）に対し、「チャレンジビジョン」では、仮に、出生率が県民希望出生率（2025年に1.85）まで回復し、高校生や大学生等の県内就職、東京圏と大阪圏に在住する県出身者が持つUターン希望が実現するなどして、県の社会動態が均衡（2020年）した場合、2060年の人口は235.8万人となり、現状で推移した場合に比べて45.2万人増加すると試算し、県民一人あたりの負担の増加は軽減されるとする（次の図参照）。

〔図表16〕 広島県人口の将来展望



〔図表23〕 出生率が回復し、社会移動が改善した場合(図表16 試算1)の高齢者を支える模式図



このように、チャレンジビジョンは、「出生や社会移動に関する県民の希望」が実現すれば、合計特殊出生率や転出超過が改善し、社会保障や経済への影響が軽減されるという考え方に基づいて少子化対策を行っている<sup>8</sup>。

したがって、チャレンジビジョンにおいて、合計特殊出生率は「出生に関する県民の希望の実現度合い」を表す指標・目標と位置づけられているといえる。

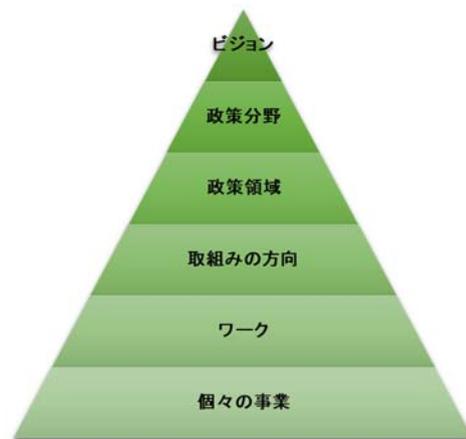
## 2 チャレンジビジョンにおける少子化対策の位置づけ

「チャレンジビジョン」においては、「政策分野」「施策領域」「取組みの方向」「ワーク」「個々の事業」が階層構造をなしている（右図）。

本外部監査の対象である「少子化対策」は、「人づくり」という政策分野に含まれる「施策領域」の一つであり、人口減少のうち自然減への対策を目的とした施策である<sup>9</sup>。

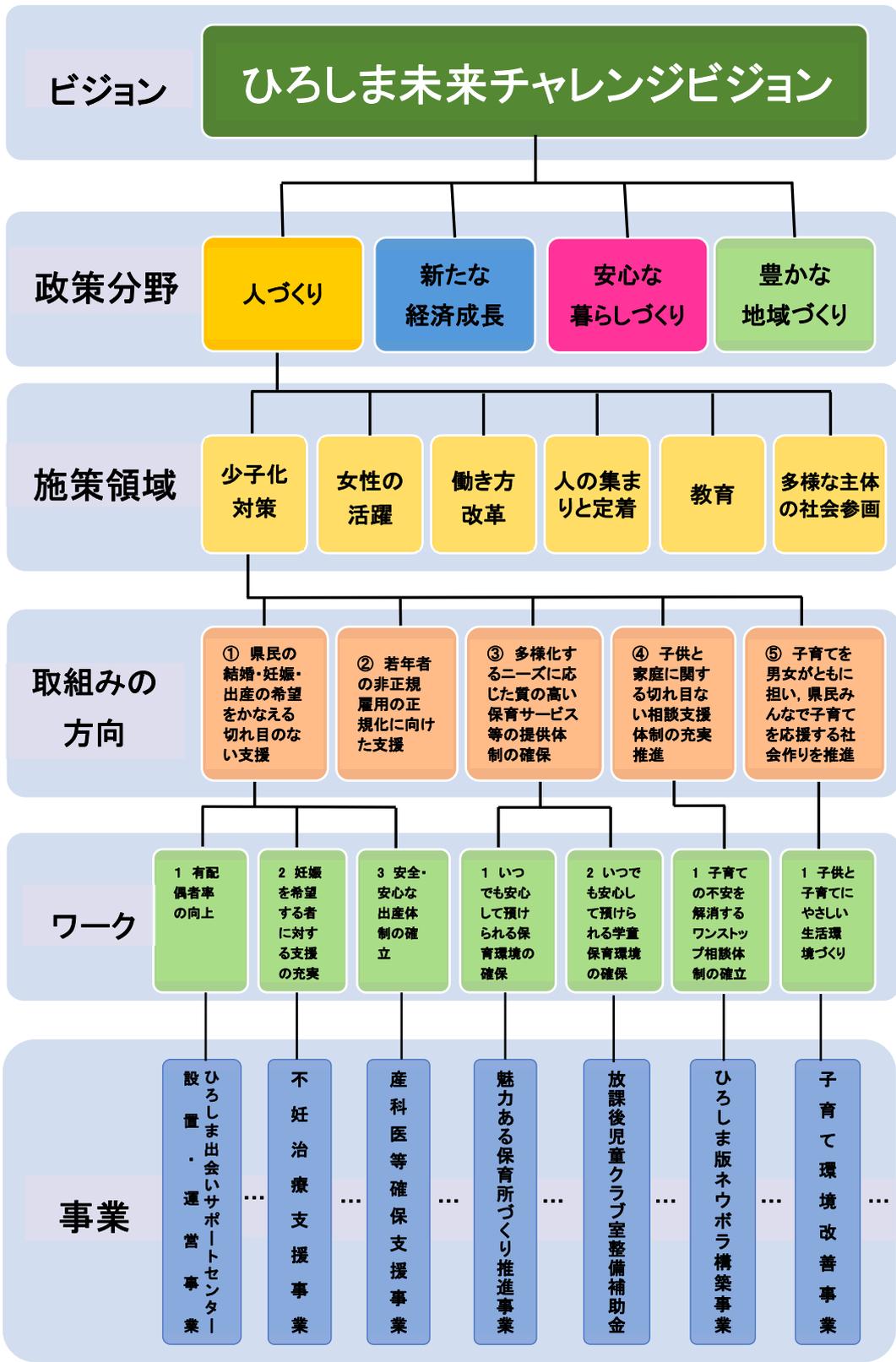
「少子化対策」は、複数の「取組みの方向」に区分されており、各々の「取組みの方向」に特定の目的をもったいくつかの「ワーク」が含まれている。「ワーク」とは、ある政策や施策領域における目的を達成するための事業を束ねた「戦略的事業単位」であり、県は、ワーク単位で戦略を立案し、指標・目標を立ててPDC Aを回している。

これらの関係は次頁の図のようになる。例えば、「ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業」は、「1有配偶者率の向上」を目的としたワークを構成する事業のひとつである。同ワークは、「少子化対策」のうち、「①県民の結婚・妊娠・出産の希望をかなえる切れ目のない支援」を取組みの方向とするものとして位置づけられている。



8 社会移動によって広島県の人口が増えても、（日本国内の移動については）その分、他の県の人口が減る関係にあるところ、社会保障費は、県の人口（構成）のみによって決定されるわけではないから、「県人口の社会増によって、社会保障の負担が軽減される」という説明は、正確性を欠くのではないかとと思われる。

9 社会減対策は「人の集まりと定着」という施策領域にまとめられている。



### 3 本外部監査の対象

人口の自然減対策に関連する事業は、主に健康福祉局の子育て・少子化対策課及び安心保育推進課が中心となって担当していることから、本外部監査においては、子育て・少子化対策課及び安心保育推進課が担当している少子化対策関連事業を中心に監査対象とすることとした（「8 健康福祉局の組織図」（25頁）参照）。

また、前述したとおり、県は、戦略的事業単位である「ワーク」ごとに指標や目標を設定して事業を束ねているため、本外部監査においても「ワーク」による事業の整理を念頭において監査を行うとともに、この少子化対策に関連する「ワーク」についても検討を行った（「第47「ワーク」と「ワーク別管理シート」について」211頁）。

### 4 県の少子化対策と合計特殊出生率との関係

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」であり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。これは、女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の合計特殊出生率」である<sup>10</sup>。合計特殊出生率は、次のように、①有配偶者率と②有配偶者出生率の積に分解することができる<sup>11</sup>（有配偶者出生率は、第1子、第2子、第3子以上の有配偶者率の合計というようにさらに分解できる）。

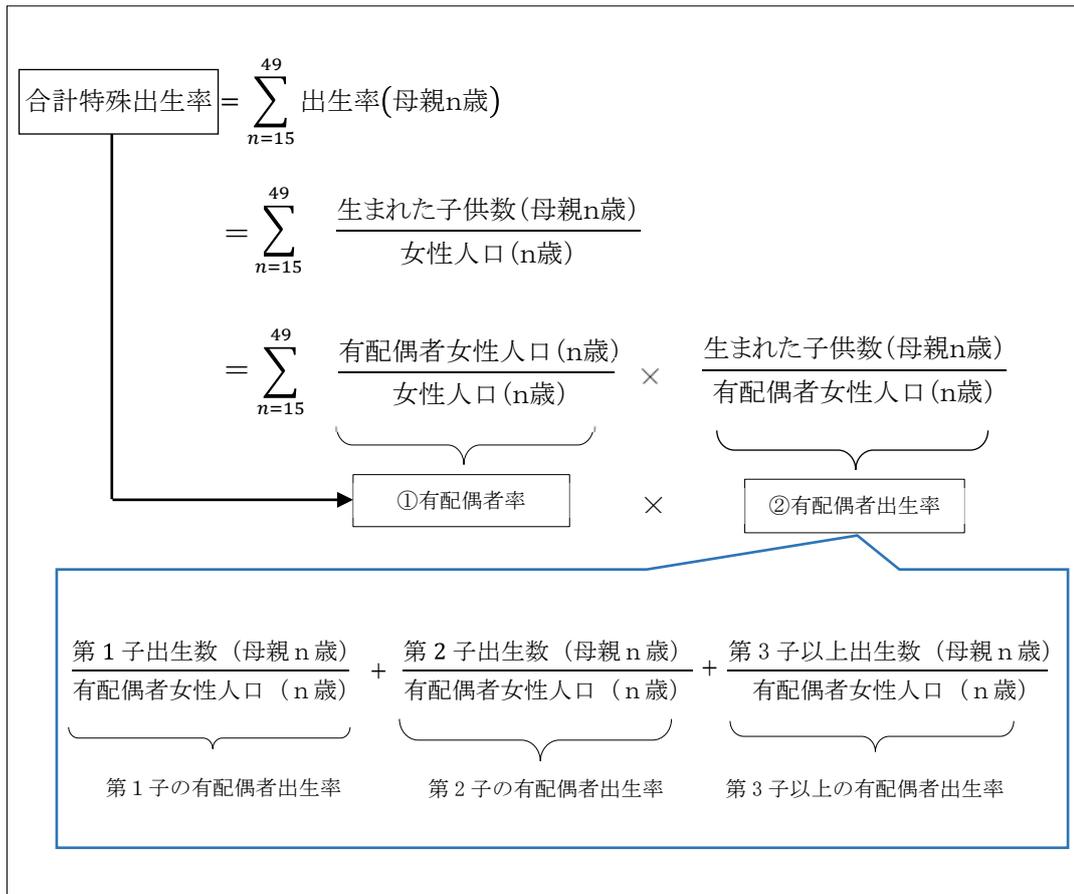
したがって、①有配偶者率と②有配偶者出生率が増加すれば、合計特殊出生率が増加することになり、①有配偶者率は、結婚の希望が実現することにより、②有配偶者出生率は、希望どおりの人数の出産・子育てが実現することにより増加すると考えられる。

---

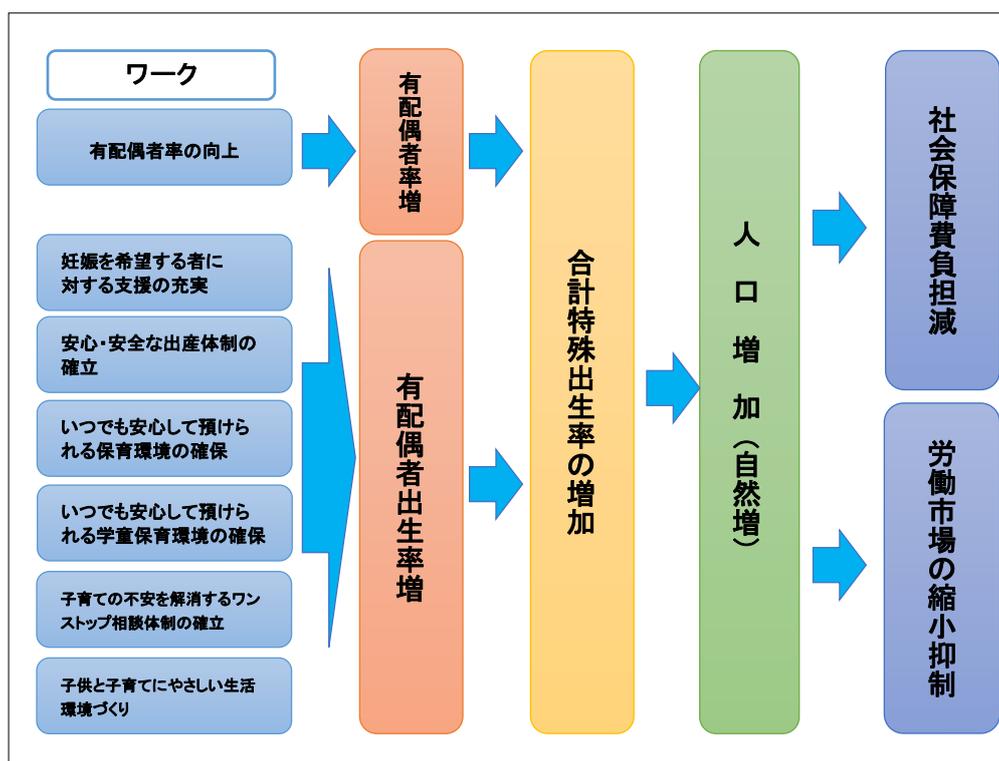
10 これに対し、同一世代生まれ（コーホート）の女性の各年齢（15～49歳）の出生率を過去から積み上げたものを「コーホート合計特殊出生率」という。これは、「その世代の合計特殊出生率」であり、実際に「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」を表しているが、この値はその世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして期間合計特殊出生率が一般に用いられている。

各年齢別の出生率が世代（コーホート）によらず同じであれば、期間合計特殊出生率とコーホート合計特殊出生率は同じ値になるが、晩婚化・晩産化等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、両者の値は異なる。

11 日本では子どもの97～98%が結婚した両親から出生しており（厚生労働省「人口動態統計」による）、広島県のみについてのデータはないが、広島県でも全国と同様であると考えられることを前提としている。



このような整理を前提とすれば、本外部監査の対象とする少子化対策に関連するワークは、取組みの方向①ワーク1「有配偶者率の向上」が「有配偶者率の増加」、その他のワークは、「有配偶者出生率の増加」に関連する事業戦略と位置づけることができる。



上記の整理は、合計特殊出生率と県の「ワーク」との関係を踏まえて監査人において行ったものであり、県の認識としてもこのような理解の仕方をして差し支えないとのことであったが、合計特殊出生率の増加に至る因果関係の仮説、「ワーク」や個々の事業との関係の考え方については、改善の余地があるのではないかと考える。この点は、個々の事業についての検討を行った後、本報告書の最後にまとめて記載した（「第47「ワーク」と「ワーク別管理シート」について」211頁）。

## 5 「ひろしまファミリー夢プラン」

### (1) 概要

「ひろしまファミリー夢プラン」（以下「夢プラン」という。）は、県が平成27年に少子化対策としての結婚・妊娠・出産支援や保育・子育て環境の整備、仕事と子育ての両立支援、社会的養護が必要な児童・家庭の支援、乳幼児の教育・保育などの施策を切れ目なく総合的に推進するために策定した計画である。

### (2) 計画期間と見直し

夢プランの計画期間は、平成 27 年～平成 31 年度までであるが、平成 30 年には、県の他の計画の策定や市町計画の見直し等に伴い一部見直しを実施している。見直しの概要は次のとおりである。

- 1 教育・保育の量の見込みと確保方策の見直し
- 2 成果指標・目標の整理
- 3 取組の追加
  - ひろしま版ネウボラの構築
  - 子供の貧困連鎖防止対策（子供の生活習慣づくりを地域で支える体制の構築）
  - 学びのセーフティネット構築
  - 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プロジェクト

(3) 他の計画との関係

夢プランは、子ども・子育て支援法に基づき都道府県が定めることとされている「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」であり、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画（計画期間 10 年）」の前期計画であるとともに、「ひとり親家庭等自立促進計画」、「子どもの貧困対策計画」、「母子保健計画」及び「幼児教育実施計画」の内容も盛り込んでおり、それぞれの計画としても位置づけられている。

「チャレンジビジョン」を構成する各事業は、夢プラン実現のための事業でもあるという関係にある。

夢プランを含め、これまでの県の計画は次のとおりであり、平成 31 年度には次期計画の改定作業が行われ、子供・子育てに関する施策体系等の全体整理も行われる予定である。

平成 7 年～11 年度 広島県児童環境づくり推進プラン

平成 12 年度～16 年度 こども夢プラン 21

平成 17 年度～21 年度 未来に輝くこども夢プラン

平成 22 年度～26 年度 みんなで育てるこども夢プラン

平成 27 年度～31 年度 ひろしまファミリー夢プラン

(4) 指標・目標

夢プランにおいて、事業（群）における成果指標や目標が設定されている。その一覧は次項「6 ワークを構成する事業の一覧と監査結果」の表のとおりである。

この目標や指標は、前述した「ワーク」ごとに設定されており、事業や指標の進捗状況は、「ワーク別管理シート」（213, 214 頁）という 1 枚の用紙により管理されている。

## **6 ワークを構成する事業の一覧と監査結果**

少子化対策に関連するワークを構成する事業は次の表のとおりである（一覧表には、ワークの全体像を示すため本外部監査の対象外の事業も含めて記載している。）。

事業名の後の括弧内の各数字は、本報告書の該当頁である。

取組みの方向	ワーク	指標	目標値(H30)	実績(H30)	番号	事業名	内容・区分	予算(千円)	決算(千円)	報告書該当頁			
① 県民の結婚・妊娠・出産の希望をかなえる切れ目のない支援を進めます。	結婚	1 有配偶者率の向上	女性(25歳～39歳)の有配偶者率	63.2%(R2)	59.0%(H27)	1	ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営	10,839	10,395	37			
							②婚活システムの維持管理	4,463	4,725	67			
						2	みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業(56)	①ポリウムゾーンへのアプローチ	5,577	24,570	56		
								②スケールメリットを狙ったセンター会員のさらなる確保	7,458				
								③婚活人口の拡大と①②の取組みを加速させる啓発プロモーションの展開	12,880				
		3	みんなでおせっかい「こいのわ」イベント事業(54)	④官民協働による出会いの場の創出	815	737	54						
		4	ひろしま出会いサポートセンター構築事業(37)	⑤様々な主体による出会いの場の創出	4,764	4,764	66						
		妊娠	2 妊娠を希望する者に対する支援の充実	夫婦で共に不妊検査を受けた人(申請者数)	1,158組	※1,216組(R元目標値)	721組	1	不妊治療支援事業(74)	①不妊検査・一般不妊治療費助成事業	41,314	41,136	76
										②不妊治療助成事業	149,989	131,086	97
										③妊娠・出産・不妊に関する相談対応事業	4,774	4,681	94
	④ライフデザイン啓発事業									4,276	4,276	64	
	特定不妊治療による出生数(推計値)									225人	189人		
	出産	3 安全安心な出産体制の確立	周産期死亡率(出生千対)	全国平均以下(直近5年間平均)	3.4(H25-H29平均)参考値: 3.7(H25-H29全国平均)	1	産科医等確保支援事業(103)	86,243	82,184	103			
								2	周産期母子医療センター運営支援事業(105)	66,615	66,615	105	
										3	広島県周産期医療システム運営事業	周産期医療協議会	466
								育成研修	862			879	
			4	病院事業(総合周産期母子医療センターの運営)	調査・研究	157	117						
					周産期医療情報ネットワークシステム	5,700	5,372						
			0.8(直近5年間平均値)の維持	0.8(H25-H29平均)参考値: 3.4(H25-H29全国平均)									
			妊産婦死亡率(出生十萬対)										

取組みの方向	ワーク	指標	目標値(H30)	実績(H30)	番号	事業名	内容・区分	予算(千円)	決算(千円)	報告書該当頁			
③	多様化するニーズに応じた質の高い保育サービスの提供体制を確保します。	1 いつでも安心して預けられる保育環境の確保	68%	57.0%	1	1・2歳児受入促進事業(109)		99,510	38,388	109			
					2	魅力ある保育所づくり推進事業(111)		16,340	16,151	111			
					3	保育士キャリアアップ研修事業(116)		31,576	31,507	116			
					4	病児保育の拡充に向けた取組(166)		9,147	6,638	116			
					5	ひろしま型自然保育推進事業(120)		8,174	3,556	120			
					6	いつでも安心保育支援事業(126)		16,700	7,719	126			
					7	認定こども園等整備事業(128)	賃貸物件による小規模保育整備補助	714,000	41,882	128			
							賃貸物件による保育所整備補助	90,666	22,098				
							認定こども園及び保育所整備補助(保育部分等)	564,030	272,805				
							認定こども園整備補助(学校教育部分等)	649,255	348,886				
					8	認可外保育所の認可促進事業(131)		4,113	54	131			
9	県庁内保育所設置モデル事業(132)		2,523	2,072	132								
10	保育コンシェルジュ配置事業(137)		25,977	25,956	137								
11	病児保育・延長保育運営費補助事業(146)		328,320	254,513	146								
12	保育士人材確保事業(142)	①運営、マッチング事業	11,729	10,644	142								
		②求人・求職登録者の掘り起こし事業	9,198	8,919									
		③合同就職説明会開催事業	3,789	3,490									
		④保育教諭確保のための保育士資格・幼稚園教諭免許状取得支援事業	354	0									
2	いつでも安心して預けられる学童保育環境の確保	68%	56.3%	1	放課後児童クラブ室整備費補助金(164)		131,574	131,547	164				
				2	放課後児童支援員研修事業(167)		11,329	11,308	167				
				3	放課後児童クラブ事業(158)		1,399,934	1,343,037	158				
				4	子育て支援員研修事業(173)		9,451	9,422	173				
				5	地域学校共働活動推進事業		56,357	52,342					
④	子供と家庭に関する切れ目のない相談支援体制の充実を推進します。	1 子育ての不安を解消するワンストップ相談体制の確立	6市町30か所	6市町30か所	1	ひろしま版ネウボラ構築事業(178)	海田町	11,503	15,062	178			
							尾道市	29,580	15,146				
							福山市	79,080	41,850				
							府中町	13,821	3,762				
							三次市	12,926	1,876				
							北広島町	7,431	1,778				
							モデル事業推会議	8,962	1,797				
							ひろしま版ネウボラ人材育成事業	1,809	1,146				
							2	利用者支援事業(148)			101,438	82,095	148
							⑤	子育てを男女がともに担い、県民みんなで子育てを応援する社会づくりを推進します。	1 子供と子育てにやさしい生活環境づくり		86%	75.50%	1
2	子育てポータルサイト運営事業(191)	「イクちゃんネット」の管理・運営	4,654	4,652	191								
3	広島キッズシティ補助金(197)		1,000	1,000	197								
4	将来世代応援知事同盟事業(200)		1,092	500	200								
5	地域子育て支援拠点環境改善事業(155)		7,179	571	153								
6	寄付を活用した子育て応援事業(201)	子育て応援講演会の実施	3,274	3,172	201								
7	乳幼児医療公費負担事業費		1,888,457	1,673,090									
8	「子ども何でもダイヤル」電話相談等事業		4,919	4,705									
9	地域子ども・子育て支援事業(145)		731,505	595,121	145								
-	-	-	-	-	-	広島県における少子化要因調査分析事業		6,000	5,987	32			
								7,836,461	5,670,248				

## 7 予算・決算の推移

			※繰越は外数 (千円)			
			H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
			H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
			H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
1 県民の結婚・妊娠・出産の希望をかなえる切れ目のない支援を進めます。	有配偶率の向上	ひろしま出会いサポートセンター運営事業	13,417	14,759	15,402	15,302
			13,417	14,759	15,402	15,302
			13,226	14,604	15,121	15,120
		みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業	11,385	24,369	28,800	30,191
			33,153	24,369	29,734	29,191
			33,151	24,366	29,218	28,845
			9,577	8,755	809	815
			9,577	8,755	809	815
			9,573	8,744	735	737
			8,263	9,087	4,764	4,764
	ひろしま出会いサポートセンター構築事業	8,263	9,087	4,764	4,764	
		7,094	9,083	4,763	4,764	
	市町少子化対策支援事業	50,000	87,000	87,000	76,000	
		6,517	30,788	13,313	3,328	
	妊婦を希望する者に対する支援の充実	不妊治療支援事業	5,466	18,798	10,416	2,879
			211,180	208,803	188,609	196,077
	安全・安心な出産体制の確立	産科医等確保支援事業	193,403	178,895	175,662	187,527
			155,304	148,227	161,899	174,624
			86,440	86,817	89,266	86,243
		周産期母子医療センター運営支援事業	86,440	86,817	89,266	86,243
86,333			86,282	85,853	82,184	
32,970			32,970	44,697	32,970	
11,572			12,487	11,302	66,615	
広島県周産期医療システム運営事業		11,572	12,487	11,302	66,615	
		6,638	6,948	6,852	7,185	
		6,638	6,948	6,852	7,185	
		5,911	6,539	6,422	6,657	
3 多様化するニーズに応じた質の高い保育サービス等の提供体制を確保します。	いつでも安心して預けられる保育環境の確保	1・2歳児受入促進事業	-	-	-	99,510
			-	-	-	46,908
		魅力ある保育所づくり推進事業	-	-	-	38,388
			-	-	-	16,340
		保育士キャリアアップ研修事業	-	-	-	16,340
			-	-	-	16,151
		病児保育あり方検討、認可外保育所の認可化促進事業、県内保育所設置モデル事業、病児保育・延長保育運営費補助	-	-	0	31,576
			-	-	25,574	31,576
		病児保育あり方検討、認可外保育所の認可化促進事業、県内保育所設置モデル事業、病児保育・延長保育運営費補助	-	-	25,574	31,507
			696,543	375,447	383,085	378,458
		病児保育あり方検討、認可外保育所の認可化促進事業、県内保育所設置モデル事業、病児保育・延長保育運営費補助	423,676	375,447	309,936	310,270
			305,383	260,173	261,150 (繰越: 3,455)	272,358
		ひろしま型自然保育推進事業	-	-	4,811	8,174
			-	-	5,075	5,669
		いつでも安心保育支援事業	-	-	1,878	3,556
			38,835	9,936	21,628	16,700
		いつでも安心保育支援事業	14,034	20,967	21,628	16,700
			10,987	10,493	9,714	7,719
		認定こども園等整備事業	0	1,117,292	1,422,316	2,017,951
			168,497	197,668	371,871	842,875
認定こども園等整備事業	155,969	154,931	325,606	685,671 (繰越: 129,617)		
	24,950	23,520	23,512	23,488		
保育コンシェルジュ配置事業	23,861	23,520	23,194	25,977		
	23,282	22,918	22,374	25,956		
保育士人材確保事業	27,126	27,066	26,845	25,070		
	25,968	27,066	33,155	25,070		
		19,662	22,022	29,728	23,052	

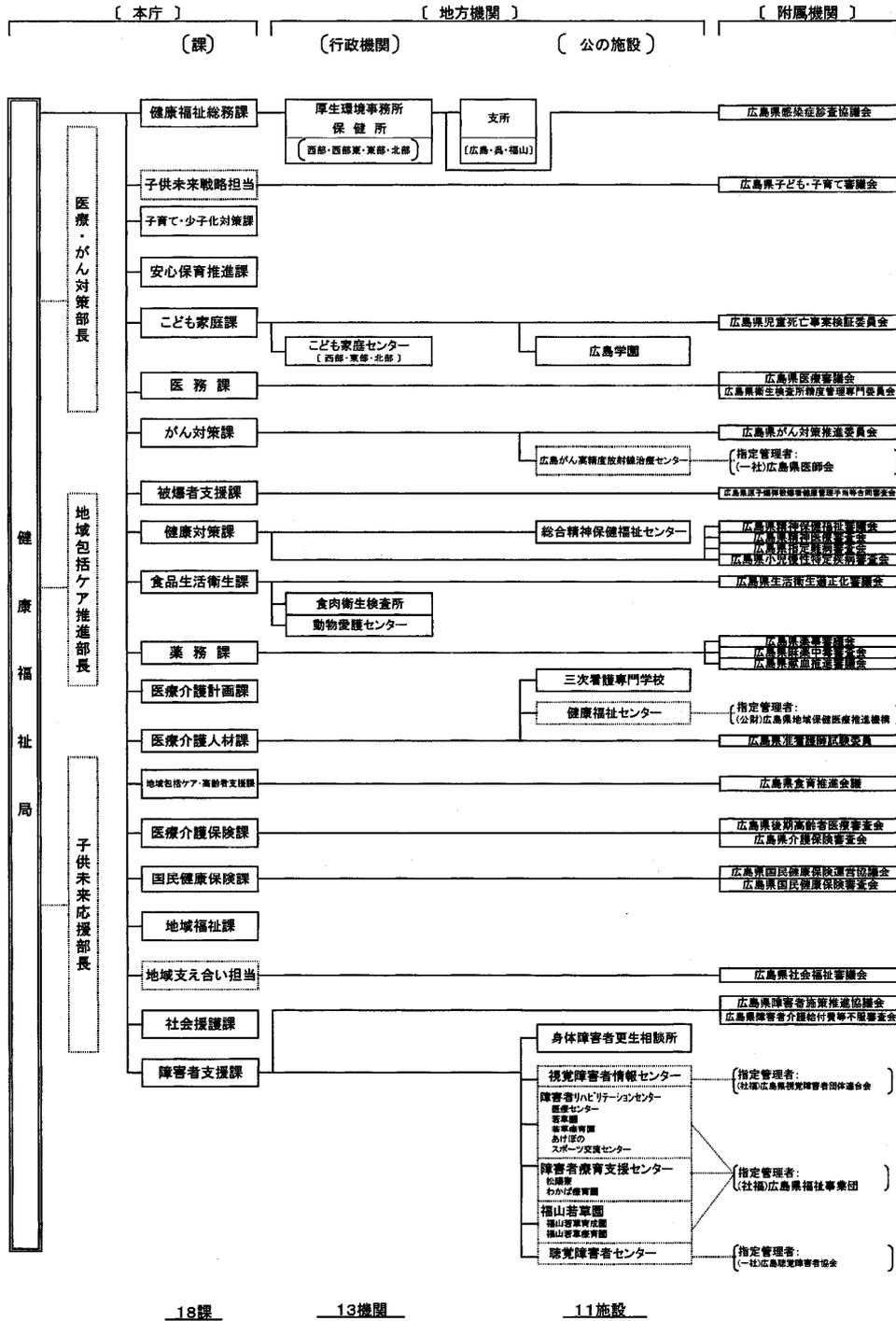
			H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
			H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
			H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
3 多様化するニーズに応じた質の高い保育サービス等の提供体制を確保します。	いつでも安心して預けられる学童保育環境の確保	放課後児童クラブ室整備費補助金	266,224	94,514	187,465	138,161
			166,964	31,560	71,206	140,286
			140,572	29,244	60,167 (繰越: 9,076)	131,574
		放課後児童支援員研修事業	4,849	5,144	9,451	11,255
			4,949	5,144	9,611	11,329
			4,849	4,983	9,524	11,308
		放課後児童クラブ事業	1,719,597	1,294,006	1,295,224	1,439,445
			937,636	1,089,006	1,295,224	1,460,382
			861,135	1,030,107	1,234,849	1,388,557
		子育て支援員研修事業	0	9,038	9,950	9,320
9,098	9,038		9,950	9,451		
		9,087	8,962	9,902	9,422	
4 子供と家庭に関する切れ目のない相談支援体制の充実を推進します。	子育ての不安を解消する「フレストップ相談体制」の確立	ひろしま版ノウハウ構築事業	-	-	77,792	165,112
			-	-	60,298	87,688
			-	-	39,619	82,418
5 子育てを男女がともに担い、県民みんなで子育てを応援する社会づくりを推進します。	子供と子育てにやさしい生活環境づくり	子育て環境改善事業	19,970	19,581	18,733	18,619
			19,970	19,581	18,733	18,619
			19,812	19,508	18,658	18,471
		子育てポータルサイト運営事業	4,934	4,931	4,684	4,654
			4,934	4,931	4,684	4,654
			4,903	4,930	4,663	4,653
		広島キッズシティ補助金	1,000	1,000	1,000	1,000
			1,000	1,000	1,000	1,000
		将来世代応援知事同盟事業	970	1,016	977	1,092
			970	1,016	977	1,092
			809	960	765	782
		地域子育て支援拠点事業、市町子育て支援事業	373,750	378,363	476,172	438,084
			282,909	364,805	401,000	406,722
			275,657	342,624	379,558	391,706
		寄附を活用した子育て応援事業	2,908	2,580	3,309	3,274
			2,908	2,580	3,309	3,274
			2,807	2,514	3,278	3,173
		乳幼児医療公費負担事業費	2,134,410	1,982,096	1,890,613	1,888,457
			1,942,272	1,890,960	1,767,786	1,673,073
			1,942,272	1,890,960	1,767,786	1,673,073
「子ども何でもダイヤル」電話相談等事業	5,834	4,667	4,901	4,919		
	5,834	4,667	4,901	4,919		
	5,708	4,326	4,446	4,618		

## 8 健康福祉局の組織図

健康福祉局の組織は次の図のとおりである。本外部監査では、主として、子育て・少子化対策課、安心保育推進課が担当している少子化対策関連事業を対象とした。

1 健康福祉局の行政組織

(1) 行政機構図(平成31年4月1日)



## 第6 本外部監査における経済性・効率性・有効性（3E）及び指標・目標の考え方

### 1 前提

行政の政策・施策は、①金銭や人員等の資源を投入（インプット）して②行政活動を行い、これにより③行政サービス（アウトプット）が提供され、その結果④所期の目的を達成し効果を上げる（アウトカム）という過程を経る。



これを前提として、本外部監査では、次のような観点から3E（経済性、効率性、有効性）について検証を行った。

### 2 経済性

経済性とは、事務・事業の遂行及び予算の執行をより少ない資源で実施できないかという観点からの検討である。

経済性は次の式で表すことができ「①資源の投入」が少なければ少ないほど、あるいは「②行政活動」の結果が大きければ大きいほど、経済性が大きいといえる。

$$\boxed{\text{経済性}} = \frac{\text{②行政活動(プロセス)}}{\text{①資源の投入(インプット)}}$$

経済性については、「②行政活動」のために投入した「①資源」、すなわち、資金、職員等の人的資源、施設等の物的資源について、その量（事業費総額や人数等）、内容、投入時期・時間が適切かという検討及びその資源の投入により行われた「②行政活動」との関係において、最少の資源で実施されているかどうかという観点からの検討を行った。

### 3 効率性

効率性は、同じ費用でより大きな成果が得られないか、費用との対比で最大限の成果を上げているかという観点からの検討である。

効率性は、次の式で表すことができ、「②行政活動」の結果との対比において、「③行政サービス」の成果が大きいほど効率性が高いということになる。

$$\boxed{\text{効率性}} = \frac{\text{③行政サービス(アウトプット)}}{\text{②行政活動(プロセス)}}$$

具体的には、「②行政活動」の実施主体、実施地域、実施期間、受益者の数、行政活動の量（件数や補助額等）、内容、提供時期が適切かという観点及び「①投入資源」や「③行政サービス（アウトプット）」との対比において<sup>12</sup>、最大限の成果を上げているかという観点から検証を行った。

#### 4 有効性

有効性は、事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が所期の目的を達しているか、効果を上げているかという観点からの検討である。

有効性は、次の式で表すことができ「③行政サービス（アウトプット）」と「④効果（アウトカム）」との対比の観点から検証を行った。

$$\boxed{\text{有効性}} = \frac{\text{④効果(アウトカム)}}{\text{③行政サービス(アウトプット)}}$$

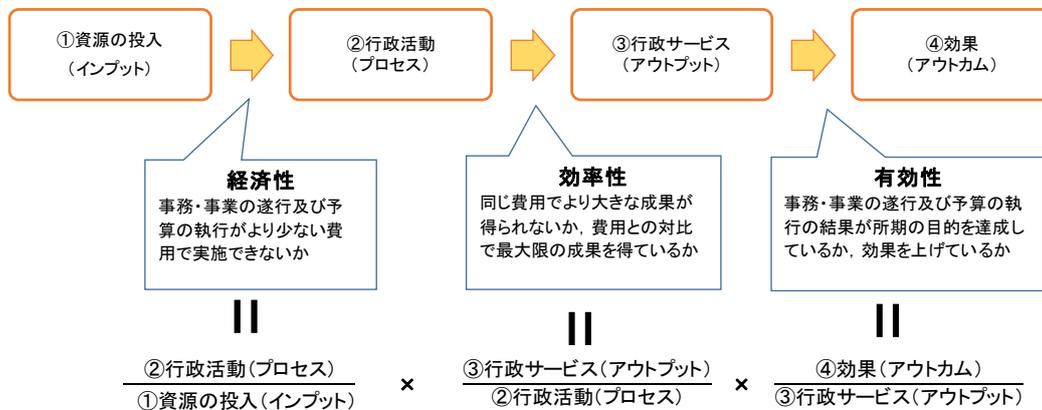
また、有効性は、「③行政サービス（アウトプット）」が計画通りに提供されたか否か、計画通りに利用されたか否か（例えば、製作した物の利用状況等）、といった「①資源の投入（インプット）」から「③行政サービスの提供（アウトプット）」までの段階との関係においても問題となるため、この点にも留意して検証を行った。

なお、ある行政サービス（アウトプット）の結果により当該効果（アウトカム）がもたらされたといえるのか（因果関係）、それがどの程度であるのかの評価は必ずしも容易ではないことにも留意する必要がある（後述「第7 指標・目標と3Eの関係、3 因果関係と相関関係、ロジックモデルと指標」30頁）。

#### 5 まとめ

以上をまとめると、経済性、効率性、有効性は概ね次のような関係になる。

12 効率性の図は③行政サービスと②行政活動の関係（③／②）を表したものであるが、①投入された資源との関係では③／①ということになる。



上記関係から明らかなおり、例えば「①投入する事業費」を少なくして「②行政活動」を行えば経済性は向上するが、効率性との関係では「③行政サービス」に対する「②行政活動」は小さい方が効率がよいといえる。「④効果」と「③行政サービス」との関係も同様であり、「④効果」に対する「③行政サービス」は小さい方が、有効性は大きいということになる。

したがって、「最小の経費で最大の効果を挙げる」（地方自治法2条14項<sup>13</sup>）ためには、経済性、効率性、有効性のバランスがとれていることが必要である。

例えば、少ない経費で配布物を作成したことにより、一見すると経済性が認められても、配布数量が作成数の半分であれば実質的には単価は2倍となり不経済であるし、配布数や配布先が作成数（配布計画）を下回れば、その分有効性にも疑問が生じる。

## 第7 指標・目標と3Eの関係

### 1 指標・目標が適切であること

指標や目標自体、あるいは目的とする効果との関連性が明確でなければ、事業等の経済性、効率性、有効性を正しく検証することができないから、指標・目標は、効果との関連性が客観的根拠に基づく明確なものであることが重要である。

13 「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

目標が適切であるか否かについては、S (Specific/Stretch) 具体的であること / 背伸びした目標であること、M (Measurable) 測定可能であること、A (Achievable) 達成可能なものであること、R (Relevant) 目的に関連したものであること、T (Timed or Time-bound) 期限が設定されていること、といった観点から検討を行うとともに、以下に述べる点 (2 指標の性質 (ストック指標とフロー指標等)、3 因果関係と相関関係、ロジックモデルと指標) にも留意した。

## 2 指標の性質 (ストック指標とフロー指標等)

ストック指標とは、一定の期間に蓄積された、ある一時点における数値であり、フロー指標とは、一定期間における流動する値の合計である。

例えば、県は、「ひろしま出会いサポートセンター」(37 頁) を開設・運営して婚活支援を行っているところ、同センター開設からの累計登録者数は、ストック指標であり (45 頁)、同センターの毎年の登録者数は、フロー指数である。

ストック指標とフロー指標は、性質の異なる指標であるから、ある指標がストック指標とフロー指標のいずれに該当するのか (あるいはいずれでもないのか<sup>14</sup>) を区別する必要があるし、ストック指標で評価した事業の効果とフロー指標で評価した事業の効果を実験的に比較することはできないことに注意する必要がある。

## 3 因果関係と相関関係、ロジックモデルと指標

- (1) 事業効果の有無を考えるにあたっては、因果関係と相関関係を区別し、混同しないようにする必要がある。

相関関係とは、二つの事実やデータとの関連性のことであり、その関連性の程度は一般的に 0~1 までの相関係数によって表される (1 に近いほど関連性が強い)。これに対して、因果関係は、二つの事実に原因と結果の関係があることであり、相関関係があることは因果関係があること的前提であるが、相関関係があるからといって、必ず因果関係があるというわけではない。原因と結果が逆のこともあれば<sup>15</sup>、第三の要因が原因になっていることもある。

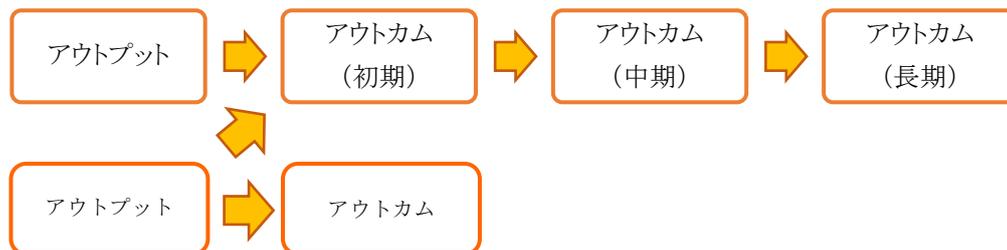
---

14 例えば「毎年の乳児死亡率が全国平均を下回る」といった指標が考えられる。

15 例えば「広島県における少子化要因調査分析報告書」によれば、広島県では「子供 1 万人当たり小児科医師数」が「25-29 歳の第 1 子の有配偶出生率」に大きなプラス要因になっていることが判明しているが、「小児科医師数が多いから、出生率が高くなる」のか、逆に、「第 1 子の出生率が高く、出生数が多いか

したがって、何が（どのような事業が）合計特殊出生率の増加に有効であるのかの検討、検証が必要である（「第8 広島県における少子化要因調査分析事業」（32頁）はこのような観点から行われた事業である）。

- (2) 「行政サービス（アウトプット）」や、その「効果（アウトカム）」は、必ずしも一つではない。また、「行政サービス（アウトプット）」から直ちに生じる効果（初期）もあれば、その効果からさらに中期、長期と生じる効果も考え得る。



この点、県の「ワーク」においては、ワークごとに設定された「成果指標・目標」のほか、「中間指標」やワークを構成する事業（「成果を押し上げる事業」と「成果を維持する事業」）ごとの指標・目標が設定されている。

これは、「ワークを構成する個々の事業のアウトプット」→「アウトカム」→「中間指標（アウトカム）」→「ワークの指標・目標（アウトカム）」というロジックを念頭に置いたものである（ワークについては「第47「ワーク」と「ワーク別管理シート」について」211頁において述べる。）。

アウトプットとアウトカムの関係、特に中・長期のアウトカムとの関係は、必ずしも明確ではないから、ある事業を計画（Plan）、実行する（Do）にあたっては、何を目的・効果（アウトカム）として位置づけるのか、また、当該効果に至るまでの因果関係（ロジック）の仮説を慎重に吟味しておかなければいけない（そうでなければ、適切な効果の検証が困難である）。その上で、有効性を検証し（Check）、必要に応じて適時に改善（Action）する必要がある<sup>16</sup>。

---

ら、子供当たりの小児科医師数が多い」（原因と結果が逆）という可能性も考えられる（「広島県における少子化要因調査分析報告書」76頁）。

16 これは、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づいて政策立案を行うというEBPM（Evidence Based Policy Making/証拠に基づく政策立案）という考え方である。

もつとも、各種事業の効果は、必ずしも迅速に検証できるとは限らないし、検証自体に困難を伴うことも少なくない。また、そのためのコストを考慮することも必要である。少子化対策事業においては、その性質上、効果の有無が判明するまでには長期間を要するものもあり、効果の有無が判明してから行ったのでは手遅れということもあり得る。

したがって、効果に至る因果関係が検証されていなくても、例えば、一定の相関関係があることを手がかりに事業を行うことも十分考えられる。しかし、前記のとおり、当該事業がどのような因果関係によって当該目的を達することになるのか、その仮説自体は明確でなければならないし、仮説の検証や修正を行うことも重要である。

## **第8 広島県における少子化要因調査分析事業**

### **1 概要**

本事業は、県・市町ごとの地域特性を踏まえた少子化対策施策の検討を進めるため、合計特殊出生率等の指標の詳細な分析調査を行う事業である。

### **2 内容**

本事業で当初予定されていた内容は次のとおりである（但し、後述する事情により後に変更されている（「5 委託契約の変更」34頁））。

- (1) 各種統計や意識調査を踏まえた調査・分析
  - ・ 県の婚姻・出生に係る特徴や動向の分析
  - ・ 市町別の婚姻・出生に係る特徴や動向の分析
  - ・ 産業別・職業別の婚姻・出生に係る特徴や動向の分析
- (2) 分析結果を踏まえた少子化対策の提示
- (3) 調査結果の製本化・公表準備
- (4) 県及び市町への調査結果の報告

### **3 活用方法**

分析結果を県の出会い・結婚支援こいのわ事業の効果的な実施に向けた検討材料とするほか、市町・企業・地域社会等と共有し、今後の少子化対策の基礎資料として活用するとともに、連携・協働に向けた働きかけを実施することが予定されていた。

しかし、後述するとおり、結果は当初の予定とは全く異なっている（「6 問題点（調査分析結果の活用がなされていないことについて）」34頁）。

#### 4 公益財団法人中国地域創造研究センターとの業務委託契約

- (1) 県は、本事業のための業務委託契約を締結するにあたり、当初は公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定する予定であったが、実際には、プロポーザルを実施することなく、平成30年4月1日、公益財団法人中国地域創造研究センター（以下「中国創研」という。）との間で、随意契約を締結している。

随意契約の理由は、中国創研が、広島県及び県内市町の地域計画関係業務に豊富な実績があり、本県の社会経済情勢に精通していること、また、先進事例である岡山県や鳥取県における出生率地域格差要因調査分析事業を受託し、国立社会保障・人口問題研究所とも密接な連携を図りながら、全国的にも類似事例の少ない当該業務を適切に実施しており、既に多くの知見・ノウハウを有していることから、中国創研以外に適当な業者がないというものである。しかし、同種の業務を行うことができる業者が中国創研以外にいないとは考えられないから、上記理由では、随意契約によることができる理由とは認めがたい。随意契約にするとしても、当初予定していたように、少なくともプロポーザル方式を経るべきであったと考える（7指摘（公益財団法人中国地域創造研究センターとの業務委託契約を随意契約により行ったことについて）」37頁）。

- (2) 中国創研との間の委託契約の概要は次のとおりである。

委託業務の内容

- ① 県の婚姻・出生に係る特徴や動向の分析
- ② 市町別の婚姻・出生に係る特徴や動向の分析
- ③ 産業別・職業別の婚姻・出生に係る特徴や動向の分析
- ④ 調査・分析結果のまとめ等

- (3) 成果品

平成30年9月28日 中間報告書納付（説明資料200部及び電子データ）

平成31年1月31日 最終報告書納付（冊子版200部、概要版200部及び電子データ）

- (4) 委託料

940 万円の範囲内

## 5 委託契約の変更

- (1) 当初の契約では、広島県及び市町別の婚姻・出生に係る特徴や動向の分析に加え、産業別の婚姻・出生に係る特徴や動向の分析を、事業所に対するアンケート及びヒアリング調査、従業員に対するアンケート調査により実施し、産業界の現状、課題、ニーズ及び支援の効果等のエビデンスを収集した上で、企業や団体に効果的にアプローチし、県が進める結婚支援策に関する連携強化を図ることを目的としていた。また、前記中間報告書（9月28日予定）を受領した後、県は市町に対する中間報告説明会の実施を予定していた。
- (2) ところが、平成30年7月に西日本を襲った大規模な豪雨災害により、広島県全域で甚大な被害が発生したことから、経済活動にも大きな影響が生じ、企業や従業員に対するアンケート調査の実施が困難になったことや、広島県を挙げて復旧、復興にあたることとなり、県側も中国創研との十分な協議ができず、市町に対する中間報告説明会も実施できなかった。

このため、県は、中国創研に対し、企業や従業員に対するアンケート調査の代わりに、「様々な事業者からインタビュー形式で事例集を作成する」という内容の契約変更を提案したが、中国創研からの回答は、「インタビューやデザイン・製本に関するノウハウが不足しているため、業務内容の変更は困難である」というものであった。

そこで、県は、中国創研と協議した結果、当初予定していた業務のうち、事業所調査や従業員調査等、豪雨災害の影響で実施できなくなった業務を削除する旨の変更契約を締結した。変更後の契約額・支払額は495万円であった。

また、中国創研が断った、様々な事業者からインタビュー形式で事例集を作成するという業務については、株式会社第一エージェンシーとの間で締結していた別の契約を変更するという形式で、平成31年2月、同社に委託している（この点に関する問題点として「第11,7問題点（当初の契約の変更により、別の委託を追加することについて）」61頁、「第11,9指摘（変更契約により実質的に新たな契約内容を追加することについて）第119」63頁）。

## 6 問題点（調査分析結果の活用がなされていないことについて）

- (1) 本事業は、広島県の少子化の要因について、各種統計や意識調査を踏まえた調査・分析を行い、その調査結果を市町と共有して県全体で今後の少子化対策の検討を進めることを目的とした事業であり、県の少子化対策事業がどうあるべきか、何が効果的な施策、事業であるのかの検討を行うという、県の少子化対策事業の基礎をなす重要な事業である（EBPMを実践する事業である）。

本事業を実施するにあたっての査定においても、「調査結果が確実に県・市町の施策に活用されるよう関係局及び市町と連携して実施すること。」「調査結果については、平成31年度の少子化対策関連事業に確実に反映させること。」との財政課の意見が付されていることも当然であるといえる。

- (2) しかし、中国創研の調査結果に基づいて行われる予定であった市町への説明会は平成30年度には実施されていない。また、中国創研が変更契約に基づいて平成31年3月29日に提出した「広島県における少子化要因調査分析事業報告書」（以下、「調査分析事業報告書」という。）は、その後修正がなされ「広島県における少子化要因調査分析報告書」が作成されたが、これが県のホームページ（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/factor-analysis-of-declining-birthrate.html>）に公表されたのは、令和2年1月28日である。

県は、令和元年6月に入って各市町に「調査分析事業報告書」を提示したところ、「わかりにくい」との反応があったことを受けて、分析報告書とは別の「広島県少子化要因調査報告書」（以下「調査報告書」という。）の作成に取りかかったとする。これについては、中国創研から無償の協力を受けて作成しようとしたとのことであるが、「調査分析事業報告書」と「調査報告書」は基礎となるデータは同じであるものの、その内容や表現方法は全く異なるものであり、中国創研から無償の協力を得るといふ形で行うこと自体適切であるのか疑問がある。

また、「調査分析事業報告書」を委託の最終成果物として受領し、委託料全額を支払う一方、無償で「調査報告書」の作成がなされていることからすれば、実質的にみて委託業務自体が完了していないのではないかという疑問も生じかねない。

なお、県は、令和元年10月時点の「調査報告書」を市町に配布し、その後令和2年1月28日、「調査報告書」を「広島県版 合計特殊出生率「見える化分析」

(平成 31 年 3 月)<sup>17</sup>」として、県のホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/factor-analysis-of-declining-birthrate.html>) に掲載した。

- (3) 以上のとおり、結果的には、「調査分析事業報告書」も「調査報告書」もいずれも県が当初考えていたような活用はされていないと言わざるを得ない<sup>18</sup>、「調査結果については、平成 31 年度の少子化対策関連事業に確実に反映させること。」という前記査定意見にも反する結果となっている。

本外部監査におけるやりとりを通じて、前記のとおり「広島県における少子化要因調査分析報告書」や「広島県版 合計特殊出生率「見える化分析」」がホームページに掲載された点は適切な対応であるが、ホームページへの掲載は、本来なされるべきアウトプットの一つであって、事業成果の活用という観点からは十分ではない。

- (4) 関係資料の分析や関係者からのヒアリング結果を踏まえると、このような事態に至ったのは、当初の業務量の見込が適切ではなく、見込みに比して実際の業務量が過大であったこと、事業の優先順位の判断が適切でなかったこと、事業の進捗把握が十分なされていなかったことが原因ではないかと思われる。

この点、県としては、市町に対しわかりやすく説得力ある説明をなすため、よりよい報告書を作成すべく、変更契約を締結し、「調査分析事業報告書」から「調査報告書」を作成しようとしたものであり、その姿勢と努力は理解できる。

しかし、県の設計では、本事業の人的コスト（県職員の人件費）を 0.5 人役と見積っていたが、本事業は、単に委託先に報告書の作成提出を求めるだけで完了する事業ではなく、少子化要因調査・分析を行い、その結果を県側が理解した上で、多数の市町にその結果を説明して意見聴取や調整を行い、さらに調査・分析結果を踏まえて少子化対策関連事業に反映させようというものであるから、膨大な時間と労力を要することが予想され、0.5 人役程度で実施できる（する）事業であるとの計画に無理があったのではないかと言わざるを得ない。後述する「第 39 ひろしま版

---

17 この「見える化分析」の表紙には「平成 31 年 3 月」、奥付には「平成 31 年 3 月（2019 年）3 月初版」と表示されているが、本文記載の作成経緯や作成時期からして、平成 31 年 3 月版と表示することには疑問がある。

18 この点に関連し、調査結果の活用のあり方、ワークを構成する事業とワークの目標との関連性や、ロジックの整理・明確化について別途検討した（第 47 「ワーク」と「ワーク別管理シート」について、2 課題・問題点（ワークを構成する事業とワークの目標との関連性、ロジックの整理と明確化について）」228 頁以下参照）。

ネウボラ構築事業」（178頁）においては、効果分析が適切に進められていることと対照的であるが、「少子化要因調査・分析事業」も「ひろしま版ネウボラ構築事業」も、同じ子育て・少子化対策課のみで担当すること自体、酷な面があるようにも思われる。

## 7 指摘（公益財団法人中国地域創造研究センターとの業務委託契約を随意契約により行ったことについて）

広島県における少子化要因調査分析業務は、中国創研でなければできない業務ではないから、中国創研との委託契約を随意契約によることができる理由は認めがたい。随意契約によっても、県が当初予定していたように、少なくともプロポーザル方式を経るべきであった。

## 8 指摘（少子化要因調査分析結果の利用・活用について）

少子化要因調査分析事業の結果は、十分に利用・活用がなされておらず、495万円の事業費が全く無駄になってしまいかねないし、県の少子化対策事業の充実した検証や検討がなされないことも懸念される。調査結果の分析や、さらなる活用に取り組むべきである。

# 第9 ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業

## 1 概要

ひろしま出会いサポートセンター（略称「ひろサポ」）は、独身の若者を会員登録し、行政の結婚支援事業や民間企業、団体等の結婚・婚活イベント等に関する情報を提供することにより若者の活動を支援するとともに、職場における結婚支援の取組を促進するための各種事業、機能の総称である。

県から委託を受けた公益財団法人ひろしまこども夢財団（広島市中区基町10-52 広島県健康福祉局 子育て・少子化対策課内。以下「夢財団」という。）が、「ひろサポ」の事務局業務を行っている。

## 2 「ひろサポ」の活動内容

「ひろサポ」では、独身者の会員登録、社員の結婚を応援する企業の登録、民間事業者が行う婚活イベント情報の収集と提供等を行っている。

ひろサポは、結婚を希望する人が出会いのチャンスに恵まれるよう、暮らしの中の様々なシーンで縁をつないでいます。

<p><b>地域</b>で応援</p> <p><u>地域でご縁をつなぐ活動をしています。</u>  <a href="#">&gt;ひろしま出会いサポーターズ</a></p>	
<p><b>サービス</b>で応援</p> <p><u>会員の方が利用できるようお得なサービスを紹介しています。</u>  <a href="#">&gt;サービス協力店によるひろサポサービス</a></p>	
<p><b>イベント開催</b>で応援</p> <p><u>県内各地でさまざまなイベントをおこなっています。</u>  <a href="#">&gt;イベント情報一覧</a></p>	
<p><b>職場</b>で応援</p> <p><u>独身社員に向けて企業と県と一緒に支援しています。</u>  <a href="#">&gt;応援企業</a></p>	
<p><b>情報発信</b>で応援</p> <p><u>出会いや結婚に役立つイベント・セミナーの情報を発信しています。</u>  <a href="#">&gt;広島県の婚活パーティ・イベント情報一覧</a></p>	

\* 「ひろサポ」のホームページ  
 (https://www.hirosapo.jp/Pages/about\_hirosapo)より抜粋。

「ひろサポ」の具体的な活動内容は以下のとおりである。

- (1) 「ひろサポ」の Web サイトの管理，運営  
 「ひろサポ」では、各種イベント情報の提供やひろサポ会員の募集等のため、「ひろサポ」のサイト (https://www.hirosapo.jp/) を開設しており、その管理，運営を行っている。同サイトは県が設置主体となるものであるが、日常的な管理や改修等は県が夢財団に委託している。
- (2) ひろサポ会員の募集と会員への情報提供等

「ひろサポ」では、Web サイト等を通じて、ひろしま出会いサポートセンターの会員（以下「ひろサポ会員」という。）を募集している。

ひろサポ会員に登録するには、ホームページ上で、各種個人情報（メールアドレス、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等）を入力するほか、アンケート（職業、趣味、年収）への回答が必須とされており、これらの会員情報は、事業委託先の夢財団を通じて県が取得している。

ひろサポ会員に対しては、メルマガ配信によるイベント情報の提供がされるほか、マイページでのイベント情報の管理や、成婚した会員に対する成婚ギフトの贈呈などのサービスを実施している。

ひろサポ会員へ提供されている特典の内容は以下のとおりである。

**会員登録のご案内**

ひろしま出会いサポートセンターでは、会員を募集しています！

ひろサポ会員特典

<b>マイページ機能</b> マイページで、自分の申し込んだイベント等の管理ができます。	<b>メルマガ配信</b> 出会いイベントやセミナー等の情報をメールで配信します。
<b>ひろサポサービスでお得</b> ひろサポサービス協力店のお店で会員証を提示すると、お得なサービスが利用できます。(独身会員限定)	<b>成婚ギフトのお届け</b> ひろサポ会員で結婚が決まった方にマイページでご報告いただくと、ひろサポよりお祝いの品をお届けします。

ひろサポのホームページ([https://www.hirosapo.jp/Members/regist\\_guide](https://www.hirosapo.jp/Members/regist_guide))より抜粋。

### (3) 婚活パーティー・イベント情報の提供と参加申込の受付

「ひろサポ」では、Web サイト (<https://www.hirosapo.jp/Events/index/1>) において、各種婚活パーティー・イベント情報の提供を行っている。

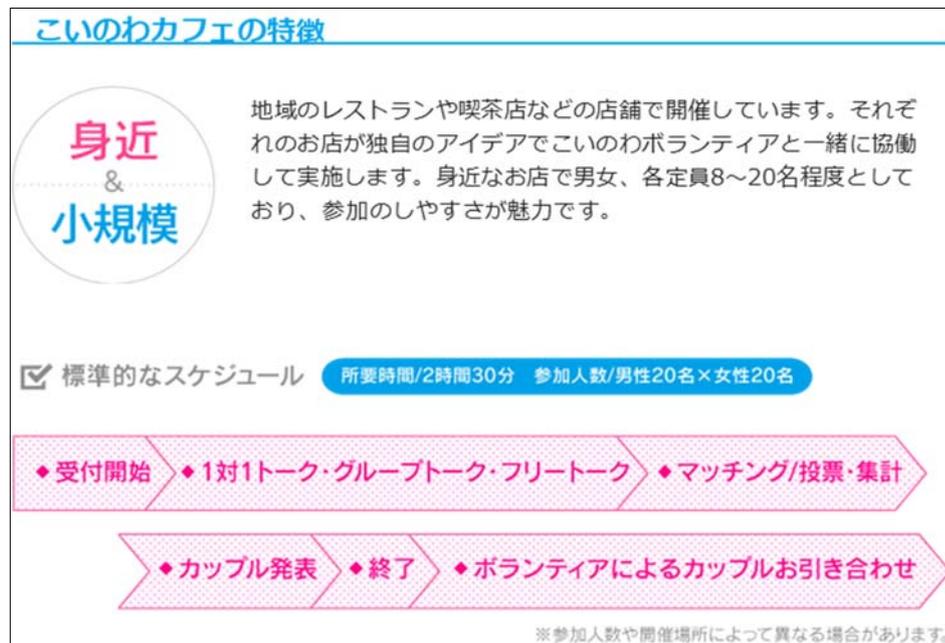
情報提供されている婚活パーティー・イベントには、ひろサポ会員に登録した上で、「ひろサポ」の Web サイトで参加申込をすることが可能となっている。

なお、「ひろサポ」のサイトでは、各婚活パーティー・イベントの受付方法は「抽選」によると記載されているものが多いが、「抽選」と記載されているものについて

も、実際には県がひろサポ会員登録時に取得した情報等により、各婚活パーティー・イベントの傾向等に合わせて、一定の選別が行われた上で参加者が決定されることがある（この点に関する問題点として、後述 49 頁）。

(4) 「こいのわカフェ」等の開催

「こいのわカフェ」とは、県、店舗（飲食店等）、「こいのわボランティア」<sup>19</sup>の三者協働による比較的小規模な出会いイベントであり、県内各地でほぼ毎週開催されている。イベントでは、各参加者の投票等によりカップルを成立させ（マッチング）、成立したカップルに対しては、「こいのわボランティア」が成婚に向けてのフォローを行う（このようなマッチングは、県が主催する他の婚活パーティー・イベントにおいても同様に実施されている。）。



ひろサポのホームページ([https://www.hirosapo.jp/Pages/about\\_koinowacafe](https://www.hirosapo.jp/Pages/about_koinowacafe))より抜粋。

19 「こいのわボランティア」とは、「こいのわカフェ」等のイベントにおいて、店舗と協力して運営の手伝い、イベントでのおせっかい役や盛り上げ役、イベント後のカップルのフォロー等を行う個人のボランティアである（42 頁）。

「こいのわカフェ」の実績の推移は、次のとおりである。

こいのわカフェの実績

	回数	参加者	男性	女性	マッチング数	マッチング率
H28	70	2,247	1,138	1,109	340	30.7%
H29	74	2,036	1,018	1,018	371	36.4%
H30	69	1,702	854	848	307	36.2%

「ひろサポ」では、上記「こいのわカフェ」の他、後述するひろしま出会いサポーターズによる県内各地での出会いイベントや、ビッグイベント・コラボイベントと呼ばれる参加者 100 名規模のイベント等を開催している（ただし、ビッグイベント・コラボイベントは、夢財団ではなく、株式会社第一エージェンシーに委託している。株式会社第一エージェンシーとの委託契約については 58 頁参照）。

(5) ひろしま出会いサポーターズの募集等

「ひろしま出会いサポーターズ」とは、地域において結婚を希望する若者のために結婚支援活動を行うボランティア団体である。

知事が任命し、「地域のおせっかい役」として、県内各地での出会いイベントの開催、県主催の婚活イベントへのおせっかい役として参加、若者の相談役等の活動を行う。

平成 27 年度から平成 30 年度までに合計 35 団体が任命されている（平成 30 年度新規登録 4 団体）。

ひろしま出会いサポーターズにより、レストランなどの店舗でのイベントや、登山、ビーチでバーベキュー(BBQ)などの各種出会いイベントの企画・運営が行われているが、その実績の推移は以下のとおりである。県は、「ひろしま出会いサポーター構築事業」として、ひろしま出会いサポーターズに対する研修を行っている。これについては、後述する（66 頁）。

サポーターズ実績

	回数	参加者	男性	女性	マッチング数	マッチング率
H27	28	1,124	597	527	135	25.6%
H28	45	1,527	811	716	147	20.5%
H29	63	1,734	894	840	202	24.0%
H30	69	1,995	1,040	955	237	24.8%

(6) こいのわボランティアの募集等

「こいのわボランティア」とは、「こいのわカフェ」等のイベントにおいて、店舗と協力して運営の手伝い、イベントでのおせっかい役や盛り上げ役、イベント後のカップルのフォロー等を行う個人のボランティアである。

こいのわボランティアの募集は、ひろサポのWebサイトにおいてなされており、応募者は、県の説明会に参加し個人情報保護等の研修を受講した上でボランティア活動を行うこととされている。こいのわボランティアの研修やボランティアに対する助言等については、「ひろしま出会いサポーター構築事業」として実施されている（66頁）。

こいのわボランティアの認定者数等の推移は以下のとおりである。

こいのわボランティア説明会及び認定者 (人)

	出席希望者	参加者	申込者	認定者
H28	83	65	62	59
H29	76	61	53	52
H30	42	36	34	33
H31・R元	47	43	34	33
合計	248	205	183	177

※平成28年度から実施

(7) 前記の各種イベントのマッチング等の状況は次のとおりである。

各種イベントのマッチング等の状況

	H27						H28						H29						H30								
	回数	参加者	男性	女性	マッチング	マッチング率	回数	参加者	男性	女性	マッチング	マッチング率	回数	参加者	男性	女性	マッチング	マッチング率	回数	参加者	男性	女性	マッチング	マッチング率			
① 県	ひろサボカレッジ	14	1,350	664	686	171	25.8%																				
	ビッグイベント・コラボイベント	4	557	292	265	23	8.7%	12	1,250	661	589	219	37.2%	9	656	326	330	95	29.1%	11	901	447	454	208	46.5%		
	累計							16	1,807	953	854	242	28.3%	25	2,463	1,279	1,184	337	57.5%	36	3,364	1,726	1,638	545	33.3%		
	こいのわカフェ							70	2,247	1,138	1,109	340	30.7%	74	2,036	1,018	1,018	371	36.4%	69	1,702	854	848	307	36.2%		
	累計													144	4,283	2,156	2,127	711	33.4%	213	5,985	3,010	2,975	1,018	34.2%		
合計	18	1,907	956	951	194	34.4%	82	3,497	1,799	1,698	559	32.9%	83	2,692	1,344	1,348	466	34.7%	80	2,603	1,301	1,302	515	39.6%			
② サポーターズ	28	1,124	597	527	135	25.6%	45	1,527	811	716	147	20.5%	63	1,734	894	840	202	24.0%	69	1,995	1,040	955	237	24.8%			
	累計							73	2,651	1,408	1,243	282	22.7%	136	4,385	2,302	2,083	484	23.2%	205	6,380	3,342	3,038	721	23.7%		
単年 累計	【県事業】 ①+② 年計	46	3,031	1,553	1,478	329	22.3%	127	5,024	2,610	2,414	706	29.2%	146	4,426	2,238	2,188	668	30.5%	149	4,598	2,341	2,257	752	33.3%		
	【県事業】 ①+② 累計	46	3,031	1,553	1,478	329	22.3%	173	8,055	4,163	3,892	1,035	26.6%	319	12,481	6,401	6,080	1,703	28.0%	468	17,079	8,742	8,337	2,455	29.4%		

### 3 予算・決算の推移

ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業の平成27年度から平成30年度までの予算・決算の推移は次のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
13,417	14,759	15,402	15,302
13,417	14,759	15,402	15,302
13,226	14,604	15,121	15,120

### 4 指標・目標

ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業は、ひろサポ会員数を指標として設定しており、最終目標は登録者数20,000人(平成31年度)である。

ひろサポを設置した平成27年度からのひろサポ会員数の推移は次のとおりである(「6 課題・問題点(ひろサポ会員の登録者数を指標とすることについて)」45頁参照)。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
目標	3,000	5,000	10,800	15,000
実績	4,716	8,241	10,904	13,495

本事業は、上記ひろサポ会員数に加えて、ひろサポ会員の成婚組数（結婚したカップルの数）を指標として設定している。県が把握したひろサポ会員の成婚組数の推移は次のとおりである。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
目標	—	30	90	140
実績	15	75	90	150

## 5 ひろしまこども夢財団への委託

### (1) 夢財団の法人概要

県は、平成 27 年度のひろサポ開設当初から、ひろサポの設置・運營業務を夢財団に委託している。

委託先である夢財団の法人概要は次のとおりである。

区分	内容
法人の名称	公益財団法人 ひろしまこども夢財団
所在地	広島市中区基町10-52(県庁内)
設立登記	平成8年2月29日
所管課	健康福祉局子育て・少子化対策課
基本財産等の額	50,127千円
うち県出資額	50,000千円
県出資比率	99.7%
設立目的	広島県の明日を担う子どもの健やかな成長を願い、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりと、子育て家庭や子育て応援活動を支援することにより、子どもが夢を持ち、子育てに喜びが持てる社会の構築に寄与する。
業務概要	1 結婚に向けた情報提供等 2 妊娠・出産に関する普及啓発等 3 子育て・子育て支援に関する情報の収集・発信、意識啓発等 4 子育て・子育て支援に関する講座・研修の企画実施 5 子育てを支援する活動の実施及び関係機関・団体との協働・連携 6 子どもの健やかな成長を支援する活動の実施及び関係機関・団体との協働・連携 7 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員(非常勤)	7人(理事5人, 監事2人, うち県職員2名)
常勤職員	2人(うち県職員1名)
臨時職員	6人(うち3人はひろサポ担当, 残り3人は子育てポータルサイト運営担当)

## (2) 夢財団への委託契約

夢財団は、「Kids☆めるまが運営事業」による子育てに関するメルマガの配信やイクちゃん子育てガイド発行事業等を行っていたが、平成22年度に県と協同で子育てポータル「イクちゃんネット」を構築し、その後の運営管理を県から受託するようになった（「第41 子育てポータルサイト運営事業」191頁）。また、平成27年度からは、ひろサポの設置・運営等の業務を受託するようになった。

平成30年度は、ひろサポの設置・運営等の業務について、夢財団が事務局を務める「こども未来づくり・ひろしま応援隊」（企業、地域、行政の協働により子どもと子育てを応援するため、平成18年11月に結成）で行ってきた婚活サービス「イクちゃん縁結サービス」（平成22年5月開始）を発展・拡充するものとともに、今後も同応援隊との連携による取組みが必要であるとの理由により、随意契約によって夢財団との業務委託契約が締結されている。

夢財団との契約金額は、17,859,960円であり、その内訳は次のとおりである。

【夢財団との業務委託契約金額の内訳】

	区分	金額
1 会員への情報提供	(1) 会員サービス	320,000
	(2) 啓発活動	680,000
	小計	1,000,000
2 地域における 出会いの場の創出	(1) こいのわカフェ	1,573,000
	(2) サポートズの発掘・任命・登録	3,027,000
	(3) サポートズ研修	377,000
	小計	4,977,000
3 若者の出会い・ 結婚を応援する環境 づくりの推進	(1) 若者向けのサービスを提供する企業等の登録促進	110,000
	(2) 社員向け若者応援を提供する企業等の登録促進	410,000
	(3) 効果的な情報発信 (ホームページ改修費180万円を含む)	3,100,400
	小計	3,620,400
4 共通経費	(1) 臨時職員（WEB担当,こいのわカフェ担当）賃金等	5,737,200
	(2) その他	1,202,400
	小計	6,939,600
	委託費合計（税別）	16,537,000
	消費税	1,322,960
	合計（税込）	17,859,960

## 6 課題・問題点（ひろサポ会員の登録者数を指標とすることについて）

県は、ひろサポ会員の登録者数を事業の指標として設定しているところ（43頁）、「婚活」という心理的ハードルが高い事業の性質上、ひろサポの会員登録は、

婚活の一步目として登録を無料とし、登録後に活動するもしないも自由とするなど、会員登録時のハードルを最大限低くするよう制度設計している<sup>20</sup>。

したがって、ひろサポの登録者には、婚活の一步目を踏み出した者が含まれるものの、必ずしも婚活を積極的に行う意思を有しているわけではない者から、既に積極的に婚活を行っている者まで、幅広い層が含まれていると考えられる。さらに、会員登録後に成婚した場合や、婚活を止めてしまった場合であっても、会員登録を抹消するかどうかは会員の判断に任されている。

そうすると、会員登録者数の累計（ストック指標、30頁）は、これまでに「婚活の一步目を踏み出した者を含む数の累計」という点においては、県が目的とする「結婚の機運醸成」に関連する指標であるということはあるが、「現在婚活を行っている者の数」や、「ひろサポを利用、活用している者の数」を表すわけではない。

したがって、このようなひろサポ会員の登録者数を指標とするにあたっては、それ単独では、本事業の効果を測定する指標としては十分機能しないのではないかと思われる。

本事業の成果をどこに求めるのか、それとの関係で、いかなる指標を設定するか、例えば、ひろサポ会員の登録者数を利用するとしても、それが前年と比べてどれくらい増加したか（フロー指標の比較、30頁）、新規登録者の年齢層やその変化、県の人口（一定の年齢層）に対する新規登録者の割合を用いることや、何らかの基準に基づいて登録者数のうち数でカウントすること（例えば、一定期間利用がない登録者を数値に含めない）等、多面的な検討と分析を行う必要があるのではないか（「12 意見（ひろサポ会員の登録者数を目標とすることについて）」52頁）。

## 7 課題・問題点（成婚の事実の把握の困難性）

- (1) 本事業を含む有配偶者率の向上を目的とするワークは、男女の有配偶者率を指標とし、その増加を目標として設定しているため、「こいのわ」プロジェクトや「こいのわカフェ」によって、マッチング（アウトプット）したカップルの成婚組数

---

20 これに対し、例えば、茨城県の婚活支援事業である「いばらき出会いサポートセンター」（<https://www.ibccnet.com/>）のように「入会登録料 11,000 円、会員有効期間は登録日から3年間、有効期限が過ぎると自動的に退会。必要書類（本籍地の市町村長が発行する「独身証明書」、健康保険証、写真、入会申込書）を求める」といった仕組みをとっているところもある。

都道府県の結婚支援の取組みについては、内閣府のサイト（[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/kekkon\\_ouen\\_pref.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/kekkon_ouen_pref.html)）に一覧が掲載されている。

や、「こいのわ」ではマッチングしなかったものの、これらのイベント等がきっかけとなって婚活を始めた結果、成婚に至った場合も、その成婚組数は、直接的なアウトカムであるといえる。県も、ひろサポ会員の成婚組数を事業の指標として設定している（43頁）。

ところが、この「成婚の事実」は、その性質上、当事者が県に報告しない限り、県としてはこれを確認する方法がないため、これを正確に把握することは極めて困難である（県への成婚報告がない場合であっても、実際には県の婚活イベントによって婚姻に至った可能性がないとはいえないから、県の事業の成果が過小評価されている可能性もある。）。

- (2) 県は、ひろサポ会員が結婚したことをホームページ上での自主的な報告と、県アンケートフォームでの呼びかけに応じた報告の2種類の方法で把握しているが、いずれも任意で回答を求めるものであり、ひろサポ会員の成婚の事実を全て正確に把握できていないものと考えられる。

県はこれまで、アンケート調査や、県に成婚報告したカップルに対しワイン等をプレゼントするといった方法で、成婚を把握しようと努めてきたが、それによってアンケートへの回答率が有意に増加しているわけではなく、実態把握ができていない。したがって、成婚事実の把握のために、ワインを配布する等の費用をかけることは、有効性の観点から疑問がある（「14 指摘（成婚数把握のための経費について）」53頁）。

## 8 課題・問題点（成婚（有配偶率増加）のためのコスト）

- (1) 県は、有配偶者率の向上のため、5つの事業（ひろしま出会いサポートセンター運営事業、みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業、みんなでおせっかい「こいのわ」イベント事業、ひろしま出会いサポーターズ構築事業、市町少子化対策支援事業）を実施しており、ひろサポ会員に対して任意のアンケートを実施することで、ひろサポ会員の成婚組数を把握し、これを5つの事業の指標として設定している。5つの事業の各年度の決算額（県職員の人件費を除いた事業費のみ）と、県が把握したひろサポ会員の成婚組数から、成婚一組当たりのコストを算定した結果は次の表のとおりである。

【成婚一組あたりのコスト計算】

決算額の推移

(千円)

		H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	合計
①	ひろしま出会いサポートセンター運営事業	13,226	14,604	15,121	15,120	58,071
②	みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業	33,151	24,366	29,218	28,845	115,580
③	有配偶率の向上 みんなでおせっかい「こいのわ」イベント事業	9,573	8,744	735	737	19,789
④	ひろしま出会いサポーターズ構築事業	7,094	9,083	4,763	4,764	25,704
⑤	市町少子化対策支援事業	5,466	18,798	10,416	2,879	37,559
⑥	合計	68,510	75,595	60,253	52,345	256,703
⑦	累計	68,510	144,105	204,358	256,703	

成婚報告数と県の婚姻組数

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計
⑧	単年度	15	75	90	150	330
⑨	累計	15	90	180	330	
⑩	うちイベントでの成婚数	1	20	41	29	91
⑪	累計	1	21	62	91	
⑫	県の婚姻組数*	13,712	13,594	13,177	12,613	53,096
⑬	累計	13,712	27,306	40,483	53,096	
⑭	成婚報告数⑧/県の婚姻組数⑫*	0.11%	0.55%	0.68%	1.19%	
⑮	累計(⑨/⑬)	0.11%	0.33%	0.44%	0.62%	
⑯	イベントでの成婚数⑩/県の婚姻組数⑬	0.01%	0.15%	0.31%	0.23%	
⑰	累計(⑪/⑬)	0.01%	0.08%	0.15%	0.17%	

\* 県の婚姻組数は、県の人口動態調査 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/jinnkoudoutaitoukeinennpou-index.html>) より

成婚一組あたりのコスト

(千円)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
⑱	単年度(⑥/⑧)	4,567	1,007	669	348
⑲	累計(⑦/⑨)	4,567	1,601	1,135	777
⑳	イベントでの成婚(単年度) (⑥/⑩)	68,510	3,779	1,469	1,805
㉑	イベントでの成婚(累計) (⑦/⑪)	68,510	6,862	3,296	2,820

ひろサポが設置された平成 27 年度から平成 30 年度までの累計で算定した場合、成婚一組あたりにかけたコストは 777 千円（表⑱），うちイベントでの成婚についてみれば 2,820 千円（表㉑）に上る。これには、この事業に関わった県職員の人件費は含まないから、これを加えるとコストはさらに増加することになる。

また、県の婚姻組数全体との比較でみると、ひろサポ事業による成婚組数は、約 1.19%（表⑭），うちイベントでの成婚についてみると約 0.17%である。

前記「7 課題・問題点（成婚の事実の把握の困難性）」（46 頁）のとおり、そもそも成婚の把握が困難であるという問題があるため、過小評価されている可能性はあるとしても、民間には多種多様な事業者が、婚活・結婚支援を業としており、これによって利益を得ている一方、県は、上記費用を負担し続けて成婚組数の増加に取り組んでいるということにならざるを得ず、ひろサポの事業の成果（アウトカム）を、婚姻組数という観点から見た場合、経済性、有効性の観点から疑問があると言わざるを得ない。ひろサポの事業自体には意義があると考えますが、婚姻組数という指標で成果を測るのは無理があるのではないだろうか。

- (2) また、前述した「広島県における少子化要因調査分析事業」（32 頁）による「広島県における少子化要因調査分析報告書」（35 頁）によれば、2011 年（平成 23 年）～2015（平成 27 年）年平均による合計特殊出生率の全国値と県値とを比較した場合、広島県では 1.56 で全国の 1.40 を上回っているが、その要因を有配偶率と有配偶出生率に分けてみると、有配偶率がマイナス寄与となる一方で有配偶出生率が上昇しており、出生率の上昇は、有配偶者の出生が増えていることによるものであるとされている（少子化要因調査分析報告書 38 頁）。
- (3) 上記(1)で検討した状況に鑑みると、今後は、上記(2)のような分析結果も踏まえて、有配偶率増加を目指してきたひろサポの事業（ひろサポは平成 27 年以開始した事業である）が、どのように合計特殊出生率の増加に寄与してきたのかの確認も必要であると考え（「13 意見（有配偶率増加のための各種事業の評価、再検討について）」53 頁）。

## 9 課題・問題点（「抽選」の表示と実態の乖離）

- (1) 「こいのわ」の各種イベントや「こいのわかフェ」においては、参加対象者の年齢と募集定員が設定されており、定員を上回る応募があった場合、「抽選」により参加者を決定する旨案内されている。

しかし、実際には、県（県から委託を受けた夢財団）において、抽選ではなく、応募者の性別、年齢構成やイベント参加経験の有無、回数やイベント内容等を踏まえて、よりマッチングが成立しやすいと思われる応募者を「当選者」として決定する場合もある。

- (2) 他県の事例や民間事業者の活動内容等に鑑みても、純粋な抽選によって参加者を決定するより、県が行っている上記のような、ある種の参加者の選別を行う方が、マッチングが成立しやすくなるであろうと思われ、そのような方法を一概に否定することはできないと考える（実際にこいのわの婚活イベントに参加してマッチングに至った参加者からヒアリングを行ったが、特に少人数のイベントの場合、純粋な抽選にすると、およそマッチングの可能性のない人たちの集まりになってしまうのではないかと、何らかの共通点があった方がよいのではないかとという意見があった。）。

しかし、本件事業は、出会いや婚活といったプライベートな事柄を対象とするものであり、イベントへの参加者は「県が主体となって実施している」ということへの信頼や安心感をもって参加していると思われるところ、抽選により決定していない場合があるにもかかわらず、これを「抽選」と表示して選別を行うことは、事業の前提となる県に対する信頼を損ないかねないと言わざるを得ず、適切ではないと考える。

その基準自体は、経験や試行錯誤の結果得られたある種のノウハウともいえるものであるから、開示や説明までする必要はないとしても、必ずしも抽選によるものではないことについて、例えば「参加してよかったと思えるようなイベントにするため、応募者多数の場合、一定の基準により参加者を決定することがある」といった、何らかの表示を行うことが必要であると考え（後述「15 指摘（「抽選」と表示することについて）」54頁）。

## 10 課題・問題点（個人情報の取得と利用目的）

広島県個人情報保護条例第5条第1項では、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。」とされ、同条第4項本文では、「本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示しなければならない。」とされている。

また、ひろサポのホームページにはプライバシーポリシーの記載があり（[https://www.hirosapo.jp/Pages/privacy\\_policy](https://www.hirosapo.jp/Pages/privacy_policy)），そこでは「個人情報の収集は、目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行います。」、「利用者の皆様から提供いただいた個人情報は、あらかじめ明示した収集目的の範囲内で利用します。御本人の同意がある場合などを除き、個人情報の収集目的を越えた利用や外部への提供その他はいたしません。」と記載されている。

前記「2(2) ひろサポ会員の募集と会員への情報提供等」（38頁）のとおり、県は、ひろサポの会員登録時にホームページ上から会員の個人情報を取得しているが、ひろサポのホームページには個人情報の利用目的についての明示的な記載は見当たらない。また、ひろサポの会員登録時の同意事項や会員登録時における他の記載欄にも個人情報の利用目的についての明示的な記載は見当たらない（前述したとおり、イベント参加者の決定は抽選ではなく、参加者決定にあたって個人情報が利用されているが、その旨の記載もなされておらず、参加申込者は自己が提供した個人情報がそのような目的で利用されていることを知ることができない状態となっている。）。

個人情報保護の観点から、個人情報の利用目的についての記載は必要であると考え（「16 指摘（個人情報の利用目的の表示について）」54頁）。

## 11 課題・問題点（バナー広告収入の取扱い）

ひろサポのホームページでは、バナー広告掲載の申請フォームによって一般企業等からのバナー広告を受け付けており（<https://www.hirosapo.jp/Banners/form>），実際にホームページ上において複数の企業のバナー広告が掲載されている（<https://www.hirosapo.jp/>）。これらのバナー広告による収入は、夢財団が取得し、夢財団の収益事業会計に計上している。平成27年度～平成30年度の夢財団の広告収入は次のとおりである。

年度	広告収入	うち、ひろサポ分
H27	6,460,410	—
H28	5,951,260	—
H29	6,378,110	392,486
H30	6,348,480	321,400

ひろサポのホームページは、その運営や管理を夢財団に委託しているものの、前記「「ひろサポ」のWebサイトの管理、運営」（38頁）のとおり、県が設置主体となるものであるから、同サイトを利用したバナー広告収入は県に帰属すべきであり、これを夢財団が取得することは問題があると考ええる。

夢財団が窓口となる関係上、一旦は夢財団が広告主からバナー広告料を受領する形をとることは差し支えないが、バナー広告料の額を夢財団からの委託費から控除して委託費を算出する方法は認めるべきではないと考ええる。なぜなら、仮にこの方法を無制限に許容すると、バナー広告料相当額分については、本来経るべき予算・決算プロセスを経ないことになり不相当であるし、見かけ上の委託料は、バナー広告料相当額分だけ減少することになってしまうからである。したがって、最終的にバナー広告料相当額分を委託料に充当・清算することになるとしても、委託契約上の委託料は、これを含んだ額とすべきである（後述「17 指摘（ひろサポのホームページのバナー広告収入について）」54頁）。

## 12 意見（ひろサポ会員の登録者数を目標とすることについて）

ひろサポの登録者には、婚活の一步目を踏み出した者のみではなく、必ずしも婚活を積極的に行う意思を有しているわけではない者から、既に積極的に婚活を行っている者まで、幅広い層が含まれていると考えられることや、会員登録後に成婚した場合や、婚活を止めてしまった場合であっても、会員登録を抹消するかどうかは会員の判断に任されている。このため、会員登録者数の累計は、これまでに「婚活の一步目を踏み出した者を含む数の累計」という点においては、県が目的とする「結婚の機運醸成」に関連する指標であるということはあるが、「現在婚活を行っている者の数」や、「ひろサポを利用、活用している者の数」を表すわけではない。

このような性質を有するひろサポ会員の登録者数を指標とするにあたっては、それ単独では、本事業の効果を測定する指標としては十分機能しない（本事業のどのような効果に寄与しているのかがはっきりしない）のではないかとと思われる。

本事業の成果をどこに求めるのか、それとの関係で、いかなる指標を設定するか、例えば、ひろサポ会員の登録者数が前年と比べてどれくらい増加したか（フロー指標の比較、30頁）とか、新規登録者の年齢層やその変化、県人口（一定の年齢層）に対する新規登録者の割合を用いることや、何らかの基準に基づいて登録者数のうち数でカウントすること（例えば、一定期間利用がない登録者を数値に含めない）等、多面的な検討と分析を行うことが望ましいと考える。

### 13 意見（有配偶率増加のための各種事業の評価、再検討について）

「成婚の事実」は、その性質上、当事者が県に報告しない限り、県としては確認する方法がないため、これを正確に把握することは極めて困難であり、測定が困難な成婚という事実を指標とすることは、事業の評価が適切になされない可能性がある。

また、このように把握困難な成婚組数をアウトカムとした場合、イベントでの成婚一組に2,820千円を要している等、本事業が経済性や有効性の観点から是認できるか疑問がある。

ひろサポ会員の登録者数についても検討の余地があることや、マッチングという観点におけるこいのわのイベントのコストの問題（後述「第11 みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業、5（5） マッチング一組あたりのコスト（「こいのわイベント」と「こいのわカフェ」の比較）」59頁）等に鑑みても、本事業を構成する5つの事業が何を目的としているのか、そのためのコストとして、これまで同様の事業規模・事業形態・事業内容や評価方法を維持・継続するのが適切なのか、どの点に重点を置くのか等について、再検討する時期に来ているのではないかと考える。

### 14 指摘（成婚数把握のための経費について）

「成婚の事実」把握のために行っている成婚プレゼントは、報告数の増加に寄与していることが認められないことや、「成婚の事実」自体を指標として用いることに限界があるため（前述「8 課題・問題点（成婚（有配偶率増加）のためのコスト）」46頁）、ほとんど有効性が認められない。

よって、成婚プレゼントを含め、成婚報告を増やすための経費支出は廃止すべきである。

## 15 指摘（「抽選」と表示することについて）

「こいのわ」の各種イベントや「こいのわカフェ」の応募者が定員を上回る場合において、抽選を行わずに参加者を決定している場合があるにもかかわらず、これを「抽選」と表示することは、事業の前提となる県に対する信頼を損ないかねないと言わざるを得ず、適切ではない。

例えば、「参加者が参加してよかったと思えるようなイベントにするため、応募者多数の場合、県が一定の基準により参加者を決定することがある」といった、必ずしも抽選ではないことについて、何らかの表示を行うべきである。

## 16 指摘（個人情報の利用目的の表示について）

ひろサポの会員登録時やイベント参加時において、個人情報の利用目的を明示すべきである。

## 17 指摘（ひろサポのホームページのバナー広告収入について）

ひろサポは県が費用を負担し、県が主体となって設置しているものであるから、ひろサポのWebサイトに掲載されたバナー広告収入は県が取得すべきである。

夢財団が窓口となる関係上、一旦は夢財団が広告主からバナー広告料を受領する形をとることは差し支えないとしても、バナー広告料の額を夢財団からの委託費から控除して委託費を算出する方法をとると、バナー広告料相当額分については、本来経るべき予算・決算プロセスを経ないことになり不相当であるし、見かけ上の委託料は、バナー広告料相当額分だけ減少することになってしまう。したがって、最終的にバナー広告料相当額分を委託料に充当・清算する場合も、委託契約上の委託料額は、バナー広告料相当額を含んだ額とすべきである。

# 第10 みんなでおせっかい「こいのわ」イベント事業

## 1 概要

本事業は、県民全体の出会い・結婚の機運を高める象徴的な取組として、民間、地域が主体となった婚活イベント（こいのわカフェ等）を実施し、より多くの出会いの場を創出することを目的とした事業である。

## 2 事業内容

民間、地域が主体となった婚活イベント（こいのわカフェ等）の実施のため、イベントの実施に協力してくれる店舗の開拓・店舗の調整、イベント使用資材の作成等を行っている（予算 815,000 円、決算 737,000 円）。

費用の負担割合は、国が2分の1、県が2分の1となっている。

なお、婚活イベントのうち、「こいのわカフェ」の実施状況等については、「第9 ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業」（37頁以下）に、ビッグイベント・コラボイベントの実施状況等については、「第11 みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業」（56頁以下）にそれぞれ記載した。

## 3 予算・決算の推移

みんなでおせっかい「こいのわ」イベント事業の予算・決算の推移は以下のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
9,577	8,755	809	815
9,577	8,755	809	815
9,573	8,744	735	737

## 4 指標・目標

この事業は、ひろサポ会員の登録者成婚数を参考指標として設定している。県が把握したひろサポ会員の登録者成婚組数の推移は次のとおりである。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
目標	—	30	90	140
実績	15	75	90	150

## 5 課題・問題点

「こいのわカフェ」については、「第9 ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業」（37頁以下）に、ビッグイベント・コラボイベントについては、「第11 みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業」（56頁以下）にそれぞれ記載した。

## 第11 みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業

### 1 概要

「こいのわ」プロジェクト (<https://koinowa.jp/>) とは、結婚願望がありながらも結婚への不安を抱える人に対し、出会いからデート、プロポーズ、結婚までのそれぞれのステージで“おせっかい”（支援）をしようという県の事業の愛称である。



### 2 事業内容

企業と提携した婚活・結婚の機運の醸成や企業の結婚支援に関する取組の調査、若者が参加しやすいインパクトのある婚活イベントの開催、婚活人口の拡大を図る広報PR等を行っている。

ひろサポの登録会員数は増加しているものの（57頁）、イベントでの成婚や県全体の婚姻数が伸びていないことから、更なる機運醸成に向け、平成30年度から以下の新規事業を行うこととなった。

① みんなでおせっかい「こいのわ」企業の取組促進事業（予算 5,577 千円）

ボリュームゾーンである経済的に安定した正規雇用者をターゲットとし、ファミリーフレンドリーな企業風土の醸成、企業メリットのエビデンス収集、情報発信等を行う事業。

② ひろサポ会員登録促進事業（予算 7,458 千円）

ひろサポ会員数を増加させるため、20歳代向けイベントの開催と、それに連動した会員登録促進PRを展開する事業。

③ 婚活人口拡大プロモーション事業（予算 12,880 千円）

こいのわ「プロジェクト」の取組の啓発にあわせ、企業に対する働きかけや、婚活市場の拡大に向けたプロモーションを実施する事業。

④ ライフデザイン啓発事業（予算 4,276 千円）

若者の中で、加齢に伴って妊娠率が低下することを知らない層が一定程度いることから、妊娠・出産に適した時期がある（生物的にリミットがある）ことを啓発し、計画的な結婚、妊娠・出産の大切さについて理解を深めてもらう事業。

### 3 予算・決算の推移

みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業の予算・決算の推移は以下のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
11,385	24,369	28,800	30,191
33,153	24,369	29,734	29,191
33,151	24,366	29,218	28,845

### 4 指標・目標

本事業は、ひろサポの登録者数を参考指標として設定しており、最終目標は登録者数 20,000 人（平成 31 年度）である。

ひろサポを設置した平成 27 年度からの登録会員数の推移は次のとおりである。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
目標	3,000	5,000	10,800	15,000
実績	4,716	8,241	10,904	13,495

また、ひろサポ会員の登録者成婚組数も参考指標として設定しており、県が把握したひろサポ会員の登録者成婚組数の推移は次のとおりである。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
目標	—	30	90	140
実績	15	75	90	150

## 5 株式会社第一エージェンシーへの業務委託1（みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト業務）

### (1) 概要

結婚を希望する若者を応援するため、出会いの場を創出するとともに、企業・経済団体における取組を支援し、婚活人口の拡大や、結婚・子育てしやすい環境を作り、社会全体で応援する機運醸成を図ることを目的とした業務である。

### (2) 業務内容

委託業務の内容は次のとおりである。

#### ① 話題性の高いこいのわイベントの開催及び効果的な情報発信

- ・大規模イベント（概ね100人以上）を年10回程度開催する。
- ・産業分野に着目した、普段出会わない層同士の男女の組合せによるイベントを盛り込む（経済団体、業界団体、労働組合等との共催も可能）。
- ・県が実施するこいのわイベントのうち、いわゆるビッグイベント・コラボイベントの開催等を内容とするものである。

#### ② 機運醸成プロモーション

- ・県のこいのわプロジェクト全般を通じた成果や、結婚・子育て支援に関する先進的な企業・団体の取組を効果的・効率的な手法により情報発信を行う。

### (3) 業務委託契約

県は、平成30年3月に公募型プロポーザルを実施し、応募のあった3社の中から、最優秀提案者となった株式会社第一エージェンシーとの間で、随意契約により業務委託契約を締結した。

契約金額は、19,999,582円である（ただし、後述するとおり、平成31年2月19日に変更契約がなされ、委託料が24,371,422円に改められた。）。

### (4) 業務の実施状況

開催されたこいのわイベントの内容、成果、費用等は次のとおりである。

【こいのわイベント一覧】

	イベント名	日時	場所	参加者数			マッチング数 (組)	マッチング率	費用(円) (税抜き)	備考
				男性	女性	合計				
1	こいのわウォーキングサッカーin宇品	H30.6.24	広島市南区	45	45	90	27	60.0%	325,917	
2	こいのわ夏祭り	H30.7.29	広島市西区	37	35	72	21	60.0%	818,085	
3	こいのわパブリックビューイング	H30.8.15	広島市中区	36	34	70	19	55.9%	636,227	ゲスト費150,000円
4	こいのわガーデンBBQ	H30.8.25	三原市	35	37	72	16	45.7%	746,653	
5	こいのわ×連合広島 異業種交流パーティー	H30.9.22	広島市南区	48	58	106	35	72.9%	1,090,002	ゲスト費235,517円
6	こいのわ×広島経済同友会 葡萄狩りツアーin三次	H30.9.29	三次市	48	51	99	18	37.5%	749,920	
7	こいのわパワースポットツアーin尾道	H30.11.25	尾道市	40	36	76	15	41.7%	1,287,420	ゲスト費320,000円
8	恋したくなるこいのわイベントin東広島	H31.1.12	東広島市	39	39	78	8	20.5%	784,071	ゲスト費236,000円
9	モチコーデで決めよう！こいのわバレンタイン	H31.2.3	呉市	40	38	78	21	55.3%	1,060,361	ゲスト費100,000円
10	恋愛あるあるトーク&異業種交流会	H31.3.9	福山市	48	49	97	19	39.6%	1,238,042	ゲスト費560,000円
合計				416	422	838	199		8,736,698	税込9,435,633円

※費用はイベント費用のみ(チラシ等の制作物の費用は含まない)

税込合計 9,435,633

(5) マッチング組あたりのコスト（「こいのわイベント」と「こいのわカフェ」の比較）

「第9 ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業、8 課題・問題点（成婚（有配偶率増加）のためのコスト）」（47頁）において、成婚のためのコストという観点から検討したが、「マッチング」という点から見た場合、上記【こいのわイベント一覧】記載のとおり、10回のイベント開催により成立したマッチング数は199組、イベント開催にかかった費用は合計9,435,633円である。したがって、マッチング組あたりの費用は47,415円となる（「こいのわカフェ」「こいのわイベント」に共通する経費（ひろしま出会いサポートセンターの運営費の一部や、こいのわボランティアに要する費用等）は含んでいない）。

一方、同じく出会いの場を提供する「こいのわカフェ」（40頁）は、飲食店等において「こいのわボランティア」の協力によって行われているため、開催自体にはほぼ経費がかかっておらず、「こいのわカフェ」プロパーの経費としては、主として協力店舗の発掘等のための実費（613,000円）や人件費（2,868,600円）

(合計 3,481,600 円) であり、マッチング数は 307 件であるから、マッチング一組あたりのコストは 11,341 円である(前記「こいのわイベント」との共通経費は含んでいない)。

したがって、マッチングという観点から見た場合、「こいのわイベント」は、「こいのわかフェ」に比して 4 倍の経費を要していることになる。

「こいのわイベント」は、「こいのわかフェ」と異なり大規模なイベントであることや、情報発信、機運醸成をも目的としているため、単純に比較することはできないが、マッチングが成婚の前段階であることを考えると、先に述べた成婚のためのコスト(47 頁)を押し上げているのは、本事業である。

したがって、本事業についても、目的や効果測定をどのように行うのか、再検討の余地があると考え(前述「第 9 ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業、13 意見(有配偶率増加のための各種事業の評価、再検討について)」53 頁)。

## 6 株式会社第一エージェンシーへの業務委託 2 (みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト業務(追加分))

### (1) 概要

本業務は、結婚・子育て支援に関する先進的な企業・団体の取組の情報発信等を行うため、冊子「こいのわサポート BOOK」の制作やメディア・SNS を利用した情報発信を行う業務である。

### (2) 業務委託契約(追加分)

県は、「5 株式会社第一エージェンシーへの業務委託 1 (みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト業務)」(58 頁)において記載したとおり、株式会社第一エージェンシーに対し、みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト業務を 19,999,582 円で委託していた。

その後、県は、平成 31 年 2 月 19 日付で、随意契約により同社との委託契約を変更し、同業務の追加分として 4,371,840 円の委託契約を行った。

### (3) 変更契約の経緯

県は、「広島県における少子化要因分析業務」を(公財)中国地域創造センター(中国創研)に委託していた(「第 8 広島県における少子化要因調査分析事業」32 頁)。

同センターとの当初の契約では、広島県及び市町別の婚姻・出生に係る特徴や動向の分析に加え、産業別の婚姻・出生に係る特徴や動向の分析を事業所に対するアンケート及びヒアリング調査、従業員に対するアンケート調査により実施し、産業界の現状、課題、ニーズ及び支援の効果等のエビデンスを収集した上で、企業や団体に効果的にアプローチし、県が進める結婚支援策に関する連携強化を図ることを目的としていた。

ところが、平成30年7月の豪雨災害により、企業や従業員に対するアンケート調査の実施が困難になったことから、県は、中国創研に対し、企業や従業員に対するアンケート調査の代わりに、「様々な事業者からインタビュー形式で事例集を作成する」という内容の契約変更を提案した。しかし、中国創研の回答は、インタビューやデザイン・製本に関するノウハウが不足しているとして、業務内容の変更は困難であるとのことであった。

そこで、県は、平成31年2月19日、第一エージェンシーとの間で締結していた前記業務委託契約（「5 株式会社第一エージェンシーへの業務委託1（みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト業務）」58頁。以下、この変更前の契約を「当初契約」という。）の変更契約という形式で、中国創研が断った上記事例集作成業務を同社に委託した。

しかし、このような方法で第一エージェンシーとの間で本件契約を締結したことは、問題がある（次項）。

## 7 問題点（当初の契約の変更により、別の委託を追加することについて）

- (1) 第一エージェンシーとの間の当初契約は、①話題性の高いこいのわイベントの開催及び効果的な情報発信と、②機運醸成プロモーションである（「5(3)業務委託契約」58頁）。

他方、本件契約は、豪雨災害を理由として、当初中国創研に委託しようとしていた「企業や従業員に対するアンケート調査」の代わりとして「様々な事業者からインタビュー形式で事例集を作成する」という内容であり、当初契約とは何の関係もない。

さらに、契約締結時期は、年度末も近い平成31年2月19日である。

(2) 県としては、中国創研に対して委託していた「企業や従業員に対するアンケート調査」が実施できなくなったものの、限られた時間で予算を有効活用しようとしてこのような手法をとったものと考えられる。

しかし、「様々な事業者からインタビュー形式で事例集を作成する」ことは、第一エージェンシーでなければできないものではないから、随意契約で行う理由がない。

仮に、このような「変更契約」を一般的に認めると、ある事業者と何らかの契約を締結した後、追加や変更の名の下、あらゆる契約を随意契約で委託できてしまうことになりかねず、競争入札を原則とする法の趣旨にも反することとなり不当であると言わざるを得ない（後述「9 指摘（変更契約により実質的に新たな契約内容を追加することについて）」63頁）。

(3) 同様の問題は、後述する「第25 魅力ある保育所づくり推進事業」においても指摘したところであり「6 指摘（契約変更により委託額を増額することについて）」（115頁）、安易に変更契約という方法がとられているように思われるが、それは、変更契約によることができる場合とそうでない場合をどのように区別するのか、一定の基準や目安、ルールがないことも要因の一つではないか。

県の「委託・役務業務契約事務の手引（平成31年4月）」には、変更契約について、「競争によって当初契約を締結したものについては、契約変更は、原則として許されないものと解されている。なぜなら、当初契約の内容はすべて競争の条件となったものであるから、これを契約締結後に変更することは、競争に付した趣旨に反するからである。また、県に不利な結果となるような契約変更はしてはならないものと解されている。」との記載があるが（13頁～14頁）、これだけでは、競争によって契約を締結した場合であっても例外的に変更が許されるのはどのような場合であるのか、あるいは、競争によらない場合についてはどう考えるのか、全く不明であるから、基準や目安としては不十分であると考え（「10 意見（変更契約の許容範囲について）」63頁）。

## 8 問題点（委託契約の成果物が活用されていないことについて）

本契約によって、企業・団体における取組事例と少子化を取り巻くデータをまとめた事例集「こいのわサポート Book」を2,000部作成したが、本外部監査で照会した時点（令和元年9月）における配布数は約100部にとどまっており、県のホームページ

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/koinowa-support-book.html>) に掲載されたのは、令和2年1月23日である。

この100部も、いつ、どこに配布したのかについての記録はないし、残りの1,900部をいつ、どこに配布するのかについて明確な計画があるわけでもない。

以上のような状況に鑑み得ると、「こいのわサポート Book」は、平成31年2月に急遽作成したものの、結果として、有効活用されていないと言わざるを得ない（「11 指摘（委託契約の成果物の活用について）」63頁）。

また、在庫管理のあり方については、他の委託における成果物と同様の問題があるため、まとめて記載した「第45 広報資料等、委託の成果物の在庫管理について」203頁）。

## **9 指摘（変更契約により実質的に新たな契約内容を追加することについて）**

当初の契約を変更して、実質的に新たな契約内容を追加した随意契約をすることは、当該追加部分が当初契約の内容と合理的に関連し、当該契約についても随意契約によることが是認できる理由が必要である。

株式会社第一エージェンシーへの業務委託（みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト業務）に追加された委託事項は、当初契約の内容との関連性が希薄であり当初契約の変更と評価するのは困難であるから、新たな契約とすべきであったし、随意契約とすることができる理由も見当たらない。

よって、変更契約という方法で契約内容を追加したことは不当であると言わざるを得ない。

## **10 意見（変更契約の許容範囲について）**

委託契約において無制限に契約変更を認めることは相当ではないから、どのような場合に当初契約を変更することが許容されるのか、例えば、変更事項が委託事項か委託金額のいずれか（両方か）、当初契約の内容と変更事項との関連性、変更額の大きさ、当初契約額に対する変更額の割合等を踏まえて、一定の基準や目安を設定されたい。

## **11 指摘（委託契約の成果物の活用について）**

本件契約による成果物「こいのわサポート Book」は、2,000部のうち約100部しか配布されておらず、配布時期、配布先の実績が把握されていないことや、今後の配布について明確な計画もない。

このような状況に鑑みると、本件契約の成果物が十分活用されているとはいえない。成果物の活用方法について計画を立てて、これを着実に実行すべきである。

## 第12 ライフデザイン啓発事業

### 1 概要

本事業は、若者の間で、加齢に伴って妊娠率が低下することを知らない層が一定程度いることから、妊娠・出産に適した時期がある（生物的にリミットがある）ことを啓発し、計画的な結婚、妊娠・出産の大切さについて理解を深めてもらう事業である。

この事業は、不妊治療支援事業にも関連する事業であるが、県の予算上、みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業の一部として整理されている。

### 2 業務委託契約

県は、公募型プロポーザルを実施し、応募のあった2社の中から株式会社第一エージェンシーを選定し、随意契約により業務委託契約を締結した。業務委託契約の契約金額は4,000,000円である（本事業の費用の負担割合は県が2分の1、国が2分の1となっている。）

業務委託契約の仕様書に記載されている事業の内容は次のとおりである。

#### ① ライフデザインセミナー

- ・大学生や若手社会人等を対象とし、自身のライフデザインについて考えるセミナーやワークショップを開催する。
- ・大学の講義や、企業の新人研修等の機会を捉えてセミナー等を年10回程度開催する（参加規模：1回あたり平均100人程度）。
- ・1回のセミナー等は90分程度、180分程度の2パターンとする。
- ・加齢による妊娠率の低下等に関する医学的な視点を必ず含むものとする。
- ・県内各地でバランスよく開催する。

#### ② 啓発コンテンツの作成及びプロモーション

- ・妊娠や出産に関する医学データや統計，さまざまなライフイベントの体験談やニュース素材などをまとめたファクトブックとなるような啓発コンテンツの作成を行う。
- ・作成した啓発コンテンツやセミナー等を相互活用し，ウェブ・SNS 等で発信するなどして，より多くの若者が利用できることが望ましい。

### 3 事業の実施状況

株式会社第一エージェンシーにより，セミナーの実施，啓発ツールの作成，特設 WEB サイト (<https://lifedesign-hiroshima.jp/>) の制作，WEB 広告，WEB 調査が実施された。

このうち，実施されたセミナーの開催状況は次のとおりである。

#### 【ライフデザインセミナー実施状況】

	会場	時期	時間	参加者数
1	広島工業大学	H30.8.6	150分	34
2	呉高等工業専門学校	H30.12.3	90分	156
3	三次看護専門学校（第二看護学科）	H31.3.5	90分	20
4	三次看護専門学校（第一看護学科）	H31.3.5	90分	56
合計				266

### 4 課題・問題点

- (1) ライフデザイン啓発事業業務委託仕様書によれば，セミナー等は年 10 回程度（参加規模：1 回あたり平均 100 人程度）とされ，これを前提として公募型プロポーザルがなされた結果，随意契約が締結されているところ，ライフデザイン啓発という本事業の目的からすれば，セミナーに一定数の参加者があって初めて効果が認められると考えられる。

実際，県は，本事業を国の平成 30 年度地域少子化対策重点推進交付金の対象となる事業（優良事例の横展開支援）としており，国に交付金申請するにあたり，本事業の KPI として，ライフデザインセミナーについては参加目標人数を 600 人，達成率を 70% 等と設定して事業計画を立てていた。

- (2) しかし，前記のとおり，実際に実施されたセミナーは年 4 回，参加者合計 266 名（目標 600 人に対し 44.3%）にとどまっており，開催回数が当初予定より少なくな

った分について、県は、学生に対する啓発資料（「トリビアブック」）の作成部数を増やす等して対応し、契約額どおり 4,000,000 円を支払った。

この点、本事業の効果は参加人数のみで測るべきものではないが<sup>21</sup>、10 回程度予定していたセミナーが 4 回（うち 1 回は同一会場）しか開催できなかったにもかかわらず、委託額全額を支払わなければならないような契約は改善の余地があると考ええる。

各セミナーを開催するためには、開催回数如何に関わらず必要な共通経費となる部分（セミナー教材のデザイン等）と、セミナーごとに増加する部分（当該セミナーの講師料や交通費、会場費等）があるから、見積りや契約においてこれらを区別・特定すれば、セミナー回数に応じた金額設定が可能であり（例えば、セミナー全体の上限を〇〇円とし、セミナー 1 回あたりの単価を〇〇円とするといった、単価契約的な設定とする）、他の区分（例えば「啓発コンテンツの作成及びプロモーション」部分）からの流用もできないものとしておけば、本件のように、予定した回数のセミナーを開催できなくても、その分支払額を減額することが可能である。また、金額と単価、総額の決め方によっては、受託者のインセンティブになることも考えられる（回数を増やせば上限までは委託額が増えるため）。

なお、本件のように、契約締結後に、当初予定していた契約内容が履行できない事態に至った場合、当初の契約を変更するという方法もあり得るが、相手方の同意が得られないと契約の変更はできないため、当初の契約においてどのように規定しておくかが重要である。

## 5 意見（委託契約を単価契約的要素を含む内容にすることについて）

委託契約にあたっては、業務が可分で成果が変動する部分がある場合、共通経費や他の業務区分と区別して成果に応じた委託料を支払う等、当該部分について単価契約の要素を含んだ契約内容にできないかという観点からの検討もされたい。

## 第13 ひろしま出合いサポーターズ構築事業

---

21 「講義等が魅力的な内容だったと思う参加者の割合」や、「ライフデザインの大切さを考えさせられた参加者の割合」も指標として設定されており、これらについてはクリアしている。

## 1 概要

本事業は、出会い・結婚支援の機運を高める象徴的な取組として、民間、地域が主体となった婚活イベントの取組を拡大させるため、地域で結婚支援活動を行うボランティア団体「ひろしま出会いサポーターズ」及び「こいのわカフェ」の運営の補助とカップルフォローを行う「こいのわボランティア」を任命し、地域での活動を活性化させることを目的とした事業である。

## 2 事業内容

本事業には、こいのわボランティアやひろしま出会いサポーターズに対する研修（予算 1,460 千円）、こいのわボランティアに対する助言や、こいのわボランティアによるカップルフォロー状況の確認等を行う婚活アドバイザー業務（予算 3,298 千円）等を行う事業が含まれる。

費用の負担割合は、国が2分の1、県が2分の1となっている。

本事業は、ひろサポの活動として夢財団への委託によって実施されているため、事業の実施状況等については「第9 ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業」（37頁以下）に記載した。

## 3 予算・決算の推移

ひろしま出会いサポーターズ構築事業の予算・決算の推移は、以下のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
8,263	9,087	4,764	4,764
8,263	9,087	4,764	4,764
7,094	9,083	4,763	4,764

## 4 課題・問題点

本事業固有の問題・課題は見当たらなかったが、本事業は、ひろしま出会いサポートセンターの活動に関する事業であるため（「「ひろサポ」の活動内容」37頁以下）、課題・問題点については同事業に関する記載（45頁以下）を参照されたい。

## 第14 婚活システムの維持管理事業

## 1 概要

平成 27 年度に構築した婚活応援 Web サイト「ひろしま出会いサポートセンター」(<https://www.hirosapo.jp/>) の維持管理を行う事業である。

## 2 株式会社 KG 情報への業務委託

県は、平成 27 年度に婚活システムの構築を株式会社 KG 情報に委託しており、同社でなければシステムの維持管理を効率的かつ確実に行うことができないとの理由から、平成 30 年度は随意契約によって同社に婚活システムの維持管理を委託している。

## 3 委託業務の内容

県から株式会社 KG 情報に対する委託金額は 3,382,560 円であり、その内訳は次のとおりである。

内容	数量	単位	単価	金額
サーバ維持費	12	月	45,000	540,000
有償セキュリティソフト	12	月	30,000	360,000
ドメイン・SSL	12	月	65,000	78,000
運用費	12	月	179,000	2,154,000
税抜き金額				3,132,000
消費税				250,560
税込金額				3,382,560

上記運用費 2,154,000 円については、3 人日相当のホームページ更新作業、アクセス解析、サイト改善サポート、保守・メンテナンス、企業バナー更新（月 1 回）を含む。更新作業はテキストや画像の追加、編集、削除等を行うもので、更新は週 1 回までとされている。

## 4 課題・問題点

ひろサポのホームページに関しては、夢財団が「ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業」の業務委託を受けており（45 頁）、その委託費の中に Web 担当の臨時職員の人件費が含まれている（下記【夢財団との業務委託契約金額の内訳】4(1)参照）。

【夢財団との業務委託契約金額の内訳】

	区分	金額
1 会員への情報提供	(1) 会員サービス	320,000
	(2) 啓発活動	680,000
	小計	1,000,000
2 地域における 出会いの場の創出	(1) こいのわカフェ	1,573,000
	(2) サポーターズの発掘・任命・登録	3,027,000
	(3) サポーターズ研修	377,000
	小計	4,977,000
3 若者の出会い・ 結婚を応援する環境 づくりの推進	(1) 若者向けのサービスを提供する企業等の登録促進	110,000
	(2) 社員向け若者応援を提供する企業等の登録促進	410,000
	(3) 効果的な情報発信 (ホームページ改修費180万円を含む)	3,100,400
	小計	3,620,400
4 共通経費	(1) 臨時職員 (WEB担当,こいのわカフェ担当) 賃金等	5,737,200
	(3) その他	1,202,400
	小計	6,939,600
	委託費合計 (税別)	16,537,000
	消費税	1,322,960
	合計 (税込)	17,859,960

したがって、現状では、ひろサポのWeb運用のためだけに年間6,250千円（本件契約3,382千円＋夢財団との契約2,868千円）の経費を要していることになるが、株式会社KG情報が行う業務と、夢財団がWeb担当のために敢えて採用している職員が行う業務内容の確認、精査、区別がなされているとは言いがたい。

経済性、効率性の観点から、検討の余地があると考え（次項「5 意見（ひろサポのWebサイトの運営に要する、KG情報に対する委託費と夢財団への委託費の関係の精査について）」69頁）。

## 5 意見（ひろサポのWebサイトの運営に要する、KG情報に対する委託費と夢財団への委託費の関係の精査について）

- (1) 現状では、ひろサポのWeb運用のために年間6,250千円（本件契約3,382千円＋夢財団との契約2,868千円）の経費を要していることになるが、株式会社KG情報が行う業務と、夢財団がWeb担当のために敢えて採用している職員が行う業務内容の確認、精査、区別がなされているとは言いがたい。
- (2) 本件契約による運営費（年間2,154千円）に加えて、夢財団がWeb担当職員を採用する必要があるのか、例えば、夢財団のWeb担当職員が行っている業務の内容を精査し、当該業務をKG情報への委託料の中で行った方が（委託料を増額しても、

トータルで) 安くなるのではないかと、逆に、本件契約による運営費に含まれる業務を夢財団の Web 担当職員が行うことで、本契約の運営費を削減できないか、といった観点からの検討の余地があるのではないかと。

- (3) さらに、夢財団は、後述するイクちゃんネット（第 41 子育てポータルサイト運営事業」191 頁）の運営についても県から委託を受け、そこでも Web 担当職員を臨時採用しているが、Web サイトごとに担当職員を雇用する必要性の検討も必要であると考えます。

## 第15 市町少子化対策支援事業

### 1 概要

本事業は、内閣府地域少子化対策重点推進交付金及び結婚新生活支援事業費補助金を活用し、結婚を希望する若者を応援する市町を支援することにより、少子化対策を推進させることを目的に実施している事業であり、交付金交付事業と補助金支給事業の 2 つを行っている。

平成 25 年度から少子化対策として、地域少子化対策強化交付金が創設され、地方公共団体において、独創的、先駆的な事業に対して補助がなされている。

平成 27 年 12 月 18 日に閣議決定された「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、従来の地域少子化対策強化交付金が拡充し、地域少子化対策重点推進交付金として、適切な出会いの機会の創出が追加されるとともに、経済的な理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象とした経済支援を行うための結婚新生活支援事業費補助金が新たに創設された。

これを受け、県においても平成 27 年度から予算を取ってきた。

いずれの事業も県予算での負担はなく、県では国に対する交付金・補助金申請の窓口業務を行うほか、市町説明会での情報伝達、計画申請書及び実績報告書作成に係る助言を行っている。

### 2 事業内容

地域の実情に応じた事業や、県が行う少子化対策事業の補完など、地域における少子化対策の効果を高める市町に交付金や補助金を交付している。

- (1) 地域少子化対策重点推進交付金

少子化対策のため、県と連携して結婚、妊娠、出産、子育て支援に積極的に取り組む市町に交付金を支給しており、国の予算で実施されている。

【「子育て安心プラン」の円滑な推進に資する取組の場合】

基準額	対象経費	補助率
政令指定都市・中核市 1市につき、2,000万円 (一定の場合3,000万円) 上記以外の市町 1市町につき、1,000万円 (一定の場合1,500万円)	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	定額1/2相当 定額2/3相当 (実施内容によって異なる)

【これまでの地方自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援する取組の場合】

基準額	対象経費	補助率
政令指定都市・中核市 1市につき、1,500万円 上記以外の市町 1市町につき、750万円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	定額1/2相当

(2) 結婚新生活支援事業費補助金

経済的理由で結婚に向けた最後の一步を踏み出せない低所得者を対象に経済的支援を行う市町に補助金を支給しており、国が3分の2、市町が3分の1を負担している。

基準額	対象経費	補助率
1世帯当たりの交付額(分割して交付をする場合は、事業期間内の交付額の合算):15万円	新規に婚姻した世帯(夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯の所得が340万円未満の世帯に限る。)に対して市町の支給する経費であって、次に係るもの 1 婚姻に伴う新規の住宅取得費用又は住宅賃貸費用に掛かる支援 2 婚姻に伴う引越し費用に係る支援(引越業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費に限る。)	1/2

### 3 予算・決算の推移

市町少子化対策支援事業の予算・決算の推移は次のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
50,000	87,000	87,000	76,000
6,517	30,788	13,313	3,328
5,466	18,798	10,416	2,879

### 4 課題・問題点（低調な予算執行）

#### (1) 地域少子化対策重点推進交付金

10市町が実施を検討していたため、1市町最大6百万円の補助額を見込み、60百万円の予算を計上していたが、結果として、尾道市、府中市、東広島市の3市のみに対しての交付に止まり、2,878,716円の執行額となった。

過年度の執行額についても、下表のとおり毎年度低調な執行額となっている。

対象年度	交付採択団体	執行額(千円)
H27年度	三原市, 府中市, 府中町, 北広島町	5,466
H28年度	東広島市, 府中市, 庄原市, 廿日市市, 府中町, 北広島町	17,096
H29年度	東広島市, 庄原市, 府中市, 府中町	9,713

#### (2) 結婚新生活支援事業費補助金

補助対象世帯を100世帯と見込み、過年度の施行額も参考にして、16百万円の予算を計上していたが、今年度の執行はなかった。

過年度の執行額についても、下表のとおり毎年度低調な執行額となっている。

対象年度	補助採択団体	執行額(千円)
H28年度	尾道市, 安芸太田町	1,702
H29年度	尾道市	3,600

いずれの交付金・補助金についても、県の負担はないが、国家予算の枠を不必要に確保する結果となっている。県が窓口となっている以上、過年度を通じて低調な執行となっている事業について、過年度執行額を大きく上回る予算を確保することは避けるべきである。

また、本交付金・補助金の執行額が少ない原因を分析するとともに、活用に係る市町への積極的な周知や働きかけ等を行う必要があると思われる。

## 5 課題・問題点（実績報告確認のあり方）

- (1) 補助事業に対しては、「広島県地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」において実績報告書の提出が求められているが、補助対象経費に関する記載は内訳と金額のみとなっており、請求書等の原始証憑までは要求しておらず、それらの提出・確認はなされていない。

また、国の要綱に従っているかの確認については、実績報告書作成の過程で市町と連絡を取り合っているものの、県側では詳細な確認までは行っていない状況である。

- (2) 県の説明では、審査済の計画外の事業が実施されていた場合、当然に補助対象外となることに加え、会計検査院の検査等の仕組みも存在し、内部統制機能も働いているとのことであったが、県が国への申請窓口となっている以上、県での牽制も期待されているはずである。国と県・市町で同じ確認を行うという二重行政は極力避ける必要はあるものの、市町が自ら実施主体となっている補助対象経費については、県でも請求書等を徴収して確認する必要があると考えられる。

例えば、平成30年度には、東広島市において「優良事例の横展開支援」として「こども未来プロジェクト推進事業」が行われ、事業実績額1,457,433円に対し

て、728,716 円の交付金が支給されている。「乳幼児とのふれあい体験を目的としたイベント開催」に1,268,021 円、「学生子育て応援隊の推進」に189,412 円の実績があったとのことであるが、前者は全額こども未来研究所への補助金であるものの、後者は講師や学生ボランティアへの謝金等である。そのため、後者については関連証憑の提出を受け実績額の確認を行うことも必要であったと考える。

## **6 指摘（市町が自ら実施主体となっている補助対象経費の確認について）**

市町が自ら実施主体となっている補助対象経費については、県において、要綱に定める経費が適切に支払われているか、請求書等を徴収して確認を行うべきである。

## **7 意見（地域少子化対策重点推進交付金及び結婚新生活支援事業費補助金の活用について）**

地域少子化対策重点推進交付金及び結婚新生活支援事業費補助金の補助実績が低調である原因を分析するとともに、本交付金及び補助金の活用がなされるよう、市町への積極的な周知や働きかけ等を行われたい。

# **第16 不妊治療支援事業**

## **1 概要**

不妊治療支援事業は、晩婚化等の影響により、不妊に悩む夫婦や不妊治療を受ける夫婦が年々増加しているところ、子供を持ちたいと願う夫婦が妊娠・出産の希望をかなえるため、早期に適切な治療を開始することを支援するとともに、不妊治療に係る経済的・精神的な負担を軽減し、もって、妊娠・出産しやすい環境づくりに取り組む各種事業や、将来を担う若年世代に対し、妊娠・出産等に関する正しい知識を啓発し、自らの希望するライフプランを設計し実現していくことを支援する事業により構成されている。

## **2 不妊治療支援事業を構成する事業**

本事業は、次の4つの事業により構成されている。

- ① 不妊検査・一般不妊治療費助成事業 [第17 (76 頁) , 第18 (91 頁) , 第19 (93 頁) ]
- ② 不妊治療助成事業 [第21 (97 頁) ]

③ 妊娠・出産・不妊に関する相談対応 [第 20 (94 頁) ]

④ ライフデザイン啓発事業 [第 12 (64 頁) ]

これら個々の事業については、それぞれ独立した項 (括弧内) を設けて別個に記載した。

### 3 予算・決算の推移

本事業全体の予算，決算の推移は次のとおりである。

不妊治療支援事業 (千円)			
H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
211,180	208,803	188,609	196,077
193,403	178,895	175,662	187,527
155,304	148,227	161,899	174,624

### 4 指標・目標

本事業においては、夫婦で共に不妊検査・一般不妊治療を受けた人 (申請数) を成果目標として設定しており、最終目標は 1,216 組 (平成 31 年度) である。

平成 27 年度から平成 30 年度までの目標と実績の推移は次のとおりである。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
目標	1,000	1,050	1,103	1,156
実績	284	436	553	721

また、特定不妊治療による出生数 (推計値) を成果目標として設定しており、最終目標は 253 人 (平成 32 年度) である。

平成 27 年度から平成 30 年度までの目標と実績の推移は次のとおりである。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
目標	219	231	212	225
実績	184	178	172	189

## 第17 不妊検査・一般不妊治療費助成事業

### 1 事業概要

本事業は、夫婦で共に不妊検査を受けた場合における、不妊検査・一般不妊治療費に係る費用の一部を助成する事業であり、県単独で費用を負担する事業である。

平成27年7月に創設された事業であり、当初は不妊検査費のみを対象とする助成であったが、平成28年10月から薬物療法や人工授精を含めた一般不妊治療費まで助成を拡大した。広島県不妊検査・一般不妊治療費助成事業実施要綱に基づいて実施されている。

後述する不妊治療助成事業（「第21 不妊治療助成事業」97頁）との関係及び本事業の概要は、次の各表のとおりである。

【不妊検査・一般不妊治療費助成事業と不妊治療費助成事業】

事業	【不妊検査・一般不妊治療費助成事業】 5万円上限助成(自己負担1/2)		【不妊治療助成事業】
対象	不妊検査	一般不妊治療	特定不妊治療
	初診・検査	タイミング療法 薬物療法 手術療法 人工授精 体外受精	体外受精 顕微授精

【広島県不妊検査・一般不妊治療費助成事業の概要】

区分	概要
目的	不妊を心配する夫婦が共に不妊検査・一般不妊治療を受けた場合にその費用の一部を助成することにより、早期に適切な治療を開始することを促し、もって子供を生育しやすい環境づくりの推進を図ることを目的とする。
助成対象者	①. 検査・治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦であって、申請日において広島県内に住所を有する者 ②. 検査・治療開始時の妻の年齢が、35歳未満である夫婦
助成対象検査・治療	①. 医師が不妊症の診断・治療のために必要と認める一連の不妊検査、タイミング療法、薬物療法、人工授精、男性不妊治療等をいい、次に掲げるものは含まない。 (1). 体外受精及び顕微授精 (2). 夫婦以外の第三者の精子、卵子又は胚の提供による不妊治療 (3). この事業の対象となる夫の精子とその妻の卵子を体外受精して得た胚を当該妻以外の第三者に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠又は出産するもの ②. 平成28年10月1日以降に医療機関において夫婦が共に受けた検査・治療（夫婦のいずれか一方が検査・治療を開始した日の翌日から起算して概ね3か月以内に、もう一方が検査・治療を開始した場合に限る。） ③. それぞれの検査・治療を開始した日から2年以内のもの
助成額	自己負担額の1/2(上限5万円)(千円未満切捨て)
助成回数	1組の夫婦につき1回限り
助成申請	次のいずれかに該当することとなった日の翌日から起算して2か月以内 (1). 検査・治療に係る夫婦の自己負担額が10万円を超えた時 (2). 検査・治療を終了した時(夫婦のいずれか遅い方) (3). 検査・治療の開始日から2年を経過した時
申請書提出先	・広島県西部保健所 ・広島県西部保健所広島支所 ・広島県西部保健所呉支所 ・広島県西部東保健所 ・広島県東部保健所 ・広島県東部保健所福山支所 ・広島県北部保健所

## 2 申請件数等

平成30年4月から平成31年3月までに支払が確定した助成について、その申請件数は合計737人であった（ただし、確定月を基準とした統計人数であるため、申請月を基準とした統計人数とは一致しない。）。

また、不妊検査・一般不妊治療を終了した日の翌日から起算して2か月以内の申請期限を遅延した場合には「遅延理由書」を、夫婦のいずれか一方が検査・治療を開始した日の翌日から起算して概ね3か月以内にもう一方が検査・治療を開始する期限を遅延した場合には「申立書」を、それぞれ提出する扱いとなっている。

これらの件数を月毎にまとめた結果は次のとおりである。

不妊検査・一般不妊治療費の助成金申請

確定月	申請件数	遅延理由書 (*1)	申立書 (*2)
平成30年4月	74	14	2
平成30年5月	55	20	4
平成30年6月	51	6	4
平成30年7月	49	13	2
平成30年8月	62	21	7
平成30年9月	60	23	3
平成30年10月	56	20	7
平成30年11月	68	20	7
平成30年12月	63	14	5
平成31年1月	60	7	6
平成31年2月	61	23	9
平成31年3月	60	20	9
合計	719	201	65
申請件数に対する割合		27.96%	9.04%

\*1 遅延理由書:不妊検査・一般不妊治療を終了した日の翌日から起算して2か月以内を遅延した場合

\*2 申立書:夫婦のどちらかの検査開始日からおおむね3か月以内にパートナーが検査を開始することを遅延した場合  
⇒実際の運用は4か月以上遅延した場合に提出

### 3 各市町の助成制度との比較

不妊検査・一般不妊治療費の助成は、県内の各市町においても実施されているが、助成の有無、助成の要件、助成内容、申請期限等がそれぞれ異なっている。

これらの点について、各市町の助成制度と県の助成制度とを比較対照した結果は以下のとおりである（なお、以下の表は比較対照のために作成したものであり、助成要件等について簡易な記載に留めている。各市町の助成要件等の詳細や最新の情報については、各市町のホームページ等を参照されたい。）。

不妊検査・一般不妊治療費助成事業の要件等(広島県・全市町比較)

	助成の有無	夫婦共同要件	妻の年齢要件	助成内容	申請期限	備考
広島県	○	○	35歳未満	自己負担額の1/2(上限5万円)	治療終了日翌日から2か月以内	
広島市	×	—	—	—	—	
呉市	○	×	×	自己負担額の1/2(上限5万円)	治療終了日から1年以内	人工授精に要する治療のみ
竹原市	○	○	35歳未満	自己負担額の1/2(上限5万円)	治療終了日翌日から2か月以内	県の制度利用が必要
三原市	○	○	×	自己負担額の1/2(上限5万円)	治療終了日翌日から2か月以内	妻35歳未満は県の制度利用が必要
尾道市	○	×	×	自己負担額の1/2(上限5万円)	翌年度の4月30日まで	
福山市	○	×	35歳以上	自己負担額の1/2(上限あり)	翌年3月31日まで	35歳未満も2017年3月31日以前治療開始は助成あり
府中市	○	○	35歳未満	自己負担額の1/2(上限5万円)	県の助成決定から1か月以内	県の制度利用が必要
三次市	○	×	43歳未満	全額(県の助成金額は除く)	治療終了日翌日から2か月以内	
庄原市	×	—	—	—	—	
大竹市	×	—	—	—	—	
東広島市	○	×	×	35歳未満:累計上限10万円 35歳以上:累計上限5万円	翌年3月31日まで	県の助成金額は除く
廿日市市	×	—	—	—	—	
安芸高田市	○	○	35歳未満	自己負担額の1/2(上限5万円)	県の助成決定から2か月以内	県の制度利用が必要、平成31年度から実施
江田島市	×	—	—	—	—	
府中町	○	○	35歳未満	自己負担額の1/2(上限5万円)	治療終了日翌日から2か月以内	県の制度利用が必要
海田町	○	○	35歳未満	自己負担額の1/2(上限5万円)	治療終了日翌日から2か月以内	県の制度利用が必要
熊野町	○	○	35歳未満	自己負担額の1/2(上限5万円)	治療終了日翌日から2か月以内	県の制度利用が必要
坂町	○	○	35歳未満	自己負担額の1/2(上限5万円)	治療終了日翌日から2か月以内	県の制度利用が必要
安芸太田町	○	○	42歳以下	自己負担額が窓口支払額の3割となるよう助成	年齢によって異なる	
北広島町	○	○	39歳以下	県助成後の自己負担額全額(上限5万円)	治療終了日翌日から2か月以内	35歳~39歳は検査・治療費の1/2を助成(上限5万円)
大崎上島町	×	—	—	—	—	
世羅町	○	○	35歳未満	自己負担額の1/2(上限5万円)	県の助成決定から2か月以内	県の制度利用が必要
神石高原町	○	○	35歳未満	県助成額を除いた費用の全額	県の助成決定から2か月以内	県の制度利用が必要

※あり:○ なし:×

※夫婦共同要件:夫婦が共に検査・治療を受ける要件

※妻の年齢要件:検査開始時点の妻の年齢要件

#### 4 課題・問題点(夫婦共同要件について)

- (1) 広島県不妊検査・一般不妊治療費助成事業実施要綱第4条によれば、不妊検査・一般不妊治療費の助成対象は、「夫婦が共に受けた検査・治療」とされており、夫婦のいずれか一方が検査・治療を開始した日の翌日から起算して概ね3か月以内

に、もう一方が検査・治療を開始した場合に限るとされている（以下「夫婦共同要件」という。）。

夫婦共同要件は、不妊の原因の半数は男性にあるものの、女性に比べて医療機関を受診した男性が少ないとの現状認識の下、男性の検査受診を促し、夫婦がそろって早期に検査を受ける仕組みを作ることを目的として設けられたものである。

県は、夫婦のいずれか一方が検査・治療を開始した日の翌日から起算して4か月を超えた場合には、「概ね3か月以内」を遅延したものとして、申請者から遅延理由等が記載された申立書を徴求し、その上で助成を実施する運用を行っている。

これまでに夫婦共同要件の遅延を理由として助成をしなかった例はない。

申立書の遅延理由には、制度を知らなかった旨の記載や、医師の指示によるとの記載がみられた（なお、夫婦共同要件の遅延を理由として申立書を提出した割合は、「2 申請件数等」（77 頁）に記載したとおり、申請件数全体の 9.04%であった。）。

- (2) この夫婦共同要件については、次のような課題・問題点があると考えられる。
  - ① 「概ね3か月以内」との期間制限は、要件設定として不明確であり、助成対象に該当するかどうかの判断が困難である。
  - ② 夫婦共同要件は、男性の検査受診を促し、夫婦がそろって早期に検査を受ける仕組みを作ることを目的として設けられたにもかかわらず、制度を知らなかった場合を含め、遅延した場合も申立書の提出によって例外なく助成する運用がなされており、夫婦共同要件を設けた目的と運用実態が必ずしも整合しているとはいえないのではないか。
  - ③ 制度を知らなかったとの遅延理由がみられることから、制度の周知徹底が十分になされているとはいえない。
- (3) 以上のような夫婦共同要件固有の課題や問題について、期間や例外の要件を明確化、精緻化する等、個別に改善を検討する余地もあるが、次に述べる申請期限遅延の取扱いや、本事業のあり方全体との関係でみた場合、そのような個別の対応には限界があるのではないかと思われる（後述「11 意見（本事業のあり方の再検討について）」89 頁）。

## 5 課題・問題点（申請期限遅延の取扱いについて）

- (1) 広島県不妊検査・一般不妊治療費助成事業実施要綱第6条第1項では、助成を受けようとする者は、「(1)検査・治療に係る夫婦の自己負担額が10万円を超えた時」、 「(2)検査・治療を終了した時（夫婦のいずれか遅い方）」、 「(3)検査・治療の開始日から2年を経過した時」のいずれかに該当することとなった日の翌日から起算して2か月以内に申請するものとされている。

これらのうち、「(1)検査・治療に係る夫婦の自己負担額が10万円を超えた時」については、申請期限の起算時点の趣旨ではなく、(2)(3)の時点が到来しない場合でも申請できる趣旨で規定されたものであったが、同要綱の文言からはそのように読むことが困難であった（なお、平成31年4月、規定の趣旨に合致するよう同要綱の改正が行われており、適切であると考えられる。）。

- (2) 県は、同起算時点からの期限を遅延した場合であっても、申請者から遅延理由書を徴求した上で、助成を実施する運用を行っている。

申請者から遅延理由書を徴求した件数は、「2 申請件数等」（77頁）に記載したとおり、申請件数全体の27.96%を占めているが、これまでに遅延を理由として助成をしなかった例はない。

遅延理由書の理由記載欄には、体調不良を理由とするものが相当数あったほか、制度をよく知らなかった旨の記載が多数みられた（ただし、制度をよく知らなかった旨の記載は、同起算時点からの申請期限を知らなかったという趣旨か、助成制度自体を知らなかったという趣旨かは不明である。）。

以上のような申請期限遅延の取扱いについては、次のような課題・問題点があると考えられる。

- ① 広島県不妊検査・一般不妊治療費助成事業実施要綱には、申請期限を遅延した場合について、正当な理由がある場合等、例外を許容する規定がないため、遅延理由書を徴求した上で助成を行う現在の運用は、同要綱に合致しない運用となっている（なお、後述する「第21 不妊治療助成事業」97頁）においては、「治療が終了した日の翌日から起算して2か月以内」の申請期限は厳格に運用されており、同事業の運用との整合性の点も問題となる。）。
- ② 申請期限を遅延した場合であっても、遅延理由如何に関わらず、遅延理由書の提出によって例外なく助成を行うのであれば、申請期限を設けた意味が失われかねない。

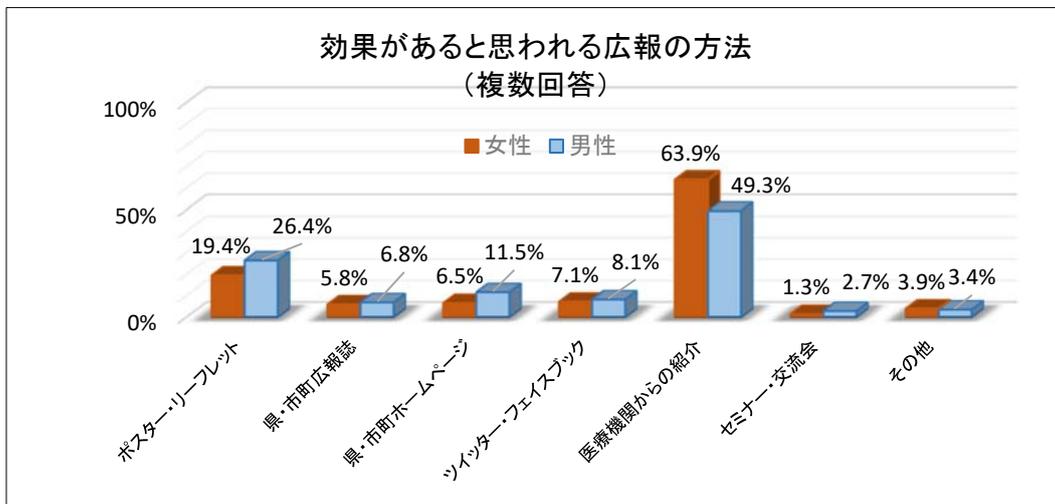
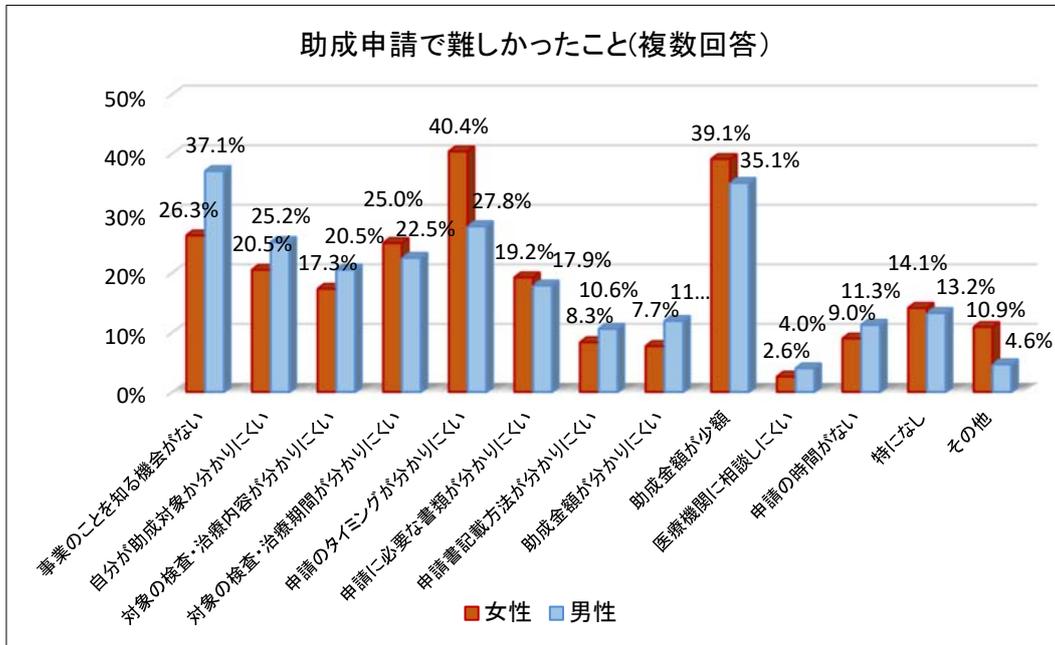
- ③ 「(2)検査・治療を終了した時（夫婦のいずれか遅い方）」の起算時点について、県のホームページ（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/funinkennsa.html>）では、『終了した時とは、「妊娠が判明した時点」、「特定不妊治療にステップアップした時点」または「これ以上検査・治療を継続しないことを担当医と決定した時点」となります。』と記載されているが、この点について同要綱には記載がなく、解釈の根拠が不明確となっている。
- ④ 不妊検査・一般不妊治療については、助成決定者アンケートにも申請のタイミングが分かりにくいという意見があったように、治療の終了時期の判断が難しいという問題がある。また、遅延理由書の理由欄に申請者の体調不良の記載が相当数あったほか、助成決定者アンケートにも申請できる期間が短いといった意見が一定数あったことからすると、検査・治療を終了した時の翌日から2か月以内という申請期限の設定は、申請者に対する負担が大きいのではないかと考えられる。
- (3) 以上のような課題や問題点についても、前記夫婦共同要件と同様、本事業のあり方全体との関係で検討すべき課題であると考えられるため、後述「11 意見（本事業のあり方の再検討について）」（89頁）においてまとめて記載した。

## 6 課題（制度の周知・広報について）

申請期限を遅延しても遅延理由書の提出によって助成が受けられる運用は、県のホームページ（申請書類の欄、<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/funinkennsa.html>）に記載はあるものの、十分に周知されているとは言い難いように思われる。申請期限を遅延した者の中には、同運用を知らずに申請を諦めた者がいる可能性は否定できない。

県が平成30年2月に実施した不妊検査・一般不妊治療費助成事業助成決定者アンケート（以下「助成決定者アンケート」という。）では、「申請で難しかったこと（複数回答）」の問いに対して、申請のタイミングが分かりにくいという意見（女性40.4%、男性27.8%）があったほか、申請の時間がないという意見（女性9.0%、男性11.3%）があり、その他「申請の期限がつわりで動けない時期と重なったため、申請書類を揃えるのに苦労した」、「申請できる期間が短い」等の意見がみられた。また、「利用しやすくするために必要なこと（複数回答）」の問いに対して、広報周知の徹

底（女性 99.4%，男性 98.0%）や申請書類の簡素化（女性 95.5%，男性 94.0%）等の意見がみられた。



遅延理由書を徴求した場合が申請件数全体の 27.27%を占めている上、遅延理由書に制度をよく知らなかった旨の記載が多数あったほか、助成決定者アンケートでも大多数の回答者が広報周知の徹底が必要と指摘していることからすれば、遅延理由書の記載やアンケート調査の分析等により、制度のさらなる周知が望まれる。

## 7 課題・問題点（各市町の助成制度との関係について）

県内の各市町の助成制度については、「3 各市町の助成制度との比較」（78 頁）に記載したとおり、各市町によって、助成の有無、助成の要件、助成の内容、申請期限等は区々であるため、申請書の様式や不妊検査費等助成申請に係る証明書（以下「証明書」という。）の様式は統一されていない。また、県の助成制度との比較においても、助成要件や助成内容等が各市町との間で区々となっている。

このような現状について、次のような課題・問題点があると考えられる。

- (1) 県や各市町の申請書や証明書の様式は、それぞれ区々となっており、統一や統合がなされていないため、制度を利用する申請者や医療機関における事務が煩雑となっている。

例えば、助成制度を実施している市町の患者は、内容がほぼ同じ場合であっても、県に対する申請書と市町に対する申請書を別個に記載、提出しなければならない。医療機関も同様である。また、広島市内の患者数が多い医療機関には、県内各地から患者が訪れており、その居住地が区々であることから、提出先の市町に応じた様式を使用しなければならず、事務的な負担が大きい(86 頁の申請書の様式例参照)。

- (2) 不妊検査・一般不妊治療費全額を助成する市町があるため、県は二重に助成金を交付することがないようチェックする必要がある、その事務を合理化できないかという点が課題であると思われる。
- (3) 県に対する助成申請の窓口が県内の 7 箇所の保健所に限られており、利用者から見ると不便な状況となっている。
- (4) 以上のとおり、県の制度と各市町の制度の内容、要件が区々であることに関連して、県民、医療機関、県・市町の四者にとって負担が生じており、効率性や有効性、公平性の点から改善の余地があると考えられる。

各自治体の助成金申請書様式の記載事項を比較してみたが（「不妊治療費助成金申請書記載事項の比較」87 頁参照）、例えば、助成を実施している県内の 17 市町のうち、10 市町は県の制度利用を前提としたものであり（「3 各市町の助成制度との比較」78 頁）、申請書や証明書の記載事項も県とほぼ同一となっている。また、他の市町についても、北広島町の申請書の記載事項は県とほぼ同一であるし、

尾道市の申請書についても、治療期間の記載欄がないだけで、他の記載事項は県とほぼ同一である。

したがって、少なくとも、これらの各市町の申請書や証明書については、協議や調整等によって統一や統合の余地があるものと思われる。

あるいは、各市町の制度は各市町が決定する事項であるが、いずれの市町の制度も制度趣旨や目的は県の制度と大きく異なるところはないと解されるから、県の助成については市町に対する補助という形で実施することで、県にとっても、各市町にとっても効率的運用を期待できないか（「12 意見（各市町の助成制度との関係について）」91頁）。

### 【広島県】

様式第1号  
不妊検査費等助成事業申請書

関係書類を添えて次のとおり不妊検査・一般不妊治療費の助成を申請します。

夫	(ふりがな) 氏名	生年月日
妻	(ふりがな) 氏名	生年月日 (歳)
住所	〒 広島県	※申請書類がはきやれい番号を記載してください 電話 ( )
通知等送付先(※1)	〒	※申請書類がはきやれい番号を記載してください 電話 ( )
不妊検査・一般不妊治療期間(※2)	夫 年 月 日から 年 月 日まで 妻 年 月 日から 年 月 日まで	
申請額	医療機関の証明書合計(様式第2号参照) × 1/2 A+B= 円(注1未満切捨て) 注: 上限50,000円を超えて、1円未満は切り上げます ※医療機関の証明書が1枚ある場合は、申請額 円	
過去に自治体から受けた不妊検査・不妊治療の助成	過去に広島県から不妊検査費(不妊検査・一般不妊治療費)の助成を受けたことが <input type="checkbox"/> ある (年 月頃) <input type="checkbox"/> ない 過去に広島県以外の自治体から不妊検査や不妊治療に係る助成を受けたことが <input type="checkbox"/> ある (自治体名( )) 年 月頃) <input type="checkbox"/> ない	
広島県知事 様	申請者氏名	印
振込先	金融機関名 銀行・組合 店 金融機関コード 店番 預金の種類 普通 当座 (ふりがな) 口座名義人 口座番号 (右詰記入)	

注) 太枠の中をご記入ください。

※1 住民票記載の住所と異なる宛先へ通知を希望する場合は記載してください。(原則住民票記載の住所へ郵送します。)

※2 助成対象となる不妊検査・一般不妊治療を開始した日から終了した日までを記載してください。

(添付書類)  医療機関の証明書  
 法律上の婚姻関係にある夫婦で、夫が不妊検査費(不妊検査・一般不妊治療費)の助成を受けたこと  
 医療機関の住所を記載できる住民票(申請日の前日)及び住民票を有する自治体  
 又は先日の通帳写し(口座番号・支店コード等が記載してある頁)  
 (院外処方がある場合のみ)院外薬局が発行する領収書の写し(レシート不可)

### 【北広島町】

不妊検査・一般不妊治療費助成申請書

年 月 日

北広島町長 様 申請者氏名 印

関係書類を添えて、次のとおり不妊検査・一般不妊治療費の助成を申請します。

助成対象者	(ふりがな) 氏名	生年月日
夫	( )	年 月 日 (歳)
妻	( )	年 月 日 (歳)
住所(※1)	〒	電話 ( )
住所(※2)	〒	電話 ( )
不妊検査・一般不妊治療期間(※2)	夫 年 月 日から 年 月 日まで 妻 年 月 日から 年 月 日まで	
助成申請額	申請額は、北広島町の不妊検査・一般不妊治療費の助成を受けたことが 過去に北広島町以外から不妊検査や不妊治療に係る助成を受けたことが <input type="checkbox"/> ある (自治体名( )) 年 月頃) <input type="checkbox"/> ない	
過去に自治体から受けた不妊検査・不妊治療の助成	過去に北広島町から不妊検査費(不妊検査・一般不妊治療費)の助成を受けたことが <input type="checkbox"/> ある (年 月頃) <input type="checkbox"/> ない 過去に北広島町以外の自治体から不妊検査や不妊治療に係る助成を受けたことが <input type="checkbox"/> ある (自治体名( )) 年 月頃) <input type="checkbox"/> ない	
北広島町不妊検査・一般不妊治療費助成事業実施要綱第2条の規定により、納税等の状況について照会されることを承諾します。	(氏名) 印	
申請受理年月日	(承認・不承認) 決定年月日	
受給者番号		

注) 太枠の中をご記入ください。

(※1) 申請者とその配偶者の住所が異なる場合に記入してください。

(※2) 不妊検査・一般不妊治療期間は、助成対象となる不妊検査・一般不妊治療を開始した日から終了した日までを記載してください。

### 【尾道市】

様式第1号(第6条関係)

令和 年 月 日

尾道市長 様 (振込口座名義人) 申請者氏名 印

令和元年度尾道市一般不妊治療費助成申請書

尾道市一般不妊治療費助成事業実施要綱の内容を承諾のうえ、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、私は、担当課が私の住所、婚姻関係及び市税等の滞納状況について所管課に照会すること並びに治療内容について医療機関に照会することに同意します。

申請者	(ふりがな) 氏名	生年月日
住所	〒 尾道市	
電話番号	( )	
配偶者	(ふりがな) 氏名	生年月日 (歳)
住所	〒	
電話番号	( )	
自己負担額合計	円	※医療保険適用の有無は問いません。 ※複数医療機関及び複数薬局を受診した場合は、その医療費(調剤費を含む)を合算した額を記入してください。
助成申請額	円	※自己負担割合合計の2分の1の額で、1年につき50千円まで(千円未満切捨て)。
過去に尾道市から受けた一般不妊検査費助成事業助成金による助成	<input type="checkbox"/> 尾道市から一般不妊検査費助成事業助成金を受けたことがない。 <input type="checkbox"/> 尾道市から一般不妊検査費助成事業助成金を受けたことがある。 過去 ( ) 回受けた。 前回の申請 (年 月)	
添付書類	・領収書の写し(この申請に係る一般不妊治療の全ての領収書)	

### 【竹原市】

様式第1号(第6条関係)

不妊検査・一般不妊治療費助成申請書兼請求書

年 月 日

竹原市長 様 申請者氏名 印

関係書類を添えて、次のとおり不妊検査・一般不妊治療費の助成を申請し、助成を決定した場合は、次の口座に振り込んでもらうよう請求します。また、当該申請に要する住所、婚姻関係及び納税等の状況について、関係機関へ照会されることを承諾します。

助成対象者	(ふりがな) 氏名	生年月日
夫	( )	年 月 日 (歳)
妻	( )	年 月 日 (歳)
住所(※1)	〒	電話 ( )
住所(※2)	〒	
不妊検査・一般不妊治療期間(※2)	夫 年 月 日から 年 月 日まで 妻 年 月 日から 年 月 日まで	
申請額	円	申請額は、広島県の不妊検査・一般不妊治療費助成事業決定通知書の助成額と同額とする。
振込先	金融機関名 銀行 金融 店 組合 農協 店 預金種別 普通 当座 (ふりがな) 口座名義人 口座番号 (右詰記入)	
申請受理年月日	(承認・不承認) 決定年月日	
受給者番号		

注) 太枠の中をご記入ください。

※1 夫婦の住所を記入してください。

※2 夫婦の住所が異なる場合に記入してください。

※3 不妊検査・一般不妊治療期間は、助成対象となる不妊検査・一般不妊治療を開始した日から終了した日までを記入してください。

(添付書類) 1 広島県の不妊検査・一般不妊治療費助成事業決定通知書の写し  
2 広島県の不妊検査・一般不妊治療費助成申請に係る証明書の写し(夫婦が別の医療機関で検査を受けた場合は、それぞれの医療機関の証明書)

【不妊治療費助成金申請書記載事項の比較】

記入項目	広島県	呉市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	府中市	三次市	東広島市	安芸高田市	熊野町	坂町	安芸本町	北広島町	世羅町	神石高原町	府中市	海田町
申請日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
申請者氏名(印)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
助成対象者氏名・ 夫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
妻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
生年月日・年齢	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
住所1, 電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
住所2, 電話番号 (夫婦の住所が異なる場合)	○*1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
夫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
妻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
不妊検査, 一般不 妊治療期間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
申請額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
助成回数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
助成を受け た都道府県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
助成額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
助成時期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
今回の申請回数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
備考欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
自己負担合計額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
振込先口座	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
受理年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
承認・不承認の決定日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
受給者番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
助成決定額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
治療終了年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
受付印欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
納税等の状況について照会され ることの承諾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
添付書類欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
備考	別紙(裏 面)説明 書の事項 あり			別途助 成金交 付請求 書	別途助 成金交 付請求 書						県からの 助成額欄 あり							県への申請前提 (申請書式未公 開)

\*1 住民票と通知先が異なる場合

\*2 配偶者住所氏名

\*3 助成対象期間

\*4 男性不妊治療分を区分した欄あり

## 8 課題・問題点（徴求資料について）

不妊検査・一般不妊治療費の自己負担額の証明のため、医師の証明に加えて、患者が受領した領収書の提出が必要とされており、領収書の提出がなされない場合には、申立書を徴求した上で助成金を交付する運用がなされていた。

しかし、領収書を保存していない申請者も多く、医師の証明書と領収書の突合にかかる事務的な負担等の問題があったため、令和元年度から要綱を改正し、医師の証明があれば領収書の提出を不要とする扱いとされている。

この点は適切な変更であると考えるが、不妊治療費助成事業（74頁）では、医師の証明書とは別に領収書の提出を求めていることとの整合性の問題があると思われる（後述「第21 不妊治療助成事業，3 課題・問題点（治療費の確認方法について）」99頁参照）。

## 9 課題・問題点（目標の設定について）

「第16 不妊治療支援事業4 指標・目標」（75頁）に記載したとおり、不妊検査・一般不妊治療費助成事業においては、夫婦で共に不妊検査・一般不妊治療を受けた人（申請数）を成果目標として設定している。

平成27年度は1,000組の目標に対して実績は284組となっており、目標達成とならなかったが、平成28年度の目標は平成27年度の目標の5%増の1,050組とされ、その後も目標は未達成の状況が続いているものの、毎年度5%増の目標が設定されている。

このように、実績が目標未達成の状況において、毎年度、一定割合の増加分を加えて目標を更新していくような目標を設定しても、実績の評価につながると思われないため、目標設定の方法として適切とはいえない。

前年増を目標とするとしても、前年度実績比にする方が現実的ではないか（「13 意見（前年度目標値に増加率を乗じた目標を設定することについて）」91頁）。

## 10 課題・問題点（年齢要件について）

- (1) 県の不妊検査・一般不妊治療費の助成は、検査・治療開始時の妻の年齢が35歳未満であることが要件とされている（助成の要件については「1 事業概要」76頁参照）。

この年齢要件は、早期に適切な治療を開始することを支援するという助成制度の目的、不妊治療における年齢別の出産率・流産率の推移、高齢出産に伴う母体のリスク、県の財源等の事情を考慮して設定されたものである。

- (2) 他方で、県は特定不妊治療（体外受精・顕微授精）については年齢要件を43歳未満に設定しているところ、特定不妊治療に至るまでの検査・治療として、妊娠検査・一般不妊治療についても35歳以上によるニーズは相当数あるものと考えられる。

また、35歳以上に助成を行ったとしても、夫婦が共に不妊検査・一般不妊治療を受ける契機となるのであれば、早期に適切な治療を開始することを支援するという助成制度の目的に合致するものと考えられる。

- (3) 他県や他の市町における同様の制度をみても、年齢要件がないものや、35歳よりも高齢に設定されているものなどがある（たとえば、和歌山県は年齢要件なし、鳥取県及び山口県は43歳未満、福井県は40歳未満となっており、東京都は35歳未満としていたところを平成31年4月1日から40歳未満に緩和した。広島県内の各市町については前記「3各市町の助成制度との比較」（78頁）参照。）。

- (4) 年齢要件の設定については、前記(1)のとおり、県としても、助成制度の目的、不妊治療における年齢別の出産率・流産率の推移、高齢出産に伴う母体のリスク、財源等の様々な事情を考慮して決定したものであり、そのことの当否を本外部監査において問題とするものではない。

しかし、上記(2)~(4)の点に加えて、前記「4 課題・問題点（夫婦共同要件について）」（79頁）や「5 課題・問題点（申請期限遅延の取扱いについて）」（80頁）において指摘した課題・問題点との関係、整合性等に鑑みると、年齢要件については、有効性の観点から検討の余地があるのではないかと考える（「11 意見（本事業のあり方の再検討について）」（89頁））。

## 11 意見（本事業のあり方の再検討について）

- (1) 「4 課題・問題点（夫婦共同要件について）」（79頁）及び「5 課題・問題点（申請期限遅延の取扱いについて）」（80頁）において指摘した課題や問題点に鑑みると、「早期に適切な治療を開始することを支援するとともに、不妊治療に係る

経済的・精神的な負担を軽減」という本事業の2つの目的のバランスをとりながら、現在の運用を維持するのは、現在の要件（要綱）のままでは非常に難しい。

また、一部の要件を微修正することで対応することも容易ではないように思われる（現在の期間制限を維持しつつ、例外を広く許容する運用実態に適合する要件を明文化し、かつ、早期に適切な治療を開始することと整合するような微修正は考えにくい）。

- (2) この点、本事業は「子供を持ちたいと願う夫婦が妊娠・出産の希望をかなえる」という効果（アウトカム）を目的としているのであるから、この観点からすれば、前記「おおむね3ヶ月」「2ヶ月」のような短期間の制限によるのではなく、期間についてはもう少し伸長（例えば1年）する方が目的に沿うといえる。

他方、申請年齢によって助成額を段階的に減額する（例えば、検査・治療開始時の妻の年齢が○歳未満5万円、○歳増加するごとに、○万円ずつ減額）といった方法であれば、「早期に適切な治療を開始」という目的とも整合する（この観点からは、5万円が支給される年齢を35歳より前倒しすることも考えられる）。

- (3) また、現状では、検査・治療開始時の妻の年齢の上限は35歳未満であるが、不妊治療費助成事業の年齢が治療開始時43歳未満であることや、前述した他県の例（88頁）にも鑑みると、治療開始時年齢の制限を43歳に近い年齢に引き上げれば「不妊治療に係る経済的・精神的な負担を軽減する」という目的により整合的である

（年齢の引上げは財源との関係もあるが、前記のとおり、助成額の段階的減少という方法とセットで考えると助成総額を増やさなくても実現可能である）。

何より「子供を持ちたいと願う夫婦が妊娠・出産の希望をかなえる」ために、可能な限りの援助をするという広島県のメッセージをより強く、明確に伝えることにもつながるのではないかと思われる。

そうすることで、「子供を持ちたいと願う夫婦が妊娠・出産の希望をかなえる」という効果（アウトカム）の拡大が期待できるのではないか。

- (4) 以上のとおり、前記摘示した問題点や課題も踏まえ「子供を持ちたいと願う夫婦が妊娠・出産の希望をかなえる」という目的や利用者の実態により一層整合する制度となるよう、助成額や年齢要件の変更、申請期限の伸長等について、本事業のあり方を再検討されたい。

## 12 意見（各市町の助成制度との関係について）

本事業と同旨の不妊検査・一般不妊治療費の助成は、県内の各市町においても実施されているが、助成の有無、助成の要件、助成内容、申請期限等がそれぞれ異なっていることに関連して、県民、医療機関、県・市町の四者にとって負担が生じており、効率性や有効性、公平性の点から改善の余地があるのではないかと。

例えば、県の制度利用を前提とする市町や、県の申請書や証明書とほぼ同じ様式を利用している市町については、関係市町との協議・調整等によって申請書や証明書の統一や統合の余地があるものと思われる。

また、いずれの市町の制度も制度趣旨や目的は県の制度と大きく異なるところはないと解されるから、県の助成については市町に対する補助という形で実施することで、県にとっても各市町にとってもより効率化を図るという方法がとれないかについても検討されたい。

## 13 意見（前年度目標値に増加率を乗じた目標を設定することについて）

本事業は、夫婦で共に不妊検査・一般不妊治療を受けた人（申請数）を成果目標として設定しているところ、平成27年度1,000組に始まり、毎年度目標値の5%増の目標を設定しているが、実績と目標の乖離が大きく、事業効果の評価が不明確である。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
目標	1,000	1,050	1,103	1,156
実績	284	436	553	721
前年度実績比	—	153.5%	126.8%	130.4%

前年との比較を目標とするとしても、前年度実績比にする等、本事業の目標値について再検討されたい。

## 第18 不妊検査・一般不妊治療費助成事業プロモーション業務

### 1 概要

県では、妊娠・出産に伴うリスクが低くかつ出産に至る確率が高いとされる若い年齢層の夫婦が早期に不妊検査・一般不妊治療を開始することを促進するため、不妊検査・一般不妊治療の助成を行っているが、不妊検査・一般不妊治療については、患者

数が増加している一方で、助成制度の利用件数が伸び悩んでいるため、現状を打破するため、本事業は、次の対象者それぞれに効果がある広報を民間委託により実施するものである。

- ① 子どもは欲しいが、治療を開始していない夫婦
- ② 妻のみ検査・治療を行っている夫婦
- ③ 夫婦とも検査・治療を行っているが助成制度の利用に至っていない夫婦

## 2 事業の内容

県は、本業務を予算額 5,000,000 円と設定して公募型プロポーザルを実施し、応募のあった 5 社のうち、最高評価点であった株式会社ニュース・アンド・コミュニケーションズとの間で、随意契約により委託契約を締結した。

委託契約の金額は 4,991,220 円であった。

本業務の概要は以下のとおりである。

実施目的	不妊検査・一般不妊治療費助成制度の利用促進・認知度向上
想定対象者	①子供は欲しいが治療を開始していない夫婦……優先度○ ②妻のみ検査・治療を行っている夫婦……優先度◎ ③夫婦共検査・治療を行っているが助成制度の利用にいたっていない夫婦…優先度△
実施概要	(1) 効果的な広報の実施 ① ポスター・医療機関用リーフレットを含む効果的な手法を用いた広報 ② 薬局における効果的な広報 ③ 注目度向上のための広報活動の盛り上がり時期の創出 (2) アンケートの実施と広報効果の検証 制度の利用に至らない要因分析を目的とした広島県内の20～30代の男女を対象としたアンケートを実施。広報効果の検証を行い結果をまとめた報告書を作成。
実施期間	平成30年5月1日～平成31年3月31日まで
活用メディア	【紙媒体】 ・薬局・医療機関用A2ポスター・A4チラシ ・医療機関用リーフレット ・薬局用ブックエンド型POP ・中国新聞CUE・CUE備後 ・リビングひろしま・リビングふくやま 【マス媒体】 ・広島FM放送 スポットCM 【交通広告】 ・JR社内吊りB3ポスター(山陽本線全線) 【WEBメディア】 ・特設アンケートWEBサイト ・Twitter ・リスティング広告 ・Shufoo! ・True View

### 3 課題・問題点

課題・問題点は特に認められなかった。

## 第19 不妊検査・一般不妊治療費助成金管理システム改修業務

### 1 概要

平成27年度に開発・導入した「不妊検査費助成金管理システム」について、元号改正に対応するべく、システム改修の作業を委託する業務である。

## 2 事業の内容

県は、システムを開発した業者であり、他の業者では対応困難であるとの理由により、データシステムソリューションズ株式会社との間で、随意契約により、元号改正対応するシステム改修を内容とする業務委託契約を締結した。

契約金額は、270,000 円である。

## 3 課題・問題点

課題・問題点は特に見受けられなかった。

# 第20 妊娠・出産・不妊に関する相談対応事業

## 1 概要

本事業は、不妊・不育及び妊娠に悩む夫婦等の相談指導及び不妊治療や不育治療に関する適切な情報提供を行い、不妊・不育及び妊娠並びに不妊治療や不育治療に取り組む家庭への心身両面への支援を図ることを目的とする事業である。

## 2 事業の内容

- (1) 県は、平成 16 年度から不妊専門相談センターを開設し、産婦人科医や助産師等の専門家による相談対応・情報提供などを実施している（電話、面談、電子メール、FAX による相談を受け付けている。）。

同センターの運営については、広島県不妊専門相談センター事業実施要綱に基づき、平成 27 年から一般社団法人広島県助産師会（以下「助産師会」という。）に委託されている。

平成 30 年度についても、妊娠・出産・子育て支援に取り組んでおり、女性の健康や不妊・不妊治療等に関する専門性を有し、必要な条件を満たす団体が他にないとの理由により、随意契約によって助産師会に委託されている。

平成 30 年度の委託金額は、4,680,410 円であった（費用の負担割合は、国が2分の1、県が2分の1となっている。）。

本業務は、非常にプライベートな事項を扱うものであることや、要求される専門性から、随意契約とすること自体に問題はないと考える。もっとも、経費の按分の確認方法等については、改善の余地があると考え（後述「4 課題・問題点（対象経費の按分方法について）」95 頁）。

(2) 相談実績等取組状況

不妊専門相談センターにおける相談実績は、次のとおりである。

相談方法	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
電話	95	102	97	92	123	169	114	126
面談	7	8	5	10	16	38	20	2
電子メール	32	35	36	49	48	51	27	100
FAX	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	134	145	138	151	187	258	161	228

個々の相談の報告書や業務日誌の内容を閲覧して確認したが、業務委託契約に定められている様式に相談日時、内容、対応状況等が適切に記載されている。

### 3 問題点（実績報告書の提出時期と收受印について）

- (1) 業務委託契約においては、委託業務が完了したときは、その完了した日から起算して、15日以内に委託業務実績報告書を提出しなければならないとされており（業務委託契約書特約事項）、本業務の履行期間は平成31年3月31日であるから、委託業務実績報告書の提出期限は、平成31年4月15日である。
- (2) 助産師会が提出した実績報告書の日付は、平成31年4月15日とされているが、收受印の日付は令和元年5月7日である。

県によれば、助産師会からは、平成31年4月15日に実績報告書の提出がなされたが、提出された書類に一部不備があったため、内容の確認できた日（平成31年5月7日）を收受日として受付印を押印したとのことであり、契約書に定められた期限に実績報告がなされているとのことであった。

しかし、5月7日付の收受印のみで4月15日付の收受印が押印されていないため、客観的には上記のような事情が明らかにならない。4月15日付の実績報告書を受理しないということであれば各別、4月15日付で提出がなされたと取扱うのであれば、同日付の收受印を押印した上で、不備部分について追加や修正提出を受けた際、当該書類について5月7日付收受印を押印すべきではないか（收受印に関する問題として「第34、7問題点（文書の收受印について）」162頁、「同8指摘（文書收受印について）」163頁）。

### 4 課題・問題点（対象経費の按分方法について）

- (1) 助産師会は、県からの本件委託の外にも各種活動を行っており、県から支払われる諸経費は、本件委託と関係ない経費との関係で適切に区別し按分されている必要がある。

この点、税理士の顧問料、電話代、光熱費名目の経費について、県によれば、按分割合を2分の1として支払っているとのことであったが、県が委託料を支払った時点において、電話代及び光熱費については助産師会が実際に支払った額の確認はなされていなかった。本監査において確認したところ、助産師会が支払った額と県が委託経費として支払った額は次のとおりであった。

	按分割合	助産師会が支払った総額	県が委託経費として支払った額
税理士の顧問料	2分の1	120,000	60,000
電話代 (インターネット使用料込)	2分の1	198,496	51,000
光熱費	2分の1	392,794	120,000

- (2) 電話代や光熱費は毎年（月々）変動するため、「按分割合を定めて支払う」という方法をとるとすれば、その総額の確認は不可欠である（何に対する2分の1であるのかが分からない。）。
- (3) また、按分割合の2分の1が適切であるか否かは、個々の項目ごとに、助産師会の業務や経費の内容、使い方を確認した上で、本件委託と関係する経費がどの程度の割合を占めるのかを確認して定める必要があるところ、どのような根拠で2分の1と定められたのかに関する資料は残っておらず、これについて県と助産師会で合意した書面が作成されているわけでもない。
- (4) さらに、変動する経費について按分方法による場合、項目ごとに上限額を設定しておかなければ、総額が増えた場合に対応できなくなる。実際、光熱費を確認したところ、前記のとおり助産師会の負担総額は392,794円であるから、12万円しか支払わないのであれば、「光熱費総額の2分の1又は12万円のいずれか少ない額を上限とする」という合意でなければならない。電話代（198,496円）についても、県の支

払額は 51,000 円であり、助産師会の支払額の 2 分の 1 にはなっておらず、光熱費と同様の問題がある。

- (5) 以上のとおり、現在の方法では、対象経費の按分割合や上限額の内容や決定根拠が明確ではなく、不適切であると言わざるを得ない。

開示を受けた資料やヒアリングの結果からは、本件委託を始めた平成 27 年度当時は何らかの確認・合意をして決定したものと思われ、違法不当な支出がなされていたわけではないと考えられるが、対象経費の決定方法は、契約の内容をなすものであるから、按分する場合はその割合や根拠を書面により明らかにしておく必要があると考える（地方公共団体が契約書を作成する場合、契約書に記名押印をしないと契約内容が確定しないとされているところ（地方自治法 234 条 5 項<sup>22</sup>）、対象経費の決定方法は、契約内容に関わるから契約書を構成するものである。）。

また、経費の内容や額は変動しうるから、毎年契約するような場合は、一定期間ごとに按分割合の検証も必要である。

## 5 指摘（対象経費の決定根拠資料について）

広島県助産師会との委託契約において、対象経費の決定方法（按分とするのか定額とするのか）やその根拠について、助産師会側と協議・合意した結果を書面により残しておくべきである。

## 6 指摘（按分により経費を支払う場合の経費総額の確認について）

経費総額の一部を按分して支払う場合は、按分の基礎となる実際の経費総額を確認した上で支払うべきである。

# 第21 不妊治療助成事業

## 1 事業概要

本事業の概要は次の表にまとめたとおりである。

---

22 「普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。」

不妊治療支援事業の概要（特定不妊治療）

区分	概要
目的	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない人も少なくない。そのため、配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減および心身両面への支援を図ることを目的とする。
実施主体	広島県
助成対象者	①. 申請時点において、県内（広島市、呉市、福山市を除く。）に住所を有すること（広島市、呉市、福山市は各市が実施。）。 ②. 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたものであること。 ③. 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
対象となる治療等	平成16年4月1日以降に治療を開始した特定不妊治療 ※その範囲は、特定不妊治療が必要であると医師が診断し、治療が開始された時点から当該治療が終了した時点までとし、その終了時点は、医師の判断による。 ※医師の判断に基づき、止むを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。 ただし、次に掲げる治療法は助成の対象としない。 (1). 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療 (2). 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの） (3). 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
助成額	①. 助成限度額 1回15万円 ※ただし、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療や採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないために中止した治療については、1回7万5000円 ②. 初回申請時加算 15万円 ※ただし、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療や採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないために中止した治療、男性不妊治療のみの場合は対象外 ③. 男性不妊治療加算 15万円 ※特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合、1回の治療につき15万円を加算する。 ※ただし、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する治療は対象外 ※平成31年4月1日以降は、男性不妊治療初回加算15万円あり
助成回数	妻の治療開始時の年齢が39歳以下の場合、43歳になるまで通算6回 妻の治療開始時の年齢が40歳以上の場合、43歳になるまで通算3回
助成申請	夫又は妻のいずれか一方が治療が終了した日の翌日から起算して2か月以内
支給要件	夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満

## 2 指標・目標

本事業について、特定不妊治療による出生数（推計値）を成果目標として設定しており、最終目標は253人（平成32年度）である。

平成27年度から平成30年度までの目標と実績の推移は次のとおりである。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
目標	219	231	212	225
実績	184	178	172	189

このように推計値を目標とすることについては、検討の必要があると考える（「4 課題・問題点（成果目標の設定について）」101 頁）

### 3 課題・問題点（治療費の確認方法について）

- (1) 不妊治療費の助成申請にあたっては、「不妊治療費支援事業申請書」に必要事項を記載し、戸籍や住民票，所得証明書のほか，特定不妊治療の内容や領収金額等を証明するため，特定不妊治療を実施した指定医療機関が作成した「不妊治療費助成申請に係る証明書」（下図参照）及び特定不妊治療費の領収書の写しを添付することとされている。

不妊治療費助成申請に係る証明書

次の者については、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を次のとおり徴収したことを証明します。

令和 年 月 日

指定医療機関の住所  
名称

印

指定医療機関記入欄（主治医が記入すること）

(ふりがな)	( )	( )
受診者氏名	夫	妻
受診者生年月日	昭和 平成 年 月 日 ( 歳)	昭和 平成 年 月 日 ( 歳)
領収年月日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
特定不妊治療費（男性不妊治療費を除く）		
領収金額 円		
男性不妊治療費※3（医療機関名 ) が領収		
領収金額 円		
[今回の治療にかかった金額合計：保険外診療に限ります。]		
○今回の治療方法（該当する番号に○をつけてください。）		
1 体外受精		
2 顕微授精		
○今回の治療内容（該当する記号に○をつけてください。）※1		
A：新鮮胚移植を実施		
B：採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）		
C：以前に凍結した胚による胚移植を実施		
D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了		
E：受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止		
F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止		
その他：採卵準備前に男性不妊治療を行ったが精子が得られない又は状態のよい精子が得られないため中止		
○男性不妊治療を行った場合（該当する記号に○をつけてください。）		精子回収の有無
1：精巣内精子回収法（TESE (C-TESE, M-TESE)）		1：有 2：無
2：精巣上体精子吸引法（MESA）		
3：精巣内精子吸引法（TESA）		
4：経皮的精巣上体精子吸引法（PESA）		
5：その他（ )		
○男性不妊治療の治療期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日		
その他特記事項		
○今回の治療期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日		
採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。		
○日本産科婦人科学会UMIN個別調査票登録の有無		
有 → 症例登録番号※2（ )		
無		
主治医氏名		印
(主治医が自署若しくは記名押印)		

※1 採卵に至らないケース（侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。  
 ※2 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。  
 ※3 主治医の治療方針に基づき、他の医療機関で男性不妊治療を行った場合は、患者から領収書又は証明書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

提出する領収書の記載内容は特に指定されておらず、治療項目の明細が記載された領収書もあれば、金額と簡単なただし書（例えば「不妊治療費として」）のみが記載された領収書でも添付書類として認められているが、後者のような領収書からは、助成対象となる治療に関する費用の支払としてなされたものであるのか否かは判別できない。

他方で、指定医療機関は、前記「不妊治療費助成申請に係る証明書」を作成して受診者に交付するため、特定不妊治療費の助成対象となる治療費の額や治療内容は、同証明書によって証明されているといえる。

- (2) 不妊治療費の助成においては、助成対象となる治療が行われ、これについて費用が支払われたことを確認する必要があるところ、その証明方法として、明細の記載のない領収書では不十分である一方、この点は、専門医である医療機関が「不妊治療費助成申請に係る証明書」により証明しているのであるから、同証明書で十分ではないかと考える。

また、「不妊治療費助成申請に係る証明書」は全ての助成申請に添付されるものであるから、これに重ねて領収書を求めることは申請者にとって負担であるし、そのチェックを行う県の事務処理上の負担を考えると不経済ではないか。仮に、領収書の添付を求めるのであれば、全件について明細のある領収書を提出させなければ一貫しないが、前述した「妊娠検査・一般不妊治療費助成事業」においては、領収書の提出は不要とされている（88頁）こととも整合しないのではないかと考える。

助成金の適正な執行を確保するためには、不正や誤りが起こらないような仕組みは必要であるが、そのためには、指定医療機関に対するチェックによって担保するという方法もあり得るのではないかとと思われる（「5 意見（領収書の提出について）」102頁）。

#### 4 課題・問題点（成果目標の設定について）

- (1) 前記（98頁）のとおり、県は、特定不妊治療による出生数（推計値）を本事業の成果目標として設定している。特定不妊治療による出生数（推計値）とは、特定不妊治療費助成件数に生産分娩率を年齢ごとに乗じて加算することによって算定した推計による出生数である。

成果目標は、成果目標と事業実績とを対比・検討することによって、事業実績の評価を行うことを目的として設定するものであるところ、推計値を成果目標として設定したのでは、事業実績評価の正確性・実効性に疑問が生じるものと言わざるをえない。助成を受けて特定不妊治療を実施し、それによって出生した出生数を成果目標とするのであれば、適宜の方法によりその実数を調査すべきである（ただし、上記目的との関係では、必ずしも全実数を調査する必要はなく、たとえば毎年度同様の方法で

実施可能な抽出型の調査方法による等、事業実績の評価に必要な限りの方法で行うことで足りると考えられる。) 。また、それが難しいのであれば、推計の前提数値である特定不妊治療費助成件数をもって成果目標とすることも検討されるべきである。

- (2) この点、県は、一方で不妊検査・一般不妊治療に対する助成も行っており、助成を受けて早期に不妊検査・一般不妊治療を行った結果、特定不妊治療費の助成を受ける必要がなくなるということも考えられる。このような場合を考えると、特定不妊治療費助成件数の増加は、成果目標の設定として必ずしも妥当でないのではないかとの疑問が生じる。

しかし、特定不妊治療が必要となる要因は様々であるところ、早期に不妊検査・一般不妊治療を行ったからといって、特定不妊治療が不要になるという関係には必ずしもないから、不妊検査・一般不妊治療の助成を実施することと、特定不妊治療費助成件数の増加を成果目標とすることとは矛盾するものではない。また、特定不妊治療費の助成は、特定不妊治療が必要であると医師が診断したことが要件とされているところ、この要件を満たす対象者に助成を行うことは、それによって助成対象者の出生数が増加することに繋がるのであるから、特定不妊治療費助成件数の増加は成果目標としての一定の意義があるものと考えられる。したがって、特定不妊治療費助成件数をもって成果目標とすることも考えられるところである。

- (3) また、特定不妊治療には一般的に高額な費用がかかるものであるところ、助成がなければ治療に踏み切れなかった、あるいは助成があることが治療を決断する一因となったということも少なくないのではないかと思われる。そこで、アンケート等によってこのような意見を調査できるのであれば、それを事業の成果目標ないし指標とすることも考えられる。

- (4) 以上のとおり、推計値を成果目標とすることには疑問があるため、それに代わる成果目標ないし指標の設定についてどのように考えるかが今後の課題と考えられる

(「6 意見(特定不妊治療による出生数(推計値)を目標とすることについて)」103頁)。

## 5 意見(領収書の提出について)

- (1) 不妊治療費の助成において、対象となる治療が行われ費用が支払われたことを確認するためには、明細の記載のない領収書では不十分であるが、専門医である医療機関による「不妊治療費助成申請に係る証明書」による証明で十分ではないかと考える。

したがって、申請者の負担軽減やチェックのためのコスト軽減、明細のない領収書も許容していることや妊娠検査・一般不妊治療費助成事業において領収書の提出を求めていることとの整合性の観点も踏まえ、重ねて領収書の添付を求める必要性について検討されたい。

- (2) 上記検討にあたっては、「不妊治療費助成申請に係る証明書」を作成した医療機関に対するチェックを適宜行う等、助成金の適正な執行を担保するための仕組みの導入も検討されたい。

## 6 意見（特定不妊治療による出生数（推計値）を目標とすることについて）

現状では、本事業の目標は、「特定不妊治療費助成件数に生産分娩率を年齢ごとに乗じて加算することによって算定した推計による出生数」（推計値）とされているが、推計値を成果目標として設定したのでは、事業実績評価の正確性・実効性に疑問が生じるものといわざるをえない。

助成を受けて特定不妊治療を実施し、それによって出生した出生数を成果目標とするのであれば、適宜の方法によりその実数を調査することや、推計の前提数値である特定不妊治療費助成件数、あるいは、助成がなければ治療に踏み切れなかった件数、助成があることが治療を決断する一因となった件数等、推計値に代わる成果目標ないし指標の設定を検討されたい。

## 第22 産科医等確保支援事業

### 1 概要

本事業には、産科医等確保支援事業及び新生児医療担当医確保支援事業が含まれる（産科医等確保支援事業実施要綱及び産科医等確保支援事業補助金交付要綱に基づく）。

産科医等確保支援事業は、地域でお産を支える産科医師等に対し分娩手当を支給することにより、処遇改善を通じて、産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修終了後の専門的な研修において産科を選択する医師に対し、研修手当等

を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とするものである。

新生児医療担当医確保支援事業は、医療機関における NICU（診療報酬の対象となるものに限る。）において、新生児医療に従事する医師に対し、新生児担当医手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図ることを目的とするものである。

## 2 事業内容

### (1) 実施主体

県、市町、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業共同組合連合会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他知事が認める者。

### (2) 対象事業

#### ① 産科医等確保支援事業

ア 分娩取扱医療機関及び助産所が、産科医師・産婦人科医師及び助産師に対し、分娩取扱件数に応じて分娩手当を支給する事業。

イ 医療機関が、産婦人科専門医の取得を目指して研修カリキュラムに基づき研修を受けている者に対し、研修医手当を支給する事業。

#### ② 新生児医療担当医確保支援事業

医療機関が、NICUにおいて、新生児医療に従事する医師に対して NICU に入院する新生児数に応じて新生児担当医手当等を支給する事業。

## 3 予算・決算の推移

産科医等確保支援事業の予算・決算の推移は、次のとおりである。

産科医等確保支援事業				(千円)
H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算	
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算	
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	
86,440	86,817	89,266	86,243	
86,440	86,817	89,266	86,243	
86,333	86,282	85,853	82,184	

## 4 事業実績

平成 30 年度の補助実績は次のとおりである。

【産科医等確保支援事業実績】

番号	補助金交付先	金額(円)
1	東広島市	8,365,000
2	尾道市	7,450,000
3	廿日市市	5,970,000
4	福山医療センター	4,233,000
5	府中町	4,139,000
6	医療法人中川産科婦人科医院	3,810,000
7	呉医療センター	3,786,000
8	医療法人社団 白河産婦人科	3,460,000
9	医療法人社団 昭信会	3,335,000
10	独立行政法人 労働者健康安全機構	3,113,000
11	医療法人社団碧会	3,100,000
12	海田町	2,900,000
13	公立学校共済組合 中国中央病院長	2,890,000
14	三原市	2,680,000
15	医療法人 あかね会 土谷総合病院	2,666,000
16	地方独立行政法人広島市立病院機構	2,366,000
17	医療法人川崎産婦人科医院	2,153,000
18	医療法人社団秋月会	2,056,000
19	医療法人賢仁会 松岡病院	2,045,000
20	三次市	1,880,000
21	その他16法人等	9,787,000
合計		82,184,000

## 5 問題点（補助金に係る消費税仕入控除額の報告について）

産科医等確保支援事業補助金交付要綱4条(5)において、「補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、別記様式第5により速かに知事に報告しなければならない。」と規定されているが、本件補助金については、上記規定は必要ではないのではないかと考えられ、消費税に関する問題としてまとめて記載した（「第46 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）の報告事務について」205頁）。

## 第23 周産期母子医療センター運営支援事業

### 1 概要

本事業は、県の周産期医療体制の維持を図ることを目的として、「総合・地域周産期母子医療センター」の運営費及び救急搬送受け入れ強化に対して補助金を交付し、これを支援する事業である。

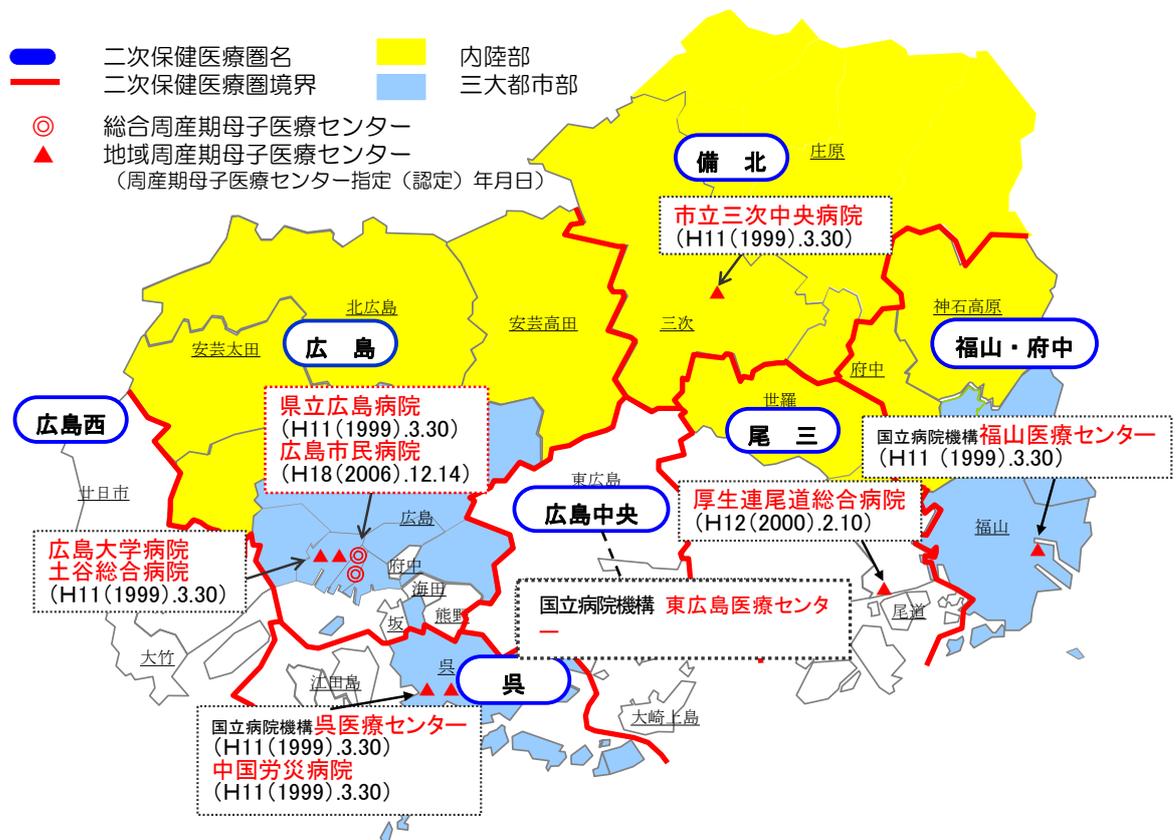
事業費は全額国庫補助である。

## 2 事業内容

- (1) 広島県周産期医療センター運営事業費補助金交付要綱に基づき、知事が指定又は認定する周産期母子医療センターが実施する事業に関する経費について補助金を交付する。
- (2) 対象となる周産期母子医療センターは、次の10の医療機関である。

【周産期母子医療センターの設置状況（平成31（2019）年4月1日現在）】

種別	医療圏域	病院名	所在地
総合周産期 母子医療センター	広島	県立広島病院	広島市南区
		広島市立広島市民病院	広島市中区
地域周産期 母子医療センター	広島	広島大学病院	広島市南区
		土谷総合病院	広島市中区
	呉	呉医療センター	呉市青山町
		中国労災病院	呉市広多賀谷
	広島中央	東広島医療センター	東広島市西条町
	尾三	厚生連尾道総合病院	尾道市古浜町
	福山・府中	福山医療センター	福山市沖野上町
	備北	市立三次中央病院	三次市東酒屋町



- (3) 対象となる事業は広島県周産期母子医療センター運営実施要綱に定められており、事業と対象経費、補助率は、次のとおりである（基準額は区分ごとに設定されているが、運営費が黒字の部門は算出対象から除かれる。）。

区分	対象経費	補助率
総合周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センターの運営に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費	3分の1
地域周産期母子医療センター運営事業	地域周産期母子医療センターの運営に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費	3分の1
母体救命強化加算	関係診療科との連携に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料	3分の1
麻酔科医配置加算	麻酔科医の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費、光熱水料、印刷製本費、会議費、社会保険料、雑役務費、燃料費	3分の1
臨床心理技術者配置加算	臨床心理技術者の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費、光熱水料、印刷製本費、会議費、社会保険料、雑役務費、燃料費	3分の1

### 3 予算・決算の推移

周産期母子医療センター運営支援事業の予算・決算の推移は、次のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
32,970	32,970	44,697	32,970
11,572	12,487	11,302	66,615
11,572	12,487	11,302	66,615

### 4 実績

平成30年度の実績は次のとおりである。

(円)

医療機関	交付決定額	確定額
東広島医療センター	16,697,000	16,697,000
広島大学病院	13,073,000	13,073,000
呉医療センター	13,073,000	13,073,000
JA尾道総合病院	13,073,000	13,073,000
土谷総合病院	6,537,000	6,537,000
三次中央病院	4,162,000	4,162,000
合計	66,615,000	66,615,000

## 5 課題（消費税仕入控除税額の報告及び返還義務について）

補助対象事業者が補助金の交付を受けた後、消費税等の確定申告において、課税売上にかかる消費税額から課税仕入にかかる消費税額を控除（以下「消費税仕入控除税額」という。）して納税した場合、補助事業として事業者が行う資産の譲渡等は課税取引となるが、補助金の交付は不課税取引であるため、事業者は補助金に見合う分の消費税仕入控除税額については実質的に負担していないことになる。かかる結果は相当ではないから、補助金交付要綱において、確定申告後の消費税仕入控除税額の報告及び返還義務について定めるべきであると考え。

この点は、消費税に関する問題として後述する（「第46 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）の報告事務について」205頁、同4指摘（消費税等の還付がなされる可能性がある補助金の要綱について）211頁）。

## 第24 1・2歳児受入促進事業

### 1 概要

本事業は、ワーク3①「いつでも安心して預けられる保育環境の確保」の成果「いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合」を押し上げる事業として位置づけられている事業である。

県内において、いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人は増えていないが、その一因に待機児童が解消できていないことが挙げられる。

待機児童の大半は1・2歳児であるが、これは、1・2歳児は保育士の配置基準が厳しく、多くの保育士が必要であるため、積極的に受け入れる保育施設が少ないことにある。さらに、1・2歳児の受け入れは、保育士一人当たりの単価が3歳以上に比べると低いため、保育施設は積極的に受け入れない、といった事情も影響している。

そこで、県が積極的に1・2歳児の受け入れを行う保育施設に対してインセンティブが働く仕組みを構築することにより、1・2歳児の受け入れが進み、即効性のある待機児童の解消が期待できるのではないかと、という仮説のもと、平成30年度より1・2歳児の受け入れによる公定価格が人件費相当に達しない場合に、その差額の補助をすることとした。

対象は、平成29年度に待機児童が発生している市町の保育施設としている。実施主体は市町であり、県と市町が2分の1ずつ事業費を負担する。

## 2 事業内容

県は、1・2歳児受入促進事業費補助金交付要綱に基づき、実施主体である市町からの交付申請を受けて、補助金を交付している。

また、国の基準が改正された場合などは、県から市町に対して情報提供を行い、変更交付申請の提出を促すなど、市町に対し、フォローを行っている。

## 3 指標・目標

成果目標は、「前年度より1・2歳児の待機児童数が減少」することであり、待機児童の推移は以下の表のとおりである。

区分	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
待機児童数 (前年増減)	447人 (+75人)	66人 (△381人)	161人 (+95人)	186人 (+25人)	207人 (+21人)	128人 (△79人)
年 齢 内 訳	0歳	26人	2人	4人	9人	12人
	1・2歳	242人	49人	142人	141人	105人
	3歳	152人	12人	14人	30人	54人
	4歳以上	27人	3人	1人	6人	7人
発生市町	1市	1市	1市	2市	5市町	6市町
	広島市 447人	広島市 66人	広島市 161人	広島市 93人 東広島市 93人	東広島市 118人 広島市 63人 尾道市 24人 安芸高田市 1人 府中町 1人	廿日市市 38人 広島市 36人 東広島市 36人 福山市 10人 三原市 4人 府中町 4人
入所児童数	59,216人	60,242人	61,426人	62,012人	62,142	62,243 (見込)

## 4 執行状況

本事業は、平成30年度の新規事業であったため、平成29年秋頃、対象になりうる市町に存在する施設数、児童数から最大値を見積るという方法で当初予算を立てざるを得なかった。その後、東広島市と広島市が補助金を希望することがわかり、2市に対しての予算を算出して最終予算を99,510千円とした。

ところが、国の基準の改定があったことや、年度途中に広島市が独自の1・2歳児受入促進事業を行うことを決めた結果、本事業の補助申請が大幅に減ったため、最終的には、東広島市が13,798千円、広島市が24,590千円（合計38,388千円）にとどまった。

以上のとおり、平成30年度については、新規事業であったことが、執行率が低い主要な原因であると思われ、この点はやむを得ないと考える。

## 5 問題点（申請書及び実績報告書に収受印が押印されていないことについて）

本事業において、東広島市からの申請書と実績報告書に対して収受印がないものがあった。この点は「第34 地域子ども・子育て支援事業、8 指摘（文書収受印について）」（163頁）において指摘した。

# 第25 魅力ある保育所づくり推進事業

## 1 概要

本事業は、保育施設の勤務労働条件や職員間の雰囲気などを開示（見える化）することで、保育士を目指す学生等が働きたいと思える魅力ある保育所づくりを推進することを目的とした事業である（県が100%事業費を負担する平成30年度からの新規事業である）。

## 2 事業内容

- (1) 当初は、保育士によるアンケートにより、自園の所属長と保育士のギャップを把握し、今後の園運営に反映し質の向上を図ること（「自己評価による質の向上」と、勤務労働条件の改善に積極的に取り組んでいる保育施設を認定する制度を創設することで円滑な求人活動の支援や就業促進が図られ、保育業界全体の就業環境の底上げを行うこと（「保育施設の申請に基づく認定制度の創設による質の向上」）を目的とされていた。

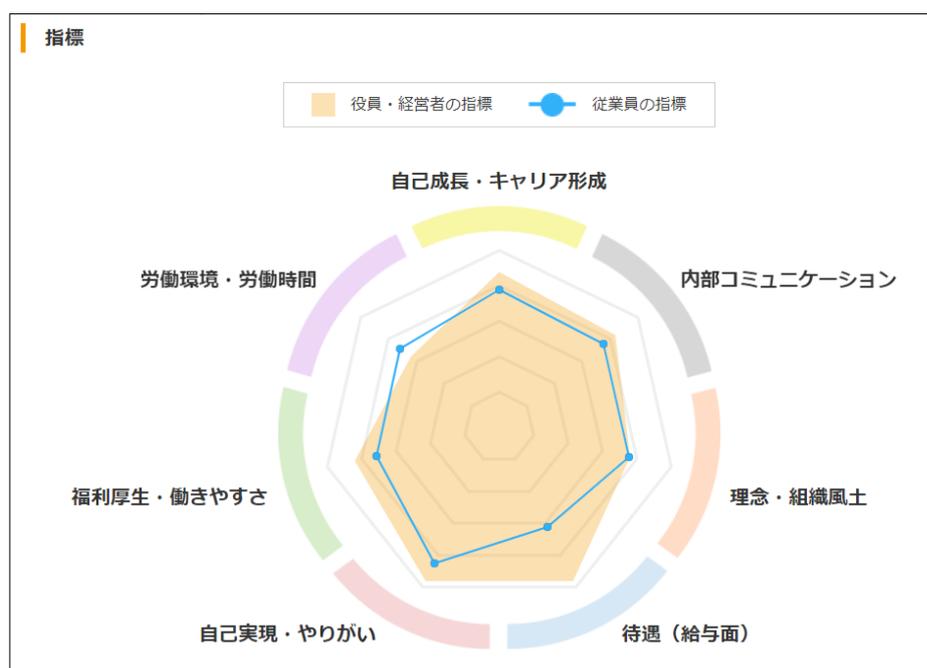
しかし、計画段階において、県が認定制度を創設することに対して様々な意見があり、結局、認定制度は創設されなかった。

- (2) 「見える化」として実現したのは、保育の現場で働きたいすべての人を対象とした保育施設情報サイト「ハタラクほいく ひろしま」 (<https://hataraku-hoiku.jp/>) の開設である。

サイト内では、学生や保育士が保育施設を探したり、保育施設が施設の働きやすさを紹介したりするメニューがあり、保育の現場に携わる人たちが必要とする情報を掲載することで、保育施設内の見える化を図っている。

例えば、職場全員アンケート（福利厚生働きやすさ、労働環境労働時間、内部コミュニケーションなど施設の雰囲気や働きやすさに関する質問）を実施し、アンケート集計後、管理職と管理職以外にわけてレーダーチャートで可視化することで、管理職と従業員の意識の差がわかり、施設の雰囲気や働きやすさが伝わるようにしている。

【アンケート結果のレーダーチャートの例】



### 3 指標・目標

掲載施設 100 所を目標としているが、令和元年 12 月時点において 50 施設にとどまっている。

本サイトの趣旨の明確化や掲載施設の増加が必要であるとする（「7 意見（「ハタラクほいく ひろしま」の位置づけの明確化や掲載施設の増加について）」115 頁）。

#### 4 株式会社第一エージェンシーとの委託契約及び変更契約

##### (1) 公募型プロポーザル方式

県は、本事業の企画提案内容及び委託業務内容を次の表のとおり「見える化」「質の向上」「キャッチフレーズロゴ」「その他」に区分し、委託料額 13,000 千円を上限として、公募型プロポーザル方式を実施した。

プロポーザルには、7 社（株第一エージェンシー、株KG 情報、凸版印刷株、株広島朝日広告社、株マイナビ、一般社団法人ウィーラブ広島プロジェクト、株ジャパンインターナショナル総合研究所、株みづま工房（後日辞退））の申込があり、選定プロセスを経た結果、最も評価が高かった株式会社第一エージェンシーとの間で、平成 30 年 5 月 28 日、委託料 13,000 千円を上限とする委託契約を締結した。

この過程については、特段の問題は認められなかった。

【企画提案内容及び委託業務内容】

区分	企画内容
見える化	① ホームページによる公開 ・「職場の雰囲気」などの項目を開示するためのツールを開発すること。 ・ホームページを制作し、公開すること。 ・保育士を目指す学生が興味を持つコンテンツとなるよう工夫すること。 等
	② 紙媒体による公開 ・年度末をめぐりにホームページの内容をとりまとめた冊子を500部制作すること。 ・見える化のスキームを掲載したチラシを1,000部製作すること。
質の向上	・社会保険労務士等を活用し、保育所の勤務労働条件の改善が図られるよう工夫すること。  (例:社労士の相談電話設置、社労士による研修会の実施など)
キャッチフレーズロゴ	・当事業のキャッチフレーズロゴを企画し、広報媒体において統一的に掲載すること。
その他	・広島県保育士人材バンクと効果的な連携を図ること。

##### (2) 変更契約

県は、平成 30 年 10 月 16 日「ハタラクほいく ひろしま」（<https://hataraku-hoiku.jp/>）のホームページを公開した。

その後、平成30年12月上旬、第一エージェンシー側より、多様な広報ツールを活用した周知方法等について提案があり、県は、ホームページの認知度をさらに高めるため、学生や潜在保育士等各ターゲット層に応じた広報を行うためとして、第一エージェンシーとの間の前記(1)の委託契約を変更した。

変更内容は、前記「企画提案内容及び委託業務内容」の「区分」に広報を追加し、企画内容として、「①マスメディアを活用した広報、②SNSを活用した広報（①・②共通事項として、高校生、大学生、潜在保育士等ターゲット層に適した広報戦略とすること。）」を追加し、委託金額を298万円増額するというものである。

このように、プロポーザル方式による当初契約締結後、その変更契約という方法で随意契約を行うことについては、次に述べるように問題がある。

## 5 問題点（当初契約の契約変更により委託額を増額することについて）

- (1) 本件業務委託契約は、当初「見える化」「質の向上」「キャッチフレーズロゴ」

「その他」という区分と企画内容を設定してプロポーザル方式により行われたものであり、プロポーザルに応じた企業は、前記変更契約で追加された「広報」について提案を求められていないし、県も「広報」について評価対象としていない。

県の説明によれば、ホームページ公開後にホームページの広報を行うことは、当初から予定していたとのことであり、実際、本事業に関する予算総額は15,980千円、プロポーザル分は前記のとおり13,000千円で設計されており、残りの2,980千円は広報費用として留保されていた。

にもかかわらず、本件のように変更契約という方法によったのでは、当初のプロポーザル方式で落選した事業者との関係で不公平が生じかねない（広報業務について、落選者には参加の機会が全く与えられないし、後の広報の追加委託があり得るのであれば当初提案の内容が異なった可能性も否定できない。）。

さらに、入札も相見積りもなされておらず、変更額が適正であることの裏付けはないから、経済性、有効性の観点からも問題である。

- (2) 本事業の広報は、本事業と区別しているのであるから、原則的には別途入札を行うべきであるし、広報業務の内容や性質を踏まえるとしても、少なくとも別途プロポーザル方式により受託者を決定すべきであった。

別途プロポーザルを実施するとすれば、参加者が本事業のプロポーザル参加者と重複することも予想されるが、そうであれば、効率性の観点から、例えば、当初のプロポーザルの段階から「契約はホームページの製作等と広報で分離する可能性がある」旨示した上で、広報についても含めてプロポーザルを実施すべきであった。

本件に関連して、変更契約が許容される場合の基準がない点の問題については、前述した（「問題点（当初の契約の変更により、別の委託を追加することについて）」61頁、「意見（変更契約の許容範囲について）」63頁）。

## 6 指摘（契約変更により委託額を増額することについて）

委託契約における委託額は、事前に設定した委託内容に応じて設計されるものであり、委託内容や委託額等を前提として契約手続（入札やプロポーザル、随意契約等）が進められ受託者が決定するというプロセスを経ることにより、当該契約の合規性や経済性、公平性が担保される場所、契約締結後に委託内容を変更して委託額を増額すると、当該変更部分について上記プロセスを経ないことになるから、これを許容することができる合理的理由がない限り行うべきではない。

本件では、当初から予定されていた広報業務を、敢えて変更契約という方法で行う必要性や合理性、これを裏付ける経済性は認められないから、変更契約によることが許容される合理的理由はなく、不当である。

## 7 意見（「ハタラクほいく ひろしま」の位置づけの明確化や掲載施設の増加について）

- (1) 本事業は、当初予定されていた「勤務労働条件の改善に積極的に取り組んでいる保育施設を認定する制度」の創設が見送られた結果、本事業の成果は、「保育士や職員の働きやすさに率先して取り組んでいる広島県内の私立認可保育施設の情報サイト」を立ち上げたということにとどまっている。

しかも、令和元年12月時点での掲載施設は、平成30年度目標の100施設に対し50施設に過ぎない。

また、本サイトへの掲載にあたっては、園が自己評価をすることが掲載条件となっているものの（前記「レーダーチャート」112頁参照）、サイトへ掲載されること自体は、県の認定に代わる何らかの積極的意味をもつものではないため、単なる保育施設の求人・情報サイトとの違いが不明瞭である。

この自己評価も定期的に更新（再評価）する必要がある。

- (2) 本サイトの立ち上げからまだ1年余りであるため、掲載施設が少ないことだけで当否を評価するのは早いと考えるが、本サイトを活用するためには、①本サイトの位置づけ（単なる求人・情報サイトとどこが違うのか）を一層明確化すること、②周知を図ること、③掲載施設の増加に積極的に取り組むこと、④掲載された園の情報を定期的に更新すること、が必要であると考えます。

## 第26 保育士キャリアアップ研修事業

### 1 概要

県では、保育士が専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であることから、その専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を構築し、保育の質の向上や新規採用者の人材確保及び保育士の離職防止等を図ることを目的として、保育士キャリアアップ研修事業を実施している。

保育士キャリアアップ研修については、「保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成29年4月1日付雇児保初0401第1号）」厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）において、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下、「研修ガイドライン」という。）が定められており、広島県の保育士キャリアアップ研修も研修ガイドラインに従って行われている。

実施主体は県であり、県と国が2分の1ずつ事業費を負担する。

### 2 指標・目標

本事業の目標は、研修受講者3,500名と設定されており、平成30年度の研修受講者数は2,468名であった。

この点、研修を受講すること自体にも意味はあるから、受講者数を指標とすることも不当とはいえないが、研修を受講しても修了しなければ意味がないし、受講者数だけでは、費用をかけた効果を十分評価できないから、修了者数や修了率を指標・目標とすることも検討すべきではないか（「7 意見（キャリアアップ研修の受講者数を目標とすることについて）」120頁）。

### 3 予算・決算の推移

保育士キャリアアップ研修事業の予算・決算の推移は、次のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
-	-	0	31,576
-	-	25,574	31,576
-	-	25,574	31,507

#### 4 研修の概要

研修ガイドラインには、(ア) 専門分野別研修 (①乳児保育, ②幼児保育, ③障害児保育, ④食育・アレルギー対応, ⑤保健衛生・安全対策, ⑥保護者支援・子育て支援), (イ) マネジメント研修及び(ウ) 保育実践研修の専門分野について、それぞれ「ねらい」や具体的な研修内容が定められている。キャリアアップ研修を修了した者には修了証が与えられ、修了証は全国で有効とされている。

なお、平成29年度から子ども・子育て支援法(平成24年法律65号)に基づく特定教育・保育等に要する費用の額の算定において、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算が創設されたところ、令和4年度以降は、当該加算の要件に本キャリアアップ研修の受講が課されている。

#### 5 株式会社ニチイ学館への委託

(1) 県は、前記研修のうち、(ア) 専門分野別研修 (①乳児保育, ②幼児保育, ③障害児保育, ④食育・アレルギー対応, ⑤保健衛生・安全対策, ⑥保護者支援・子育て支援) 及び(イ) マネジメント研修について公募型プロポーザルを実施したところ(委託の上限額21,704,000円)、応募があったのは株式会社ニチイ学館のみであり、必要な審査を経て同社に委託することを決定した。

(2) ニチイ学館による研修の実績

研修実績は次の表のとおりである。収支精算書も確認したが、研修実績及び精算に特段の問題は認められなかった。

【平成30年度 広島県保育士等キャリアアップ研修】受講者・修了者・修了率】

分野		会場	申込	キャンセル	受講	振替者	未修了	修了	修了率	
専門分野別研修	① 乳児保育	広島会場A	135	4	131	-16	115	5	110	84.0%
		広島会場C	135	1	134	8	142	1	141	105.2%
		福山会場	112	13	99	6	105	4	101	102.0%
		三次会場	46	4	42	2	44	1	43	102.4%
		合計	428	22	406	0	406	11	395	97.3%
	② 幼児教育	広島会場A	132	1	131	-2	129	1	128	97.7%
		広島会場A	130	3	127	0	127	6	121	95.3%
		福山会場	90	5	85	0	85	0	85	100.0%
		三次会場	34	0	34	2	36	0	36	105.9%
		合計	386	9	377	0	377	7	370	98.1%
	③ 障害児保育	広島会場A	124	6	118	1	119	1	118	100.0%
		広島会場A	137	2	135	3	138	3	135	100.0%
		福山会場	101	10	91	0	91	5	86	94.5%
		三次会場	30	3	27	-4	23	0	23	85.2%
		合計	392	21	371	0	371	9	362	97.6%
	④ 食育・アレルギー対応	広島会場A	131	2	129	0	129	2	127	98.4%
		広島会場A	131	3	128	0	128	1	127	99.2%
		福山会場	86	1	85	0	85	0	85	100.0%
		三次会場	20	0	20	0	20	0	20	100.0%
		合計	368	6	362	0	362	3	359	99.2%
	⑤ 保健衛生・安全対策	広島会場A	45	3	42	0	42	0	42	100.0%
		広島会場A	129	3	126	0	126	1	125	99.2%
		福山会場	53	6	47	-1	46	0	46	97.9%
		三次会場	29	1	28	1	29	0	29	103.6%
		合計	256	13	243	0	243	1	242	99.6%
	⑥ 保護者支援・子育て支援	広島会場A	128	3	125	-1	124	1	123	98.4%
		広島会場A	131	3	128	1	129	1	128	100.0%
		福山会場	100	3	97	0	97	0	97	100.0%
三次会場		38	2	36	0	36	0	36	100.0%	
合計		397	11	386	0	386	2	384	99.5%	
⑦ マネジメント研修	広島会場A	108	1	107	0	107	0	107	100.0%	
	広島会場B	130	9	121	0	121	0	121	100.0%	
	福山会場	87	5	82	0	82	1	81	98.8%	
	三次会場	14	1	13	0	13	0	13	100.0%	
	合計	339	16	323	0	323	1	322	99.7%	
合計			2,566	98	2,468	0	2,468	34	2,434	98.6%

## 6 広島県保育連盟連合会への委託

(1) 県は、上記ニチイ学館への委託とは別に、広島県保育連盟連合会（以下「県保連」という。）に対してもキャリアアップ研修を委託している（委託料974万円）。

県保連に対するキャリアアップ研修の委託には、前記（ア）専門分野別研修及び（ウ）保育実践研修に加えて、研修ガイドラインに基づく研修の検討委員会の設置及び運営並びに広島版の保育士等キャリアアップ研修カリキュラム構築が含まれる。

したがって、ニチイ学館への委託とは、（ア）専門分野別研修が重複していることになる。

- (2) 県保連に対する委託は、随意契約がなされている。また、契約は、①キャリアアップ研修に加えて、②保育士人材確保事業（142頁）及び③認可外保育施設従事者研修（127頁）の3つを一括して一つの委託契約で行われている。

異なる事業にかかる業務を一括して一つの契約で委託することがあるとしても、随意契約の理由が一括して記載がなされており明確ではない。この点に関する問題については「第28いつでも安心保育支援事業、4指摘（随意契約の理由が不明確であることについて）」（127頁）に記載した。

- (3) 実績

県保連によるキャリアアップ研修の受講状況は次のとおりである。

【「保育士等キャリアアップ研修」実績】（県保連）

専門分野別研修	分野	実施日	定員	受講
	乳児保育		9月1日	100
		8月24日	100	14
		8月23日	100	35
		9月10日	200	204
		2月2日	180	67
		12月17日	180	140
		1月24日	300	178
幼児教育		8月29日	100	25
		8月28日	100	19
		8月22日	100	19
		11月14日	100	29
		11月6日	100	18
		11月9日	100	27
		11月9日	100	31
		12月20日	200	204
		12月17日	180	140
		1月24日	300	178
障害児保育		9月27日	100	12
		9月18日	100	12
		9月25日	100	31
		12月19日	200	204
		9月3日	300	251
		2月18日	200	99
	合計①	3,540	1,958	

専門分野別研修	分野	実施日	定員	受講	
	食育・アレルギー対応		8月27日	100	10
		8月25日	100	8	
		9月15日	100	18	
		9月11日	200	204	
		1月16日	400	42	
		1月25日	300	178	
		11月6日	100	41	
保健衛生・安全対策			9月11日	200	204
			9月3日	300	251
			2月7日	90	70
			1月25日	300	178
		2月22日	180	67	
保護者支援・子育て支援		9月5日	100	27	
		9月6日	100	17	
		9月8日	100	23	
		6月4日	200	204	
		9月3日	300	251	
マネジメント研修		2月18日, 月19日	200	99	
		6月5日	200	204	
		8月30日	200	99	
		8月31日			
	12月3日	100	124		
	合計②	7,080	3,916		
	①+②	10,620	5,874		

なお、ニチイ学館が受託している研修と県保連が受託している研修は、一部研修分野が重複しているが、ニチイ学館の研修は、全国で使用されているテキストを使用し、単年度で修了することを前提とする仕組みであるのに対し、県保連の研修

は、国のガイドラインに則しつつ、広島県独自の研修内容を構築することも目的としており、複数年かけて修了することも可能な仕組みとなっている。

したがって、県保連の研修については、単年度の修了者や終了率を指標とすることはできないかもしれないが、受講者数のみでは、経済性、効率性、有効性を十分に評価することはできないのではないかと考える。

## **7 意見（キャリアアップ研修の受講者数を目標とすることについて）**

本事業の目標は、キャリアアップ研修の受講者数とされているが、研修を受講しても修了しなければ研修としての意味がないし、受講者数だけでは、費用をかけた効果を十分評価できないから、修了者数や修了率も指標として併用することも検討されたい。

## **第27 ひろしま型自然保育推進事業**

### **1 概要**

「自然保育」とは、「豊かな自然環境や、地域資源の活用」、「子どもの状況に沿った支援と環境づくり」、「主体的、創造的な遊びを通じた直接的な体験」を大切に自然体験を、少しずつでも取り入れている教育や保育のことである。

県は、このように日々の保育に自然体験活動を取り入れている団体の認証を行い、認証を受けた団体に対し、県の費用負担による、自然保育のアドバイザー派遣や安全研修を実施している。また、認証を受けた団体が自然保育に関する費用を負担した場合に、負担した費用の半額を補助している。

### **2 指標・目標**

本事業の主な活動指標は、認証団体数 100 施設、平成 30 年度の認証団体は 19 団体であり、平成 29 年度の認証団体 14 団体とあわせて、平成 30 年度末で 33 団体を認証している。

### **3 予算・決算の推移**

ひろしま型自然保育推進事業 (千円)			
H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
-	-	4,811	8,174
-	-	5,075	5,669
-	-	1,878	3,556

## 4 ひろしま型保育認証制度

### (1) 概要

県内において、就学前の子供に対する教育、保育又はこれに類する子育て支援等を行う団体に対し、「ひろしま自然保育認証制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に基づいて認証をすることにより、以下の事項の推進を図ることを目的としている。

- ① 広島県の豊かな自然環境や地域資源を活用した自然体験活動の推進を通じた、子供たちが心身ともに健やかに育つ環境の充実
  - ② 自然保育を実施する団体に対する安心感や社会的な認知の向上を通じた、保育環境の多様化と、ファミリーフレンドリーな広島県づくり
  - ③ 自然体験活動や自然保育に関する学び合いや交流の支援を通じた、教育・保育施設等における自然体験活動や自然保育の充実
- 認証を受けようとする団体は、実施要領に基づいた認証申請を行い、審査のうえ、認証される。認証の決定を行うにあたり、認可外保育施設については、有識者による現地確認が行われる。

### (2) 認証団体数について

平成30年度は、制度開始後2回目の認証を平成30年4月に9団体に対して行い、制度開始後3回目の認証を平成30年12月に10団体に対して行った。

### (3) 認証基準

認証の基準は、2つの認証区分（Ⅰ型・Ⅱ型）それぞれに応じて、次の10項目について定めている（1. 保育などの内容、2. 自然体験活動、3. 野外での活動場所、4. 地域社会との連携、5. 安全確保、6. 個人情報保護、7. 保育者の人数、8. 研修（質の担保）、9. 運営、10. 小学校との連携）

概要は以下の表のとおりである。

区分	1型	2型
定義	日々の保育等において、充実した自然体験活動を実施している団体	日々の保育等において、自然体験活動を積極的に取り入れている団体
自然体験活動	3歳以上の子供について、屋外を中心とした自然体験活動の時間が、平均して週10時間以上となっていること。	3歳以上の子供について、屋外を中心とした自然体験活動の時間が、平均して週5時間以上となっていること。
屋外での活動場所	屋外での自然体験活動に使用できる場所(自然フィールド)が園庭以外にあり、季節や天候に応じて様々な自然体験活動ができること。	屋外での自然体験活動に使用できる場所(自然フィールド)が園庭以外にあり、季節や天候に応じて様々な自然体験活動ができること。 ただし、園庭において多様な自然体験活動が実施できる場合は、この限りではない。
研修	1 自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修などの場に参加した常勤の保育者がいること。 2 保育者は、幼児の教育・保育を行う上で有効であると考えられる研修(一部の保育者がこれらの研修を受講し、当該保育者がほかの保育者及び管理者に研修内容を伝達するものを含む。)を年1回以上受講すること。	保育者は、幼児の教育・保育を行う上で有効であると考えられる研修(一部の保育者がこれらの研修を受講し、当該保育者がほかの保育者及び管理者に研修内容を伝達するものを含む。)を年1回以上受講すること。

県のHP(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/244/shizenhoiku.html>)より抜粋

## 5 ひろしま自然保育推進事業補助金

本事業は、「ひろしま自然保育推進事業補助金交付要綱」に基づき、ひろしま自然保育認証制度により認証を受けた団体に対し、自然保育の充実又は振興に資すると認められる事業に対して半額の補助を実施するものである。

具体的には、自然保育の知識や技術、また、幼児の安全確保の向上を図ることを目的として開催される研修及び講習に参加する経費及び自然保育の知識や技術の向上を図ることを目的として認証団体が開催する研修などに要する経費について、支出額の2分の1を補助する。

補助金の額は、1団体あたり、15万円(1型)または3万円(2型)を上限とし、予算の範囲内で決定している。

平成 30 年度は、当初予算として 540 万円を計上していたが、実績は 178 万 1186 円にとどまっている。

## 6 安全管理研修

平成 30 年度から認証団体に対する任意参加の安全管理研修を行っており、同研修については、プラムネット株式会社に対し委託している（随意契約）。

自然保育の安全管理研修を行うことができる団体は少ないことや（フォーラムの分科会等、外部のイベントで知った会社とのことである）、平成 30 年度から始めた研修であることに鑑みると、プラムネット株式会社との間で随意契約を締結したことについては問題ないと考える。

平成 30 年度は、「重大事故を予防し、子どもの遊び・学び・発達を促す 自然保育実践者のためのリスクマネジメント基礎講座」と題して、広島県立体育館小会議室等（広島市中区）（平成 30 年 8 月 27 日（月））と、広島県東広島庁舎（東広島市）（平成 30 年 12 月 1 日（土））にて、計 2 回開催された。研修は、講義形式で行われ、16 団体、40 名が参加した。

## 7 自然体験活動アドバイザー派遣事業

### (1) 内容

県は、認証団体における自然体験活動を支援するため、「自然体験活動アドバイザー派遣事業実施要領」に基づき、専門知識・ノウハウ及び経験を有するアドバイザー派遣を行っており、派遣に関する経費（アドバイザーに対する報償費及び旅費）を 100%負担している。

自然体験活動とは、保育者の適切な環境づくりや支援のもと、自然環境や地域資源を活用しながら、子供たちが好奇心や探求心をもって行う主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動のことであり、事業の内容は、以下の表のとおりである（自然体験活動アドバイザー派遣事業実施要領より抜粋）。

区分	内容	講師	派遣時間	派遣回数
自然体験活動(自然保育)の実践と安全管理	各団体の実態に即した自然体験活動(自然保育)の実践や安全管理に関するアドバイスをを行う。	自然体験活動(自然保育)の専門的知見を持つ団体又は個人であって、県が選定したもの	1回当たり6時間以内とする。 (事前の下見の時間を含む)	各施設2回までとする。

派遣されるアドバイザーは、広島フィールドミュージアム副会長の菊間馨氏である。菊間氏は、宮島等でニホンザルの行動研究を行うとともに、広島修道大学や広島文化学園大学の非常勤講師として教鞭をとる傍ら、インタープリター（自然と人との通訳者）として、数多くの団体・個人に対して自然の中での楽しみ方・学び方を伝えている。

菊間氏については、いくつかの認証団体が自然保育に関する指導を菊間氏から受けていたこと、幼児教育に20年以上携わっていることから、県が適任者であると判断し、アドバイザーへの就任を依頼したものである。

平成30年度の予算は66万円であったが、実績は22万9920円であった。

## 8 「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」の設立

平成30年4月17日、東京大学キャンパス内において「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」（正式名称：森と自然を活用した保育・幼児教育推進自治体ネットワーク）の設立宣言が行われた。これは、森と自然を活用した保育、幼児教育、子育て支援を積極的に推進する長野県、鳥取県、広島県の3県知事が発起人となって設立したものである。

費用について、本事業からの金銭的負担はない。

## 9 乳幼児期の自然体験の充実に向けた講演会（平成30年3月10日実施）

自然保育の充実に向けて、はつかいち文化ホールさくらびあで、汐見俊幸氏による講演会と、認証団体による実践発表、パネル展示を行った。

## 10 株式会社第一エージェンシーとの委託契約

### (1) リーフレット作成業務

本事業のPRのため、リーフレット作成業務を株式会社第一エージェンシー（以下「第一エージェンシー」という。）に委託している（委託費869,400円）。

本委託契約は随意契約である。その理由として、県は、「ひろしま自然保育認証制度については、「平成30年度広島県魅力ある保育所づくり推進事業業務委託」（「第25 魅力ある保育所づくり推進事業」111頁）において構築する予定のWebサイト（「ハタラクほいく ひろしま」<https://hataraku-hoiku.jp/>）と連携した情報発信を行うこととしており、当該Webサイトを作成、保守等を行う者と契約す

る必要があることから、競争入札にはなじまない」としている。しかし、そのような理由による随意契約は適切でないと考える（「11 問題点（第一エージェンシーとの随意契約による委託）」125 頁，「13 指摘（ひろしま型自然保育推進事業の PR のため，第一エージェンシーとの間で随意契約による委託契約を行ったことについて）」126 頁）。

## (2) 広報用資料の作成

県は，リーフレット作成業務とは別に，広報用資料（ポスター及び名刺）のデザインについても第一エージェンシーに委託している。

別途委託した理由について，県の説明によれば，広報用資料については当初から必要であるとの認識はあったものの，リーフレット作成業務を委託する段階では，具体的な内容が決まっていなかったため，リーフレット作成業務の委託には広報用資料が含まれていなかった。その後，リーフレット作成の延長線上で必要な広報用資料デザインが決まったため，第一エージェンシーに委託した。

## 11 問題点（第一エージェンシーとの随意契約による委託）

(1) 前記のとおり，第一エージェンシーと随意契約を行った理由は，「ハタラクほいく ひろしま」<https://hataraku-hoiku.jp/>）と連携した情報発信を行うこととしており，当該 Web サイトを作成，保守等を行う者と契約する必要があることから，競争入札にはなじまない」というものである。

しかし，Web サイトと連携した情報発信は，当該 Web サイトの作成，保守を行う者との契約でなければできないことではない。

(2) また，「ハタラクほいく ひろしま」の Web サイトは，保育士及び保育士になろうとする者を対象としたサイトであり，それが「自然保育」とどのように関連するのか不明確である。

実際，「ハタラクほいく ひろしま」のサイトにおいて，自然保育は紹介されておらず，連携した情報発信が行われている形跡が見当たらない。

(3) 以上によれば，第一エージェンシーとの間でリーフレット作成業務について随意契約を行ったことは，不適切であると言わざるを得ない（指摘 126 頁）。競争入札かプロポーザル方式を採用すべきであったと考える。

## 12 課題・問題点（リーフレット在庫管理について）

リーフレットの配布枚数については、配布計画のとおり配布を実施している。リーフレットは、安心保育推進課のロッカーの上に保管されていたが、在庫の管理はされていない。この点は、他の事業における成果物についても共通してみられる問題であり、別に記載した（「第45 広報資料等、委託の成果物の在庫管理について」203頁）。

### 13 指摘（ひろしま型自然保育推進事業のPRのため、第一エージェンシーとの間で随意契約による委託契約を行ったことについて）

ひろしま型自然保育推進事業のPRのため、第一エージェンシーとの間で随意契約によりリーフレット作成業務委託契約を行ったことは、随意契約によることができる根拠を欠くものであり不適切である。

## 第28 いつでも安心保育支援事業

### 1 概要

本事業は、ワーク3①「いつでも安心して預けられる保育環境の確保」の成果である「いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合（就学前保育）」を押し上げる事業として位置づけられている事業である。

いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人が増えていない要因の一つとして、多様な保育ニーズに対応できておらず、やむを得ず認可外保育施設を利用するという現状がある。

また、今後、国において「子育て安心プラン」や無償化が実施されることにより、更なる待機児童の発生が見込まれ、認可外保育の利用者が増える可能性がある。

そこで、「子育て安心プラン」における待機児童ゼロの目標年である令和3年まで認可外保育料に対して助成を実施することにより、認可外保育施設が保育の受け皿となり、待機児童の発生を抑えられるのではないかと、という仮説のもと、認可外保育施設の利用料と認可保育施設との差額を補助する事業を実施している。

実施主体は県であり、事業費は県が100%負担する。

### 2 予算・決算の推移

いつでも安心保育支援事業 (千円)			
H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
38,835	9,936	21,628	16,700
14,034	20,967	21,628	16,700
10,987	10,493	9,714	7,719

### 3 事業内容

#### (1) 認可外保育施設の利用料との差額補助

広島県いつでも安心保育支援事業実施要綱に基づいて、認可外保育施設の利用料と認可保育施設との差額を補助する。

具体的には、広島県内の認可保育所等が入所待ちになったことにより、広島県内の認可外保育施設を利用した場合に、認可外保育施設の利用を開始した日から30日以内に、「いつでも安心保育支援金対象申請書」を提出することで、認可外保育施設利用開始日から認可保育施設入所日までの期間のうち、認可外保育施設に入所した期間分の差額が支給される。

支給金の上限は、3歳未満は月額4万2000円、3歳以上は月額3万7000円である。

#### (2) 認可外保育施設従事者に対する研修

県は、認可外保育施設従事者に対する研修を県保連に委託して実施している（随意契約、委託料772,000円）。

契約の形態は、「第26保育士キャリアアップ研修事業広島県保育連盟連合会への委託」（118頁）において述べたとおり、本件の認可外保育施設従事者研修の他に、「キャリアアップ研修」及び「保育士人材確保」を一括して随意契約がなされているが、随意契約によった理由が不明確である（次項「4 指摘（随意契約の理由が不明確であることについて）」）。

平成30年度は、三次市、広島市及び福山市において実施し、受講者数は合計71名であった。

### 4 指摘（随意契約の理由が不明確であることについて）

県は、県保連に対し、三つの事業に属する異なる業務を一括して随意契約により委託しているところ、随意契約の理由は、「研修会のノウハウや県内の保育所との密な

連携等が必要とされる。平素より研修会を実施し、また、県内全域にわたる保育所が加入しており、保育士や保育所からの信用のある団体は、広島県保育連盟連合会を置いて他にない」からであるとしている。

しかし、研修内容を始め、三つの業務は内容が全く異なる可分な業務であるし、キャリアアップ研修は、プロポーザル方式によりニチイ学館に委託しているのだから、随意契約とする理由は3つの業務ごとに必要である。

上記のような理由では、どの業務について述べたものであるのか判然としないため、不十分であると言わざるを得ない。

## 5 課題・問題点（執行率が低いことについて）

本事業の当初予算は16,700千円であったのに対し、決算額は7,719千円であり、執行率は約46.2%にとどまっている。

当初予算は「前年度一人あたり支給額実績×過去3年間平均支給人数」で積算しているとのことであるが、執行率が低い理由の分析が十分なされていない。

このまま同様の積算方法のみで漫然と継続すると、毎年約900万円弱の資金が活用されないままになってしまいかねない。多数の個人を対象とした事業であるため、予測が困難なことは理解できるが、当初予算の枠以上に需要があることが判明した場合、真に必要であれば補正予算により対応すべきであり、当初予算の枠を大きめにとったまま活用されず年度を終えることは、やはり資金の有効活用の点から問題があると考え（次項「6 意見（いつでも安心保育支援事業の執行率が低いことについて）」）。

## 6 意見（いつでも安心保育支援事業の執行率が低いことについて）

- (1) いつでも安心保育支援事業の執行率が低い原因を分析すべきである。
- (2) 上記分析結果を踏まえた対策（例えば認知度が低いことが理由であれば、周知を充実させる等）をとられたい。

# 第29 認定こども園等整備事業

## 1 概要

本事業は、保護者や地域の多様化する保育ニーズに柔軟かつ適切に対応し、希望するすべての保護者が安心して子供を認定こども園等保育施設に預けられる環境を整備

するため、「安心・こども基金」（厚生労働省・文部科学省「子育て支援対策臨時特例交付金」を財源に積立）を活用して、市町が「子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施する保育所、小規模保育事業所、認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、これらの施設の設置を促進しようとする事業である。

## 2 事業内容

本事業は、次の補助により構成されている。

- ① 小規模保育事業所整備補助
- ② 賃貸物件による小規模保育整備補助
- ③ 賃貸物件による保育所整備補助
- ④ 認定こども園整備補助（学校教育部分等）
- ⑤ 認定こども園等整備補助（保育部分等）

上記①～④については、実施主体は社会福祉法人等、負担割合は、基金2分の1、市町4分の1、事業者4分の1となっているが、待機児童発生市町においては、基金3分の2、市町12分の1、事業者4分の1の負担となっている。

また、上記⑤については、実施主体は学校法人又は社会福祉法人、負担割合は、基金2分の1、市町4分の1、事業者4分の1、又は国2分の1、市町4分の1、事業者4分の1である。

## 3 予算・決算の推移

認定こども園等整備事業の予算・決算の推移は、次のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
0	1,117,292	1,422,316	2,017,951
168,497	197,668	371,871	842,875
155,969	154,931	325,606	685,671 (繰越: 129,617)

## 4 執行状況

認定こども園及び保育所に係る整備補助として、当初は23か所の整備を予定していたが、最終的には13か所の整備に終わった。

また、小規模保育事業所設置に係る整備補助としては、17か所の整備を予定していたが、最終的には1か所の整備に終わった。賃貸物件による小規模保育事業所の設置に係る改修費等の補助（②賃貸物件による小規模保育整備補助）について、広島市で17件実施する予定になっていたものの、広島市の予算要求が実情に合っていなかったことが整備箇所激減の要因である。また、平成30年7月に発生した豪雨災害が影響したことも考えられる。

## 5 課題・問題点（敷地利用権が使用貸借である場合の確認について）

- (1) 認定こども園施設整備補助金や安心こども基金特別対策事業費補助金の申請にあたり、提出される事業計画書や補助金申請額明細書においては、「用地の状況」として、「所有」，「買収予定」，「借地（地上権，賃借権，無償貸与）」の広さ（㎡）及び借地の場合には、借用の相手を記載する欄が設けられている（下図）。

用地の状況	所 有	㎡
	買収予定(平成 年 月)	㎡
	借 地( 地上権 賃借権 無償貸与) (借用の相手 )	㎡

- (2) しかし、補助金申請資料を確認したところ、「借地」の「無償貸与」の欄に○印が付されているにもかかわらず借用の相手の記載がないものがあった。

また、所有権の場合は登記簿謄本、賃貸借契約の場合は、賃貸借契約書の添付により敷地利用権の確認がなされていたが、無償貸与においては、使用貸借契約書等、敷地利用権の存在を裏付ける資料の確認がなされていなかった。

有効な敷地利用権があることは、施設が存続するための大前提であるところ、使用借権は、特別法（借地法，借地借家法等）による保護がない等、賃借権と大きく異なる上、書面が作成されていないことも多いため、権利の有無，内容を慎重に確認する必要があると考える。

なお、このような敷地利用権の確認は、施設を運営する法人の認可の際になされている場合は、その確認で足りることも考えられるが、両者の内容が常に一致しているとは限らないし、認可時と補助金申請時では状況が異なっている可能性もあるため、補助金交付プロセスにおいて、県内部で法人の認可の際の情報を共有できる仕組みがある方が、内部統制や効率性の観点から望ましいと考える。

## 6 指摘（事業計画書や補助金申請額明細書の「用地の状況」の記載について）

補助金申請における事業計画書や補助金申請額明細書の「用地の状況」欄の記載に不備があるものが見受けられる。補助金額のみならず、用地の状況についても確実に確認されたい。

## 7 意見（施設の敷地要件が使用貸借である場合の権利内容の確認について）

施設の敷地利用権が使用借権である場合、権利の内容を慎重に確認すべきである。

また、法人の認可の際の情報を県内部で共有することにより、敷地利用権の内容を効率的かつ確実に確認する方法がとれないかを検討されたい。

# 第30 認可外保育所の認可促進事業

## 1 概要

本事業は、入所待ち児童の受け皿となっている認可外保育施設の保育環境について、認可保育所との間に差（有資格者数、衛生管理等）が生じているため、質の高い認可保育所への移行を促進する必要があるとして、認可化移行に必要な支援・指導のための経費について、補助金を交付する事業である。

## 2 事業内容

広島県保育対策総合支援事業費補助金要綱に基づいて、認可化移行調査費等支援事業及び認可化移行移転費用等支援事業に対して補助金が支給される（広島県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱第3条（3））

実施主体は市町であり、費用の負担割合は、国2分の1、県4分の1、市町4分の1である。

平成30年度は、当初は3か所での実施を予定していたが、実際には1か所の実施にとどまった。

## 3 課題・問題点（当初予算と最終決算の乖離）

当初予算は411万円余りが計上されていたが、決算は5万4000円であり、執行率は僅か1.3%である。

県は、前年度に市町に対して行った照会に対する回答をもとに予算を作成する。照会に対する回答については、前年度もあれば比較を行うなどして、回答内容を精査す

ることもあるが、ない場合は、対象になりうる施設に割合を乗じるなどの方法で算出するしかなく、基本的には市町の希望を尊重する形になる。「整備費」といった金額が大きくなるものについては、市町と協議を行ってから決めている。

以上のように、基本的に市町からの回答を尊重する形で予算化されており、この点に問題はないと考えるが、執行率が著しく低いことに鑑みると、その原因の分析を行い、拘束されて活用されない資金を減らす努力は必要であると考え（「4 意見（認可外保育所の認可促進事業の執行率の低さについて）」）。

#### **4 意見（認可外保育所の認可促進事業の執行率の低さについて）**

- (1) 認可化移行調査費等支援事業及び認可化移行移転費用等支援事業の執行率が低い原因を分析すべきである。
- (2) 上記分析結果を踏まえた対策をとられたい。

### **第31 県庁内保育所設置モデル事業**

#### **1 概要**

平成 27 年度に開始した子ども・子育て支援新制度において、事業所内保育施設等の地域型保育（市町の認可）が新たな枠組みとして創設されたことから、県は、近隣企業との共同設置モデルを県自らが運営することにより、県内企業等のリーディングモデルとするため、県庁内保育所を設置している。

なお、県が設置した県庁内保育所は、市町の認可を受けた事業所内保育所であるが、平成 28 年度から内閣府が新たに「企業主導型保育事業」を実施することとなったため、同事業のモデル事業としての役割を併有することとなった。

#### **2 事業内容**

県は、平成 27 年度に公募型プロポーザルを実施し、株式会社広島銀行及び株式会社アイグランとの間で「広島県・広島銀行事業所内保育施設の運営等に関する協定書」を締結するとともに、株式会社アイグランとの間で、「広島県・広島銀行事業所内保育施設保育契約書」を締結し、平成 28 年 3 月 1 日、広島県庁東館 1 階（広島県広島市中区基町 9 番 42 号）に「広島県・広島銀行事業所内保育施設」（愛称：イクちゃんち）を設置した（なお、公募型プロポーザルへの応募があったのは、株式会社アイグラン 1 社のみであった。）。

その後の「イクちゃんち」の運営は、保育の継続性等の観点から、随意契約により株式会社アイグランに委託されており、平成30年度も同社に委託されている。

### 3 県の費用負担と予算・決算等

認可事業所内保育所の運営費は、地域枠分と職員枠分とに分けられる。

認可事業所内保育所は、定員の1/4を地域枠として開放する必要があるところ、イクちゃんちにおいては、定員18名のうち6名を地域枠として開放し、残り12名（職員枠）を県と株式会社広島銀行とで分け合っている。

地域枠分の運営費については、その60%を国が公費負担し、残り40%を保護者の保育料（世帯所得額に応じて保護者が支払う）によって賄うことになっている。

職員枠分の運営費については、その44%を国が公費負担し、40%を保護者の保育料によって賄い、残り16%は設置者である事業主が負担する仕組みとなっている。

県が本事業によって費用負担するのは、この事業主負担分の16%の部分であり、職員枠全体のうち、県の職員が入所させている児童一人当たりの費用の16%を県が費用負担している。

平成30年度における予算額は2,523千円、決算額は2,072千円であった。

地域枠(定員6)		
国 (60%)		保護者 (40%)
職員枠(定員12)		
国 (44%)	県, 広島 銀行 (16%)	保護者 (40%)

### 4 事業の実施状況

「イクちゃんち」は、平成28年2月に内覧会を実施し、それ以降、平成30年度までに累計69件の視察を受入れており、その実績の推移は次のとおりである。

【視察件数】

区分	H27	H28	H29	H30	累計
企業等	28	11	6	1	46
行政関係（他府県含む）	1	10	9	5	25
合計	29	21	15	6	71

【視察企業のうち設置に結びついた企業等】

区分	H27	H28	H29	H30	累計
県内の事業所内保育事業	17	3	5	7	32
うち視察企業等による設置	1	0	1	0	2
県内の企業主導型保育事業	—	6	26	27	59
うち視察企業等による設置	—	2	3	3	8

## 5 指標・目標

県内の事業所内保育事業については、各市町の目標として、平成27年度から平成31年度までに22事業主による設置・認可化を目指していたが、前記「4事業の実施状況」のとおり、平成30年度までに32事業主により設置・認可化されており、目標達成となっている。なお、事業所内保育事業については、県内の各市町が5か年計画に基づき利用者のニーズ等を考慮して認可しているため、事業主の希望のみでは設置の認可を受けることは難しく、認可を受けるためには、事業主の希望と各市町が把握しているニーズ等が合致する必要がある。

## 6 課題・問題点（モデル事業として継続することについて）

(1) 本事業は、当初は事業所内保育施設設置促進のためのモデル事業として開始されたものであり、本来の目的は、モデル事業として企業等の視察を受け入れ、視察企業等による施設設置を促すところにある。

しかし、前記「4事業の実施状況」（133頁）のとおり、本事業の視察件数は、事業開始年度以降、減少傾向が続いており、平成30年度は行政関係（他県含む）が5件のみであり、民間の企業等による視察件数は1件となっている。

また、事業所内保育施設については、前記「5 指標・目標」（134頁）のとおり、各市町の把握しているニーズと事業主の希望とが合致していなければ認可を受けることは難しいところ、県内の各市町は既に設置目標を達成していることから、今後、認可施設が大幅に増加することは見込めない状況にある。

加えて、事業開始から平成30年度までに、既に県内に32の事業所内保育施設が開設されていることからすれば、今後視察を希望する企業等が現れた場合には、これらの施設に依頼して視察を受け入れてもらうことも考えられるところである。

以上のとおり、事業所内保育施設設置のモデルを示すという本事業の目的は達成されていると考えられ、これを「モデル事業」として継続する必要性は少なくなっているのではないかと考えられる。

- (2) また、本事業は、内閣府が実施する企業主導型保育事業のモデルとしての役割を併有するものとされているが、「イクちゃんち」は、事業所内保育施設であって企業主導型保育施設ではないため、企業主導型保育施設のモデルとして適切かどうかという疑問があることや、上記のとおり視察件数全体が減少していることからすれば、企業主導型保育事業との関係においてもモデル事業としての必要性に疑問が残る。
- (3) なお、待機児童問題が解消されていない現状において、仮に、県が本事業を廃止して保育施設が減少することになると「いつでも安心して預けられる保育環境を確保する」という県の目指す姿と相反することにならないかという懸念があると思われる。

しかし「モデル事業」は、あくまで一時的にモデルを示すものであって、恒常的に継続することは本来予定されていないはずである。

保育施設の必要性を重要視するのであれば、モデル事業としてではなく、本事業を常設の事業所内保育施設として、県が設置・運営を行うのがあるべき姿ではないか。「イクちゃんち」の定員は地域枠6名、職員枠12名であり、「イクちゃんち」の職員枠を利用しているのは大半が県職員であるという現状からすれば（年度中に変動はあるが、平成30年度は12名の定員中、10名程度が県職員の利用である）、これをモデル事業として継続することは、「県職員のための施設をモデル事業の名の下に設置・運営している」ということにもなりかねないのではないか

（「8 意見（県庁内の保育施設「イクちゃんち」をモデル事業として継続することについて）」136頁）。

## 7 指摘（契約保証金の免除の理由不記載）

株式会社アイグランとの「広島県・広島銀行事業所内保育施設 保育契約書」の締結については、契約保証金が免除となっているが、契約締結に至る県の書類の中に免除の理由が記載されたものがない。

契約においては、契約保証金を納めさせない場合は例外として一定の場合にのみ許容されるものであるから（広島県契約規則4条1項），例外要件に該当する事実や、そのように判断した理由を記録しておくべきである。

## 8 意見（県庁内の保育施設「イクちゃんち」をモデル事業として継続することについて）

- (1) 本事業の目的はモデル事業として企業等の視察を受け入れ、視察企業等による施設設置を促すところにあるが、①視察件数は、事業開始年度以降、減少傾向が続いており、平成30年度は行政関係（他県含む）が4件のみであり、民間の企業等による視察件数は0件となっていること、②事業所内保育施設については、県内の各市町は既に設置目標を達成していることから、今後、認可施設が大幅に増加することは見込めない状況にあること、③事業開始から平成30年度までに、既に県内に32の事業所内保育施設が開設されていることからすれば、今後視察を希望する企業等が現れた場合には、これらの施設に依頼して視察を受け入れてもらうことも考えられること等の事情によれば、事業所内保育施設設置のモデルを示すという本事業の目的は達成されていると考えられ、これを「モデル事業」として継続する必要性は少なくなっているのではないかと考えられる。
- (2) 本事業は、内閣府が実施する企業主導型保育事業のモデルとしての役割を併有するものとされているが、「イクちゃんち」は、事業所内保育施設であって企業主導型保育施設ではないため、企業主導型保育施設のモデルとして適切かどうか、また、上記のとおり視察件数全体が減少していることからすれば、企業主導型保育事業との関係においてもモデル事業としての必要性に疑問が残る。
- (3) 「モデル事業」は、あくまで一時的にモデルを示すものであって、恒常的に継続することは本来予定されていないはずであるから、保育施設の必要性を重要視するのであれば、本事業は、「モデル事業」としてではなく、本事業を常設の事業所内保育施設として、県が設置・運営を行うのがあるべき姿ではないか。

「イクちゃんち」の職員枠を利用しているのは大半が県職員であるという現状からすれば（年度中に変動はあるが、平成30年度は12名の定員中、10名程度が県職員の利用である）、これをモデル事業として継続することは、「県職員のための施設をモデル事業の名の下に設置・運営している」ということにもなりかねないのではないかとと思われる。

- (4) 以上のとおり、本事業はその目的を達しており、「モデル事業」として継続する必要性は失われているのではないかと考えられるため、廃止する方向で検討された。

## 第32 保育コンシェルジュ配置事業

### 1 概要

本事業は、保護者の情報不足から入所希望する保育所等に偏りが発生していること、また、「子ども・子育て支援新制度」により保育サービスが多様化していることから、保護者に対し、きめ細やかな保育情報を提供し、保育のミスマッチを解消するために、専任の相談員（保育コンシェルジュ）を配置するとともに、保育コンシェルジュに対してスキルアップのための研修を実施する事業である。

保育コンシェルジュは18人おり、内訳は広島市16人、呉市1人、尾道市1人である（平成30年度実績）。

### 2 事業内容

#### (1) 保育コンシェルジュ配置事業

待機児童が多く発生している市町に、多様な保育サービス等に係る最新の情報を持っている専任の相談員（保育コンシェルジュ）を配置し、保育サービスを受けるための支援、空きのある保育所等と乳幼児のマッチング、近隣市町や民間のサービスの案内などを行っている。

県は、広島県保育コンシェルジュ配置事業補助金交付要綱に基づき、実施主体である市町に対して補助金を交付しており、その概要は次のとおりである（なお、本事業は平成25年度から実施されている。）。

区分	内容	備考
補助対象事業	<p>保育を希望する保護者の相談に応じるとともに、個々のニーズに最も合った保育資源や保育サービスの情報提供を行うため保育専門相談員「保育コンシェルジュ※」を設置する。</p> <p>※名称については市町の関係事業によって変更は可能</p> <p>《保育コンシェルジュの役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の保育情報はもとより、近隣市町の保育情報等の把握にも努め、また、民間による多様なサービス情報の状況も把握し個々の保護者ニーズに対応すること。</li> <li>・場合によっては、保護者の集まる子育て支援拠点やひろばなどに出向き、実際の子育てニーズを把握するとともに、保育以外の子育て相談についても積極的に関わるよう努めること</li> </ul>	※他の事業との兼務は補助対象外とする
実施主体	市町	
経費	事業を実施するために配置する職員の人件費等（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金）	
補助基準額	2,906千円	補助基準額は1人あたり年額
補助率	2分の1	

## (2) コンシェルジュ研修事業

保育コンシェルジュに対し、相談業務・アフターフォロー業務・情報収集業務等のスキルアップを目的とした研修を年1回行うことにより、保育コンシェルジュのスキルアップを図っている。研修の受講者は、保育コンシェルジュのみならず、市町の職員も対象としている。

研修は、株式会社アイベック・ビジネス教育研究所との間で、随意契約により委託契約を締結して実施された（予算 240,000 円、実績 220,000 円）。

費用 100 万円未満であることから随意契約となっているが、相見積もりを取った上で、予定価格以内かつ安価な委託先への委託となっている。

## 3 予算・決算の推移

保育コンシェルジュ配置事業の予算・決算の推移は、次のとおりである。

保育コンシェルジュ配置事業 (千円)

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
24,950	23,520	23,512	23,488
23,861	23,520	23,194	25,977
23,282	22,918	22,374	25,956

#### 4 指標・目標

県は、保育コンシェルジュ配置事業の中間指標として、「1・2歳児の待機児童の解消」という項目を設定しており、1・2歳児の待機児童数を前年度よりも減少させることを目標としている（この点に関し「6 課題・問題点（「1・2歳児の待機児童数を前年度よりも減少させること」という指標・目標について）」140頁）。

県が把握している待機児童数の推移とその内訳等は次のとおりである（ただし、平成29年4月1日に厚生労働省による調査要領の改正があり、待機児童数の数え方は改正前後で異なっている）。

区分	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
待機児童数 (前年増減)	447人 (+75人)	66人 (△381人)	161人 (+95人)	186人 (+25人)	207人 (+21人)	128人 (△79人)
年齢 内訳	0歳	26人	2人	4人	9人	12人
	1・2歳	242人	49人	142人	141人	105人
	3歳	152人	12人	14人	30人	54人
	4歳以上	27人	3人	1人	6人	7人
発生市町	1市	1市	1市	2市	5市町	6市町
	広島市 447人	広島市 66人	広島市 161人	広島市 93人 東広島市 93人	東広島市 118人 広島市 63人 尾道市 24人 安芸高田市 1人 府中町 1人	廿日市市 38人 広島市 36人 東広島市 36人 福山市 10人 三原市 4人 府中町 4人
入所児童数	59,216人	60,242人	61,426人	62,012人	62,142	62,243 (見込)

※ 東広島市は、近時、子育て世代の人口増加に加え、保育士の不足等により待機児童数が増加傾向にあったため、平成31年度から保育コンシェルジュを配置している。

#### 5 事業の実施状況

##### (1) 広島市

広島市では、平成30年度、保育コンシェルジュ（16人）により、入所への誘導・案内等、多様な保育サービスの情報提供、入所後の手続相談、苦情受付その他に対応した件数が延べ33,525件あった。

また、保育コンシェルジュが対応した入所保留児童の案件のうち、一時預かり事業の利用、幼稚園入園、認可外保育施設利用等により、保留が解消されたものが合計1,143件あった。

(2) 呉市

呉市では、平成30年度、保育コンシェルジュ（1人）により、入所への誘導・案内等、多様な保育サービスの情報提供、子育て関係相談、虐待関係相談、保護者自身の悩み相談その他に対応した件数が延べ839件あった。

また、保育コンシェルジュが入所への誘導・案内等を行った案件（580件）のうち、保育所への入所が判明した件数は4件あった。

(3) 尾道市

尾道市では、平成30年度、保育コンシェルジュ（1人）により、入所への誘導・案内等、多様な保育サービスの情報提供、子育て関係相談、虐待関係相談、保護者自身の悩み相談その他に対応した件数が延べ2,030件あった。

また、保育コンシェルジュが入所への誘導・案内等を行った案件（697件）のうち、保育所への入所が判明した件数は163件あった。

## 6 課題・問題点（「1・2歳児の待機児童数を前年度よりも減少させること」という指標・目標について）

- (1) 本事業は、「1・2歳児の待機児童の解消」を目的（アウトカム）とした事業であるところ、「1・2歳児の待機児童数を前年度よりも減少させること」を目標として設定している。

しかし、待機児童数は、年によっても地域によっても、様々な事情で変動するものであるから、県全体で「前年度より減少」したとしても、本事業の成果によるものであるのか否かは判然としないのではないかと（逆に、待機児童が全体で「前年度より増加」したとしても、必ずしも本事業の効果がなかったという評価にもならないと思われる）。

- (2) 本事業は、保護者に対し、きめ細やかな保育情報を提供し、保育サービスを受けるための支援、空きのある保育所等と乳幼児のマッチング、近隣市町や民間のサービスの案内などを行うことで待機児童の解消につなげようという事業であるから、直接的な成果としては、保育コンシェルジュが入所への誘導・案内等を行った件数をアウトプットとするのが適切なのではないかと。

その結果、保育所への入所につながった件数が事業の効果（アウトカム）であると考えられる。

- (3) この点、例えば、尾道市では、平成 30 年度に保育コンシェルジュ（1 人）が入所への誘導・案内等を行った案件（697 件）のうち、保育所への入所が判明した件数は 163 件（23.38%）であったのに対し、呉市では、保育コンシェルジュが入所への誘導・案内等を行った案件（580 件）のうち、保育所への入所が判明した件数は僅か 4 件（0.69%）であり、案内件数に対する入所数の割合（入所率）でみても約 34 倍の開きがある。

単年度における二つの市町のみについての比較であることや、データの取り方が統一されているか否か等、考慮すべき点はあるが、単純計算すれば 1 入所あたりの補助金額は、尾道市 8,914 円に対し呉市はその約 29 倍の 258,750 円を要している（補助率は 2 分の 1 が上限であるから、各市町も同程度の負担をしていることになる）。

	A	B	C	D(=C/B)	E	F(=E/C)
	対応延件数	案内件数	入所数	入所率	補助金額(円)	1入所あたりの補助金額(円)
呉市	839	580	4	0.69%	1,035,000	258,750
尾道市	2,030	697	163	23.39%	1,453,000	8,914

このように、案内件数に対する入所数や入所率に差がある原因を分析、検討することで、待機児童解消のためにより効果的な方法を見いだすことにつながられないであろうか。各市町の状況を比較して検討できるのは、全市町の情報をもっている県でなければできないのではないかとと思われる。

## 7 意見（本事業の指標・目標設定のあり方について）

- (1) 本事業は「1・2 歳児の待機児童数を前年度よりも減少させること」を目標として設定しているが、待機児童数は、年によっても地域によっても、様々な事情で変動するものであるから、県全体で「前年度より減少」したとしても、本事業の成果によるものであるのか否かは判然としないのではないかとと思われる。

本事業は、保護者に対する情報提供や、空きのある保育所等と乳幼児のマッチング等を行うことで待機児童の解消につなげようという事業であるから、保育コンシェルジュが入所への誘導・案内等を行った件数を直接的な成果（アウトプット）と

し、その結果、保育所への入所につながった件数を事業の効果（アウトカム）ととらえる方がより適切ではないかと考えられる。

よって、このような考え方も踏まえて、本事業の指標や目標について再検討されたい。

- (2) 上記(1)のような観点から見た場合、例えば、尾道市では、平成 30 年度に保育コンシェルジュ（1 人）が入所への誘導・案内等を行った案件（697 件）のうち、保育所への入所につながった件数は 163 件（23.38%）であったのに対し、呉市では、保育コンシェルジュが入所への誘導・案内等を行った案件（580 件）のうち、保育所への入所につながった件数は僅か 4 件（0.69%）である。

このように、市町間でのアウトプットやアウトカムの違いの原因を調査、分析することで、待機児童解消のためにより効果的な方法を見いだすことができないか、検討されたい。

## 第33 保育士人材確保事業

### 1 概要

広島県内の保育所等の保育士不足は、依然、深刻な状態が継続しているため、県では、県直営の無料職業紹介所「広島県保育士人材バンク」や潜在保育士の掘り起こし・復職支援等を実施し保育士の人材確保を図っている。また、保育教諭のための資格取得の支援を行うことによって、認定こども園に在籍又は勤務を予定している片方の免許・資格しか有していない者に対して資格取得を推進していくものである。

事業費は、県と国が 2 分の 1 ずつ負担する。

### 2 事業内容

- (1) 運営、マッチング事業

就業支援員人件費の負担、保育士人材バンク HP 管理、保育士人材バンク運営委託がある。

このうち、保育士人材バンク HP 管理については、保守管理業務を、株式会社広島情報シンフォニーに委託しており、随意契約である。随意契約であること理由としては、当該 HP のシステム開発を行った会社（一般競争入札）であり、同社に引き続

き保守を委託したほうが保守費用を安くすることができるためとしている（143頁）。

また、保育士人材バンク運営については、県保連に随意契約により委託している（「7 広島県保育連盟連合会との委託契約」145頁）。

(2) 求人・求職登録者の掘り起こし事業

サーチャー人件費の負担のほか、求人・求職登録者の掘り起こし業務を県保連と広島市私立保育園協会にそれぞれ委託している（「7 広島県保育連盟連合会との委託契約」145頁、「6 広島市私立保育園協会との委託契約」144頁）。

業務内容としては、福祉まつり、ママフェスタ、就業説明会等イベントへのブース出展や、保育施設及び保育士養成施設キャリアセンター訪問などがある。

(3) 合同就職説明会開催事業

保育士養成施設新規卒業者を対象とした就職説明会や潜在保育士に対する就職紹介を行っている。合同就職説明会開催業務については、県保連に委託している（「7 広島県保育連盟連合会との委託契約」145頁）。

### 3 予算・決算の推移

保育士人材確保事業の予算・決算の推移は、次のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
27,126	27,066	26,845	25,070
25,968	27,066	33,155	25,070
19,662	22,022	29,728	23,052

### 4 指標・目標

(1) 本事業の指標は、人材バンクのマッチング件数とされており、平成30年度の目標は355件、実績は268人であった。これまでの実績は次のとおりである。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
求人人数	479	405	858	969	1,100	814	489	5,114
求職人数	327	253	337	460	401	401	427	2,547
就職人数	65	103	226	177	314	274	268	1,427

(2) なお、平成 28 年度及び平成 29 年度の「ワーク別管理シート」（ワーク別管理シートのサンプルは 213 頁，214 頁参照）には、本事業は、「ワーク 3 ①『いつでも安心して預けられる保育環境の確保』の成果<sup>23</sup>を押し上げる事業」として位置づけ、指標としてマッチング件数の記載がなされていたが、平成 30 年度のワーク別管理シートにおいては、「成果を維持する事業」に位置づけが変わり、指標についての記載はなされていない。

ワークが目指す成果（アウトカム）との関係で、ワークを構成する事業の位置づけを変更することは、PDCA の一環であるといえるが、「ワーク別管理シートにより何をどのように管理するのか」等の点からは、課題があると考えられる。この点は、ワーク別管理シート一般に関することであるため、後述する（「第 47 「ワーク」と「ワーク別管理シート」について」211 頁）。

## 5 株式会社広島情報シンフォニーとの委託契約

株式会社広島情報シンフォニーは、既存のシステムを開発した会社であり、保守について安価になることを理由に随意契約としている。開発費用は 5,342 千円であり、開発については、平成 24 年度に一般競争入札で委託した。

## 6 広島市私立保育園協会との委託契約

### (1) 概要

「保育士人材確保（求人・求職登録者の掘り起こし）事業」の業務委託契約である（委託費 3,448,296 円）。

### (2) 業務内容

- ① 無料職業紹介所機能による求職登録者と求人登録者のマッチング
- ② 無料職業紹介機能を活用した人材バンクへの求職登録あっせん
- ③ 無料職業紹介機能を活用した人材バンクへの求人登録あっせん
- ④ 保育士の人材確保に係る事務
- ⑤ 業務状況報告
- ⑥ 事務処理等

---

23 ワーク 3 ①の成果目標は、「いつでも安心して預けられる保育環境の確保が整っていると思う人の割合」及び就業保育士数（H30 に追加）である。

⑦ その他（県，関係社との協議）

## 7 広島県保育連盟連合会との委託契約

広島県保育連盟連合会への委託は、「保育士キャリアアップ研修事業」（116 頁）  
「いつでも安心保育支援事業」（126 頁）の 2 事業における委託を合わせて一括して 1  
つの契約として随意契約により行っている。

この点に問題があることについては、「指摘（随意契約の理由が不明確であること  
について）」（127 頁）において記載したとおりである。

## 第34 地域子ども・子育て支援事業

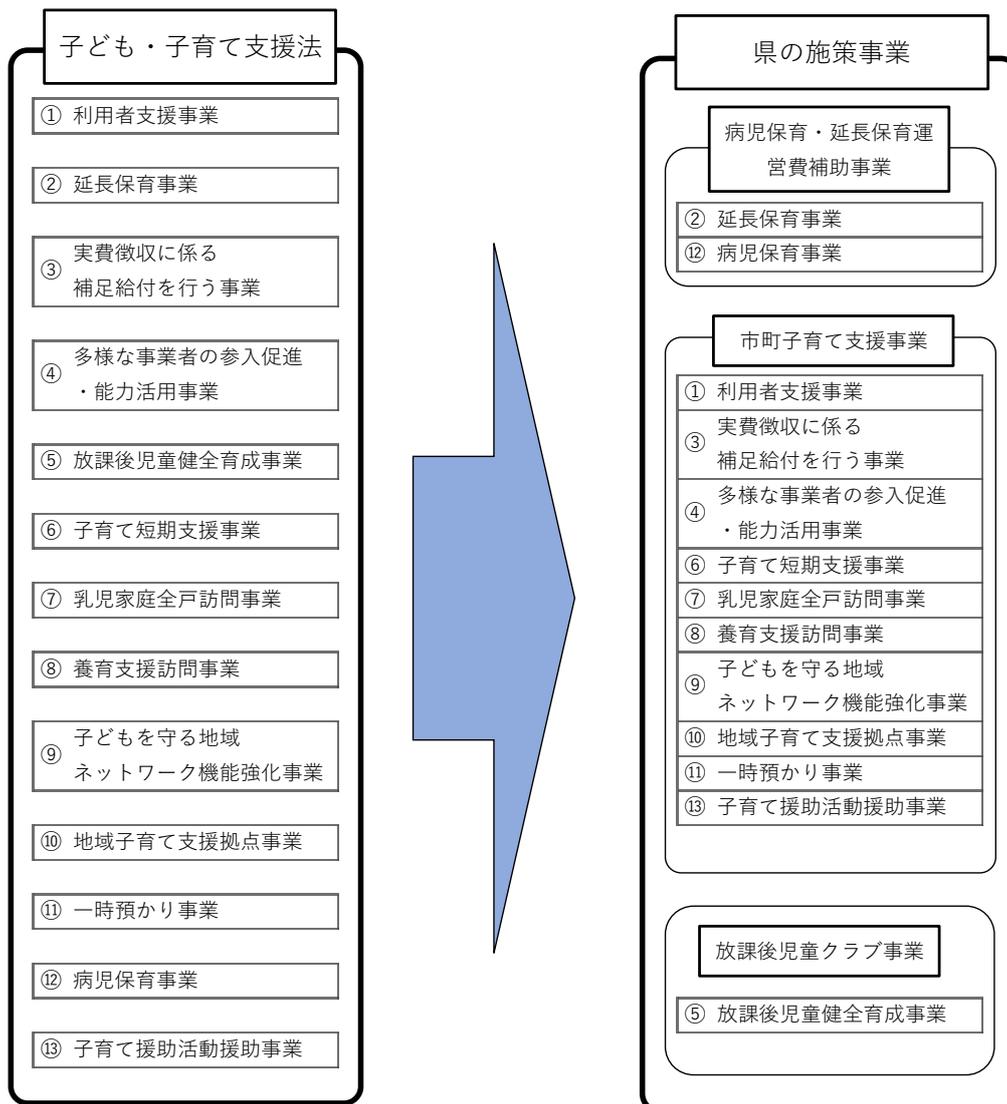
### 1 概要

「地域子ども・子育て支援事業」は，子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65  
号。以下，本節（第 34）において「法」という。）に基づき，子ども・子育て支援事  
業計画に従って市町が実施する「地域子ども・子育て支援事業」（法 59 条）に要する  
経費を交付する事業である。県では「広島県子ども・子育て支援交付金交付要綱」を  
定めている（国，県，市町が各 3 分の 1 の事業費を負担する）。

「地域子ども・子育て支援事業」は 13 事業あるが，県ではこの 13 の事業を 3 つに  
グループ分けして事業を管理している。補助金の支給業務は 13 事業まとめて実施して  
おり，問題も共通化しているため，以下にまとめて記載する<sup>24</sup>（各事業名の後の括弧内  
の丸囲み数字は，下記図の丸囲み数字に対応している。）。

---

24 2 項～5 項に掲載した事業内容の図表は，「子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）  
（平成 27 年 7 月改訂版）」（<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/pdf/jigyousya/handbook.pdf>）  
f) から引用したものである。



## 2 病児保育・延長保育運営費補助事業

本事業は、延長保育事業及び病児保育運営費補助事業の2つの運営費補助事業からなる。

### (1) 延長保育事業 (②)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業である（法59条2号）。一般型と訪問型（H27度創設、利用児童の居宅で実施する）があり、実施主体は、市町となっている。

## ■事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。次の2つの類型があります。

	一般型	訪問型
実施場所	市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設	当該児童の居宅
対象児童	2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所を利用する児童	2号及び3号の認定を受け、市町村以外が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童で以下に該当する場合 ①居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合 ②保育所等の施設における利用児童数が1名となった場合 ※短時間認定児の利用については、標準認定児の利用がない場合に限ります。

### (2) 病児保育事業 (⑫)

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業であり、以下3つの類型がある（法59条12号，児童福祉法6条の3第13項）。

#### ・病児・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する。

#### ・体調不良児対応型

保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する。

#### ・非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する（H23年度から実施）。

## ■事業内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。次の3つの類型があります。

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型(訪問型)
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから(病後児の場合は、病気の回復期であり)、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●看護師等:利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士:利用児童おおむね3人につき1名以上配置</li> <li>●病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●看護師等を常時1名以上配置(預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度)</li> <li>●保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等</li> </ul>

(3) 平成30年度の実績は次のとおりである。

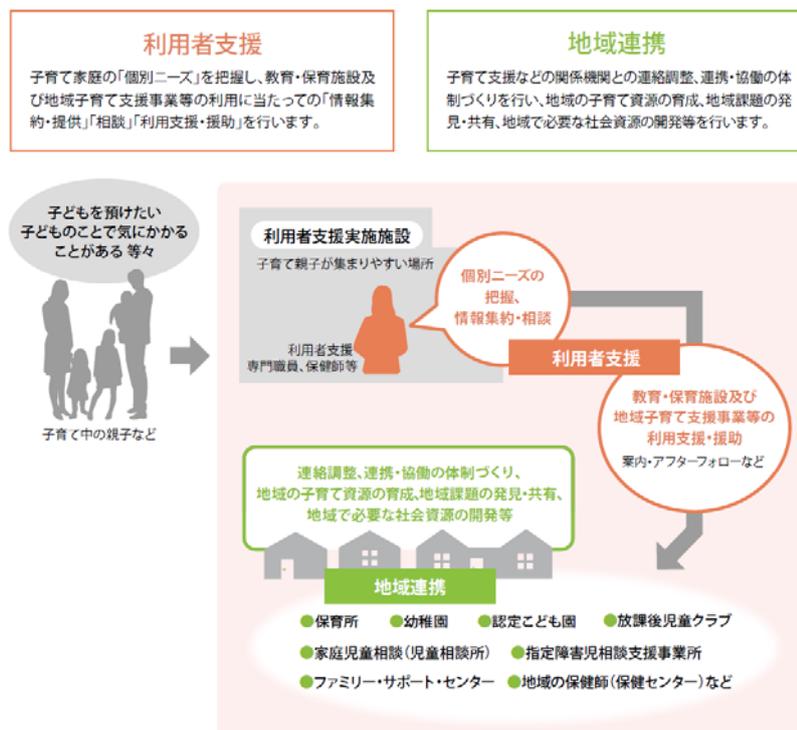
補助対象市町	補助額(円)	補助対象市町	補助額(円)
広島市	114,146,000	東広島市	26,317,000
呉市	13,997,000	廿日市市	5,189,000
竹原市	3,938,000	安芸高田市	125,000
三原市	11,149,000	江田島市	1,333,000
尾道市	5,497,000	府中町	8,187,000
福山市	37,711,000	海田町	4,177,000
府中市	3,128,000	熊野町	1,083,000
三次市	3,176,000	坂町	2,960,000
庄原市	3,028,000	北広島町	3,065,000
大竹市	3,645,000	世羅町	2,662,000
		合計	254,513,000

## 3 市町子育て支援事業

本事業は、以下の10の事業により構成されている。

(1) 利用者支援事業 (①)

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保険その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である（法 59 条 1 号）。



(2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (③)

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業である（法 59 条 3 号）。

## ■事業内容

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- 認定区分に応じて対応が異なる給食費(副食材料費)と、それ以外の教材費・行事費等に別けて費用の一部を補助します



### (3) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (④)

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業である(法59条4号)。

## 1 新規参入施設等への巡回支援

### 目的

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ります。

### 事業内容

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①~⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとします。

- ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

### 支援対象

保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者

## 2 認定こども園特別支援教育・保育経費

**目的** 多様な事業者による事業実施を促進するため、私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員(幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者)の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。

**実施場所** 私立認定こども園

**対象となる子ども** 次の①～③の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども  
 ①日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること  
 ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること  
 ③下記表(対象となる施設)に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること

**補助要件** 当該認定こども園において、2人以上の障害児(私学助成(特別支援教育経費)または障害児保育事業の対象となる子どもを含む)を受け入れていること

**対象となる施設** ○:多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)  
 ○:私学助成(特別支援教育経費) ●:一般財源化前の障害児保育事業



認定こども園		1号	2号	3号	
幼保連携型	学校法人立*1*2	旧接続型	○	○	●
		旧並列型	○	●	●
	上記以外	○	●	●	
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立*1	単独型	○	○	—
		接続型	○	○	○
		並列型	○	○	○
		上記以外	○	○	—
	上記以外	接続型・並列型	○	○	○
保育所型		○	●	●	
地方裁量型		○	○	○	

\*1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含みます。

\*2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したものと及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外となります。

### (4) 子育て短期支援事業 (⑥)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))である(法59条6号, 児童福祉法6条の3第3項)。

## ■事業内容

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる事業です。主な事業内容は次の2つになります。

※母子家庭以外の利用者も利用可能です。

### 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

### 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業 (⑦)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業である(法59条7号, 児童福祉法6条の3第4項)。

## ■事業内容

各種事業を相互に関連させながら、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を図っていきます。

### ●乳児家庭全戸訪問事業

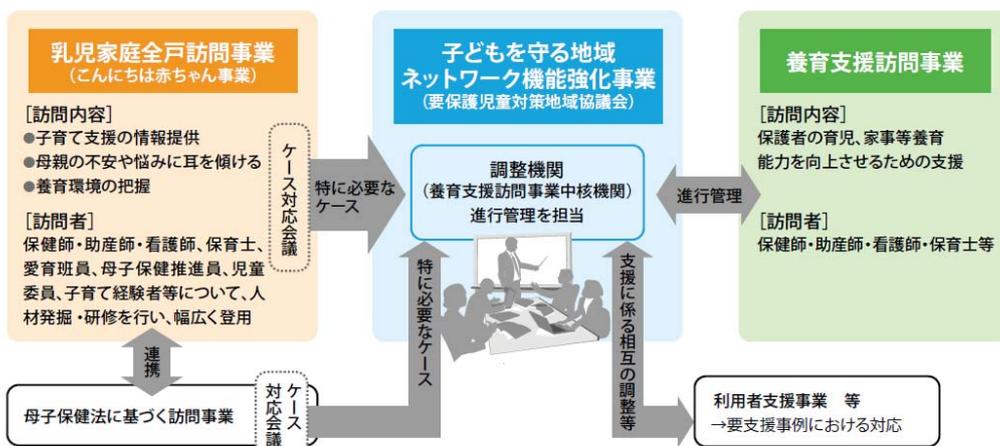
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### ●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

### ●養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。



(6) 養育支援訪問事業 (⑧)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業である（法 59 条 8 号）。乳児家庭全戸訪問事業（⑦）で把握できた保護者宅への養育支援を行う。

(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (⑨)

市町において、子どもを守る地域ネットワーク（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的に実施されている事業である（法 59 条 8 号）。

(8) 地域子育て支援拠点事業

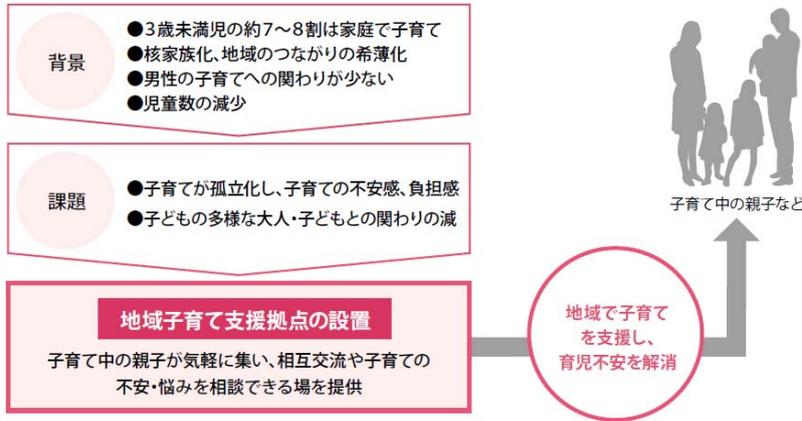
ア 核家族化、地域のつながりの希薄化、自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加等を背景に、子育てが孤立化し、子育ての不安感や負担感が増している中、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供することを目的に実施されている事業である（法 59 条 9 号，児童福祉法 6 条の 3 第 6 項）。

具体的には、4 つの基本事業（①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進，②子育て等に関する相談，援助の実施，③地域の子育て関連情報の提供，④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月 1 回以上））を行う地域子育て支援拠点を設置する市町に対して交付金を支給している。

地域子育て支援拠点は、常設の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施する一般型と、児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施する連携型の 2 形態がある。

■事業内容

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を図ります。



■事業実施の形態

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点や、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	基本事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施	基本事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施
加算の対象となる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施</li> <li>●出張ひろばの実施 常設の拠点施設を開設している主体が、週1~2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に Outreach、出張ひろばを開発</li> <li>●地域支援の取組の実施* ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組</li> </ul>	●地域の子育て力を高める取組の実施 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3~4日、週5日、週6~7日/1日5時間以上	週3~4日、週5~7日/1日3時間以上

\*利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。

イ 県は、本事業を、ワーク 5①「子供と子育てにやさしい生活環境づくり」の成果である「子育てに楽しみや喜び・生きがいを感じる人の割合」を押し上げる事業と位置づけ、地域子育て拠点の数を指標として設定している。

平成 28 年~平成 30 年度の実績の推移は次のとおりである。

【地域子育て支援拠点数の推移】

類型		H28	H29	H30
一般型	3～4日型	23	27	29
	5日型	83	81	86
	6～7日型	24	27	27
	出張ひろば	3	2	4
	経過措置	7	7	6
	小計	140	144	152
連携型	3～4日型	1	2	2
	5日～7日型	0	0	0
	小計	1	2	2
合計		141	146	154

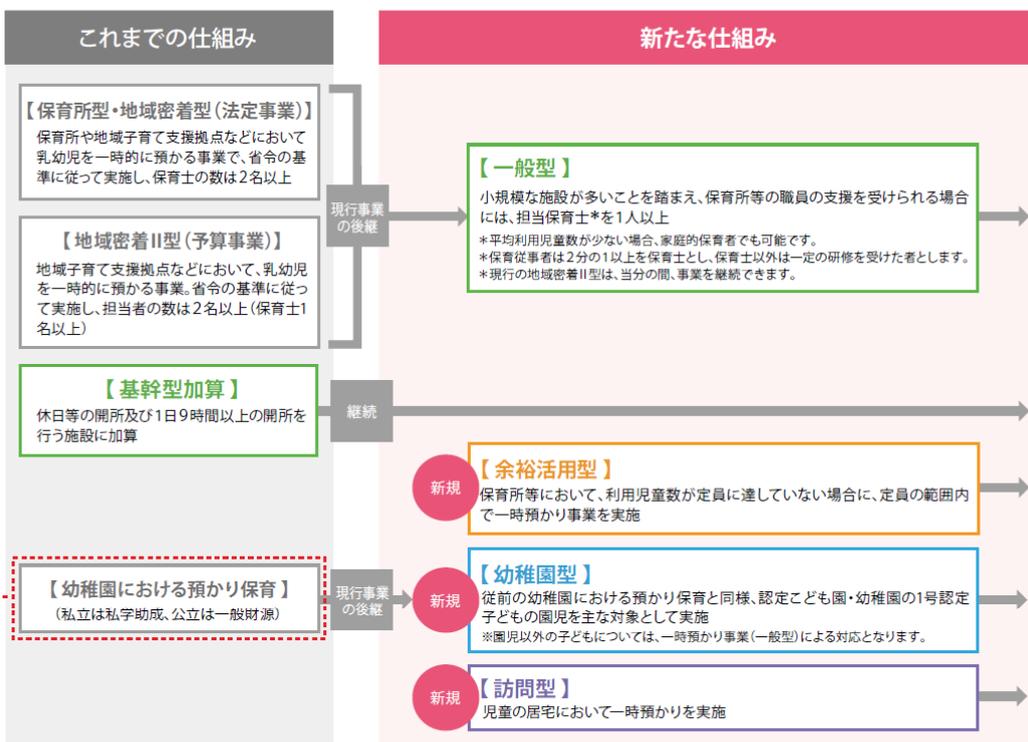
ウ なお、本事業と関連して、地域子育て支援拠点を継続的に実施するために必要となる改修や設備整備に要する費用を補助しており（地域子育て支援拠点環境改善事業）、これについては、7,179千円の予算に対し571千円の補助にとどまった。

(9) 一時預かり事業 (⑩)

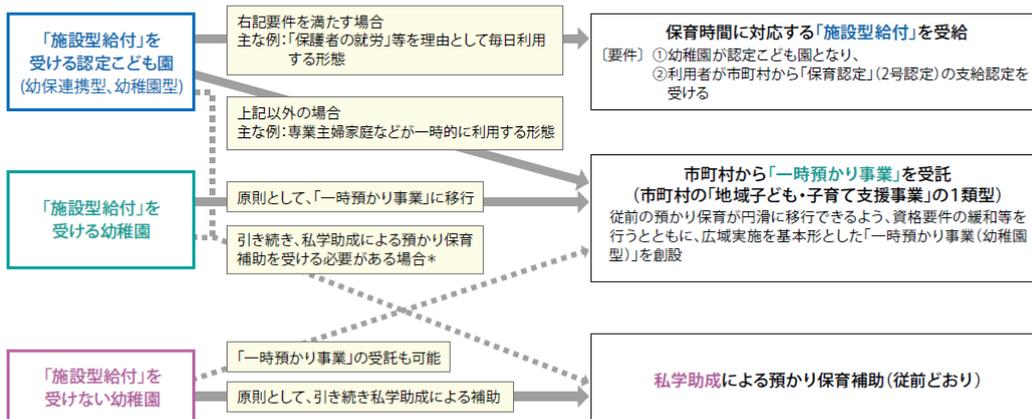
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業である（法59条10号、児童福祉法6条の3第7項）。

## ■事業実施の形態

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。新制度の施行に伴い事業の普及を図るため事業類型等を見直し、一般型(基幹型加算)、余裕活用型、幼稚園型、訪問型の4形態に再編しました。



**POINT** 「幼稚園における預かり保育」の新制度における取扱いについては、次の表を参考にしてください。



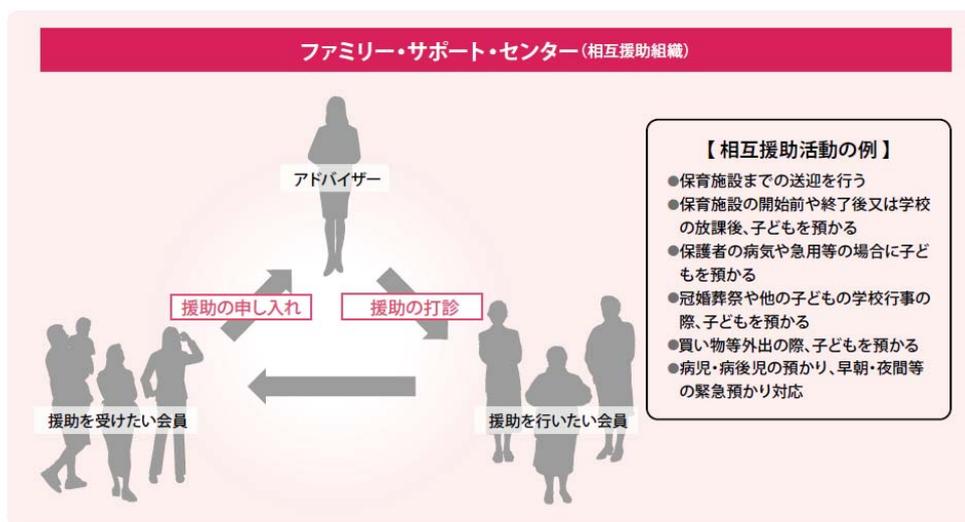
\*市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置です(ただし、平成26年度に都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けていた園に限ります)。  
\*私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られます。

## (10) 子育て援助活動支援事業 (⑬, ファミリーサポートセンター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業である（法 59 条 12 号，児童福祉法 6 条の 3 第 14 項）。

■事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。



(11) 上記(1)～(10)の事業に関する補助実績は次のとおりである。

補助対象市町	補助額(円)	補助対象市町	補助額(円)
福山市	130,823,000	庄原市	12,237,000
広島市	77,071,000	府中市	11,053,000
東広島市	75,749,000	大竹市	10,379,000
三原市	51,646,000	坂町	9,170,000
呉市	44,271,000	安芸太田町	6,284,000
三次市	24,992,000	世羅町	6,146,000
海田町	24,304,000	江田島市	5,912,000
尾道市	24,199,000	熊野町	4,908,000
府中町	20,110,000	神石高原町	4,152,000
廿日市市	18,810,000	大崎上島町	3,560,000
北広島町	13,086,000	安芸高田市	3,403,000
竹原市	12,856,000	合計	595,121,000

#### 4 放課後児童クラブ事業

- (1) 「放課後児童クラブ」は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」に基づき、「放課後児童健全育成事業」を行う場所であるとされている（「放課後児童クラブ運営指針」第1章1(1)）。

「放課後児童健全育成事業」は、児童福祉法6条の3第2項に基づき、小学校に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（放課後）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である（法59条5号）。

## ■事業内容

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図ることを目的とした事業です(小学校6年生までが対象となります)。

## 【今後の展開】

「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日策定)において、国全体の目標として、平成31年度末までに、以下の取り組みの実施を目指しています。

- 放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備します。
- 全小学校区(約2万か所)で「放課後子供教室」と一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施します。

## ■設備および運営に関する基準

児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの質を確保する観点から、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなりました。

〈省令で定める主な基準〉 ※「職員」のみが従うべき基準であり、他の事項は参照すべき基準となっています。

支援の目的	支援は、留守家庭の児童が、家庭や地域等との連携の下で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行うこととします。
設備	専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース)等を設置することとし、面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上とします。
職員	放課後児童支援員*を支援の単位ごとに2人以上配置することとします(うち1人を除き、補助員の代替が可能です)。
児童の集団の規模	一の支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下とします。
開所時間	①土、日、長期休業期間等(小学校授業の休業日)は、原則1日につき8時間以上とします。 ②平日(小学校授業の休業日以外の日)は、原則1日につき3時間以上とします。 上記に基づき、その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定めることとします。
開所日数	原則1年につき250日以上とし、その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定めることとします。
その他	非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応などについても定めることとします。

\*放課後児童支援員とは、保育士、社会福祉士等であり、都道府県知事が行う研修を修了した者です。  
なお、平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了予定の者を含みます。

- (2) 放課後児童クラブ事業の予算・決算の推移は、次のとおりである。

放課後児童クラブ事業 (千円)

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
1,719,597	1,294,006	1,295,224	1,439,445
937,636	1,089,006	1,295,224	1,460,382
861,135	1,030,107	1,234,849	1,388,557

(3) 平成30年度の実績は次のとおりである。

補助対象市町	補助額(円)	補助対象市町	補助額(円)
広島市	639,900,000	府中町	21,160,000
福山市	176,086,000	海田町	12,324,000
東広島市	112,802,000	北広島町	11,462,000
呉市	88,446,000	熊野町	9,426,000
三原市	65,575,000	江田島市	9,317,000
尾道市	56,306,000	大竹市	8,260,000
廿日市市	39,290,000	世羅町	6,854,000
三次市	36,690,000	府中市	6,484,000
安芸高田市	31,254,000	坂町	4,819,000
庄原市	24,600,000	神石高原町	2,859,000
竹原市	22,685,000	安芸太田町	1,958,000
		合計	1,388,557,000

## 5 課題・問題点（実績報告書の提出期限）

(1) 「広島県子ども・子育て支援交付金交付要綱」において、補助事業の実績報告書の提出が定められており、提出期限は翌年度4月10日とされている。

しかし、平成30年度の実績報告書を確認したところ、提出のあった22市町のうち、海田町以外はすべて期限後の提出である。期限後提出の20市町については、4月19日の提出日となっていた安芸太田町を除き、いずれも5月の連休明けの提出日となっていた。なお、広島市の報告書の作成日は4月10日と記載されているが、提出されたのは期限後である。

このように、期限が守られていないことが常態化しており、期限としての意味をなしていない。国への補助事業の報告は市町が直接行っているが、国に対しても期限後の報告が常態化しているのが現状とのことであった。

(2) 県の説明では、国への提出期限が4月10日となっているため、市町からの提出期限も4月10日としているとのことであったが、国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」10条では、「(1)市町村長は、毎年4月10日（第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。(2)都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて毎年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。」と規定されており、県としては、市町からの報告を受けた後これを審査し、適正と認めたときは4月末日までに提出しなければならないとされている。

したがって、5月の連休明けに報告書の提出を受けたのでは、国の要綱が要求する期限内に審査はできない。本事業では、非常に多くの事業の成果を取りまとめて一つの実績報告書により報告する必要がある、実際に連休明けの報告が常態化している現状からすれば、そもそも国の要綱が4月10日を期限としていること自体、現実的でないのではないかとも思われる。

しかし、守れない期限を設定して放置するのは、合規性を無視することになり（現状では、誰も（現実的ではない）「期限」を守ろうという意識はないのではないか。）、内部統制上問題がある。

したがって、市町が期限を守れない原因を確認し、守ることが難しいルールであれば、ルール自体の見直しを検討すべきであるし、国の設定する期限に無理があるのであれば、国との協議を通じてルールの見直しを検討すべきではないか（「9 意見（実績報告書の提出期限について）」163頁）。

## 6 課題・問題点（実績報告書の別表の様式について）

実績報告書の別表はエクセルで作成されているが（164頁参照）、自動計算で算出できるセルについても計算式は入っていない。市町が独自に計算式を入れて申請しているが、それらのセルもロックされておらず、意図せず変更されてしまうリスクがある。

変更されていることに気づかなければ計算ミスが発生するし、毎回変更されていないかどうかを確認するのは非効率である。

例えば、自動計算できるセル等については、計算式を入れ、セルをロックして変更を防止することも考えられるのではないか（「10 意見（実績報告書の別表の様式について）」163頁）。

## 7 問題点（文書の收受印について）

- (1) 広島県文書管理規則によれば、「職員は、到達した文書等について、事務の遅滞が発生しないよう速やかに收受の手续を行わなければならない。」（5条）とされており、広島県文書等管理規程において、「本庁等に到着した文書等は、文書取扱課において收受し、当該文書等の封筒に別記様式第十号による文書收受印を押印の上、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法により交付しなければならない。」（10条1項本文）、「主務取扱主任は、文書等の交付を受けたとき又は主務課において文書等を收受したときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める処理をした上、親展のものにあつては封をしたまま受信者に交付し、親展のもの以外のものにあつては当該処理方針を示して事務担当者に交付しなければならない。」（15条1項柱書）として、親展か否か、特殊文書收受票が添付されているか否かによって、收受印の押印の方法が定められている（15条1項1号、2号）。

【收受印の例】

広島県 收受	
第	号
1. 5. 7	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

- (2) 各市町から県に送付された実績報告書には、広島県文書等管理規程の定めに従って文書收受印が押印されていなければならないが、收受印の押印がなされているのは2市町分のみであり、その余の20市町の報告書には收受印は押印されていなかった。

文書收受印は、当該文書をいつ受領したのかを明らかにするためのものであるところ、前記のとおり、ほとんどの市町の報告書が期限後提出である上、広島市に至っては、作成日が平成31年4月10日（期限と同日）とされた報告書が期限後に到達しているというのであるから、收受印により受領時期を明らかにしておかなければ、作成直後に受領したのか、日付を遡らせたのかも分からなくなってしまう（広島県助産師会の実績報告書の場合について、95頁参照）。仮に、日付を遡らせた報告書であることを認識しつつ、收受印を押印せずにそのまま受領していたということであれば、

そのような報告書を作成した広島市はもとより、これを放置した県にも問題があると言わざるを得ない。

文書によっては、收受印がなくても受領の時期が明らかである場合や、受領日を問題とする必要のないものもあると思われるため、收受印が押印されていない場合の全てが問題であるとはいえないが<sup>25</sup>、本件の実績報告書については、收受印が不要な文書にはあたらないと解される。にもかかわらず、大半の報告書で收受印の押印がなされていなかったのは、收受印を押印する意義についての認識が希薄であることや、收受印の押印プロセス自体に構造的な問題があると考えられ、内部統制上問題がある（次項「8 指摘（文書收受印について）」）。

## 8 指摘（文書收受印について）

文書等の送付や交付を受けたときは、広島県文書等管理規程に従い、文書收受印や受領印を押印して收受の時期を客観的に明らかにしておくべきである。收受印押印の意義・押印プロセスを再確認されたい。

## 9 意見（実績報告書の提出期限について）

- (1) 実績報告書の提出期限が定められているにもかかわらず、ほとんどの市町が提出期限を守っていないという実態の原因の把握に努めるべきであるとする。
- (2) 上記(1)の結果、期限を遵守することが現実的に困難であり、その理由が首肯できるものであれば、県の要綱における提出期限の変更を検討されたい。国への提出期限を遵守するのが現実的ではないのであれば、国に対する働きかけや協議を含め、期限の変更を検討されたい。
- (3) 上記(1)の結果、期限を遵守することが可能であると判断するのであれば、市町に対し、期限の遵守を求めるよう徹底すべきである。

## 10 意見（実績報告書の別表の様式について）

エクセルで作成された実績報告書の別表については、誤入力、計算ミスの防止や、効率的に確認できるようにするために、自動計算できるセルには計算式を設定し、手

---

25 効率性の点からいえば、必要のない押印作業にコストをかけることにもなりかねないが、押印するものと省略するものをどのように区別するのか（できるのか）等、別の問題もあると思われるから、いずれにせよ、押印プロセスの確認・検討が必要ではないか。

入力が必要なセル以外はロックする等の方法による（そのような方策をとることを市町に求める）ことを検討されたい。

別表1

平成 年度子ども・子育て支援交付金精算書

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	県費補助基準額	選定額	県費補助基本額	県費補助所要額	市町村名		
									県費補助金交付決定額	県費補助金実入済額	差引過不足額
	①	②	③(①-②)	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪(⑩-⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
<b>I. 特定分</b>											
延長保育事業											
放課後児童健全育成事業											
病児保育事業											
事業費合計											
低所得者減免分加算合計											
特定分計											
<b>II. 一般分</b>											
利用者支援事業											
基本型及び特定型											
母子保健型											
実費徴収に係る補足給付を行う事業											
多様な事業者の参入促進・能力活用事業											
新規参入施設等への巡回支援											
認定こども園特別支援教育・保育経費											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
短期入所生活援助事業											
夜間養護等事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型											
幼稚園型											
災害特例型											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
一般分計											
<b>III. その他分</b>											
放課後児童健全育成事業											
合計											

⑥は③④⑤のうち最も少ない金額を記入することになっているため、計算式をエクセルのセルに入力して自動計算させ、計算式を加工できないようにロックする。

⑧は⑦欄の額に1/3を乗じて得た額を記入することになっているため、計算式をエクセルのセルに入力して自動計算させ、計算式を加工できないようにロックする。

### 第35 放課後児童クラブ室整備費補助金

#### 1 概要

本事業は、ワーク 3②「いつでも安心して預けられる学童保育環境の確保」の成果<sup>26</sup>を押し上げる事業として位置づけられている事業である。

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子供の健全な育成を目的に、市町が整備する放課後児童クラブに対する整備費を補助することにより、市町の負担を軽減し、施設整備等の促進を図っている。

26 「いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合（学童保育）」の増加)

実施主体は市町であり、経費負担は、国、県、市町がそれぞれ3分の1ずつとなっている。ただし、市町が待機児童の解消のため放課後児童クラブの整備を行う場合には、国が3分の2、県及び市町がそれぞれ6分の1ずつとなる。

## 2 事業内容

本事業は、国の「子ども・子育て支援整備交付金要綱」を受けて制定された「広島県子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に基づき、「放課後児童クラブ」<sup>27</sup>の創設、改築、拡張、大規模修繕及び応急仮施設整備（以下、これらを「整備」という。）に要する経費の一部について補助金を交付するものである。

なお、広島県子ども・子育て支援整備交付金交付要綱においては、「放課後児童クラブ」のほか、「病児保育施設」<sup>28</sup>の整備も対象としているところ（国の要綱も同様）、県の事業の区分としては、「病児保育施設」に対する補助は、病児保育の拡充に向けた取組（「第36 病児保育の拡充に向けた取組（病児保育施設整備費への補助金）」166頁）の一環として整理されている。

## 3 予算・決算の推移

放課後児童クラブ室整備補助金の予算・決算の推移は、次のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
266,224	94,514	187,465	138,161
166,964	31,560	71,206	140,286
140,572	29,244	60,167 (繰越:9,076)	131,574

## 4 実績

補助の実績は次のとおりである。

27 「放課後児童クラブ」とは、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための建物」をいう（広島県子ども・子育て支援整備交付金交付要綱3条）。

28 「病児保育施設」とは、「児童福祉法第6条の3第13項に基づく病児保育事業を実施するための建物」をいう（広島県子ども・子育て支援整備交付金交付要綱3条）。

補助対象市町	補助額(円)
福山市	60,339,000
東広島市	34,138,000
安芸高田市	29,217,000
廿日市市	8,854,000
府中町	7,528,000
府中市	15,000
合計	140,091,000

## 5 課題・問題点

整備実態について、工事委託契約書、明細、施工前後の写真、市町の技術検査員の検査調書を事前に入手して確認するとともに、県の技術担当者が現地を訪問して確認がなされており、特段の課題・問題は認められなかった。

## 第36 病児保育の拡充に向けた取組（病児保育施設整備費への補助金）

### 1 概要

本事業は、前述した広島県子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（「第35 放課後児童クラブ室整備費補助金」164頁参照）に基づく「病児保育施設」の整備に要する費用を補助する事業である。

### 2 実績

県は、平成29年度に有識者会議を設置・開催して、県内の病児保育のあり方を検討するとともに、利用者数や必要経費の分析・検証を行うことで、ニーズの高い地域への展開ができるのではないかとの仮説をもって、これを実施したが、期待した成果は得られなかった。また、市町へのヒアリング結果を有効活用することも検討したが、有用ではないとの判断により実施を見送った。

このため、平成30年度は、病児保育のあり方検討会も開催されておらず、結果的に実施されたのは、病児保育施設整備費への補助（2件、6,638千円）のみとなっている。

なお、病児保育の施設数は 54 施設、定員は 221 人、利用状況の推移は次のとおりである。

	H28	H29	H30
利用状況（年間延人数）	28,505	30,697	26,228

### 3 課題（病児保育の拡充に向けた取組の内容について）

病児保育施設整備費への補助は、病児保育の拡充に向けた取組の一つであるが、その全てではない。

病児保育は、採算性や利用のばらつき等の問題から県全体では開設が進んでいないことから、県は、市町と連携した施設型の開設促進を行うとともに、県が仲立ちとなり、平成 27 年 3 月に相互利用協定を締結して、未設置市町や他市町の病児保育施設利用の利便性の向上を図ってきたが、平成 30 年度は、病児保育施設整備費への補助金交付のみにとどまっており、病児保育の拡充に向けた取組として十分であったか、疑問が残る。

### 4 意見（病児保育の拡充に向けた取組みとして何を行うべきかについて）

病児保育施設の開設は、採算性や利用のばらつき等の問題から容易でないと思われるが、病児保育のニーズに対応することが「いつでも安心して子供を預けて働くことができる環境が整っていると思う人の割合」を増加させるという仮説（ロジック）に基づいて事業を行うのであれば、病児保育施設整備費への補助金のみならず、病児保育の拡充に向けた取組みとして何を行うべきか、検討と実践を継続されたい。

## 第37 放課後児童支援員研修事業

### 1 概要

- (1) 本事業は、「いつでも安心して子供を預けて働くことができる広島県」の実現に向けて、放課後児童クラブの支援の担い手となる放課後児童支援員の人材を確保するとともに、質の高いサービスを提供するための資質向上を図ることを目的とする事業である。

県は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下、「基準」という。）10 条 3 項の各号のいずれかに該当

する者を対象として、放課後児童支援員の役割及び育成支援等の共通理解を得るための研修を開催し、修了者に放課後児童支援員の資格を付与するものである。

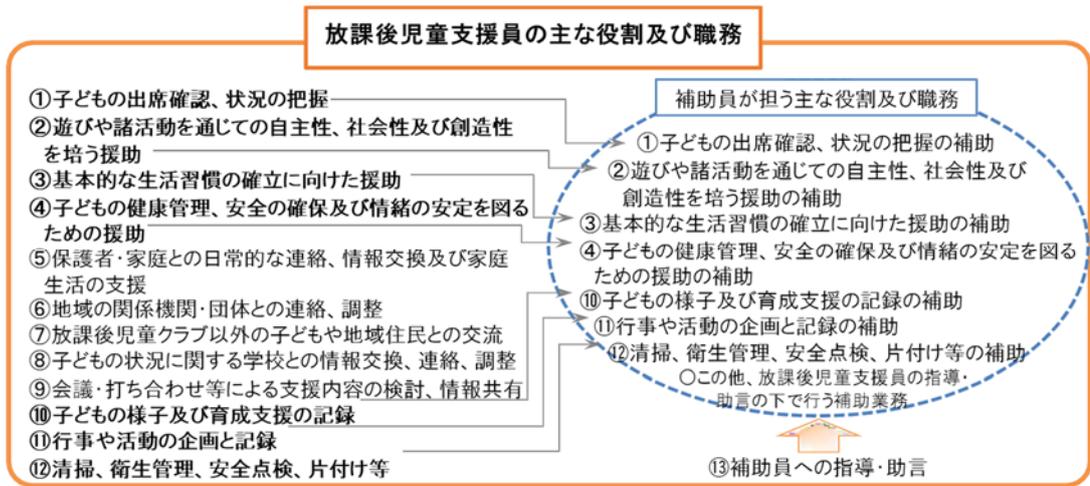
実施主体は県であり、県と国が2分の1ずつ事業費を負担する。

(2) 放課後児童支援員

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないとされており（基準10条1項）、放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上必要であるが、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができる。

放課後児童支援員と補助員の関係は次の図のとおりである。

本事業は、放課後児童支援員の研修に関する事業であり、補助員については、子育て支援員研修事業（「第38 子育て支援員研修事業」173頁）として行われている。



2 指標・目標

本事業について、放課後児童支援員の養成人数を指標として設定しており、目標と実績は次のとおりである。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
目標	299	372	750	1000
養成人数(実績)	299	365	661	828
放課後児童支援員数 (R1.5.1調査)	1,513	1,559	1,632	1,551

### 3 予算・決算の推移

放課後児童支援員研修事業の予算・決算の推移は、次のとおりである。

放課後児童支援員研修事業 (千円)			
H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
4,849	5,144	9,451	11,255
4,949	5,144	9,611	11,329
4,849	4,983	9,524	11,308

### 4 委託契約

研修について、平成30年度広島県放課後児童支援員認定資格研修事業業務として公募プロポーザルを行ったところ、特定非営利活動法人日本放課後児童指導員協会のみ  
の応募があり、同協会に委託した。

### 5 実績

研修の状況は次のとおりである。

	開催日	場所	受講者	修了者	一部科目	辞退者
広島会場1	6月16日 6月30日 7月16日 9月22日	比治山大学	138	137		1
広島会場2	9月17日 9月24日 10月7日 10月14日	広島市総合福祉センター	151	147		4
広島会場3	9月15日 9月30日 10月14日 10月27日	県立広島大学サテライトキャンパスひろしま	162	158	3	1
広島会場4	9月16日 10月7日 10月28日 11月11日	県立広島大学サテライトキャンパスひろしま	95	88	2	5
呉会場	6月2日 6月16日 6月30日 9月8日	広島国際大学呉キャンパス	61	61		
東広島会場	6月10日 6月24日 7月1日 7月15日	広島国際大学東広島キャンパス	122	118	2	2
三次会場	9月8日 9月29日 10月20日 11月4日	広島県立みよし公園視聴覚室	60	60		
福山会場	9月2日 10月8日 10月27日 11月4日	備後地域地場産業振興センター	79	59	9	6
合計			868	828	16	19

上記研修に要した経費は、次のとおりである。

経費項目	金額(税込)(円)
講師謝礼金	3,079,157
講師旅費	613,357
会議費	63,929
会場借料	1,174,220
通信費	373,811
消耗品費	325,618
印刷費	1,059,642
人件費	1,320,526
事務局人件費	1,806,239
事務局旅費	458,403
外注費	262,590
管理費	648,614
合計	11,186,106
委託料	11,186,000

(合計との差額は受託者負担)

## 6 問題点（国に対する事業実績報告書の記載の誤り）

- (1) 本事業は、国の平成30年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の対象となる事業であり、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額、対象経費の実支出額又は基準額のうち最も少ない額（国庫補助基本額）に2分の1を乗じた額が国から補助されることとなっている。
- (2) 本事業の場合、前記委託事業費「11,186,000円」及び直営事業費「26,550円」の合計「11,212,550円」が国庫補助基本額となるため、その2分の1の「5,606,000円」（千円未満切捨て）が本件国庫補助金の額となる。しかし、県が国に提出した「平成30年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算書」（以下「精算書」という。）を確認したところ、本件事業の委託費を「11,860,000円」と誤って記載していたため、国庫補助基本額を「11,329,000円」として、その2分の1である5,664,000円を補助金として申請・受領していた。

誤記の原因は、事業費額を精算書に記載する際の単純な記載ミスである。

このような転記ミスは、委託料の支出プロセスにおいて確定された額のデータと精算書に記載する額のデータが連動していれば防止できると考えられるが、システムの仕様等の制約でそれができないのであれば、人が行う作業である以上、転記ミスが起こりうる箇所であることを意識した上で、当該部分を二重にチェックする仕組みを構築する必要があるのではないかと考える（「7 指摘（転記ミスの防止について）」172頁）。
- (3) また、本国庫補助金は、「子育て支援員研修事業」（173頁）やその他の事業の事業費も補助対象事業となっており、精算書は、全ての補助対象事業を記載した一覧表形式となっている（下記「ひな形」参照）。

別表1(別紙様式第10関係)

## 平成 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算書

(都道府県・市町村名)

区 分	事 業 名	総事業費	寄 付 金	差引額	対象経費の	基準額	選定額	国庫補助	国庫補助	国庫補助金	国庫補助金	差引
		A	B	(A-B)	実支出額	E	F	基本額	所要額	交付決定額	突入済額	過不足額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(J-H)
子育て支援員研修事業 職員の資質向上・人材確保等研修事業	子育て支援員研修事業								1/2			
	保育の質の向上のための研修等事業											
	保育士等キャリアアップ研修事業 (直接補助事業分)							※1	※2			
	保育士等キャリアアップ研修事業 (間接補助事業分)											
	新規卒業者の確保、就業継続支援事業											
	多様な保育研修事業 (間接補助事業分)											
	多様な保育研修事業 (間接補助事業分)							※1	※2			
	放課後児童支援員等研修事業											
	ファミリーサポート・センター事業アドバイザー研修事業											
	小 計											
合 計												

(記載上の注意)

- 1 E欄には、本通知に定める基準額又は厚生労働大臣が必要と認めた額を記入すること。
- 2 F欄には、各事業ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
- 3 G欄にはF欄の同額を記入すること。
- 4 H欄には、G欄の額に1/2を乗じた額を記載すること。(事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。)
- 5 保育士等キャリアアップ研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の3-5により算出した額(※1及び※2)を記入すること。
- 6 多様な保育研修事業(間接補助事業分)のG欄及びH欄には、別表2の5-3により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

ところが、放課後児童支援員認定資格研修事業のファイルに綴じられた「精算書」の事業費の額等と、子育て支援員研修事業のファイルに綴じられた「精算書」の事業費の額等は一致していなかった(内容が異なる2種類の「精算書」が存在していたことになる)。

原因は、最終版確定するまでの段階で、異なる時期に印刷・ファイリングしたことによるものと思われるが、最終版を管理する責任者・担当者を決めておくこと、どの段階でファイリングするのかを決めておくこと、確定版であることがわかるようなスタンプを押すこと、ヘッダーやフッターに印刷日時が表示されるよう設定しておくことと等、一定のルールが必要であると考え(「8意見(複数の関係者で同一のファイルを取り扱う場合や、同一の書面を複数のファイルに印刷保存する場合のルールについて)」172頁)。

## 7 指摘(転記ミスの防止について)

数値の転記ミスが生じる可能性のある箇所を意識し、当該部分を二重にチェックする等、人為的ミスを防止する仕組みを構築されたい。

## 8 意見(複数の関係者で同一のファイルを取り扱う場合や、同一の書面を複数のファイルに印刷保存する場合のルールについて)

複数の関係者が一つのファイル（データ）を編集する場合や、同じ書面を複数のファイルに綴じる場合、何が最終版かが分からなくなるリスクがあるため、最終版を管理する責任者・担当者を決めておくこと、どの段階でファイリングするのかを決めておくこと、確定版であることがわかるようなスタンプを押すこと、ヘッダーやフッターに印刷日時が表示されるよう設定しておくことと等、内部統制の観点から一定のルールを定めて実践されたい。

## 第38 子育て支援員研修事業

### 1 概要

本事業は、子ども・子育て支援新制度により実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリーサポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業において、「いつでも安心して子供を預けて働くことができる広島県」の実現に向けて、支援の担い手となる人材を確保するとともに、質の高いサービスを提供するための資質向上を図ることを目的とするものである。

放課後児童クラブや地域子育て支援拠点等の子育て支援分野の職務に従事することを希望する者及び現に従事している者を対象として、受講者共通の基本研修及び各分野に特有の専門研修を開催するとともに、修了者に対しては、修了証書を交付し、子育て支援員の資格を付与している。

実施主体は県であり、県と国が2分の1ずつ事業費を負担する。

### 2 事業内容

子育て支援員とは、国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を取得したと認められる者をいう。

本事業で県が実施している子育て支援員の専門研修には、地域保育コース、地域子育て支援コース、放課後児童コースがあり、修了証はコース別に交付される。

### 3 予算・決算の推移

子育て支援員研修事業の予算・決算の推移は、次のとおりである。

子育て支援員研修事業 (千円)			
H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
0	9,038	9,950	9,320
9,098	9,038	9,950	9,451
9,087	8,962	9,902	9,422

#### 4 指標・目標

本事業の指標は、支援員の養成者数であり、目標と実績は次のとおりである。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
目標	510	690	830	660
実績	510	524	458	427

上記目標や実績は、3つのコースの修了者を合計したもの（基本研修を除く合計数）であり、コースごとの内訳は次のとおりである。

【子育て支援員研修の実績】

区分	H27			H28			H29			H30			合計 (修了者)	
	定員	受講者数	修了者数	定員	受講者数	修了者数	定員	受講者数	修了者数	定員	受講者数	修了者数		
基本研修	640	83	81	690	33	33	650	30	19	450	31	28	161	
地域型保育 コース	地域型保育事業	60	48	46	60	66	65	180	155	135	150	125	120	366
	一時預かり事業	50	40	37	50	55	55	100	86	72	100	73	69	233
	ファミリー・サポート・センター事業	230	129	129	230	71	71	230	68	53	110	45	45	298
地域子育て支 援コース	地域子育て支援拠点事業	100	95	95	100	112	112	100	97	82	100	85	85	374
	利用者支援事業	—	—	—	50	26	26	20	20	19	50	16	16	61
放課後児童コース	200	205	203	200	195	195	200	112	97	150	93	92	587	
合計	1,280	600	591	1,380	558	557	1,480	568	477	1,110	468	455	2,080	
(基本研修を除く合計)	640	517	510	690	525	524	830	538	458	660	437	427	1,919	
目標			510			690			830			660	2,690	

\* H27-30基本研修の受講者及び修了者数は基本研修のみを受講・終了した者

前記のとおり、修了証はコース別に交付され、従事できる仕事の内容が異なるから（研修の体系と職務の内容は「子育て支援員研修の体系」175頁参照）、これらを一括して指標とすることは、アウトプットやアウトカムを正確に反映したものといえないのではないかと（「8 意見（子育て支援員研修の指標設定について）」177頁）。

#### 5 カリキュラム内容等

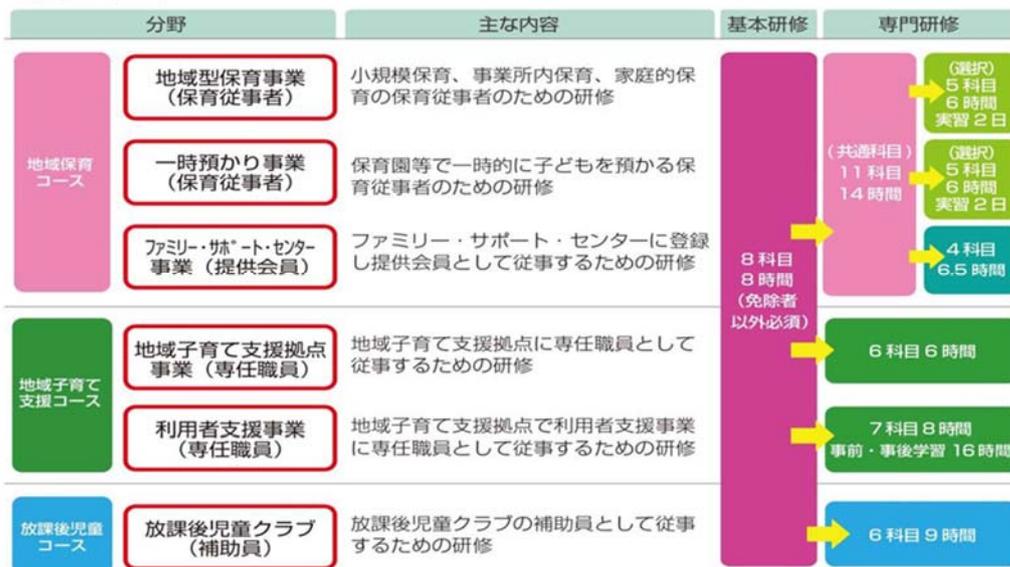
(1) 日程及び会場は次のとおりである。

研修項目		会場	定員 (人)	開催日
基本研修		広島会場1	100	7月2日(月) 3日(火)
		広島会場2	100	7月5日(木) 6日(金)
		福山会場	100	7月7日(土) 8日(日)
		東広島会場	80	7月15日(日) 16日(祝)
		三次会場	70	7月23日(月) 7月24日(火)
専門研修 基本研修修了後受講	(共通科目) 地域保育コース	広島会場	130	9月27日(木) 28日(金) 29日(土)
		福山会場	100	9月16日(日) 17日(祝) 18日(火)
		三次会場	70	9月1日(土) 2日(日) 3日(月)
	(選択) 地域保育コース 地域型保育	広島会場	100	10月11日(木)
		福山会場	50	10月4日(木)
	(選択) 地域保育コース 一時預かり事業	広島会場	70	10月8日(祝)
		福山会場	30	10月1日(月)
	(選択) 地域保育コース ファミリー・サポート・ センター事業	広島会場	80	11月20日(火)
		三次会場	30	11月13日(火)
	地域子育て支援コース 地域子育て支援拠点事業		広島会場	100
地域子育て支援コース 利用者支援事業		広島会場	50	11月26日(月) 27日(火) ※事前学習・事後学習があります
放課後児童コース		広島会場	100	11月10日(土) 11日(日)
		福山会場	50	10月29日(月) 30日(火)

## (2) 子育て支援員研修の体系

子育て支援員研修は、次の図のとおり大きく3つのコースに分けられ、全てに共通する基本研修と資格ごとの専門研修がある。

### 研修の体系



## 6 委託契約

- (1) 平成 27 年から，公募プロポーザルにより広島県子育て支援員研修事業業務の受託先を決定してきた。

平成 30 年は特定非営利活動法人ひろしま NPO センター（以下「NPO センター」という。）のみが応募し NPO センターとの間で委託契約を締結した。

当初の委託額は，9,031,000 円であったが，平成 30 年 7 月の豪雨災害により子育て支援員研修の基本研修が中止となり，これに伴う振替研修の費用を賄うため委託料が 9,161,769 円に増額された。

- (2) なお，本事業と同じ事業を公益財団法人児童育成協会が株式会社ニチイ学館に委託して実施している。両者とも内容及び受講者負担金等は同じであり，いずれの研修を受講しても，子育て支援員研修修了証書の交付を受けることができる。

- (3) 研修の実績については，前記「4 指標・目標」（174 頁）のとおりである。

## 7 問題点（見積書のチェックについて）

- (1) 本件業務委託契約の委託料の上限額は 9,031,000 円であるところ，この額は，受託者である NPO センターがプロポーザルにおいて提出した見積書の合計額と同額である。

しかし，次の表（NPO センターの見積書から抜粋したもの）のとおり，NPO センターの見積書における「予算金額」欄記載の額と「予算摘要」欄記載の内訳にしたがって計算した額は，一致していない。

予算摘要欄に従って計算すると，⑪職員給料手当は合計 2,200,000 円，⑭租税公課，保険は，27,162 円となるはずである。

区分	予算金額	予算摘要
事業費		
(内訳)		
…(略)		
⑪ 職員給料手当	2,400,000	80,000円×11カ月, 90,000円×11カ月, 30,000円×11カ月 *
…(略)		
⑭ 租税公課(収入印紙), 保険	30,000	収入印紙12,000円, 保険15,162円 *
…(略)		
合計	9,031,000	

\* 予算金額と予算摘要の額が一致していない。

(2) 本事業は、事業予算額を9,031千円と事前に示した上でプロポーザル方式により実施したものであるため、仮に、予算摘要欄の方が正しい場合であっても、委託料の(上限)額に直ちに影響を及ぼすものではなかったかもしれないが、予算書のチェックが十分されていなかったという点において問題があると考えます。

なお、手作業で内訳・単価と合計額をチェックする場合、そのために要する時間や労力の問題(効率性)や、計算・入力ミスリスクもあるため、書面による見積書の提出と併せて、単価と合計額が入力されたデータ(Excel等)の提出を求めることも検討すべきではないか。

## 8 意見(子育て支援員研修の指標設定について)

子育て支援員は、地域保育コース、地域子育てコース及び放課後児童コースに分けて研修が実施され、コース毎に修了証が交付されて従事できる仕事の内容が異なっている。

したがって、本研修事業の成果(アウトプット)はコース別に測定すべきであるから、コース毎の修了者数を指標として設定することを検討されたい。

## 9 指摘(見積書の費目・内訳と合計額の整合性のチェックについて)

提出を受けた見積書の費目・内訳と合計額の整合性のチェックを行うべきである。

## 10 意見(見積書のチェックの方法について)

見積書の金額のチェックの合理化や、過誤（計算ミス、合計額と内訳額の不整合等）を防止するため、単価と合計額が入力されたデータ（Excel 等）の提出を求めることも検討されたい。

## 第39 ひろしま版ネウボラ構築事業

### 1 概要

- (1) 平成 29 年 4 月の母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」（母子保健法 22 条））が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされた。

広島県では、児童虐待防止等を含めた支援については、特に支援を必要とする家庭に対する「ハイリスクアプローチ」だけではなく、全ての家庭をもれなく把握し、新たなリスクの発生を予防するというアプローチが重要であるとして、身近な地域（日常生活圏域）に相談支援拠点を設置し、子育てに係る行政サービスをワンストップで対応するとともに、保健師等の専門職員が全ての家庭を継続的に把握し、必要な支援を確実に提供できる体制を整備することを目指す「ひろしま版ネウボラ」<sup>29</sup>の構築に取り組んでいる。

「ひろしま版ネウボラ」は、「子育て世代包括支援センター」の機能を拡充したものであり、両者の関係は次のとおりである。

---

29 「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスの場」を意味する、妊娠期から出産、子供の就学前までの間、母子と家族を支援する子育て支援制度のことである。フィンランドでは、各家庭に専属の保健師が付き、妊娠期から就学前までの相談支援等を行う子育て支援を行っている。

ネウボラは、子供の成長段階ごとに異なる窓口に行くのではなく、同じ場所で「切れ目なく」支援を受けることができる子育て支援の仕組みとして、最近日本でも注目されている。

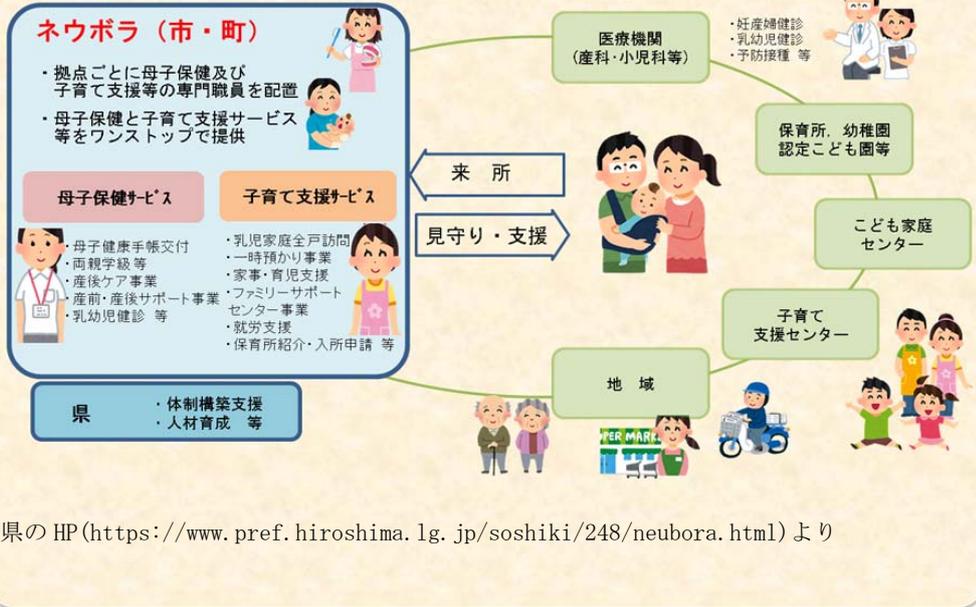
	子育て世代包括支援センター	ひろしま版ネウボラ
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防的な視点を中心</li> <li>・全ての妊産婦・乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを基本</li> </ul>	
拠点の設置	R2年度末までに全自治体設置	日常生活圏域毎に設置
	複数の施設・場所で役割分担することも可能。	1つの施設・場所で支援を実施
職員体制	母子保健専門職(保健師・助産師・看護師等)は必須	母子保健専門職と子育て支援専門職(保育士等)をセット配置 (出生数が少ない地域は巡回型もあり)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦や乳幼児等の実情を、様々な事業や機会を捉えて継続的に把握</li> <li>・各種相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を実施</li> <li>・支援プランを作成</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> </ul>	目指す取組 =頻繁で丁寧な全数コンタクト・信頼関係構築・自発的な来所促進  <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳までに7回の定期的な面談実施(「産前」と「6～11か月」を追加)</li> <li>・担当者明示、全員に子育て支援プラン作成、産前レター、プレゼント、土日開所等</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・助言、個別支援プラン作成、産前産後のサービス、家庭教育支援等</li> </ul>
情報の一元化	センターで一元管理	リスク情報を確実にネウボラに集約
関係機関との連携体制	庁内関係部署、医療機関、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所等	

(2) 平成 30 年度は、尾道市、福山市、海田町、三次市、府中町及び北広島町の 6 市町を対象としたモデル事業を実施している。

モデル事業においては、子育て家庭に身近な地域にネウボラの拠点を設置し、保健師、助産師、保育士などの専門職が、妊娠から子育てまでさまざまな相談にワンストップで対応したり、最初の母子健康手帳の交付以降、妊娠期に少なくとも 1 回、産後 3 歳までに 5 回程度、担当の相談員と会う機会を定期的に設けて丁寧に話を聞いたりしている。

## 「ひろしま版ネウボラ」のイメージ

妊娠・出産から子育て期まで、母子保健と子育て支援が一体となった  
ワンストップによる切れ目のないサポート体制を身近な地域に構築



ひろしま県民だより (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/dayori/201904-sp2.html>) より

## 2 予算・決算の推移

ひろしま版ネウボラ構築事業の予算・決算の推移は、次のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
-	-	77,792	165,112
-	-	60,298	87,688
-	-	39,619	82,418

### 3 指標・目標

ひろしま版ネウボラの目指す成果（アウトカム）は、「安心感の醸成」と「リスク家庭の早期発見，早期支援」であり，県は，その達成度を図るため指標項目を設定し，妊娠期から子育て期までの世帯を対象にしたアンケート調査を実施して，全県への展開に向け，事業の評価，検証を行っている。

全県展開へ向けてのスケジュールは次のとおりである。

#### 【今後のスケジュール】

	H30	H31	R2	R3~
全体		◆基本型形成 市町の導入支援		順次全県展開
モデル事業	モデル事業 利用者アンケート実施・分析評価			
人材育成	研修実施	↑ 反映 ◆人材確保・育成のあり方検討・体系的なカリキュラム作成		
地域特性に応じた取組		◆地域特性や課題に応じた取組の試験的实施・分析評価		
市町拡大	情報共有・意見交換	◆基本型共有		◆未実施市町への働きかけ

### 4 ひろしま版ネウボラ構築モデル事業補助金

#### (1) 概要

県は，「ひろしま版ネウボラ構築モデル事業補助金交付要綱」に基づき，モデル事業を実施する市町（平成 29 年度は 3 市町，平成 30 年度からは 6 市町）に対し補助金を交付している。

補助対象経費は、ひろしま版ネウボラ構築モデル事業に必要な報酬，給料，職員手当，共済費，賃金，報償費，旅費，需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料，備品購入費，負担金・補助及び交付金，扶助費（ただし，国の母子保健衛生費国庫補助金及び子ども・子育て支援交付金の対象経費とならないもの又は基準額を超えるものに限る。）である。

基準額は「19,366千円＋（拠点数-1）×2,044千円」（「拠点数」は，母子保健に係る専門知識を有する母子保健コーディネーターと子育て支援に係る知識を有する子育て支援コーディネーターの双方が常時配置されている拠点の数。），補助率は100%である。

補助金交付額は，上記「基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額」と，「総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額」を比較して少ない方の額である。

(2) モデル市町における拠点の設置状況と補助実績

拠点の設置状況及び補助実績は次のとおりであり特段の問題は認められなかった。

	市町名	拠点数 (圏域数)	職員の手厚い配置				
			母子保健と子育て支援の 専門職配置状況	出生数 (H29)	職員1人あたり出生数		
					H27	H30	
都市部	広域	尾道市	6 (7圏域)	セット配置	770	45	25
		福山市	12 (11圏域)	セット配置	3,964	103	74
	コンパクト	海田町	2 (1圏域)	セット配置	344	68	45
		府中町	2 (1圏域)	セット配置	561	103	47
中山間地域	三次	3 (5圏域)	セット配置＋巡回対応	340	42	23	
	北広島町	5 (4圏域)	セット配置＋巡回対応	109	45	16	
6市町		—	—	6,088	78	49	
県全体		—	—	22,150	89	65	

【補助実績】

市町名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額 (①-②)	対象経費の 実支出額	基準額	県補助所要額 (③④⑤のうち最 も少ない額)	交付決定額 (変更決定額) ⑥または⑦いづれ か小さい額)
尾道市	26,354,456	5,956,000	20,398,456	15,146,139	29,586,000	15,146,139	16,688,000
福山市	53,473,623	2,500,000	50,973,623	53,473,623	41,850,000	41,850,000	41,850,000
三次市	10,532,452	4,571,700	5,960,752	1,876,042	19,366,000	1,876,042	3,274,000
府中町	33,964,056	0	33,964,056	3,763,203	21,410,000	3,763,203	3,762,294
海田町	47,813,501	1,500	47,812,001	15,062,991	21,410,000	15,062,991	15,734,119
北広島町	8,689,789	0	8,689,789	1,940,083	19,366,000	1,940,083	1,778,000
合計	180,827,877	13,029,200	167,798,677	91,262,081	152,988,000	79,638,458	83,086,413

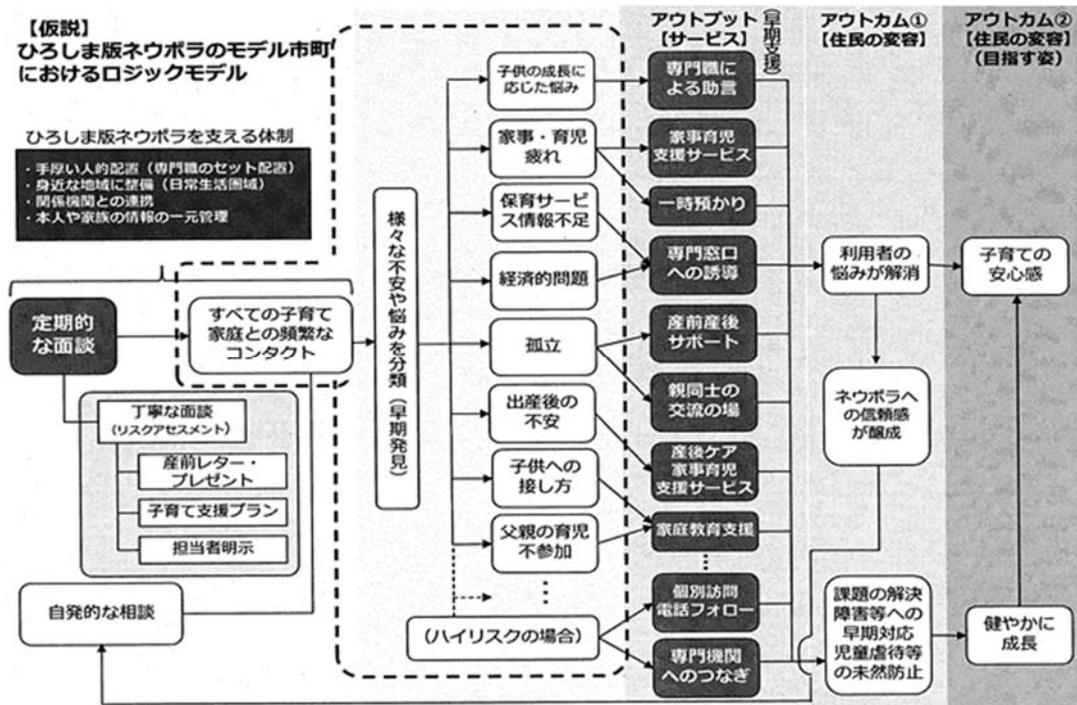
## 5 ひろしま版ネウボラ構築モデル事業推進会議

- (1) 県は、ひろしま版ネウボラ構築モデル事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、ひろしま版ネウボラのモデル事業の効果的な推進や、全県への設置促進に向けた効果及び課題の検証、事業の評価検証のためのアンケート調査等を実施している。
- (2) 推進会議の委員は、広島県小児科医会理事，広島県産婦人科医会会長，広島大学大学院教育学研究科教授，県立広島大学保健福祉学部看護学科教授，特定非営利活動法人子育てネットゆめもくば理事長，一般社団法人広島県医師会常任理事である。会議には、委員のほかに、モデル事業実施市町（6市町）の担当者，三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の政策研究事業本部の研究員，県の関係課職員が出席し，健康福祉局子供未来応援部長及び子育て・少子化対策課関係者が事務局として出席している。
- (3) 平成30年度は，平成30年6月6日及び平成31年3月20日に開催された。  
各会議において，平成29年度モデル事業の実施状況，ニーズ調査（モデル事業の一環として，子育て世帯が有する支援ニーズや期待に関して行ったアンケート調査），ベースライン調査（アウトカム指標を用いて，子育て世帯を対象としたアンケート調査），人材育成研修等について，報告や議論がなされた。

会議において配布された資料や議事録を確認したが、モデル市町における実施状況や課題の共有、事業効果の検証等が適切になされている。

## 6 課題（「ひろしま版ネウボラ」のアウトカムやロジックの設定、検証について）

- (1) ひろしま版ネウボラの効果やロジックをどのように設定するのか、その後の検証をどのように行うのかを十分検討しておくことは、今後の全県展開にあたり投入されることとなる多額の資源の有効活用にとって非常に重要であるとともに、ネウボラを実施する市町、関係者、利用者にネウボラの意義をわかりやすく伝えるという意味においても、重要であると考えらる。
- (2) この点、県は、「子育て家庭の不安感の軽減」（アウトカム1）及び「リスクの早期発見」（アウトカム2）について、①専門職による質の高い相談を丁寧に行うことや②頻繁な来所を促進することで、不安感が軽減し、リスクが早期に発見されるのではないかと、この仮説を立て、その検証を行ってきた（下図参照）。



県は、平成 30 年 3 月「平成 29 年度ひろしま版ネウボラ構築モデル事業評価・検証業務報告書」（以下「平成 29 年度報告書」という。）において、「利用者の負

担・不安軽減」というアウトカムの測定指標に関し、11項目（①回答者の健康状態、②子育てに関しての話し相手や相談の相手、③休息のための時間、④子どもの発達、⑤回答者の子どもとの接し方、⑥配偶者・パートナーの子どもとの接し方、⑦回答者の仕事や社会との関わり、⑧子どもや子育て家庭を受け入れる、地域の雰囲気、⑨保育サービスの利用に関する情報や手続き、⑩育児にかかる時間や心身の負担、⑪家事にかかる時間や心身の負担）を設定し、アンケート調査とその分析を行っている<sup>30</sup>（その後、県は「子育て中の経済的な負担」を12番目の項目として追加している）。

例えば、アンケート結果の分析によれば、専門職による相談が不安感を軽減する効果がある傾向が示されていること、現状では、その他のサービスや属性等については有効性が判然としていないが、パネル化できたデータ数の整備が進めば分析モデルの構築につながるものと考えられること、ネウボラでの8か月以降の面談が利用者の不安に適切に対応できていないことから、現場の実態を踏まえて課題を洗い出して対応の改善を図る必要がある等の分析がなされている。

「リスクの早期発見」についても、リスク家庭の発見数が平成30年度比約1.8倍（H30：1,069件（対面談数12.4%）⇒H31：1,948件（対面談数24.3%）四半期実績比較）との結果が出ていることや、虐待に至りそうな親本人からのSOSが入るケースが出てきたといった効果がうかがわれるが、これがネウボラの効果であると評価できるのか、分析を継続していく必要がある。

(3) なお、県は、他県の類似事案との各種コスト比較（一圏域あたりコスト、出生数一人あたりコスト、人口一人あたりコスト、予算規模に占める割合）も行っており、

---

30 平成29年度報告書では、「クロンバックの $\alpha$ 係数」が0.8以上となったことから、これら11項目は、子育て世代の不安感・負担感の軽減を測定する上で「妥当性があるものと考えられる」と結論づけている。しかし、クロンバックの $\alpha$ 係数は「実験や検査などの測定を反復した場合、どの程度同じ結果を示すか」という「信頼性」に関する指標であり、「それが測ろうとしているものを測っているか」という「妥当性」に関する評価とは異なる指標であるから、信頼性の有無で妥当性の有無を判断することはできない。したがって、クロンバックの $\alpha$ 係数が0.8以上であることから、利用者に対するアンケート調査における11の質問を反復して行っても同じ傾向を示すであろう（信頼性がある）ということはあるが、そのことは、これら11項目が「利用者の負担・不安軽減」を測定する指標として適切である（妥当性がある）ことの根拠になるわけではない。

指標が適切でなければ事業効果を適切に測ることはできないから、仮に、上記のような考え方のみで検証を進めることは妥当ではないが、県はその後「利用者の負担・不安軽減」に関する指標の検討を行っているため、この点について特に問題点とはしなかった。

この点は適切であるが、これらはアウトプットの観点からのコストであるから、将来的には、モデル事業の分析を踏まえて設定した効果（アウトカム）の観点からのコスト検証も必要である。

## 7 意見（ネウボラの効果の検証について）

ネウボラの効果の検証は、課題を認識した上で適切に行われていると考えるが、全県展開により多額の人的・物的資源が投入されることとなるため、今後も、多面的な効果の評価、コスト計算を行うとともに、利用者・関係者の理解が得られる制度となるよう取り組んでいただきたい。

## 第40 子育て環境改善事業

### 1 概要

県では、県民の子育てに対する不安、負担感、孤立感を解消するため、すべての子供・家庭を対象として、支援を実施する「ひろしま子育て応援事業」を行っており、その中のひとつに「子育て環境改善事業」がある。本事業は、親子で出かけやすい環境づくりを推進することを目的としている。

### 2 事業内容

本事業では、子育て応援イクちゃんサービス等を通じて企業と協働して子育て応援の取組を実施している。具体的には、イクちゃんサービスに対する協力企業の新規開拓営業、協力企業への協力要請、イクちゃんサービスの認知度アップのために、子育て家庭が多く集まるイベント等に参加して、広報グッズを配布するなどのPRをしたり、企業と一緒に必要な情報を確実に届ける取組をしたりしている。

平成30年度の子育てイベント参加状況は次の表のとおりである。

平成30年度参加イベント

イベント名	開催日	イベント概要	広報内容
呉こども祭り	2018.5.4	吹奏楽や和太鼓などのステージ発表や展示・実演・創作コーナーなど、親子で楽しめる子どもを対象としたイベント	PRチラシの配布、イクちゃんの着ぐるみがステージに登場、ブースでは親子が楽しめる「イクちゃんの折り紙づくり」をしてサービスのPRを実施
子育て応援団すこやか2018	2018.5.19~ 2018.5.20	育児相談やハイハイレース、体験コーナー、企業ブース等、子育て家庭対象の大規模イベント	PRチラシの配布、イクちゃんの着ぐるみの登場、ブースでは親子が楽しめるイクちゃんキャラクターが入った木のストラップ作りの実施やイクちゃんサービスの声掛けを行った。
おのみちキッズフェスタ	2018.8.19	育児相談や、親子が楽しめる体験コーナー、団体ブース等、子育て家庭対象のイベント	PRチラシの配布、イクちゃんの着ぐるみで登場し、親子と触れ合う。
フードソニック	2018.8.25	全国のグルメ評価で有名な店が出店し、食を提供するイベント	PRチラシの配布、イクちゃん着ぐるみで登場。
マタニティフェスタinHIROSHIMA	2028.9.14	育児相談ブースや体験ブース等、妊娠中から子育て中の方を対象とするイベント	PRチラシの配布、イクちゃん着ぐるみで登場。
親子でいっしょに 絵本ライブ	2018.10.14 2018.10.28	子育て家庭を対象としたイベント	PRチラシの配布
目からウロコの赤ちゃん学セミナー「赤ちゃんに学ぶ、育つチカラ」	2018.11.4	子育て家庭を対象とした講演会	PRチラシの配布
親子で楽しむ 紙芝居・絵本	2018.11.23	紙芝居の読み聞かせと、紙芝居についての講演	PRチラシの配布
親子で楽しむジャズコンサート	2019.3.10	ジャズコンサート	PRチラシの配布、イクちゃん着ぐるみで登場。

企業との情報発信については、広島エフエム「パパママスマイルクラブ」という番組（月1回、10分間）の中で情報発信をしたり、アヲハタ株式会社との連携事業として「子育て応援情報カード」を作成し、母子健康手帳と一緒に配布したりしている。

一方で、子育て支援コーディネーターを活用して、地域における子育て活動をサポートするなど、地域の実情に応じた取組を推進している。

### 3 予算・決算の推移

子育て環境改善事業の予算・決算の推移は、次のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
19,970	19,581	18,733	18,619
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
19,970	19,581	18,733	18,619
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
19,812	19,508	18,658	18,471

### 4 夢財団との委託契約

(1) 県は、本事業を随意契約により夢財団に委託している（委託金額 18,609,566 円）。随意契約の理由は、①夢財団は、保健、医療、福祉を横断する広範な子育て支援を実施するために設立した団体であり、子育て支援関係の研修業務等の取組み実績が豊富にあり、県内各地で活動している子育て支援者とのつながりが深いこと②主に企業との協働事業を展開していることも未来づくり・ひろしま応援隊の事務局であるため、県内の子育て応援企業等に対して効果的に働きかけを行うことができること③夢財団が運営するメールマガジン「Kids☆めるまが」の登録会員を対象としたアンケート調査結果を直接事業に反映させるような事業展開を多年にわたり実施しており、当該事業においても子育て当事者の声を生かした取組みが期待できることとされている。

(2) 収支

事業収支の概要は次のとおりである。

## 平成30年度 子育て環境改善事業収支

(単位:円)

科目	費用	内 訳	
管理職員給与・手当	4,213,785		
臨時職員賃金・手当	5,102,540	臨時職員賃金・交通費	5,073,940
		すこやかアルバイトスタッフ賃金	28,600
福利厚生費	1,542,127	保険料, 健康診断料	
旅費交通費	359,226		
諸謝金	317,840	コーディネーター派遣謝金, 研修講師謝金	
通信運搬費	880,383		
保険料	4,799		
消耗品	733,717		
修繕費	59,570		
印刷製本費	980,462	地域COスキルアップチラシ	1,728
		つくってみよう自分の朝ごはん募集チラシ	16,848
		イクちゃんサービス関係広報資材	495,886
		支援のカタチ改訂版増刷	250,000
		はじめましてカード	216,000
光熱水費	12,234	電気・水道・ガス代	12,234
燃料費	73,941	公用車ガソリン代	73,941
賃借料	396,344		
委託費	99,960		
広告宣伝費	1,804,576	広報グッズ イクちゃんノート	166,320
		広報グッズ イクちゃん絆創膏	745,200
		広報グッズ ウェットティッシュ	156,496
		広報グッズ イクちゃんストラップ	228,960
		広報グッズ ミニハンカチ	210,600
		広報グッズ ボールペン	162,000
		アストラムライン広告費	135,000
負担金	1,023,077	すこやか2018参加負担金	759,240
		フードフェスティバル参加負担金	109,337
		0歳児の子育て支援参加者負担金	4,500
		広島FMpapamamaスマイルクラブ負担金	150,000
租税公課	866,411	預かり消費税	866,411
支出計	18,470,992		
委託料収入済額	18,609,566		
差引返還額	138,574		

## 5 問題点 (消費税の計算と内訳の表示について)

- (1) 夢財団は、県に対し「平成30年度子育て環境改善事業 収支精算書」(以下「精算書」という。)を提出し、県はこれに基づいて委託料の精算を行っている。

「精算書」は科目ごとに金額と内訳が記載された一覧表であるが、「租税公課」として866,411円(預かり消費税)が計上されている。

これは、委託料に含まれる消費税のうち、税込みで支払いをしておらず、夢財団が納税しなければならない人件費及び保険料に税率8%を乗じた額であるとされている。

しかし、精算書記載の人件費と思われる額及び保険料の合計は、下記表のとおり 10,863,251 円であるから、その 8%は 869,060 円となり、精算書の「預かり消費税 866,411 円」と一致しない。866,411 円から逆算すると 10,830,138 円となるが、これが精算書のいずれに対応するものであるのか明らかではない。

平成30年度 子育て環境改善事業 収支精算書に基づき作成

	科目	金額	備考
①	管理職員給与・手当	4,213,785	
②	臨時職員賃金・手当	5,102,540	賃金と交通費の内訳不明
③	福利厚生費	1,542,127	
④	保険料	4,799	
⑤	合計	10,863,251	①+②+③+④
⑥	消費税(8%)	869,060	⑤×8%
⑦	収支精算書記載の公租公課	866,411	
⑧	上記から逆算した課税標準	10,830,138	⑦÷8%
⑨	④合計との差額	-33,114	⑧-④

- (2) 以上のように、精算書の記載のみから形式的に計算した額と、精算書記載の消費税額は一致しない上、不一致の原因を調査しようとしても、精算書には「預かり消費税 866,411 円」としか記載がないため、検算が不可能である。

上記の科目の明細を調査したところ、③福利厚生費のうち職員保険料の額(1,512,319 円)と④保険料のうち意見交換会分(1,500 円)が消費税計算の前提となっていることが判明したため、収支精算書の内容や消費税額の計算自体には問題がないことが確認できたが、本件の精算書のような記載の仕方では、再確認を行うために余分なコストを要することになる。

このような問題の発生を防止するとともに、県や第三者による効率的なチェックを可能にするためには、消費税額の算定根拠とした項目と金額を明示した精算書の作成、提出を求めるべきである。また、紙の提出だけでは、手作業による確認(本件の精算書について、このような確認がなされたのか否かは不明である)の手間が増えるため、電子データの提出もなされれば、確認が容易になる(「8 意見(精算書の記載等について)」191 頁)。

## 6 問題点(倉庫の使用料について)

- (1) 夢財団は、倉庫（約2畳程度のレンタルスペース。以下「本件倉庫」という。）を賃借し、本事業で使用するためのグッズや、「ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業」（37頁）で使用するグッズのほか、夢財団の自主事業である「イクちゃん子育てガイド」を保管している（なお、本事業で使用するグッズについては、イベント直前に納品してもらうようにしており、イベント後にグッズが余ることはほとんどないとのことである。）。本件倉庫のレンタル代の半額（7万9800円）は、本事業の経費として支払われており、残りの半額は、県が夢財団に委託している「ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業」の委託費に含まれている。
- (2) したがって、本件倉庫のレンタル代は、実質的に県が全額支払っており、夢財団は、自主事業のために無償で倉庫（の一部）を使用していることになるが、倉庫の使用状況に応じ、夢財団も使用料を負担すべきである。

## 7 指摘（夢財団が使用する倉庫の使用料について）

県と夢財団は、同じ倉庫を共用しているのであるから、使用スペース、使用頻度等、倉庫の使用状況に応じた負担を夢財団にも求めるべきである。

## 8 意見（精算書の記載等について）

夢財団に対し、消費税額の算定根拠とした項目と金額を明示した精算書の作成、提出を求めるべきである。

また、効率的かつ正確な確認を行うために、電子データ（エクセルファイル等）の提出を求めることも検討されたい。

# 第41 子育てポータルサイト運営事業

## 1 概要

本事業は、平成22年度に県と夢財団が協同で構築した子育てポータルサイト「広島県の子育てポータルイクちゃんネット」（以下「イクちゃんネット」という。<https://www.ikuchan.or.jp/>）の管理、運営を行う事業である。

## 2 事業内容

イクちゃんネットは、平成 22 年度に県と夢財団が協同で構築したものであり、平成 23 年 4 月の開設以降は夢財団に管理、運営が委託されている。

平成 30 年度も県は夢財団との間で随意契約によって委託契約を締結している。

随意契約とした理由は、夢財団が全県で子育て支援に取組み、地域の支援者・団体と強力なネットワークを持っており、効果的かつ効率的な運営を行うことのできる唯一の団体であるからとされている。

平成 30 年度の契約金額は、4,652,640 円であった。

イクちゃんネットの運営内容と運営事業費の内訳は以下のとおりである。

区分	内容
1 実施期間	
	平成30年4月～平成31年3月
2 実施事業のスケジュール等	
(1) 平成30年4月～平成31年3月	イクちゃんネット運営
(2) 平成30年7月～平成30年11月	イクちゃんネットコンテンツ検証
(3) 平成30年12月～平成31年3月	イクちゃんネットコンテンツ修繕
3 運営内容	
(1) イクちゃんネット保守業務	定期及び随意のメンテナンス、保守業者との月一回の定例ミーティングを実施
(2) 掲載情報等の更新及び内容修正等の管理業務	① 情報発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する制度や基礎知識</li> <li>・お悩み相談・体験談</li> <li>・子育てサークル紹介</li> <li>・子育て応援イクちゃんサービス</li> <li>・お楽しみイベント情報</li> <li>・投稿コーナー</li> <li>・イクちゃん子育てガイド、孫育てハンドブックの全文掲載</li> </ul> ・イクちゃんブロガーとの連携 ・イクちゃん子育て応援団「支援のカタチ」等 ② 内容修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的にサイト内を巡回し、必要に応じて随時修正を行う</li> </ul>
(3) SNSによる情報発信	ツイッター・フェイスブック・インスタグラムによりイクちゃんネット関連情報を随時発信

科目	金額	内訳等
臨時職員の賃金等	2,746,386	臨時職員の賃金, 交通費, 福利厚生費
通信運搬費	173,146	動作確認用携帯電話料金, 切手代等
消耗品費	4,276	文具費用
賃借料	559,086	パソコン・プリンタリース HP作成ソフト等使用料 メールフォーム代使用料 ウイルスバスター使用料 サーバレンタル料
再委託費	1,034,640	ポータルサイト保守委託 改修委託
租税公課	219,306	預り消費税・印紙代
支出計	4,736,840	うち84,200円は自主財源から支出

### 3 予算・決算の推移

子育てポータルサイト運営事業の予算と決算の推移は、次のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
4,934	4,931	4,684	4,654
4,934	4,931	4,684	4,654
4,903	4,930	4,663	4,653

### 4 株式会社ザメディアジョンに対する再委託について

夢財団は、県との協議に基づき、イクちゃんネット保守管理業務を株式会社ザメディアジョン（広島市西区横川2丁目5-15）に再委託している。

再委託の理由は、当該業務は、イクちゃんネットを安定的に運営する上で必要な、プログラム上のエラー発生を防止するためのメンテナンスや、実際にエラーが発生した場合の対応を行うものであり、このような作業を円滑・安全に実施するためには専門業者に委託することが適当であるからというものである。

また、再委託の相手方を同社とした理由は、同社がイクちゃんネットを制作した業者であり、当該業務を最も効率的に実施できるからというものである。

再委託費の費用負担割合については、年度毎に県と夢財団が協議のうえ決定しており、平成30年度は、再委託費1,645,920円のうち、3分の1にあたる548,640円を県が負担し、残り3分の2にあたる1,097,280円を夢財団が負担した。

## 5 課題・問題点(ザメディアジョンに対する再委託と夢財団の臨時職員の職務内容について)

(1) 夢財団と株式会社ザメディアジョンの業務内容の概要は次のとおりである。

### 【夢財団と株式会社ザメディアジョンの業務内容】

夢財団	株式会社ザメディアジョン
1 イクちゃんネットの運用(日常の情報更新, ユーザー管理) <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着情報などの情報更新</li> <li>・イクちゃんサービス(広島県の子育て支援パスポート事業)申込店舗の掲載・情報更新・問い合わせ対応等</li> <li>・イベント情報, 申込団体の登録管理, 情報掲載・問い合わせ対応等</li> <li>・子育て支援者団体の登録</li> <li>・サイト訪問者からの問い合わせ対応</li> <li>・過去のコンテンツのリンク切れ修正対応</li> <li>・アクセス集計(概ね月1回)</li> </ul>	1 イクちゃんネットのシステムメンテナンス <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのセキュリティーバージョンアップ</li> <li>・システムの障害・不具合発生対応</li> <li>・サーバー占有容量を減らすため記事のバックアップデータなど不要なデータを削除</li> </ul>
2 不具合対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イクちゃんネットのデータを保管しているレンタルサーバー会社からサーバーの異常報告が届いた場合, 早急に管理会社に報告</li> <li>・通常の更新業務でイクちゃんネットに異常があれば管理会社に報告</li> <li>・管理会社の不具合対応後の動作確認</li> </ul>	2 システムの管理・監視 <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムとサーバーのログ確認</li> <li>・夢財団からサーバーの異常報告や, 不具合連絡が届いた場合の即時対応</li> </ul>
3 イクちゃんネットの改修次項のとりまとめ <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム改修のリストアップ, 広島県へのヒアリング</li> </ul>	3 月一回の定例会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・夢財団からの改修要望のヒアリング, 改修報告, 保守業務報告書の提出</li> </ul>
4 夢財団が関連するイベント, 広島県の子育てに関する取り組みなどをSNSで発信(Facebook, Twitter, Instagram) <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団主催イベントの告知や実況報告</li> <li>・イクちゃん着ぐるみが登場するイベント情報</li> <li>・感染症やオキシダント, 食中毒などの広島県の警報発令に合わせて発信</li> <li>・子供の事故予防情報の発信(広島県より記事提供)</li> <li>・イクちゃん(キャラクター)の魅力を伝える発信</li> </ul>	4 改修対応
	5 24時間対応窓口

上記のとおり、夢財団と株式会社ザメディアジョンの業務区分上の重複はない。  
 しかし、次に述べるとおり、上記業務に要する費用の経済性については検討の余地があると考える。

(2) 株式会社ザメディアジョンが行っている業務の内容について、保守管理業務報告書を整理した結果は次のとおりである。

【イクちゃんネット保守管理業務の内容】

実施日	実施区分	財団/保守	実施内容	実施結果
2018/4/3	サーバー	保守	エラーログを目視確認	問題なし
	サーバー	保守	同上	問題なし
	MT	保守	アクセスログを目視確認	問題なし
2018/4/20	MT	保守	リビジョンファイル一式をバックアップ&削除	497件ファイル削除
2018/4/26		保守	定例ミーティング	
2018/4/17	サークル	財団	サークル情報の登録で管理画面に不具合	4/17 調査・解決
2018/5/7	サーバー	保守	エラーログを目視確認	問題なし
	サーバー	保守	同上	問題なし
	MT	保守	アクセスログを目視確認	問題なし
2018/5/21	MT	保守	リビジョンファイル一式をバックアップ&削除	402件ファイル削除
2018/5/25		保守	定例ミーティング	
2018/6/7	サーバー	保守	エラーログを目視確認	問題なし
	サーバー	保守	同上	問題なし
	MT	保守	アクセスログを目視確認	問題なし
2018/6/20	MT	保守	リビジョンファイル一式をバックアップ&削除	989件ファイル削除
2018/6/25		保守	定例ミーティング	
2018/7/6	サーバー	保守	エラーログを目視確認	問題なし
	サーバー	保守	同上	問題なし
	MT	保守	アクセスログを目視確認	問題なし
2018/7/20	MT	保守	リビジョンファイル一式をバックアップ&削除	363件ファイル削除
2018/7/25		保守	定例ミーティング	
2018/8/8	サーバー	保守	エラーログを目視確認	問題なし
	サーバー	保守	同上	問題なし
	MT	保守	アクセスログを目視確認	問題なし
2018/8/21	MT	保守	リビジョンファイル一式をバックアップ&削除	475件ファイル削除
2018/8/24		保守	定例ミーティング	
2018/8/10	MT	保守	このとり基金の更新をしたがスマートフォンのみ更新が反映されない	解決
2018/9/7	サーバー	保守	エラーログを目視確認	問題なし
	サーバー	保守	同上	問題なし
	MT	保守	アクセスログを目視確認	問題なし
2018/9/20	MT	保守	リビジョンファイル一式をバックアップ&削除	789件ファイル削除
2018/9/21		保守	定例ミーティング	
2018/9/13	MT	保守	Googleマップが表示されない。	改修に向け調査、見積もり作成
2018/10/9	サーバー	保守	エラーログを目視確認	問題なし
	サーバー	保守	同上	問題なし
	MT	保守	アクセスログを目視確認	問題なし
2018/10/19	MT	保守	リビジョンファイル一式をバックアップ&削除	863件ファイル削除
2018/10/25		保守	定例ミーティング	
2018/10/25	MT	保守	Googleマップが表示されない。	改修に向け調査、見積もり作成
	サーバー	保守	エラーログを目視確認	問題なし
2018/11/8	サーバー	保守	エラーログを目視確認	問題なし
	サーバー	保守	同上	問題なし
	MT	保守	アクセスログを目視確認	問題なし
2018/11/21	MT	保守	リビジョンファイル一式をバックアップ&削除	489件ファイル削除
		保守	定例ミーティング	
2018/11/22		保守	Googleマップが表示されない件、改修の見積り提出	投稿コーナーについて編集箇所と方法の確認、ユーザー登録システムの仕様変更について確認
	サーバー	保守	エラーログを目視確認	問題なし
2018/12/7	サーバー	保守	同上	問題なし
	MT	保守	アクセスログを目視確認	問題なし
2018/12/20	MT	保守	リビジョンファイル一式をバックアップ&削除	489件ファイル削除
2018/12/21		保守	定例ミーティング	
		保守	投稿コーナーのhtml追加、改修希望リストの改修内容について	改修についての見積りのヒアリング
2019/1/8	サーバー	保守	エラーログを目視確認	問題なし
	サーバー	保守	同上	問題なし
2019/1/21	MT	保守	アクセスログを目視確認	問題なし
	MT	保守	リビジョンファイル一式をバックアップ&削除	504件ファイル削除
2019/1/25		保守	定例ミーティング	
2019/2/8	サーバー	保守	エラーログを目視確認	問題なし
	サーバー	保守	同上	問題なし
2019/2/20	MT	保守	アクセスログを目視確認	問題なし
	MT	保守	リビジョンファイル一式をバックアップ&削除	572件ファイル削除
2019/3/8	サーバー	保守	エラーログを目視確認	問題なし
	サーバー	保守	同上	問題なし
	MT	保守	アクセスログを目視確認	問題なし
2019/3/20	MT	保守	リビジョンファイル一式をバックアップ&削除	378件ファイル削除
		保守	定例ミーティング	

【実施区分】サーバー、MT(Movable Type)、サークル掲示板

【財団/保守】財団:財団が個別に調査等業務指示した分/保守:受託者が計画的に実施した分

保守管理業務の大半は、毎月の「エラーログ、アクセスログの目視確認」と「データの削除」及び「定例ミーティング」である（上記表の色をつけた部分）。その他の保守対応のうち、Googleマップが表示されない不具合については別途費用が発

生しているため、契約上の保守の範囲で対応されたのは、3件（サークル情報の管理画面の不具合、こうのとりの基金の更新反映不具合、投稿コーナーのhtml追加）のみである。サーバーのエラーログやアクセスログの確認をするのは保守である以上当然であるし、定例ミーティングにおいてどのようなミーティングが行われたのか、記録がなく不明であるが、以上の業務のために、年間916千円（委託料1,645千円から、改修費用729千円を控除した額）の費用を負担することについて、経済性があるといえるかについては検討が必要であると考ええる。

例えば、夢財団は、前記「夢財団とザメディアジョンの業務内容」（194頁の表参照）における夢財団側の業務を担当させるため、Webの知識を有する臨時職員を雇用しているが（人件費2,746千円）、その業務内容にはサーバーの異常を確認して管理会社（ザメディアジョン）へ連絡することも含まれているのであるから、ザメディアジョンがサーバーのアクセスログやエラーログを目視確認するための費用を別途支払う必要があるのか、あるいは、ミーティングを定例で行う必要があるのか、ミーティングで具体的に何を行っているのか、必要に応じてWeb担当職員が連絡をすることでは足りないのか、不具合が生じた場合のスポット対応にすることで費用を圧縮できないのか等の検討も必要ではないか。費用については、受託者のザメディアジョン側の意向や事情もあると考えられるが、夢財団が自前で対応できる部分がないか、他の業者ではできないのかも検討すべきである<sup>31</sup>。

## 6 意見（イクちゃんネットの保守管理に要する費用について）

イクちゃんネットの保守管理業務の大半は、毎月の「エラーログ、アクセスログの目視確認」と「データの削除」及び「定例ミーティング」であり、平成30年度に不具合対応がなされたのは3件のみである。そのための費用として年間916千円を要しているほか、夢財団は、イクちゃんネット対応のための臨時職員も雇用しており（年額2,746千円）、保守管理のために要する経費に経済性が認められるか、再検討を要すると考える。

例えば、夢財団の臨時職員によるサーバーエラーの確認等の業務とは別に、ザメディアジョンがサーバーのアクセスログやエラーログを目視確認することを業務とし、

---

31 Webサイトの製作においては、このような保守管理、更新等に要するランニングコストも踏まえた設計が必要である。

そのための費用を支払う必要があるのか、あるいは、ミーティングを定例で行う必要があるのか、ミーティングで具体的に何を行っているのか、必要に応じてWeb担当職員が連絡をすることでは足りないのか等、スポット対応にすることで費用を圧縮できないのかの検討も必要ではないか。費用負担については、受託者のザメディアジョン側の意向や事情もあると考えられるが、夢財団が自前で対応できる部分がないか、他の業者ではできないのかも検討されたい。

## 第42 広島キッズシティ補助金

### 1 概要

「広島キッズシティ」とは、広島県内に住む小学生が、会場に設置された各ブースにおいて、販売、ものづくり、飲食などの職業体験をし、自らの力で考え行動することによって、子どもが本来持っている「自ら育つ力」の醸成を支援することを目的としたイベントである。

県は、平成30年度「広島キッズシティ2018」<sup>32</sup>に対し、1,000,000円の補助金を交付した（広島市も同額を補助。）。

### 2 事業内容

県は、「広島キッズシティ2018」の開催当日において必要となる経費のうち、会場全体の設営、管理やイベントの運営に必要な経費として、「広島キッズシティ2018実行委員会」に対し1,000,000円を補助した（事業企画に要した経費及び出店料を徴収している個別ブースに必要な経費等を除く。）。

「広島キッズシティ2018」の事業概要は以下のとおりである。

---

32 広島キッズシティ2018実行委員会とは、実行委員長である一般社団法人広島青年会議所理事長をはじめとした各実行委員によって構成され、広島キッズシティ2018の実施のために組織された団体である（顧問として、広島県知事、広島市長、広島商工会議所会頭が就任。）。

事業名	広島キッズシティ2018
開催日	2018年9月22日～同月23日
開催場所	広島市タカノ橋商店街
目的	子どもたちが自らの力で考え・行動して・体験することにより、子どもたちが本来持っている「自ら育つ力」の醸成を支援することを目的とする。
内容	広島県内の行政や各種企業団体に協力を得て、タカノ橋商店街を舞台とした仮想の子どものまちを創出し、地域社会とのふれあいを感じながら子どもたちが社会の仕組みを学びつつ、様々な職業体験ができる「子どもが主役のまち」で自らの意志で一步踏み出す体験を通じ、子どもたちに「自ら育つ力」を発揮してもらう。
主催	広島キッズシティ2018実行委員会
共催	一般社団法人広島青年会議所 広島県 広島市
参加対象	広島県内に住む小学生、保護者、近隣住民
参加料等	キッズ店長 2,000円(31名参加) キッズアルバイト 1,000円(201名参加)
来場者数	2,968人(計画延べ3,000人)
財源	補助金収入 2,500,000円 ・広島県 1,000,000円 ・広島市 1,000,000円 ・一般社団法人広島青年会議所 500,000円 協賛金 680,000円 出店料・キッズ店長等登録料・販売収入等 2,004,216円 前年度繰越金 1,005,906円
予算・決算	予算 6,867,684円 決算 6,189,906円

### 3 予算・決算の推移

広島キッズシティ補助金の予算・決算の推移は次のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000

### 4 課題・問題点（本事業の目的、効果、指標について）

- (1) 本事業は、ワーク 5①「子供と子育てにやさしい生活環境づくり」を構成する事業（成果を維持する事業）の一つと位置づけられ、「ワーク別管理シート」に記載されている。

このワーク 5①は「子育てに楽しみや喜び・生きがいを感じる人の割合」（県健康福祉局子育て・少子化対策課調べ）を指標とし、平成 30 年度はその割合を 86%とすることが目標とされているが、本事業自体の指標や目標は設定されていない（この点に関し「第 47「ワーク」と「ワーク別管理シート」について、2 課題・問題点（ワークを構成する事業とワークの目標との関連性，ロジックの整理と明確化について）」215 頁参照）。

- (2) 「広島キッズシティ」は、広島県内に住む小学生が、会場に設置された各ブースにおいて、販売，ものづくり，飲食などの職業体験をし，自らの力で考え行動することによって，子どもが本来持っている「自ら育つ力」の醸成を支援することを目的としたイベントであるところ，広島キッズシティのこれまでの実績は次の表のとおりである（平成 30 年度のキッズシティ報告書に基づくものであるが，平成 30 年度の参加団体数は不明）。

【広島キッズシティ実績】

名称	広島キッズシティ2012	広島キッズシティ2013	広島キッズシティ2014	広島キッズシティ2015	広島キッズシティ2016	広島キッズシティ2017	広島キッズシティ2018
開催日時	2012/10/7	2013/8/3	2014/8/2	2015/10/10	2016/8/27	2017/9/16	2018/9/22
	2012/10/8	2013/8/4	2014/8/3	2015/10/11	2016/8/28	2017/9/17	2018/9/23
開催場所	広島中央公園自由広場	広島市中小企業会館	広島マリーナホップ	旧広島市民球場跡地	旧広島市民球場跡地	広島市タカノ橋商店街	広島市タカノ橋商店街
来場者数	9,250	4,015	3,976	13,649	5,042	1,535	2,968
ブース数	89	85	70	85	74	55	40
参加団体数	79	70	54	85	71	48	不明
協賛企業数	28	20	52	29	27	45	51

平成 30 年度の来場者数は，前年を上回ったが減少傾向にある。協賛企業は増加しているが，参加団体数は減少しているし，ブース数は過去 7 年で最も少ない。これらは，「広島キッズシティ」の目的や成果に関連する指標であるが，前記のとおり，本事業自体の指標の設定や管理がされていないため，本事業による補助の効果の有無，程度をどのように評価して補助金を支出し続けているのか，判然としない。

また，「広島キッズシティ」は，全県の小学生を対象とするイベントであるにもかかわらず，2 年続けて広島市内の同一の商店街を会場としているが，本件補助金の直接の目的は特定の地域振興ではないはずであり，補助金の趣旨が曖昧になっていると言わざるを得ない。

- (3) 「キッズシティ広島」の実行委員長は、広島青年会議所の理事長、副実行委員長は、県の健康福祉局長及び広島市こども未来局長、顧問には広島県知事、広島市長及び広島商工会議所会頭が就任しているなど、キッズシティ広島は、県・広島市・経済界を挙げてのイベントであり、その意義は理解できるが、補助の効果の検証をしないまま漫然と継続すべきではないと考える。

## 5 指摘（広島キッズシティ補助金の効果の検証について）

「キッズシティ広島」の趣旨、目的、これまでの実績等を踏まえて、補助の効果を測るための指標を設定して検証を行うべきである。

## 6 意見（広島キッズシティ補助金の継続について）

「キッズシティ広島」に対する補助の効果の検証結果を踏まえて、補助を継続するか否かの検討を行われたい。

# 第43 将来世代応援知事同盟事業

## 1 概要

「日本創生のための将来世代応援知事同盟」（以下「本同盟」という。）とは、独自の発想と実行力を持ち、人口減少社会に立ち向かうトップランナーを目指す知事が団結し、若い世代が、地方で暮らし、結婚し、子どもを生み、育てることができる社会の実現に向けた支援を充実するとともに、税制、社会保障制度改正など法改正を含めた政策を国へ提言し、社会全体で将来世代を支援する仕組みを構築することを目的とした同盟である（「日本創生のための将来世代応援知事同盟規約」（以下「同盟規約」という。）による。<https://www.nihonsousei.jp/allabout/kiyaku/>）。

本事業は、本同盟の共同事業負担金（知事同盟サミットの開催経費、知事同盟ホームページの運営費、国への政策提言のための各県事務担当調整会議経費、その他共同事業実施経費）及び共同事業実施のための会議等出席費用を負担する事業である。

## 2 事業内容

本同盟の結成は、平成24年8月27日に行われた「第2回鳥取・広島両県知事会議」において、鳥取県知事から、「子育て同盟」の結成について提案がなされたのが

きっかけである。同提案を受けて、平成 25 年 4 月、趣旨に賛同する 10 県により、本同盟の前身である「子育て同盟」が結成された。

平成 27 年 4 月、子育て支援のほか、女性・若者支援を含めた施策を推進し、人口減少を克服して地方創生を図るため、「子育て同盟」が発展的に改組され、本同盟が結成された。結成時の構成自治体は、12 県であった（宮城県、福島県、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県）。

子育て同盟及び本同盟は、結成以来、国への緊急提言等を行っているほか、毎年各県で同盟サミットを開催しており、平成 30 年度は、宮城県において「日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in みやぎ」が開催された。

令和元年 5 月 31 日に施行された同盟規約によれば、本同盟の構成自治体は、17 県となっている（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、福井県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県）。

### 3 予算・決算の推移

将来世代応援知事同盟事業の予算・決算の推移は次のとおりである。

将来世代応援知事同盟事業				(千円)
H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算	
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算	
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	
970	1,016	977	1,092	
970	1,016	977	1,092	
809	960	765	782	

### 4 課題・問題点

課題・問題点は特に見当たらなかった。

## 第44 寄付を活用した子育て応援事業

### 1 概要

本事業は、地域や家庭の子育て力を向上するため、親育ちや子育て支援者のスキルアップを促進することを目的として、ふるさと納税制度による寄附金及びイオングループとの協定に基づく寄附金の財源を活用して、高度なノウハウや経験を有する講師を招へいし、子育て家庭や子育て支援者を対象とした講演会を実施するものである。

## 2 予算・決算の推移

寄付を活用した子育て応援事業の予算・決算の推移は、次のとおりである。

H27当初予算	H28当初予算	H29当初予算	H30当初予算
H27最終予算	H28最終予算	H29最終予算	H30最終予算
H27決算	H28決算	H29決算	H30決算
2,908	2,580	3,309	3,274
2,908	2,580	3,309	3,274
2,807	2,514	3,278	3,173

## 3 事業内容

親子が一緒に参加できる講演会や講座、一緒に体験できる遊びを取り入れるなどして、親子が子育てについて考えるきっかけとなり、子育て支援者のノウハウ蓄積及びスキルアップの促進につながるものを実施している。

また、広域で参加者を募集するものと地域単位で開催するものを設定し、多くの子育て中の親子の参加を図っている（広域開催1回、地域開催4回程度）。

平成30年度に実施した講演会等は以下のとおりである。

なお、本事業は夢財団に委託している。

### (1) 特別講演会

目からウロコの赤ちゃん学セミナー「赤ちゃんに学ぶ、育つチカラ」

（講師）日本赤ちゃん学会理事長 小西行郎氏

日時：平成30年11月4日（日）13時30分～15時30分

場所：広島県医師会館（広島市）

参加人数：161名

### (2) 地域講演会1

親子で楽しむ 紙芝居・絵本

（講師）株式会社童心社代表取締役会長、紙芝居文化の会代表 酒井京子氏

日時：平成30年11月23日（祝）13時～15時30分

場所：合人社ウェンディひと・まちプラザ

参加人数：83名

### (3) 地域講演会2

親子で一緒に 絵本・音楽ライブ

(演者) T-break (ティーブレイク)

府中市学校図書ボランティアネットワーク 虹のポケット

① 日時：平成 30 年 10 月 14 日（日）10 時 30 分～12 時

場所：府中市こどもの国ポムポム（府中市）

参加人数：120 名

② 日時：平成 30 年 10 月 28 日（日）10 時 30 分～12 時

場所：安芸高田市クリスタルアージュ（安芸高田市）

参加人数：75 名

(4) 地域講演会

「おやこでたのしむ♪ジャズコンサート」

(出演) 中川ひろたかとモダンギャグカルテット

日時：平成 31 年 3 月 10 日（日）13 時～14 時 30 分

場所：庄原市市民会館（庄原市）

参加人数：827 名

#### 4 課題・問題点等

特段の課題・問題点や指摘すべき事項は見当たらなかった。

### 第45 広報資料等，委託の成果物の在庫管理について

#### 1 概要

県は，広報用の資料等を様々な事業で外部委託により作成し，配布・保管している。

例えば，「ひろしま出会いサポートセンター運営事業」におけるチラシやリーフレット，「ひろしま自然保育推進事業」におけるリーフレットや広報用資料，「不妊検査・一般不妊治療費助成事業」におけるチラシやリーフレット等があり，必要枚数を見積って外部に製作を委託し，配布予定箇所に配布するとともに，県庁の事業部受付等に備え置くとともに，在庫は事業部の倉庫に保管している。

平成 30 年度に作成された広報資料等のうち，有体物の一覧は次のとおりである。

ワーク1① 有配偶者率の向上【夢プラン推進グループ】

NO	事業名	媒体	表題、内容	配付先	配布時期	数量	経費(単位:円)
1	ひろしま出会いサポートセンター運営事業	紙	こいのわ関係チラシ	県内全域関係	年間	18,000	86,468
2	"	紙	ひろサボチラシ・リーフレット	"	年間	5,500	32,918
3	"	紙	応援企業交流会チラシ	"	年間	2,500	18,240
4	"	紙	尾道・三原イベントチラシ	"	10月・11月	61,000	40,740
5	"	紙	各種リーフレット・スタッフ用名刺等	"	年間	225,200	100,619
6	ひろしま出会いサポーターズ構築事業	紙	こいのわチラシ	県内全域関係	年間	27,000	87,951
7	"	紙	PRチラシ(マスク封入用ミニサイズ)	"	年間	3,000	11,000
8	"	紙	ひろサボチラシ	"	年間	31,000	162,757
9	"	紙	ボランティア募集チラシ	"	年間	15,000	22,032
10	"	紙	イベントチラシ	"	年間	15,000	38,459
11	みんなでせっかいい「こいのわ」プロジェクト業務	紙	ポスター制作(B1・B2)	県内全域	年間	500	325,000
12	"	その他	のほり		年間	300	270,000
13	"	紙	イベント告知チラシ(東広島・呉)	県内全域	12月～3月	20,000	215,000
14	"	紙	イベント告知チラシ(福山)	福山市内	1月～	5,950	150,000
15	ライフデザイン啓発事業	紙	ライフデザインワークシート一式		年間(8月～)		1,251,000
16	"	紙	トリビアブック		年間(8月～)		173,500
17	"	紙	セミナー案内用チラシ		年間(8月～)		15,000
小計							3,000,684

ワーク1② 妊娠を希望する者に対する支援の充実【子育て支援グループ】

NO	事業名	媒体	表題、内容	配付先	配布時期	数量	経費(単位:円)
1	不妊検査・一般不妊治療費助成事業	紙	妊活大調査(医療機関ポスター)	医療機関等179か所	6月	179	116,660
2	"	紙	妊活大調査(薬局ポスター)	薬局等1,723か所	6月	1,723	60,888
3	"	紙	妊活大調査(チラシ)	医療機関等1,864か所	6月	20,875	75,360
4	"	紙	不妊検査・治療は二人三脚で(医療機関ポスター)	医療機関等133か所	11月	137	3,610
5	"	紙	不妊検査・治療は二人三脚で(薬局ポスター)	薬局等1,786か所	11月	1,786	39,481
6	"	紙	ラブレターリーフレット	医療機関等1,891か所	11月	21,657	428,096
7	"	紙	リーフレットケース	医療機関等1,891か所	11月	1,891	205,542
8	"	紙	ブックエンド型POP	薬局等1,678か所	6月	3,356	111,920
9	"	紙	ブックエンド型POP組立書	薬局等1,678か所	6月	3,356	7,620
10	"	紙	CUE		6月, 8月, 11月		565,000
11	"	紙	リビングひろしま・リビングふくやま		8月, 11月	515,380	296,000
12	"	紙	不妊検査・治療は二人三脚で(JRポスター)	JR等	11月	478	638,916
小計							2,549,093

ワーク4① 子育ての不安を解消するワンストップ相談体制の確立【子育て支援グループ】

NO	事業名	媒体	表題、内容	配付先	配布時期	数量	経費(単位:円)
1	ひろしま版ネウボラ構築事業	紙	はじめまして ひろしま版ネウボラです	全県(市町23か所, その他イベントや研修等会場で随時配付)	通年	3,000	449,280
小計							449,280

ワーク5① 子供と子育てにやさしい生活環境づくり【夢プラン推進グループ】

NO	事業名	媒体	表題、内容	配付先	配布時期	数量	経費(単位:円)
1	子育て環境改善事業	紙	地域コーディネータースキルアップチラシ	全県	通年	300部	1,728
2	"	紙	つくってみよう自分の朝ごはん	全県	H30.7頃	6,000部	16,848
3	"	紙	イクちゃんサービPRチラシ	全県	通年	19,000枚	340,798
4	"	その他	子育て応援PRのほり	—	—	50本	86,400
5	"	紙	支援のカタチ改訂版増刷	全県	通年	800部	250,000
6	"	その他	はじめましてカード	全県	通年		216,000
7	寄附を活用した子育て応援事業	紙	「親子でたのしみジャズコンサート」チラシ及びポスター	全県	H31.2月頃	11,000部	32,821
8	"	紙	「絵本・音楽ライブ」チラシ及びポスター	全県	H30.9月頃	15,500部	5,854
9	"	紙	「赤ちゃんに学ぶ、育つチカラ」チラシ及びポスター	全県	H30.10月頃	11,000部	72,468
小計							1,022,917
合計							7,021,974

## 2 課題・問題点 (在庫管理と計画的な活用について)

- (1) 外部委託したチラシやリーフレット等は、納品時の納品数量検査は行われているが、その後の配布先、配布数、配布時期等は記録されておらず、定期的な在庫数量確認も行われていない。

チラシやリーフレット等は、1枚あたりの単価は廉価であることや、少量の場合は、数量にかかわらず制作費があまり変わらないこともあるため、費用対効果の観点から必ずしも1枚単位で厳密に管理する必要はないと考えられる。しかし、これらも公金を投じて作成した貴重な資産であり、累計すれば金額も大きくなるのであるから（前記一覧表記載のとおり合計約700万円にものぼる）、その在庫管理は当然に行うべきである（例えば、カタログスタンドによる配布であれば、スタンドに残っている枚数まで逐一記録する必要はないが、一定のロットで補充することとし、その補充状況と保管在庫の数量を記録しておくといった方法が考えられる）。

- (2) また、在庫管理にあたっては、一定のルールを設けて配布状況を記録するとともに、定期的に残数の確認を行い、記録上の在庫数量との差異が生じた場合には、原因の究明等、在庫が適切に管理できるような体制を設けるべきである。

配布記録をもとに、一定期間（例えば半期）に一度といった単位で実在庫数量を検査し、数量差異が生じた場合には原因の究明と改善の取組みを行う仕組みを設けるべきである。

- (3) 広報資料（アウトプット）は、適時に配布や掲示等がなされなければ、その分の効果（アウトカム）はゼロであるから、投入した資源（インプット）は全く無駄になってしまう。

したがって、いつ、どこに、どの程度配布するのか等、事前に活用の計画を立てておくことも必要である。

### **3 意見（委託により作成したチラシ等の作成、配布、在庫管理について）**

- (1) 委託により作成したチラシやリーフレット等は、作成にあたって、いつ、どこに、どの程度配布するのか等、事前に活用方法について具体的な計画を立てておくべきである。
- (2) 在庫については、配布先、配布数、配布時期等を記録するとともに、定期的に在庫数量の確認を行うべきである。
- (3) 上記(2)の記録と在庫数量が一致しない場合は、その原因究明と改善について取組みを行う仕組みを設けるべきである。

## **第46 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）の報告事務について**

## 1 概要

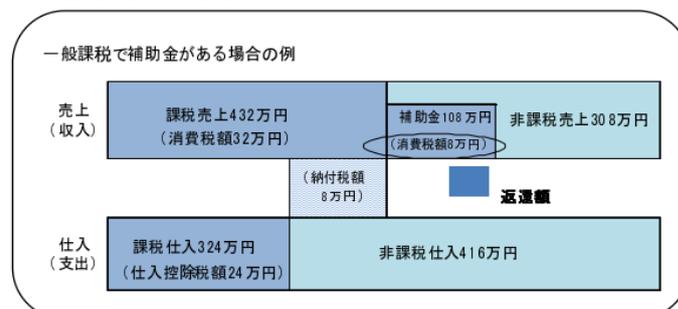
事業者には、消費税の負担を目的とした部分があるにも関わらず、制度上、不課税売上として計上されているため、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的に使用されないことになる（下図：広島県健康福祉局医療介護人材課，医療介護計画課（平成28年1月作成）の「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）の報告事務について」より抜粋。なお、同図の説明には「非課税売上」とあるが「不課税売上」である。）。

### (1) 消費税の納付と補助金について

事業者は、課税売上げに係る消費税から、課税仕入れに係る消費税額(以下「仕入控除税額」という。)を控除した金額を、税務署に納付します。



一方、補助金は、消費税の負担を目的とした部分があるにも関わらず、制度上、非課税売上として計上されており、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担(支出)という目的に使用されないことになります。



このため、補助金交付要綱では、交付の条件として補助事業完了後、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額の報告義務が定められているのが一般である。

本外部監査においても、この報告や還付事務が適正になされているか否かの確認を行った。

## 2 報告対象事業・事業者

(1) 次のような事業者は、原則返還金は発生しないが、返還額がなくても報告は必要である。

- ・消費税の申告義務がない。
- ・簡易課税方式で申告している。
- ・公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている。
- ・補助対象経費が人件費等の不課税仕入等のみである。
- ・補助対象経費に係る消費税等を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして計上している。

(2) 本外部監査対象事業のうち、消費税の返還の可能性がある事業は次のとおりである。

補助事業	対象経費	消費税区分	要綱の 報告義務規定	備考
周産期母子医療センター運営支援	運営費全般	課税	無	
ひろしま型自然保育推進事業	研修等経費	課税	無	
広島県認定こども園整備事業	設備費用	課税	無	間接補助
医療提供体制推進事業	設備費用含む	課税	有	間接補助
広島県子ども子育て支援事業	設備費用	課税	有	間接補助
保育対策総合支援事業	設備費用、資格取得費用	課税	有	間接補助
産科医等確保支援事業	人件費	不課税	有	
保育コンシェルジュ配置事業	人件費	不課税	無	間接補助
ひろしま県版ネウボラ構築モデル事業	事業経費	課税	有	間接補助
1・2歳児受け入れ促進事業	-	-	無	
ひろしまキッズシティ	イベント費用	課税	-	
市町少子化対策支援事業	需用費、役務費、委託料等	課税	有	間接補助
市町子育て支援事業補助金	事業に必要な各種経費等	課税	有	間接補助

周産期母子医療センター運営支援事業及びひろしま型自然保育推進事業（補助金交付先は以下の表のとおり）については、消費税の返還の可能性があるにもかかわらず要綱上は報告や返還義務が規定されておらず、問題があると考えらる。

補助金交付先	金額	補助金交付先	金額
ひろしま型自然保育推進事業	1,781,186	周産期母子医療センター運営支援事業	66,615,000
特定非営利活動法人キッズNPO	300,000	東広島医療センター	16,697,000
社会福祉法人みどり会	274,897	広島大学	13,073,000
株式会社くうねあ	150,000	呉医療センター	13,073,000
学校法人広島女学院	150,000	広島県厚生農業協同組合連合会	13,073,000
森のようちえん まめとっこ	150,000	医療法人 あかね会 土谷総合病院	6,537,000
学校法人難波学園	150,000	三次市	4,162,000
学校法人法輪学園	150,000		
戸山の森のようちえんおてんとさん	129,530		
社会福祉法人MONDEN会	70,350		
NPO法人森いく比治山	63,089		
社会福祉法人泰平社	60,000		
学校法人多幾山学園	39,680		
福山市立郷分幼稚園	30,000		
学校法人藤本学園	29,930		
東広島シュタイナーこども園さくら	15,380		
江田島市	9,940		
学校法人広島高陽学園	8,390		

- (3) 市町が実施する補助事業を補完する補助事業（間接補助事業）の場合（下記一覧表参照），補助金交付先が市町へ返還した結果として県への返還も生じる可能性がある。

補助金交付先	金額	補助金交付先	金額
<b>市町少子化対策支援事業</b>	<b>2,878,716</b>	<b>市町子育て支援事業補助金</b>	<b>595,121,000</b>
尾道市	1,800,000	福山市	130,823,000
東広島市	728,716	広島市	77,071,000
府中市	350,000	東広島市	75,749,000
<b>放課後児童クラブ事業</b>	<b>1,388,557,000</b>	三原市	51,646,000
広島市	639,900,000	呉市	44,271,000
福山市	176,086,000	三次市	24,992,000
東広島市	112,802,000	海田町	24,304,000
呉市	88,446,000	尾道市	24,199,000
三原市	65,575,000	府中町	20,110,000
尾道市	56,306,000	廿日市市	18,810,000
廿日市市	39,290,000	北広島町	13,086,000
三次市	36,690,000	竹原市	12,856,000
安芸高田市	31,254,000	庄原市	12,237,000
庄原市	24,600,000	府中市	11,053,000
竹原市	22,685,000	大竹市	10,379,000
府中町	21,160,000	坂町	9,170,000
海田町	12,324,000	安芸太田町	6,284,000
北広島町	11,462,000	世羅町	6,146,000
熊野町	9,426,000	江田島市	5,912,000
江田島市	9,317,000	熊野町	4,908,000
大竹市	8,260,000	神石高原町	4,152,000
世羅町	6,854,000	大崎上島町	3,560,000
府中市	6,484,000	安芸高田市	3,403,000
坂町	4,819,000	<b>ひろしま版ネウボラ構築事業</b>	<b>79,475,466</b>
神石高原町	2,859,000	福山市	41,850,000
安芸太田町	1,958,000	尾道市	15,146,139
<b>放課後児童クラブ室整備費補助金</b>	<b>140,091,000</b>	海田町	15,062,991
福山市	60,339,000	府中町	3,762,294
東広島市	34,138,000	三次市	1,876,042
安芸高田市	29,217,000	北広島町	1,778,000
廿日市市	8,854,000	<b>認定こども園整備事業</b>	<b>348,886,000</b>
府中町	7,528,000	呉市	168,246,000
府中市	15,000	熊野町	101,783,000
		尾道市	50,672,000
		福山市	16,482,000
		安芸高田市	11,703,000

### 3 課題・問題点（補助金支給に係る消費税等の還付について）

- (1) 補助金支給に係る消費税等の還付については、以下の3つの場合に分けられる。
- ① 消費税等が還付される可能性があるため、確認が必要な補助金
  - ② 消費税等が関係しない経費又は算定根拠を基に補助額が決まっているため、還付確認が不要な補助金
  - ③ 市町の補助事業を補完する目的で補助金が支給され（間接補助金）、市町が事業者に対して行う補助事業は消費税等が関係する経費を対象にしているため、市町への消費税等の返還に伴い県への返還も生じる可能性がある補助金

(2) 県においても上記3つのケースの補助金があるが、補助金支給要綱を確認すると、消費税等還付の報告手続に係る記載は、事業間で統一されていない。

具体的には、①のケースである「周産期母子医療センター運営支援事業」及び「ひろしま型自然保育推進事業」の要綱に、消費税等還付の報告手続に係る記載が見当たらない一方で、②のケースである「産科医等確保支援事業」の要綱には、消費税等還付の報告手続に係る規定がある（産科医等確保支援事業補助金交付要綱4条(5)）。また、③のケースでは要綱上に記載があるものとなないものが見受けられた。

(3) 本外部監査の対象補助金は、補助金の支給対象経費が消費税等の関係がないものが多く、また、支給先が市町、社会福祉法人、学校法人等、消費税等の納付義務（還付の権利）がない可能性が高い事業者が多いため、消費税等の還付に係る補助金の返還が生じる可能性は高くないと思われるが、絶対に返還が生じないとは限らないため、①及び③のケースについては、消費税等の還付の有無の報告は必要であると考えられる。

したがって、要綱上、報告義務や返還義務を規定すべきである（4 指摘（消費税等の還付がなされる可能性がある補助金の要綱について）211頁）。

なお、国からの補助金を財源とする場合、国の要綱において、「間接補助事業完了後に、消費税等の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも間接補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事（又は広域連合の長）に報告しなければならない。また、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。」旨の条件を付さなければならないといった規定がなされているように（例えば「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」9項(2)(3)参照）、国の要綱に沿う要綱の定めにする必要がある。

(4) ②については、報告義務の規定は不要であるが、①や③のような場合を含んだ補助事業も考えられるため、厳密に②の場合のみを除外できるか、できるとして要綱が複雑化しないか、そのためのコストにも配慮した検討が必要と考えられる（「5意見（補助金と消費税等の還付に関する要綱の整理等について）」211頁）。

#### 4 指摘（消費税等の還付がなされる可能性がある補助金の要綱について）

周産期母子医療センター運営支援事業及びひろしま型自然保育推進事業のように、消費税等の還付の可能性がある補助金については、要綱上、確定申告後の消費税仕入控除税額の報告及び返還義務を規定すべきである。

#### 5 意見（補助金と消費税等の還付に関する要綱の整理等について）

補助金支給に係る消費税等の還付については、消費税等が還付される可能性の有無によって、仕入控除税額の有無・額の確認（報告）の要否が異なりうるが、多数の補助事業を効率的に運営するためには、仕入控除税額の有無・額の確認義務や返還義務の規定について、県、局、課としてどのような方法をとるのか（全て統一するのか、類型ごとに規定を変えるのか、厳密に個別対応するのか、予め消費税分について考慮した補助とするのか等）、要綱の整備や補助金支給事務に要するコスト、国の要綱との整合性にも留意して、整理することを検討されたい。

## 第47 「ワーク」と「ワーク別管理シート」について

### 1 概要

- (1) 「ワーク」とは、ある政策や施策領域における目的を達成するための事業を束ねた「戦略的事业単位」であり、県は、ワーク単位で戦略を立案し、指標・目標を立ててPDC Aを回している。

ワークの目標やワークを構成する事業の指標、目標、進捗状況等は、「ワーク別管理シート」という一枚の用紙にまとめられている（本報告書では2頁に分けて掲載した。213頁，214頁）。

例えば、「有配偶者率の向上」（ワーク番号1①）というワークの場合、最終目標（令和2年度）は、女性（25歳～39歳）の有配偶者率63.2%、男性（25歳～39歳）の有配偶者率53.5%、中間指標として県の婚姻件数やひろサポの婚姻数が記載されている。また、ワークが目指す姿を実現するための目論見として、現状、課題、課題解決に向けた仮説や具体的な取組みのほか、成果を押し上げる事業<sup>33</sup>とし

---

33 「有配偶者率の向上」（ワーク番号1①）の場合、「ひろしま出会いサポートセンター運営事業」、「みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業」、「みんなでおせっかい「こいのわ」イベント事業」、「ひろしま出会いサポーターズ構築事業」がこれに含まれる。

て、ワークを構成する事業の内容、目的、予算、指標・活動指標や進捗状況を記載する欄が設けられている。

- (2) 県によれば、ワークや指標の設定・見直しやワークに含まれる事業群の整理は、局と経営企画チームとで協議しながら行われる。

各ワークは、ワーク責任者を中心に事業の実施段階において四半期ごとに進捗状況の点検がなされ、随時、局内で各局長と協議が行われるほか、各局がワーク別管理シートを取りまとめて経営企画チームに提出する。点検結果は、全局長が出席する経営戦略会議において報告がなされる。

このように「ワーク別管理シート」は、県においてP D C Aサイクルを管理するため、「P」段階での戦略などを見える化し、関係者間で共有するとともに、実施・進捗状況やその結果を管理（「D」，「C」）するために活用するほか、来年度の事業構築（予算要求など）及び前年度の振り返りに係る基礎資料として活用しているとのことである。

施策マネジメントにおけるワーク別管理シート (平成30年度)

分野	人づくり	領域	少子化対策
取組の方向	県民の結婚・出産・妊娠の希望をかなえる切れ目のない支援を進めます。		

ワーク名	1① 有配偶者率の向上	ワーク責任者	子育て・少子化対策課長	担当部署	健康福祉局	整理時点	H31.1.11 (第③四半期点検)
------	-------------	--------	-------------	------	-------	------	-----------------------

【ワークの成果指標・目標・実績・点検状況】

A	最終目標	目標達成最終年次	過年度実績(上段)、各年度の目標と達成状況(中、下段)				後年度目標	点検状況
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
女性(25歳~39歳)の有配偶者率 ※国勢調査(6年おきに実施)/H22:59.5%	63.2%	32	実績	59.0%	-	実績	H31	第①四半期 実績未確定
			目標	59.1%(支援策を実施しなかつた場合の推計値を上回る)	-	目標	-	第②四半期 実績未確定
【設定趣旨】 県内市町の若い女性の有配偶者率と合計特殊出生率には強い相関関係があるため、目標の女性(25歳~39歳)の有配偶者率により、少子化対策の効果を図ることができ、最終目標については、平成12年の国勢調査時の数値レベルを目標とすることと設定した。								
A	男性(25歳~39歳)の有配偶者率 ※国勢調査(6年おきに実施)/H22:51.0%	32	実績	49.8%	-	実績	-	第①四半期 実績未確定
			目標	49.8%(支援策を実施しなかつた場合の推計値を上回る)	-	目標	-	第②四半期 実績未確定
【設定趣旨】 女性の有配偶者率を目標とすることと合わせ、男性の有配偶者率についても設定する。最終目標については、平成12年の国勢調査時の数値レベルを目標とすることと設定した。								
B	ひろしま出会いサポートセンター登録者数	20,000人	実績	4,716人	8,241人	実績	10,904人	実績点検
			目標	3,000人	5,000人	目標	10,800人	第①四半期 やや遅れ 第②四半期 やや遅れ 第③四半期 やや遅れ
【設定趣旨】 結婚に向けた行動を起こしている人の数を把握することにより、少子化対策の効果を図ることができ、								

【中間指標(モニタリング指標)】

A	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
広島県の婚姻件数	13,594	13,177	13,347	13,077	12,841	12,590	75組	90組	75組 (H30.12末現在)	100組
指標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標

【総合戦略に設定している関連指標】

Bに同じ	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
指標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標



## 2 課題・問題点（ワークを構成する事業とワークの目標との関連性、ロジックの整理と明確化について）

- (1) 「県の少子化対策と合計特殊出生率との関係」（17 頁）において述べたとおり，県が指標・目標として掲げている合計特殊出生率は，①有配偶者率と②有配偶者出生率<sup>34</sup>の積に分解することができる。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{合計特殊出生率}} = \boxed{\text{①有配偶者率}} \times \boxed{\text{②有配偶者出生率}} \\
 \\
 \underbrace{\frac{\text{第1子出生数（母親n歳）}}{\text{有配偶者女性人口（n歳）}}}_{\text{第1子の有配偶者出生率}} + \underbrace{\frac{\text{第2子出生数（母親n歳）}}{\text{有配偶者女性人口（n歳）}}}_{\text{第2子の有配偶者出生率}} + \underbrace{\frac{\text{第3子以上出生数（母親n歳）}}{\text{有配偶者女性人口（n歳）}}}_{\text{第3子以上の有配偶者出生率}}
 \end{array}$$

したがって，①有配偶者率と②有配偶者出生率が増加すれば，合計特殊出生率が増加することになり，①有配偶者率は，結婚の希望が実現することにより，②有配偶者出生率は，希望どおりの人数の出産・子育てが実現することにより増加すると考えられ，県の少子化対策に関連するワークは，取組みの方向①ワーク1「有配偶者率の向上」が「有配偶者率の増加」，その余のワークは，「有配偶者出生率の増加」に関連する事業戦略と考えることができる(19 頁参照)。

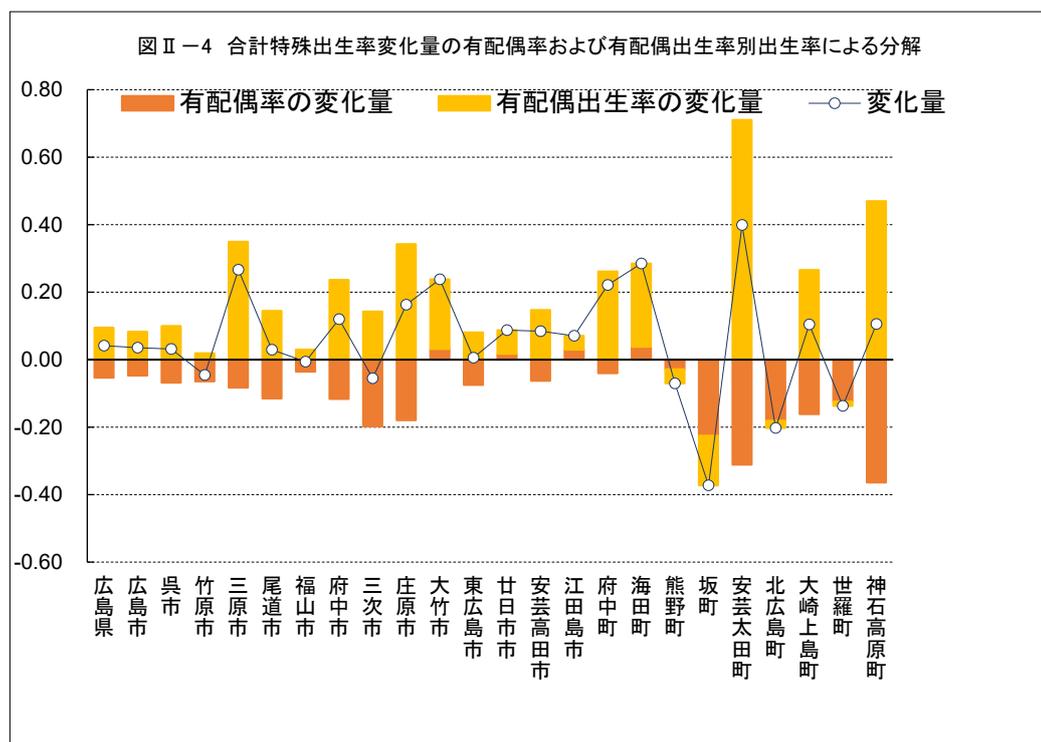
- (2) 有配偶者率や有配偶者出生率には様々な要因が関係していると考えられるが，その要因は，地域(都道府県，県内市町)，年齢層，性別によっても異なり，有配偶者率の増加に重点を置くべき地域もあれば，有配偶者出生率に影響を与える要因に注力する方が効果的な地域，年齢層もあるはずである。

例えば，先にも触れた「広島県における少子化要因調査分析事業」（32 頁）による調査分析結果である「広島県における少子化要因調査分析報告書」（35 頁。以下「少子化要因調査分析報告書」という。）によれば，2011 年～2015 年平均に

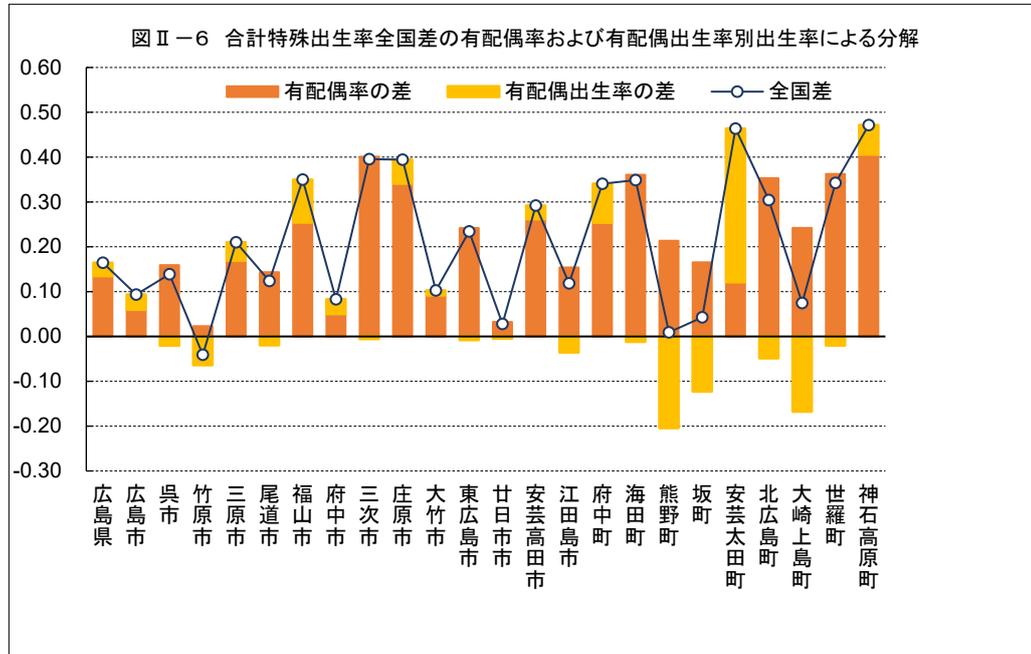
34 「有配偶者率」，「有配偶者出生率」は，それぞれ「有配偶率」，「有配偶出生率」ともいう。

よる合計特殊出生率の全国値と県値とを比較した場合、広島県は1.56で全国の1.40を上回っているが、有配偶率がマイナス寄与となる一方で有配偶出生率が上昇しており、したがって、県の出生率の上昇は、有配偶者の出生が増えていることによるものであるとされている（少子化要因調査分析報告書38頁）。

これを市町別にみると、有配偶率の寄与がプラスとなっているのは、大竹市、廿日市市、江田島市、海田町のみである。合計特殊出生率の上昇率が唯一0.4を超えている安芸太田町は、有配偶率のマイナス寄与は神石高原町に次いで大きいものの、有配偶出生率の寄与が出生率全体を押し上げている。神石高原町は、県内では有配偶率のマイナス寄与が最も大きいですが、有配偶出生率が高いため出生率の変化自体はプラスとなっている（少子化要因調査分析報告書38頁、「図Ⅱ-4 合計特殊出生率変化量の有配偶率および有配偶出生率別出生率による分解」より）。



全国平均と比べると、市町ごとに有配偶率、有配偶出生率の差に特徴があることが分かる（「少子化要因調査分析報告書」40頁、「図Ⅱ-6 合計特殊出生率全国差の有配偶率および有配偶出生率別出生率による分解」より）。



年齢層別の有配偶出生率の全国平均との差についても、市町ごとに特徴がある（「少子化要因調査分析報告書」42頁、「図Ⅱ-8 2011年～2015年有配偶出生率全国差の年齢階層別有配偶出生率による分解」より）。



表Ⅲ-1 年齢階層別女性有配偶率に影響を及ぼす社会経済要因等の分析結果

項目	独立変数	従属変数 (女性有配偶率)													
		20-24歳			25-29歳			30-34歳			35-39歳				
		モデル1	モデル2	モデル3	モデル2	モデル3	モデル4	モデル2	モデル3	モデル4	モデル2-1	モデル2-2	モデル3	モデル4	
P 値	人口構造	人口性比 (男/女)													0
		15-24歳に占める学生割合	0.001			0.004		0.001	0		0	0	0		
		女性転入超過率			0		0			0				0.001	
	所得	県外移動者リターン率			0.007		0.003		0.006					0.007	
		就業一人当たり雇用者所得	0.006					0.042							
	雇用	男性年間給与与額		0				0.003				0.018		0.012	
		男性月間実労働時間		0.025		0.019		0	0.019			0.01	0	0.002	
		男性正規雇用割合	0.048			0.005			0	0.001		0.001	0.002		
		未婚女性就業率			0.006		0.004			0				0.003	
		新規事業所従業者割合			0.007										
		サービス産業従業者割合	0.013												
	地域と家族のきずな						0.011				0.037			0.004	
	多子世帯割合 (2010年)	0.005			0.009		0.027	0		0.018	0.004	0		0.001	
	男性有配偶率上昇量							0				0	0.013	0	
標準偏帰係数	人口構造	人口性比 (男/女)				0.338		0.382	0.551		0.597	0.509	0.639	0.597	
		15-24歳に占める学生割合	-0.412			-0.307									
		女性転入超過率			-0.89		-0.71			-0.633				-0.593	
	所得	県外移動者リターン率			0.284		0.298			0.273				0.281	
		就業一人当たり雇用者所得	-0.306					-0.308							
	雇用	男性年間給与与額		-0.496		-0.446			-0.244	0.372		0.234		0.503	
		男性月間実労働時間		0.286		0.225			0.423	0.381		0.279	0.26	0.343	
		男性正規雇用割合	0.358			0.306			0.417			0.417	0.258		
		未婚女性就業率			0.326		0.295			0.418				0.326	
		新規事業所従業者割合			0.507										
		サービス産業従業者割合	0.313												
	地域と家族のきずな						0.36				0.253			0.281	
	多子世帯割合 (2010年)	0.303			0.254		0.263	0.501		0.31	0.358	0.456		0.331	
	男性有配偶率上昇量							0.341				0.473	0.343	0.704	
自由度修正済み決定係数		0.744	0.297	0.558	0.763	0.591	0.548	0.868	0.649	0.391	0.66	0.855	0.615	0.681	

表Ⅲ-4 年齢階層別・出生順位別有配偶出生率に影響を及ぼす社会経済要因等の分析結果

項目	独立変数	従属変数 (有配偶出生率)												
		25-29歳						30-34歳						
		第1子		第2子		第3子		第1子		第2子		第3子		
		モデル1	モデル1	モデル2	モデル1	モデル2	モデル3	モデル1,2	モデル1	モデル1	モデル3	モデル4		
P 値	人口	平均初婚年齢 (女性)	0.002	0	0.001	0.025		0.006	0			0.008		
	構造	女性転入超過率			0		0.022		0.001					
	所得	就業一人当たり雇用者所得								0.002				
		男性年間給与与額		0.042		0	0.022		0		0			
	子育て環境	男性正規雇用割合	0							0.006				
		0-5歳児保育所入所率		0	0.003					0.002	0		0.002	
		子供1万人当たり小児科医師数	0.001						0	0.004				
		消費者物価地域差指数		0.049						0.014			0.041	
	男性のゆとりと家事・育児参加							0.021				0.024		
	地域と家族のきずな												0.035	
	多子世帯割合 (2010年)	0.007	0.001	0	0	0	0	0	0.035	0	0	0	0	
	男性有配偶率上昇量									0.003				
	標準偏帰係数	人口	平均初婚年齢 (女性)	0.482	-0.456	-0.313	-0.171		-0.245	0.448			-0.243	
		構造	女性転入超過率			-0.382		-0.226		0.396				
所得		就業一人当たり雇用者所得								0.488				
雇用		男性年間給与与額		-0.175		-0.418	-0.251		0.221		-0.352			
		男性正規雇用割合	0.577							0.313				
子育て環境		0-5歳児保育所入所率		0.278	0.219					0.378	0.217		0.267	
		子供1万人当たり小児科医師数	0.408						0.226	0.284				
		消費者物価地域差指数		-0.153						-0.251			-0.156	
		男性のゆとりと家事・育児参加						0.199				0.203		
地域と家族のきずな													0.18	
多子世帯割合 (2010年)		0.421	0.247	0.382	0.535	0.654	0.654	0.141	0.493	0.594	0.637	0.661		
男性有配偶率上昇量										0.379				
自由度修正済み決定係数			0.392	0.828	0.851	0.799	0.794	0.727	0.882	0.669	0.82	0.701	0.795	

また、前述した（47頁）、県が「少子化要因調査分析事業報告書」をもとに再構成しようとしたとする「広島県版 合計特殊出生率「見える化分析」」では、上記要因とは一部異なる要因を用いた分析を行っており、重回帰分析の結果、有配偶率には、地域における「稼ぐ力」「雇用力」「定住力」が、有配偶出生率には、地域における「稼ぐ力」「子育て支援力」「出産・子育て環境」等の社会経済特性が影響を及ぼしているとする（「広島県版 合計特殊出生率「見える化分析」」58、59頁より。下図参照）。

## ① 有配偶率に影響を及ぼす社会経済特性の把握

重回帰分析の結果が下表であり、地域における「稼ぐ力」「雇用力」「定住力」等の社会経済特性が男女の有配偶率に影響を及ぼしていることがわかった。

有配偶率に影響を及ぼす社会経済特性（重回帰分析の結果）

項目	従属変数 有配偶率													
	女性						男性							
	25-29歳①	25-29歳②	30-34歳①	30-34歳②	35-39歳①	35-39歳②	40-44歳	25-29歳	30-34歳①	30-34歳②	35-39歳①	35-39歳②	40-44歳	
<b>P値に基づく有意判定</b>														
独立変数	稼ぐ力	**		**		**		**	***	***	***			***
	雇用力		***		***		***	**	**	**				
	定住力		**		**		**		**				***	
	家族と地域のきずな力						**	**	*		**	***		
	住宅条件													
	共働き支援力		**	**	*						*			
	子育て支援力								**					
	出産・子育て環境													
	人口性比（男/女）	*		**		***			**			**	***	
	女性転出超過率	***						***						*
	女性非学生割合		***	***	***									
	多子世帯割合					***		***						
	周辺市町からの影響	***	***		***		**				***			
	<b>標準偏回帰係数</b>													
独立変数	稼ぐ力	0.37		0.54		0.46		0.44	0.73	0.53	0.67		0.46	
	雇用力		0.36		0.41		0.45	0.40	0.46		0.15			
	定住力		0.32		0.27		0.35			0.19			0.74	
	家族と地域のきずな力						0.33	0.25		0.25		0.39	0.65	
	住宅条件													
	共働き支援力		0.33	0.35	0.24						0.18			
	子育て支援力								0.17					
	出産・子育て環境													
	人口性比（男/女）	0.28		0.36		0.48			-0.40			-0.27	-0.69	
	女性転出超過率	-0.56												-0.26
	女性非学生割合		0.30	0.66	0.40									
	多子世帯割合					0.47		0.57						
	周辺市町からの影響	1.11	0.57		0.44		0.28	-0.97			0.28			
	<b>決定係数</b>	0.73	0.83	0.75	0.84	0.74	0.76	0.76	0.62	0.92	0.93	0.86	0.76	0.76

■ 同じ従属変数に複数の分析結果がある場合（例：25-29歳①と25-29歳②）は、同じ従属変数に対して複数の重回帰分析の結果が得られたことを示す  
 ■ 女性転出超過率および多子世帯割合は、各市町が属する通勤圏のデータである  
 ■ 女性転出超過率は生産年齢人口（15歳以上65歳未満）を対象とした  
 ■ P値：重回帰分析では二つの変数の間に因果関係があることの確からしさを示す。例えば、P値に基づく有意判定が「1%水準で有意」であると、二つの変数に因果関係がない確率は1%未満である。\*：10%水準で有意 \*\*：5%水準で有意 \*\*\*：1%水準で有意

## ② 有配偶出生率に影響を及ぼす社会経済特性の把握

重回帰分析の結果が下表であり、地域における「稼ぐ力」のほか、「子育て支援力」「出産・子育て環境」等の社会経済特性が有配偶出生率に影響を及ぼしている。

有配偶出生率に影響を及ぼす社会経済特性（重回帰分析の結果）

項目	従属変数 有配偶出生率															
	25-29 歳					30-34 歳					35-39 歳					
	第1子 ①	第1子 ②	第2子 ①	第2子 ②	第3子	第1子 ①	第1子 ②	第2子 ①	第2子 ②	第3子	第1子 ①	第1子 ②	第2子 ①	第2子 ②	第3子	
P値に基づく有意判定																
独立変数	稼ぐ力	***				**		***			**	**	***			
	雇用力			***	**	**				**						
	定住力	***					***	***	**		***	***	***	**		
	家族と地域のきずな力	***			***		***		**			***			**	
	住宅条件					***					***	***		***		
	共働き支援力		**				***		**						*	
	子育て支援力			***												
	出産・子育て環境		***		*		***		***						**	
	人口性比（男/女）															
	女性転出超過率															
	女性非学生割合															
	多子世帯割合					*				**						***
周辺市町からの影響																
標準偏回帰係数																
独立変数	稼ぐ力	0.79				0.64		0.91			0.48	0.51	0.57			
	雇用力			0.58	0.38	0.38				0.39						
	定住力	0.69					0.78	0.55	0.42		0.85	0.83	0.74	0.49		
	家族と地域のきずな力	0.91			0.80		0.70		0.67			0.69			0.16	
	住宅条件					0.53				0.50	0.69		0.73			
	共働き支援力		0.47				0.44		0.47					0.37		
	子育て支援力			0.54												
	出産・子育て環境		1.30		0.49		0.89		1.15					0.72		
	人口性比（男/女）															
	女性転出超過率															
	女性非学生割合															
	多子世帯割合					0.31				0.42						0.96
周辺市町からの影響																
決定係数		0.62	0.54	0.82	0.59	0.42	0.72	0.77	0.52	0.48	0.45	0.72	0.70	0.73	0.66	0.92

■ 標準偏回帰係数：独立変数の従属変数に対する影響力の強さを比較する係数。独立変数が標準偏差一つ分変化したときに従属変数（標準得点）がどれくらい変化するかを示す。変数の単位やばらつき方に関係なく独立変数間の従属変数に対する影響の大きさを比較できる。プラスであれば独立変数が増加すると従属変数は増加し、マイナスであれば独立変数が増加すると従属変数は減少する。

■ 決定係数：独立変数全体の従属変数に対する説明力を示す、0から1の間の値をとり、1に近いほど説明力が高い。なお、表中の決定係数は自由度修正済み決定係数である。

■ ベイズ推定：偶発変動の影響を小さくするため、ある市町の出生率算出に当たって、周辺市町（二次保健医療圏等）の出生率という情報を加える統計手法。

前記の要因は、次のような指標を集約化したものである。

区分	社会経済要因	区分	社会経済要因
稼ぐ力	1世帯当たり課税対象所得	雇用力	30-34歳完全失業率(逆相関)
	人口一人当たり課税対象所得		正規雇用割合(男性15歳以上)
	就業者一人当たり雇業者報酬(二次医療圏)	共働き支援力	有配偶女性就業率(30-34歳)
定住力	転入超過率(生産年齢人口)		0-5歳児一人当たり保育所在所者数
	1万世帯当たり住宅着工戸数		0-5歳児一人当たり保育所定員数
	新設事業所従業者数割合(二次医療圏)	0-5歳児一人当たり保育所数	
家族と地域のきずな力	3世代世帯比率	子育て支援力	0-17歳人口当たり児童福祉費
	人口1万人当たり消防団員数		0-5歳児1万人当たり子育てサークル数
	人口2万人当たり刑法犯認知件数		0-5歳児1万人当たり児童館数
住宅条件	持ち家比率(世帯主15-64歳)	出産・子育て環境	20-44歳女性人口一人当たり産婦人科医師数(二次医療圏)
	一戸建て比率(全世帯)		0-9歳児1万人当たり小児科医指数(二次医療圏)
	床面積100㎡以上の住宅居住割合(世帯主15-64歳)		可住地面積1km <sup>2</sup> 当たり0-14歳人口
	1ヶ月当たり平均借家家賃・間代(二次医療圏)(逆相関)		1週当たり就業時間(15歳以上女性就業者)(逆相関)

(3) これに対し、県の現在の少子化対策に関連するワークでは、有配偶者率と有配偶者出生率という枠組みで整理することはできるが、当該ワークや事業が、いかなる地域、いかなる年齢層のいかなる要因を対象にしたワーク・事業なのか、第一子の出生に特に影響を与えるワーク・事業なのか、第二子以上の出生に関わる要因に向けられたものか等については明確ではない。これらは、合計特殊出生率の計算式を分解した要素であるから、合計特殊出生率の増加を考えるにあたって念頭に置くべき構造の一つである。そして、前記(2)にあげた前記各要因は、合計特殊出生率に影響を及ぼす可能性のある要因であるから、これらの要素も加味することで、ワークや事業の位置づけ、あるいは、当該ワークを構成する事業の成果から合計特殊出生率増加に至る仮説(ロジック)を、さらに明確できるのではないか。それによって、投入した(する)人的・物的資源が有効活用されているか(活用できるか)をより明確にできるのではないか。そのような取組みは、EBPM(Evidence Based Poli

cy Making/証拠に基づく政策立案)の前提であるとともに、県民に対するアカウントビリティ(説明責任)の観点からも必要であると考えられる。

現状では、事業によっては「少子化に関連すると思われる」という程度の関連性でワークに含まれている印象がある事業もあり、そのことが、少子化対策のワーク(事業戦略)そのものや、個々の事業のアウトカムを不明瞭にしている(するおそれがある)ように思われる。例えば、「将来世代応援知事同盟事業」(200頁)をワーク5①「子供と子育てにやさしい生活環境づくり」に含める必要があるのか、「広島キッズシティ補助金」(197頁)や「ひろしま型自然保育推進事業」(120頁)についても、事業自体には意義があるとしても、それが合計特殊出生率(その構成要素である有配偶者出生率)の増加にどのように関係するのか、因果関係の仮説(ロジック)は明確とはいえないのではないかと。

あるいは、県が重点的に取り組んでいる「ひろしま版ネウボラ構築事業」(178頁)について、「ネウボラ」による手厚い子育て支援がなされているフィンランドの統計局によれば、フィンランドの出生率は8年連続で低下し、2018年の合計特殊出生率は1.41と過去最低であると報告がなされており([https://www.stat.fi/titil/synt/2018/synt\\_2018\\_2019-04-26\\_tie\\_001\\_en.html](https://www.stat.fi/titil/synt/2018/synt_2018_2019-04-26_tie_001_en.html))、「ネウボラ」が少子化対策にどの程度有効であるのか、現状では、因果関係がはっきりしているわけではないと思われる。しかし、「ひろしま版ネウボラ」には重要な意義(効果)があるはずであるから、「ひろしま版ネウボラ」を「少子化対策」関連事業としてのみ位置づけるとすれば、かえってその意義(効果)を一面的なアウトカムで評価することになりはしないか、という懸念もある。

なお、県の事業の多くは国の補助金を利活用したものであるところ、県としては、国の総花的な施策に対応すべく事業を行わざるを得ないという側面もあるのではないかと考えられ、この点も、ワークによる整理(戦略の立案)を複雑・曖昧にする要因ではないかと思われるが、何に重点を置くのか・何を行わないのか、広域事務、補完事務を担当する県の手腕を発揮する場面と捉えることもできるのではないかと。

- (3) 以上のとおり、少子化対策に関連するワークや、ワークを構成する事業とワークの目標との関連性、ロジックは、さらに整理、明確化する余地があると考えられる(「3

意見（ワークとワークを構成する事業の関係，ロジックの整理と明確化について）」224頁）。

### 3 意見（ワークとワークを構成する事業の関係，ロジックの整理と明確化について）

ワークを構成する事業には，その成果から合計特殊出生率増加に至る因果（ロジック）が必ずしも明確でないものも含まれており，そのことが，少子化対策のワーク（事業戦略）そのものや，個々の事業のアウトプット，アウトカムを不明瞭にしているように思われる。また，県の事業の多くは国の補助金を利活用したものであるところ，県としては，国の総花的な施策に対応すべく事業を行わざるを得ないという側面もあるが，少子化対策に関連するワークや，ワークを構成する事業とワークの目標との関連性，ロジックをさらに整理，明確化する取組みを続けていただきたい。

## 第48 総括

### 1 少子化対策関連ワークと事業の指標，目標の設定，管理について

少子化対策として何を目的とし，どのようなワークを立案し事業を整理するのかについて，整理，検討，改善の余地があると考え。ワークとの関係，ロジックや指標を明確化することは，当該事業の経済性，効率性，有効性を判断するとともに，県民に対する説明責任を果たすためにも不可欠である「第8 広島県における少子化要因調査分析事業，問題点（調査分析結果の活用がなされていないことについて）」34頁，「意見（ひろサポ会員の登録者数を目標とすることについて）」52頁，「意見（前年度目標値に増加率を乗じた目標を設定することについて）」91頁，「意見（特定不妊治療による出生数（推計値）を目標とすることについて）」103頁，「意見（キャリアアップ研修の受講者数を目標とすることについて）」120頁，「課題・問題点（「1・2歳児の待機児童数を前年度よりも減少させること」という指標・目標について）」140頁，「意見（子育て支援員研修の指標設定について）」177頁，「第47「ワーク」と「ワーク別管理シート」について」211頁等）。

### 2 再検討の余地があると思われる事業

本外部監査の対象とした個々の事業は，それぞれが社会的価値の創出のために意義のある事業であるが，限られた人的物的資源を有効活用するためには，何をアウトカ

ムと考えるのか、そこに至るロジック、そのためにどの程度のコストをかけるのか、といった観点から再検討する余地がある事業もあると考える（「第9 ひろしま出会いサポートセンターの設置・運営事業」37頁，「第10 みんなでおせっかい「こいのわ」イベント事業」54頁，「第11 みんなでおせっかい「こいのわ」プロジェクト事業」56頁，「第17 不妊検査・一般不妊治療費助成事業」76頁，「第25 魅力ある保育所づくり推進事業」111頁，「第31 県庁内保育所設置モデル事業」132頁等）。

### 3 改善すべき委託契約

随意契約の理由が不明確なものや安易に変更契約がなされているもの、契約の履行確認や書面の作成が不十分でないもの等、委託契約において改善すべき点が多く見られる。合規制や経済性の点のみならず、県民の信頼という点からも、委託契約の締結から履行までの各プロセスの再点検が必要である（「指摘（公益財団法人中国地域創造研究センターとの業務委託契約を随意契約により行ったことについて）」37頁，「問題点（当初の契約の変更により，別の委託を追加することについて）」61頁，「意見（ひろサポのWebサイトの運営に要する，KG情報に対する委託費と夢財団への委託費の関係の精査について）」69頁，「指摘（対象経費の決定根拠資料について）」97頁，「指摘（按分により経費を支払う場合の経費総額の確認について）」97頁，「問題点（当初契約の契約変更により委託額を増額することについて）」114頁，「問題点（第一エージェンシーとの随意契約による委託）」125頁，「意見（イクちゃんネットの保守管理に要する費用について）」196頁等）。

### 4 内部統制について

地方自治においても内部統制が規定されたことから、今後は、内部統制体制をどのように構築，実践しているかも問われる。また，少子化は，県の業務のあり方にも影響を及ぼす。したがって，限られた資源，人員で，適正・迅速に膨大な事務を処理するためには，個別的な対処ではなく，仕組みとしての内部統制を整備，充実させる必要がある（「意見（変更契約の許容範囲について）」63頁，「意見（施設の敷地要件が使用貸借である場合の権利内容の確認について）」131頁，「課題・問題点（実績報告書の別表の様式について）」161頁，「問題点（文書の收受印について）」162頁，「問題点（国に対する事業実績報告書の記載の誤り）」171頁，「意見（見積書のチェックの方法について）」177頁等）。

## 5 終わりに

指摘すべき点や改善を要すると思われる点はあったが、県職員の方々が県のビジョン実現のために、各自の職務に誠実に臨んでいることも実感した。

対象部局関係者の方々には、本外部監査に対しても誠実に対応いただいたことに感謝するとともに、今後も少子化対策という困難な課題の解決と社会的価値の創出に向けた取組みを続けていただきたい。